

北海道議會時報

特集 第一回定例道議會

第 10 卷 第 4 号

昭 和 33 年 4 月



北海道議會事務局

一 第 4 号 目 次 一

議会の動き

第一回定例道議会	一
本 会 議	三
決議・意見書	三
各派交渉会	七〇
常任委員会	七五
特別委員会	九三
予算特別委員会	
決算特別委員会	
総合開発調査特別委員会	
請願・陳情	三

雑 録

地方行政疑義問答集	二七
請願・陳情について	

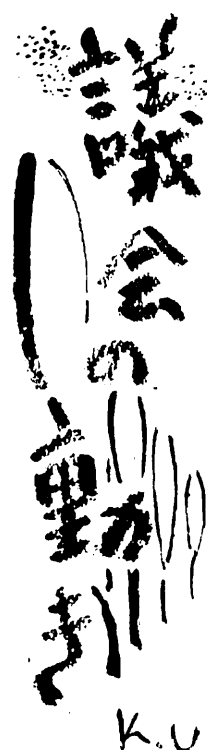
図書室だより	二三
--------	----

三月のメモ

表紙写真

み ず ば せ う

北海道議会事務局撮影



第一回定例道議会

① 第一回定例道議会は、二月二十六日に招集され同日開会、会期を三月二十七日まで三十日間に決定の後、昭和三十三年度当初予算案をはじめこれに関連する議案八十六件が上程され、知事の提案説明に引続き、教育長の三十三年度教育行政方針について説明を聴取、このあと伊藤（弘）議員（自民）より、雪害による林産物生産対策について緊急質問があり、意見案第一号、石炭手当及び寒冷地手当の増額支給に関する要望意見書並びに日・ソ漁業交渉促進に関する決議案を可決して議案調査のため、二十七日より三月五日まで一週間休会した。

② 休会明け六日は、故本多吉江議員の追悼演説のみに止め、翌七日から代表質疑、十日には昭和三十三年度歳入歳出追加更正予算案をはじめこれに関連する議案が上程され、十一日からは一般質疑に入つた。質疑の中心は知事の施政方針で述べられた総合開発の推進、中下層階級の経済安定、化学工業の開発と貿易の振興、道路と離島航路の整備、健全財政の堅持に集中され十八日をもって、全部の質疑を終了した。この間日本海すけとうだら漁業入会協定違反事件の質疑をめぐつて議

第一回定例道議会に知事から提出のあつた案件
議案

提出月日	番号	件名	議事経過
二、二六	一	昭和三十三年度北海道歳入歳出予算	四、一案可決
同	二	昭和三十三年度北海道恩給基金歳入歳出予算	同
同	三	昭和三十三年度北海道学校職員恩給金歳入歳出予算	同
同	四	昭和三十三年度北海道水産物検査費歳入歳出予算	同
同	五	昭和三十三年度北海道林産物検査費歳入歳出予算	同
同	六	昭和三十三年度北海道酪農検査費歳入歳出予算	同
同	七	昭和三十三年度北海道輸送資金歳入歳出予算	同
同	八	昭和三十三年度北海道医科大学費歳入歳出予算	同
同	九	昭和三十三年度北海道病院費歳入歳出予算	同
同	一〇	昭和三十三年度北海道地方競馬費歳入歳出予算	同
同	一一	昭和三十三年度北海道自転車競技費歳入歳出予算	同
同	一二	昭和三十三年度北海道電気事業費歳入歳出予算	同
同	一三	昭和三十三年度北海道有林野事業費歳入歳出予算	同

事が停滞した一幕もあった。

③ 予算特別委員会は十九日に設置され、四月九日まで各部所管の質疑が活発に行われ、更に小委員会を設置して意見調整を行ったが、意見の一致を見ず、自民党より予算案及び議案第二十一号の修正案並びに自動車取得税撤廃のための道税条例の一部改正に関する議案が提出されたがいずれも否決され、予算案はじめこれに関連する議案は四月十四日原案のとおり可決された。

④ 会期末にいたり前回より継続の三十一年度決算審査に関する食糧費不正費消事件をめぐる緊迫した質疑が展開され、ついに、決算の不認定動議、知事不信任及び監査委員総辞職勧告決議案の提出にまで発展したがいずれも否決され、開会以来会期延長六回五十一日目の四月十七日全案件を議して閉会した。

⑤ 提出案件の処理状況次のとおり。

提出者	提出案件	議決の状況				報告のみ	計
		原案可決	同案決議	同案承認	同案決定		
知事	一五(一)	一四	二	一	一	一	一五(一)
議員	三	二	一	一	一	一	三
計	一五(一)	一四	二	一	一	一	一五(一)

() は三十二年第四回定例会より継続審査のもの

⑥ 本会期中の緊急質問
○雪害による林産物生産対策について

伊藤(弘) 議員(自民)

同	二、二六	一四	昭和三十三年度北海道印刷所費歳入歳出予算	原案、可決
同	一五	昭和三十三年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳入歳出予算	同	
同	一六	昭和三十三年度北海道夕張川二股発電所建設事業会計予算	同	
同	一七	昭和三十三年度北海道用品事業費歳入歳出予算	同	
同	一八	昭和三十三年度北海道有財産整備資金歳入歳出予算	同	
同	一九	昭和三十三年度北海道農業改良資金貸付事業費歳入歳出予算	同	
同	二〇	昭和三十三年度北海道中小企業振興資金貸付事業費歳入歳出予算	同	
同	二一	昭和三十三年度北海道中小企業設備合理化事業費歳入歳出予算	同	
同	二二	北海道起債に関する件	同	
同	二三	北海道起債に関する件	同	
同	二四	一時借入金金の件	同	
同	二五	一時借入金金の件	同	
同	二六	北海道有林野事業費積立金運用の件	同	
同	二七	地方宝くじ発売に関する件	同	
同	二八	北海道市町村備荒資金組合に対する事業資金貸付の件	同	
同	二九	北海道職員互助会に対し資金貸付の件	同	

本 会 議

○二月二十六日 午後二時五十三分、荒議長開会を宣し、引き続き開議、あらかじめ会議時間を延長して日程に入り、日程第一会議録署名議員の指定を議題に供し、議長より指名、諸般の報告の後、日程第二会期決定の件を議題に供し、会期は、二月二十六日より三月二十七日まで三十日間に決定、次に日程第三議案第一号ないし第八十六号、報告第一号ないし第三号を議題に供し、知事の施政方針演説があつて、午後三時五十六分休憩、午後四時九分再開、知事より提案説明があり、ついで教育長より三十三年度教育行政方針について説明を聴取、午後五時二十八分休憩、午後六時四十九分再開、諸般の報告の後、伊藤（弘）議員（自民）より、雪害による林産物生産対策について緊急質問があり、副知事より答弁、伊藤（弘）議員（自民）より再質問、副知事より答弁、伊藤（弘）議員（自民）より更に再質問を行い、林務部長が答弁を行なうとしたが伊藤（弘）議員（自民）は、副知事の答弁を要求したため議事が停滞、午後七時十分休憩、午後八時三十二分再開、副知事より答弁洩れについて答弁、次に日程に追加し意見案第一号を議題に供し、森川議員（社）より趣旨弁明の後、委員会付託を省略して原案のとおり可決、次に日程に追加し中山議員（自民）外六名提出の決議案第一号日・ソ漁業交渉促進に関する決議案を議題に供し、趣旨弁明、委員会付託を省略して原案のとおり可決、議長において緊急に打電方取計うこととし、次に休会について諮り、明二十七日より三月五日まで一週間休会することに決し、午後八時四十一分散会。

同	三〇	私立高等学校に対する資金貸付の件	同
同	三一	樹苗価格安定資金貸付の件	同
同	三二	北海道信用保証協会に対する資金貸付の件	同
同	三三	中小企業維持振興資金貸付の件	同
同	三四	北日本航空株式会社に対する資金貸付の件	同
同	三五	授産事業資金貸付の件	同
同	三六	消費生活協同組合連帯資金貸付の件	同
同	三七	財団法人北海道住宅公社に対する資金貸付の件	同
同	三八	財団法人北海道住宅公社に対する資金貸付の件	同
同	三九	住宅改修促進事業資金貸付の件	同
同	四〇	財団法人北海道学校給食会に対する資金貸付の件	同
同	四一	北海道共同作業施設事業資金貸付の件	同
同	四二	北海道土地改良事業団体連合会に対する資金貸付の件	同
同	四三	北海道農業共済資金保証協会に対する資金貸付の件	同
同	四四	北海道中小企業設備合理化事業費特別会計設置の件	同
同	四五	石油資源開発株式会社に対する出資の件	同

知事施政方針

昭和三十三年第一回定例北海道議会の開会に当りまして、昭和三十三年度のおもな施策の内容と考え方を申しあげます。

皆さま御承知のように北海道で最も大きな課題の一つは、どのようにして総合開発を推進するかということでありま。いま北海道の総合開発は、第一次五カ年計画をおえて第二次五カ年計画に入ろうとしております。第一次五カ年計画は国の計画として確立されなかつたため、その当然の結果として十分な成果をあげることができませんでした。第二次五カ年計画につきましては、昨年の暮に、私たちが従来から主張してまいりましたように閣議で決定されましたが、その計画は単なる目標計画であるため、こんごこれをどのように充実し推進するかという重要な課題が残されております。

総合開発の実効をあげるためには、これを計画的に実施してゆかなければなりません。北海道経済をどうするか、経済の体質をどのように改善してゆくか、どのように産業を振興させ、所得を向上させるか、文化厚生、生活の安定をどのように具体化するかなどの内容を盛った計画として確立することが必要であると考えます。そのためにこそ、北海道としては従来既に数億円をつぎこんで、基礎的な調査や研究を行つてまいつたのであります。

私はいま北海道総合開発委員会に第一次五カ年計画の効果と、第二次五カ年計画の実現方策について諮問いたしておりますが、そ答申をまつて、道議会の皆さまとともに十分協議研究を重ね、充実した開発計画の確立と推進にあたつてまいりたいと強く念願しておるのであります。

私はこれまで、農家、漁家、中小企業者、労働者など働く人びとの生活をどのようにしてまもつてゆくかということに道政の主眼をおいて努力してきたのであります。今年、従来の施策の検討の上に、その効果を一層高める意味で、対象をはつきり中下層農家、沿岸零細漁家、中小零細企業者、老人、母子、児童など社会的に弱い立場におかれている人びとにおいて、経営や生活のたて直しに直接役立つような方策を実行してゆくことにいたしました。

さらに、広く一般道民の生活に大きな関係をもっている保健、衛生や住宅についても一層の努力をすることといたしました。

最近続いて起つた冷害のために農家の負債は年ねんふえ、とくに中下層農家の

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	二、二六
六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四六
北海道営札幌競輪場設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件	北海道農家負債整理促進条例の一部を改正する条例制定の件	北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件	北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件	北海道職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	札幌医科大学条例の一部を改正する条例制定の件	北海道教員適正度検査手数料徴収条例制定の件	北海道立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件	北海道立地下資源調査所、手数料条例制定の件	北海道医業類似行為者講習会受講手数料条例制定の件	北海道証明事務手数料徴収条例制定の件	警察職員宿舍の購入に関する予算外義務負担の件	道職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担の件	道職員宿舍の購入に関する予算外義務負担の件	北海道開拓融資保証協会に対する出資の件
同	三、三一 原案可決	同	同	三、二九 原案可決	同	三、三一 原案可決	三、二九 原案可決	同	三、三一 原案可決	三、二九 原案可決	同	同	三、三一 原案可決	四、一四 原案可決

経済は極端に苦しくなつてきております。そのために中下層の農家は冷害にうちかつてゆけるような経営改善もできず、このままでは北海道農業はゆきづまつてゆくばかりでありますから、私は昭和三十年度に農家負債整理対策の検討に手をつけ、昭和三十一年度から実行してきましたが、今年も二十億円の負債整理資金の融通ができるように利子補給を行うこととしました。農家負債の整理を進めるには、このほかに国の自作農維持資金制度を大いに活用することが必要であります。根本的に解決するには国の制度によつて農家負債整理を確実に実行できるようにしてもらわなければなりませんから、その実現のために一層の努力をいたしたいと思ひます。

また、このような中下層農家にめん羊や豚や鶏をとりいれて経営の安定ができるようにするために、市町村を通じて資金の貸付を行い、これらの中小家畜の畜舎をつくるための資金には、利子の補給を行うこととし、生産物の共同集荷所をつくるのに必要な資金もあつせんとしたいと考えております。

さらに中下層農家のなかには農業災害補償法による農業共済の掛金や賦課金の納入にも困つている者もありますので、このような農家に低利の資金を貸付けて災害のあつたときに共済金を貰うことができるようにいたします。

このような対策によつて、中下層農家の安定をはかつてゆきますが、農家が自ら立ち上ろうとする意欲をお互の生活活動の結びつきの中からもちあげてゆくことが必要であり、ここに、部落を中心とした積極的な生産活動の重要性があると考えます。

農家経営安定のためのいろいろな対策と農家の自らの意欲を結びつけるには、農業経営の相談相手になる農業改良普及員の役割は大変重要でありますので、その定数をふやし、講習によつて普及員の畜産技術を一層向上させて充実した仕事ができるようにし、また普及員を助けながら部落の生産活動に協力する部落生産活動協力員も昨年よりふやして十分な活動ができるようにいたしました。

このほか、畜産の振興のために大きな役割を果たす原々種畜を購入して、優良な品種を繁殖させ生産を高めたいと思つております。

酪農をひろめてゆくには、乳牛をいれたり、草地を改良したりするためにいろいろな手段をとることは当然のことですが、さらに生産された牛乳の価格をどうして安定させるか、どのような体制で牛乳や酪農製品の販売をして市場を確保するかということを、総合的に検討することが必要であります。このような

同	六二	北海道立保育専門学院条例制定の件	同
同	六三	北海道立保健婦学院条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	六四	北海道教員養成所条例の一部を改正する条例制定の件	三、二九 原案可決
同	六五	北海道警察組織条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	六六	北海道立種畜場使用料及び手数料条例制定の件	三、三一 原案可決
同	六七	北海道立種畜場条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	六八	北海道寒冷地農業振興対策委員会条例制定の件	四、一二 原案可決
同	六九	北海道立自然公園条例制定の件	三、三一 原案可決
同	七〇	北海道自然公園審議会条例制定の件	同
同	七一	北海道営自動車競技条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	七二	北海道農産物受検条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	七三	公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	七四	北海道職員採用競争試験受験手数料条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	七五	食品の製造販売行商等衛生条例の一部を改正する条例制定の件	同
同	七六	北海道老令者福祉年金条例制定の件	同
同	七七	上川郡清水町と河西郡芽室町との境界変更の件	三、一九 原案可決

意味で、乳価に大きな関連をもつ集乳のための経費をできるだけ安くする方法を研究し、その結果をまつて実行に移したいと考えてます。

一昨年の冷害を機会として、私たちは「寒地農業振興対策」の確立と実行を道議会、農業関係のいろいろな団体、市町村と一体となつて強く政府に要望してまいりました結果、農林省は昨年からは北海道農業の基本的な実態調査を行うとともに、具体的な対策を検討して寒冷地畑作営農改善資金という七億円の長期低利資金を融通することになりました。このように日本の農政が北海道の畑作農業を考へる方向に動いてきたことはこれまででなかつたことであり、私は北海道の実情に合うようにこの政策をうけいれて活用してゆきたいと思ひます。

私たちが、農業経営の改善によつて中下層農家の安定をはかるためには、長期低利の資金が必要であると考えて、それが早く実行に移されるように国に対して要望してきましたが、欧米諸国の実情をみましても、例えばアメリカの河川開発に伴う土地改良資金は四十五年から六十年に亘る長期のものであり、デンマークの小農安定の基礎となつた土地取得のための資金などは償還期間が百年にも及んでおり、私たちの考えている方向が正しかつたという確信を深めると同時に、一日も早く長期低利の資金が制度として確立されなければならないことを感じました。皆さまでこの制度の実現に向つて大いに努力をいたしたいと考えてます。

以上申しあげましたように、中下層農家の経営安定の対策を進めてまいります。さらに農地政策の面からこれらの農家が転落するのを防いでゆくことが必要でありますから、支庁に農地相談所を置いて指導を一層強化してゆくことといたしました。

北海道の農家のなかには、長い間苦勞を重ねながら営農が安定しないため、とくに最近続いた冷害によるいたで大きく非常に生活をおくつている開拓農家があることを忘れることはできません。それは、せつかく入植しても建設工事が十分に進められなかつたこと、営農資金の不足が大きな原因となつているのであります。従つてこれらの問題点や、開拓農協のあり方などを総合的に検討しなければ、効果のある対策をたてることができないと思ひますから、今年には不振開拓農家総合対策委員会をつくつて、今後の対策を進めてゆきたいと思ひます。また、北海道の開拓を明るくするには、いままでのやり方をいろいろあらためることが必要であり、例えば、現在根釧原野でやつているパイロットフーム方式などはその良いゆき方の一つであると考えております。

同	同	同	同	同	同	三、一〇	同	同	同	同	同	同	同	同	二、二六
九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八
昭和三十三年 度北海道道庁 財政資金歳入歳出追加 予算	昭和三十三年 度北海道道庁 財政資金歳入歳出追加 更正予算	昭和三十三年 度北海道道庁 財政資金歳入歳出追加 更正予算	昭和三十三年 度北海道道庁 財政資金歳入歳出追加 更正予算	昭和三十三年 度北海道道庁 財政資金歳入歳出追加 更正予算	昭和三十三年 度北海道道庁 財政資金歳入歳出追加 更正予算	昭和三十三年 度北海道道庁 財政資金歳入歳出追加 更正予算	北海道保健婦修学資金貸付 条例の一部を改正する 条例制定の件	沿岸漁家農耕兼業確立資金 貸付の件	北海道低位経済農漁家畜産 振興条例制定の件	北海道漁業協同組合整備促 進条例の一部を改正する 条例制定の件	北海道沿岸漁家振興対策委 員会条例制定の件	北海道沿岸漁家経済振興促 進助成条例制定の件	北海道道庁委員会予備委員 の選任につき同意を求むる 件	道営住宅入居者の明渡請求 に関する調停申立等の件	公有水面埋立地を山越郡長 万部町の区域に編入するの 件
同	同	同	同	同	同	同	三、三一 原案可決	四、一四 原案可決	三、三一 原案可決	同	同	四、一四 原案可決	三、一九 同意議決	同	三、三一 原案可決

今年を北海道農業の再出発の大切な年として、一日も早く冷害をこうむらない安定した農業が営めるように農家の皆さんと一緒に努力したいと思ひます。

北海道の漁獲高は最近次第に減つてきておりますが、その内容をみますと、「中型機船底曳」「さんま俵受」「さけ、ます流網」などの中小資本による生産はのびていますが、「にしん漁業」「いか釣」などの沿岸漁業は非常に衰え、大型漁船漁業と沿岸漁業との差がはつきりあらわれてきております。ところが北海道の漁家の八六パーセントは沿岸漁業に従事していますので、沿岸漁業をどうしてゆくかは非常に大きな問題であります。

このようなことは、いままでも十分考えてにしん地帯、いか地帯、噴火湾地帯など特別の地帯には総合安定計画をたてていろいろの対策を実施してきましたが、同じ漁家でも資本力や経営のやり方が千差万別であるということを見きわめて、実情にふさわしい改善の方法をはつきり示さず、指導や助成もおもに漁業協同組合中心に進めてきたため、組合のあり方などにも問題があつて、その効果が零細漁家にゆきとどかない面が少なくなつたのであります。そのうえ、困つてゐる漁家ほど資金を必要としておりますにもかかわらず、信用が得られないため系統資金を利用することができません。経営をよくしようと思つても資金の面で頼るところがなかつたわけでありまして。そこで今年は、この点を細かく検討して沿岸漁家の振興対策を進めてゆくことといたしました。

まず地帯毎階層毎に経営のあるべき姿として経営の類型をきめ、漁家が自分の経営はどうしたら安定させることができるかをはつきりしめします。つぎに沿岸漁家のなかには、いままでも自分たちの遅れた姿をよく考えて、どのように改善したらよいかを真剣にとりあげてきた人もおりますが、また、どうにもならないという気分におかれてゐる人もおりますから、お互に元気づけたり、改善方法を相談、研究しあつたりする部落ごとの集りをもたせ、その会合に道、支庁、市町村、試験研究機関の人や、技術指導員などが出かけて行つて、いろいろと相談相手になつたり力を貸したりするようにいたします。このようにして、それぞれの漁家が経営を自分たちの力で、地域の実情や自分の力にふさわしい方向に安定させるようにしむけてゆきます。

まだ古い考えが根強く残つてゐる漁村では、どうしても新しい世代の青少年や家計をあずかる婦人の自覚と努力が必要でありますから、漁村青少年クラブや婦

同	九四	昭和三十一年度北海道医科大学費歳入歳出追加更正予算	同
同	九五	昭和三十一年度北海道地方競馬費歳入歳出追加更正予算	同
同	九六	昭和三十一年度北海道自転車競技費歳入歳出追加更正予算	同
同	九七	昭和三十一年度北海道有林野事業費歳入歳出更正予算	同
同	九八	昭和三十一年度北海道母子福祉資金貸付事業費歳出更正予算	同
同	九九	昭和三十一年度北海道夕張川二股発電所建設事業会計更正予算	同
同	一〇〇	昭和三十一年度北海道用品事業費歳出更正予算	同
同	一〇一	昭和三十一年度北海道有財産整備資金歳入歳出追加更正予算	同
同	一〇二	昭和三十一年度北海道農業改良資金貸付事業費歳入歳出追加予算	同
同	一〇三	北海道起債議決変更の件	同
同	一〇四	北海道起債議決変更の件	同
同	一〇五	北海道起債議決変更の件	同
同	一〇六	北海道起債議決変更の件	同
同	一〇七	北海道起債議決変更の件	同
同	一〇八	北海道起債に関する件	同
同	一〇九	北海道起債に関する件	同

人会の活動を援助して新しい村づくりと関連をもたせて成果をあげてゆきたいと思ひます。

また、沿岸漁業には資源の点や収入の点から或る程度限界があり、沿岸漁業だけで現在の漁業人口を収容することは困難な面がありますので、できるだけ沖合漁業に転換させてゆくことがどうしても必要であります。しかし、それは資金や船を持たない沿岸零細漁家の一人一人の力ではできませんから共同経営という方法を考え、五戸位ずつ集まつて共同経営体をつくらせ、これに資金や船をもたせて沖合に出ていけるように援助してゆきたいと思ひます。

沿岸漁家の沖合進出に必要な資金は、政府から供給してもらふ必要があるのですが、差しあたり道費で利子補給や債務保証をすることとし、一方政府に対してはそのような制度を一日も早くうち立てるよう強く働きかけてゆくつもりであります。

しかしいまだで申しましたいろいろの方法をやつても、実際には漁業だけではどうしても生活の安定のできない漁家がでてきます。そこでそのような漁家の生活対策として兼業の問題を考えなければなりません。

兼業として兼業を行う場合には、多くの漁家は土地も家畜ももっておりませんし、農機具資材なども手に入れなければなりません。さらに土地を開墾したり改良したりする手がかりを考へてゆかなければなりません。そこで、私はこのようなことをするのに必要な資金を道費で融通する途を開いて営農を指導援助し、経営類型のモデルをつくり、次第にそれをひろめてゆきたいと思つております。

さらに、漁家の相談相手になる水産業改良普及員の数をふやし、また普及員の技術を上させるために講習会などを開いて研究させることにいたしました。

沿岸漁業経営を安定発展させるためには、総合的に対策を進めなければなりません。そこで今年は新たに北海道沿岸漁家振興対策委員会をつくり、実情にそつた効果のあがる方法を考へてゆくことといたしました。

以上沿岸漁家安定の方法についてのべましたが、零細な経営を共同の力で改善の方向にもつてゆくやり方は農業の場合と同じ考へ方であります。このゆき方に多くの漁家が共鳴して新しい村づくりに努力されるよう期待いたします。

中小企業は大きな企業と比べものにならないほど数が多く、労働者が働く場所としても重要な意味をもつていのですが、資本力が足りないことや技術が低いために経営がふるわず、従来から経営の合理化、組織化、設備を新しくすること、技

三、一〇	一一〇	北海道起債に関する件	三、一九
同	一一一	空港整備事業に伴う地方公共団体の負担金に関する件	同
同	一一二	警察職員宿舍の購入に関する予算外義務負担の議決変更の件	三、三一
同	一一三	北海道税条例の一部を改正する条例制定の件	三、一九
同	一一四	北海道立農業試験場分析手数料条例の一部を改正する条例制定の件	三、三一
同	一一五	北海道建築審査会委員の選任につき同意を求める件	三、一九
三、一五	一一六	昭和三十三年度北海道歳入歳出追加更正予算	四、一四
同	一一七	北海道起債に関する件	同
同	一一八	北海道職員定数条例の一部を改正する条例制定の件	三、二九
同	一一九	北海道議会議員の選挙区の合区に関する条例制定の件	三、一九
同	一二〇	財産の取得に関する件	三、三一
同	一二一	土地の購入に関する予算外義務負担の件	同
同	一二二	北海道起債議決変更の件	三、一九
三、二九	一二三	昭和三十三年度北海道歳入歳出追加予算	四、一四
同	一二四	昭和三十三年度北海道医科大学費歳入歳出追加予算	同
同	一二五	昭和三十三年度歳出予算繰越使用に関する件	三、三一

術を高めること、金融の道をつけることなどの対策を行つてまいりましたが、今年も続いてこれを進めてゆきながら、とくに零細企業に注意を向けたいと思います。

まず経営の合理化を進めるために、能率指導所と中小企業相談所とをあわせて商工指導所という一つの強い機関として、企業の診断や相談や指導などを十分やれるように援助いたします。とくに零細企業の診断をするときには、その場ですぐ改善の方法を指導するようにしてもらいます。組織の面では、協同組合、商工組合のほか零細企業者が集まつてつくる事業協同小組合を育ててゆくことにつとめ、また設備を新しくすることをすすめるために機械貸付制度を特別会計として恒久化することといたしました。

さらに金融の面では信用保証制度を強化し、利用者の負担を少くするために、信用保証協会の保証料を日歩七厘から六厘に引下げることにし、その財源の一部として信用保証協会に対する道貸付金五億円の利子を日歩七厘から四厘五毛に引下げました。

また、おもに零細企業への金融の資金源として八億円を貸出すことにいたしました。

北海道では、戦後出生率が非常に高く、その反面死亡率は全国の最下位にあつて、十五歳から六十四歳までの人の数は当分の間ふえてゆく方向にありますから、それにとらなつて働く場所がふえてゆかなければ失業者の数がふえてゆく結果になります。

三十二年を三十一年にくらべてみますと、常用雇用の数は約三パーセントふえておりますが、この内容をみますと、神武景気の影響をうけて四月に戦後最高の記録をつくつた建設業や製造業の常用雇用が、金融引締めの影響で下半期には伸び悩み、減少の気配をみせました。

一方企業整備は全体としてはふえておりませんが、年間百八十四件のうち半数以上が十月以降に行われております。

失業保険に入つてゐる人のなかで離職する人の率、すなわち失業率も同じこと、十二月から前年に比べて〇・二パーセント高くなつてきておりますから、全体的に先の見通しが暗くなつております。求人の方はどうかといいますが、数では前年より一七パーセントもふえておりますが、その職業の内容は農林水産業や食料品製造業がほとんどで、道外の人もあつてしておりますから道内の人の職場になる率は少いものと思われれます。三月には新しい卒業生も出てきますし、駐留

同	二二六	北海道警察組織条例の一部を改正する条例制定の件	三、二九 原案可決
同	二二七	北海道農業改良普及所条例制定の件	三、三一 原案可決
同	二二八	銃砲刀剣等所持取締法に基づく許可証及び登録証の交付等手数料条例制定の件	同
同	二二九	資金前渡に関する件	三、二九 原案可決
同	二三〇	北海道議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例制定の件	四、七 原案可決
三、三一	二三一	昭和三十三年度北海道歳入歳出暫定予算	三、三一 原案可決
同	二三二	昭和三十三年度北海道恩給基金歳入歳出暫定予算	同
同	二三三	昭和三十三年度北海道学校職員恩給金歳入歳出暫定予算	同
同	二三四	昭和三十三年度北海道水産物検査費歳入歳出暫定予算	同
同	二三五	昭和三十三年度北海道林産物検査費歳入歳出暫定予算	同
同	二三六	昭和三十三年度北海道農林検査費歳入歳出暫定予算	同
同	二三七	昭和三十三年度北海道医科大学費歳入歳出暫定予算	同
同	二三八	昭和三十三年度北海道病院費歳入歳出暫定予算	同
同	二三九	昭和三十三年度北海道地方競馬費歳入歳出暫定予算	同
同	二四〇	昭和三十三年度北海道自動車競技費歳入歳出暫定予算	同
同	二四一	昭和三十三年度北海道電気事業費歳入歳出暫定予算	同

軍労務者で解雇された人もあり、農村や漁村から都会に職を求める人も多く、大工場ではオートメーションや機械化が進めばそれほど人が要らなくなるというようなこともあつて、あまりよい見通しとも思われません。

それです。従来以上の努力を払つて雇主の理解をえながら職場開拓をやつてゆかなければならないと思いますが、産業が発達するにつれて技能をもつた人が求められる傾向が強くなつておりますから、公共職業補導所を一カ所新たに設けるとともに補導種目もふやすことといたしました。また、家庭の主婦や未亡人などのために新たに内職公共職業補導所を設け、内職の指導と世話を進めることにいたしました。

働く条件のなかで大切なのは賃金の問題です。道では、昨年から北海道の中小企業の賃金状態について調査を進めてきましたが、今年もこの調査をひき続いて行い、業種別、職種別、性別、年齢別などに賃金の実態を明らかにし、労働者の生活や企業の経営を安定させる対策を立てる上の基礎といたしたいと思います。

なお、失業対策については、とりあえず一日三千人の枠で対策を立てましたが、今後の成行きをみてさらに強化してゆく考えをもつております。

先般、欧米を旅行してまいりまして、私が痛切に感じましたことは、社会保障が完備され、生活の設計を立てることができるようになつていて、国民が何の心配もなく明るい毎日をおくつてゐることです。わが国では最近一般には生活がよくなくなつてゐるといわれていますが、それは平均の話で、農村や漁村の零細世帯、都市の零細商業、臨時日雇世帯などその日の生活に追われている人が非常に多く、北海道でも社会保障を受けなければならない人は約十七万世帯と数えられております。

このような人びとのために、これまで生活保護法を適用したり、更正資金、生業資金、医療貸付金などを融通したり、授産施設や児童保護の施設もとのえてまいりました。とくに二万余の母子世帯には特別の資金を用意し、母子寮、母子住宅などを建てて心配なく働けるように意をくばつてまいりました。また、身体障害者には職業の補導や住宅の建設をしてまいりました。

このようなことは今後も続けてゆきますが、今年はとくに保護児童に対する対策を強く進めるため、通園式精神薄弱児童養護施設をふやすとともに、養護を終えた児童が社会に出る上に必要な教育と指導を行うためアフターケア施設として

報 告

三、三一	一四二	昭和三十三年度北海道有林野事業費歳入歳出暫定予算	三、三一 原案可決
同	一四三	昭和三十三年度北海道印刷所費歳入歳出暫定予算	同
同	一四四	昭和三十三年度北海道夕張川二段発電所建設事業会計暫定予算	同
四、七	一四五	北海道税条例の一部を改正する条例制定の件	四、一二 原案可決

提出月日	番号	件 名	議 事 経 過
二、二六	一	専決処分報告の件（北海道厚生年金住宅に関する災害共済委託の件）	三、三一 承認議決
同	二	専決処分報告の件（昭和三十三年度北海道歳入歳出追加予算）	三、一九 承認議決
同	三	専決処分報告の件（昭和三十三年度北海道歳入歳出追加予算）	同
同	四	専決処分報告の件（北海道支庁設置条例の一部を改正する条例）	同
同	五	専決処分報告の件（北海道警察組織条例の一部を改正する条例）	同
同	六	専決処分報告の件（保健所設置条例の一部を改正する条例）	同
三、一五	七	専決処分報告の件（北海道警察組織条例の一部を改正する条例）	同

三十二年第四回定例会より継続審査中のもの

提出月日	番号	件 名	議 事 経 過
二、二〇	五	昭和三十一年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件	四、一七 意見を附し 認定議決

青少年育成総合施設をお年玉葉書の寄附金をもととしてつくることにいたしました。

また、これらの児童の就職の際には、その前途を祝福する意味で支度金をおくことを考え、一方、最近とくに重要となつてきております老人対策として、養老年金制度の確立を促進する意味で高齢者福祉年金の制度を新たに設けることともに、養老施設を拡張して収容力を増すことに努めました。

さらに、道民の健康をまもり、貧困の大きな原因である病気をなくするには、公衆衛生対策の強化と医療保障の充実が極めて大切であります。従つて結核や精神病などの患者の医療費をふやすとともに公衆衛生の第一線機関である保健所の機能を大いに強めることに努力しました。

また、道立の病院、診療所や国民健康保険直営診療施設の充実にも力を注ぐことといたしました。

住宅の問題は、生活の上から非常に重要でありますから、これまで、住宅難を緩和する方策として公営住宅の積極的な建設による低家賃住宅の供給と中小企業の勤労者のための厚生年金住宅の整備について努力してきましたが、今年はこの方策を進めてまいります。とくに宅地難の緩和のため勤労者住宅の敷地として五万坪の宅地を造成するため必要な資金の一部貸付を考え、また、防寒、防火のうえから欠陥の多い住宅や老朽した住宅の改修を進めるために市町村を通じて住宅改修の資金を融通する途を開きました。

日本は、外国にくべて災害による住宅の被害が多いのであります。この点も考へて私は寒地建築研究所をつくつて耐寒、耐火の住宅の普及に努力してきたのであります。日本は気候、風土や習慣などの上から木造建築が多く、いま急に欧米のように何百年も耐えられる建築を普及することは難かしいかもしれませんが、木材を使用した建物であつてもできるだけ火災に耐える工夫が要ると思ひます。

これまでも、各方面で木材にいろいろの処理を行つて、火災にあつても燃えないようにする研究が行われているのですが、まずそれらの研究がどのように行われ、どの程度進んでいるかを十分調査した上で、私たちが今後の研究をどういうふうに進めるかを明らかにしてゆきたいと思ひます。

つぎに、化学工業の開発と貿易について申しあげます。

北海道に豊富にある石炭、天然ガス、木材などの資源をできるだけ高度に利用

議員から提出のあつた案件

会議案

提出月日	番号	件	名	議事経過
四、一四	一	北海道税条例の一部を改正する条例制定の件	否四、一四	決

決議案

提出月日	番号	件	名	議事経過
二、二六	一	日・ソ漁業交渉促進に関する決議	原案可決	二、二六
四、一四	二	原水爆禁止に関する決議	原案可決	四、一四
四、一五	三	総合開発調査特別委員会調査経費に関する決議	原案可決	四、一五
四、一七	四	食糧費使用の適正化対策調査特別委員会設置に関する決議	否四、一七	決
同	五	北海道知事田中敏文君不信任決議	同	同
同	六	監査委員総辞職勧告決議	同	同

意見案

提出月日	番号	件	名	議事経過
二、二六	一	石炭手当及び寒冷地手当増額支給に関する要望意見書	原案可決	二、二六
三、一九	二	非補助小団地等土地改良事業助成基金制度改善に関する要望意見書	原案可決	三、一九

した工業を起すことが、北海道の経済を發展させてゆく上に必要でありますから、これまでガス化学、石炭化学、木材化学などについて、基礎的な試験を工業試験場や林業指導所で行い、また、国立大学の研究室にも委嘱してやつてきましたが、幸い、すぐれた科学者や技術者の力によつて、注目すべき新しい成果が生れてきております。

ガス化学工業の試験は、天然ガスや炭坑ガスの主な成分であるメタンガスからエチレンやアセチレンを製造しようとするものであります。とくにアセチレンは、新しい合成化学工業の基礎となるものであります。これまでは石灰石を電気炉で焼いてカーバイトをつくり、これからアセチレンを製造し、さらにビニロンのような化学せんにビニロンのような化学せんに發展させておりました。終戦直後、北海道に石灰石があるからビロン工場をもつてきたいという運動が方ほうにあったのはこのためです。しかし、この方法は非常に沢山の電力を必要としますし、その上電気料金が安くなければ成り立ちませんから北海道には向かないのであります。

数年前から続けてまいりましたガス化学工業の研究は、北海道に天然ガスが沢山あることや電気料金が他の地域よりも割高であることを考えて、新しい方法で安いアセチレンをつくることを狙つたものであります。

私はこれまでの基礎研究を進め、できれば中間工業試験までもつてゆき、アセチレンからさらに塩化ビニール、あるいはアクリルニトリルをつくり、北海道の化学工業發展の基礎にしたいと考えております。

また、石油資源開発株式会社に対する道の出資をふやして、道内にある石油や天然ガスの開発に協力する一方、ガスを遠く消費都市やガス化学工業地帯にパイプラインによつて送る計画を立てるために十分な調査を行つて、近い将来のガス利用の準備を進めたいと思ひます。

石炭化学工業は、決して新しいものではなく、本道においてもコークス、都市ガス、コールタールを製造する乾溜、硫安、尿素の原料であるアンモニアを製造するガス化が実際に行われておりますが、そのほかに高級アルコールやパラフィンなどをつくるフィツシャー法、合成せんに、合成ゴム、溶剤、染料など非常に多くの製品の原料となるベンゾールとか石炭酸などをつくる水素添加法、そのほかいろいろな処理方式が研究されております。

本格的な石炭化学工業は、南アフリカ連邦、オランダ、オーストラリア、西ド

四、一二	三	昭和三十三年産甜菜原料価格維持に関する意見書	四、一二
同	四	農山漁村電気事業の育成強化に関する要望意見書	同
四、一五	五	駐留軍関係離職者対策に関する意見書	四、一六

請願・陳情

① 第一回定例道議会において各常任委員会に付託された請願陳情並びに審査の結果はつぎのとおり。

請願

文書番号	件名	請願者	付託審査結果
515	釧路まわりも学園の増設に対し助成の件	釧路まわりも学園理事長	厚生委員会結果審査
516	各種学校教員能力検定試験施行に對し道費補助の件	北海道各種学校連合会長	文教委員会結果審査
517	比布村地内比布川及び支流留川を準用河川に昇格の件	比布村長	建設委員会結果審査
518	道道増毛、妹背牛線一部道路巾員並びに橋梁拡張工事施行の件	北竜村長	同
519	釧路村字昆布森地区海岸浸蝕防止対策の件	釧路村長	同
520	道教職員の退職手当の不利益是正の件	北海道高等学校校長協会理事長	文教委員会結果審査
521	松前城再建に對し道費補助の件	松前町長	同
522	狩猟法に基づく捕獲制限鳥獣の被害対策の件	平取町開拓農業協同組合代表	同

イツなどで計画されあるいは実施にうつされております。しかしアメリカのように石油資源や天然ガスを確保している国では、これらの資源を原料として化学工業を行っておりますが、この場合においても将来は必ず石炭化学時代がくるという見通しのもとに非常に熱心にこの試験研究を進めております。

このような、世界の国々に石炭化学工業の状況からみて、炭素資源の乏しいわが国では、北海道の石炭がもつとも将来性がありますから本道の石炭産業と結びついた石炭化学工業を確立するため、石炭の品質等の調査は勿論フィッシャー合成、水素添加、乾溜の各方面にわたって調査研究を進めたいと考えます。

木材糖化工業は、木材を化学的に処理し、その構成分子であるセルロース、ヘミセルロース、リグニンからグルコースやフルフラールをはじめ各種の製品をつくるもので、世界の国々に早くから研究されてきましたが、私はとくに北海道の広葉樹を活用して日本にもつとも適した方法でこの工業を進めたいと考えまして、昨年から中間工業試験にはいり、次第に成果をあげております。

フルフラールの用途は石油精製用溶剤、ナイロン原料、グルタミン酸ソーダならびにレジンなど広い分野にわたり、しかも国内使用量の三分の二を輸入している現状からみて、その研究の成果はきわめて大きな意義をもつわけであります。

また、リグニンも代用アスファルト、リノリウム混合粘結剤、ゴムの充填剤にするなど活用の面が広く、試験としては昨年中にリグニン溶化法と性状研究をおこない、その水素添加予備試験が終了したので、今年はリグニンの合成樹脂への誘導などさらに高度の利用試験をおこなうこととしております。

なお、私がアメリカのウイスコンシン州マディソン市にある国立林業研究所を訪れましたとき、道の林業指導所の研究成果が資料として備えられ、かえって先方から私たちの木材化学工業研究のその後の模様について質問を受けたことをつけ加えておきます。

ガス化学や木材化学の試験研究に関連して、科学技術について私の考え方をのべてみたいと思います。

第一に、私が欧米を視察したときに目についたことは、科学博物館などの施設が沢山あつて、学校教育や社会教育とあいまつて、自然に一般の人びとの科学技術の知識を育てるのに非常に役立っていることでありますが、このように科学技術に対する理解が広く人びとのなかにゆきわたることが科学の発達のための基礎であると思います。

539	538	537	536	535	534	533	532	531	530	529	528	527	526	524	523
国際労働機関の「結社の自由及び同結権の擁護に関する条約」批准促進の件	浦幌町字直別部落一戸を音別村に編入の件	私立学校に対し道費助成の件	道道夕張鶴川線中穂別市街夕張間道路改良工事施行の件	道道夕張鶴川線中穂里長和登川間路線変更の件	道道夕張鶴川線中穂別市街キウス石油沢間路線変更の件	浦河町地内町道荻一号线を道道に昇格の件	千歳町に米軍再駐留に伴う労務者雇用の件	米軍千歳基地縮小に伴う解雇労務者職業指導措置の件	米軍千歳基地縮小に伴う諸企業誘致の件	米軍千歳基地の国有財産接取解除の件	辺別川改修工事に伴う堰堤拡張工事施行の件	森町土地改良事業実施にかかる救済対策の件	斜里町道管畑作かんがい事業に対し地元負担金軽減の件	道立林業指導所に鋸目立技術者養成所設置の件	札幌市に木材取引市場設置に対し道費補助の件
議長	十八戸代表	大谷学園内北海道私学連合会々々長	同	同	穂別村長	浦河町長	同	同	同	千歳町長	辺別川治水促進期成会長	森町土地改良区理事長	斜里町土地改良区理事長	北海道木材協会会長	北海道木材協会々々長
労働	総務	林文	同	同	同	建設	同	同	労働	総務	同	同	開拓	同	同
工務	審議	務教	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
採掘	査統	採掘	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

第二に、科学者の研究の環境が大切だと思ひます。欧米では科学者の研究の環境がよくとのつていると同時に、科学者の地位が安定して、ほかのことにわずらわされずに研究ができるようになってゐるため、私が向うであつた日本の学者のなかには、日本に帰りたい人が少くありませんでした。

第三には、自主的な研究を大いに進めなければならぬと思ひます。外国の特許を手に入れてもそれに頼るだけでなく、これを足場に自分たちの研究をつみ重ねてゆくことを心がけなければなりません。そうしなければ、いつも先進国のあとからついてゆくことになります。

これらは、政府自身に大いに本腰を入れてもらわなければならないのですが、私が行つてゐる化学工業の試験研究は日本の科学者の力による自主的な研究を進めるうえにも役立つといふと確信してゐます。

昨年東南アジアを視察した経験をもとにして、貿易を盛んにするにはどうすればよいかといふことを研究した結果、貿易関係の人びとの意見をきくために、北海道貿易振興審議会を設けるとともに、輸出品の見本やカタログの製作のために補助金を出し、輸出の隘路となつてゐる点を調査し、輸出品の生産者に機械の貸付けや資金のあつせんを行い、輸出産業の育成につとめました。

とくに東南アジアとの貿易を盛んにするために、中華総領事と中華廠商会から幹部を招き、道内業界人と華商との提携を深める一方、各国公館、ビルマ賠償使節団、フィリッピン農業視察団との懇談会を開き、さらにジェトロの主催で開かれた香港とシンガポールの日本商品見本市に参加しました。

北海道の貿易は年とともに発展してゐますが、昨年は北海道の港から輸出されたものだけで百五十四億円に達し戦後最高となりましたが、東南アジアへの輸出はそのうち二十五億円で、今年に入つてからも農機具がビルマ賠償物資として積出されたのをはじめ、澱粉製造機械やベニヤ製造機械などのプラント輸出が行われております。また、ビルマからは賠償使節団長を通じて板工場建設のための技術員の養成について林業指導所の協力が求められており、香港の港日海陸産進口商會では本道海産物の輸入をふやすため活潑な活動をはじめております。

さらに、東南アジアとの貿易は、インドネシアとの賠償と経済協力の仮調印が行われ、また、インドとの通商協定と円借款協定が成立しましたし、各国の開発が進んできたことを考えあわせると、今後の進展は相当の期待がかけられます。

このような状況のもとで昨年行つたいろいろな施策をさらに進めると同時に、

555	554	553	552	551	550	549	548	547	546	545	544	543	542	541	540
道有建物の譲渡並びに貸地返還の件	原水爆禁止北海道実行委員会に対し助成金交付の件	千歳町に市制施行の件	納内村旭川市神居古潭間道路を道に昇格の件	岩見沢西高等学校移転新築実現の件	函館開港百年記念事業に対し道費補助の件	豊平町真駒内米軍接收地内墓碑周辺開放除外の件	駐留軍労働者失業対策として企業資金制度の件	別海村野付半島を道立自然公園に指定の件	建設業雇用労働者の失業保険に関する件	緊急失業対策事業増枠の件	道道恵比島昭和間整備促進の件	沖縄の自治権回復と民主主義擁護に関する件	日韓抑留者の相互釈放に関する件	武蔵堆におけるほつけ刺網漁業操業の件	内地底曳船の武蔵堆海域操業措置反対の件
北海道農業協同組合中央会々々長	原水爆禁止北海道実行委員会代表者代理	千歳町長	旭川市長	岩見沢西高等学校移転新築期成会々々長岩見沢市長	函館市長	北海道産業振興協会発起人代表	千歳町長	別海村長	北海道建設業協会々々長	全日自労道本部	沼田町長	北海道平和運動協議会会長	全北海道労働組合協議会議長	武蔵堆ほつけ刺網漁業協会会長	北海道漁民同盟執行委員長
同	同	総務同	建設同	林文務教審査統	労働工採扱	総務同	労働工同	林文務教審査統	同	労働工採扱	建設同	同	総務同	同	水産審査統

とくに香港貿易事務所の機能を充実し、シンガポールに貿易通信員を配置することを計画し、貿易の増大に備えたいと思います。

中国、ソ連邦との貿易については、昨年から国際貿易促進協会、日ソ東欧貿易会などの団体と密接に連絡して、貿易経済事情の調査を続けてきました。また、中国食品公司代表団、中国工業視察団、全ソ連邦商工会議所会頭と懇談し、武漢広州の日本商品展覧会へ参加するとともに職員を派遣し、小樽市で開催された対岸貿易漁業促進全国大会に助成を行い、ナホトカ港と本道との定期航路開設の運動を行いました。中国貿易では、尿素、コンブの輸出が目立ってふえ、三十二年の実績をみますと、本道からの積出しは三十一年の二倍以上にのび、今年に入ってから農産機械や根釧コンブなどがあいついで契約されております。ソ連邦貿易は通商協定が結ばれてから日も浅いのですが罐詰製造プラント六億円の契約が行われ、りんごについても引合いがあり活発になるきとが見えてきております。今年には中国が第二次五カ年計画を開始する年であり、第四次日中貿易協定の成立も間近く、ソ連とはナホトカ航路開設が時間の問題となつております。又、両国の開発は規模も速度も非常に大きいものと思われ、今後両国の情勢や本道の輸出入品について十分な調査と研究を行つて、必要な対策を実施してゆきたいと考えております。

つぎに、道路と離島航路の整備について申しあげます。

政府は道路整備を重点施策の一つとしてとりあげ、道路予算を大幅にふやしておりますが、反面、これまで地方自治体の道路整備の財源として認められていた公共事業の持出し分や単独事業についての起債を一切認めない方針をとつたことは誠に残念であります。

道路は北海道の開発の上から非常に重要であるばかりでなく、道民の生活とも密接な関係をもつておりますから、私は公共事業、単独事業とも相当道費を入れて道路、市町村道などの整備を進めることにいたしました。

いま北海道の本道と利尻、礼文、奥尻などの連絡は九会社、一組合が経営している十一航路で行われておりますが、冬の天候が悪いため、船を維持する費用が高くなり、それを利用する人の負担の関係を高くすることができないことと、経営の基盤が弱いことなどのため年ねん赤字を出してその経営が悪くなつてきております。

その結果、船が傷んでも修理をすることができず、また代りの船をつくること

陳 情

文書 番号	件 名	陳 情 者	付託 委員会	審査 結果
566	鹿芸農業振興対策の件	同	農務	同
557	寒地農業振興に対する立法措置要望の件	同	同	採択
558	札幌市に北海道総合家畜共進会開催の件	同	同	同
559	道議会に駐留軍労働者失業対策特別委員会設置の件	千歳町長	労働、工務	審査
560	常呂町地内町道二十三号線改良工事を道費補助事業として施行の件	常呂町長	建設	同
901	東利尻村に町制施行の件	東利尻村長	総務	審査
904	忠類村自立の件	忠類村長	同	同
905	忠類村消防自動車購入に対し補助の交付と起債許可の件	同	同	同
906	忠類小学校増築に対し補助金の交付並びに起債許可の件	同	文教	同
907	北見北斗高校体育館改築の件	北見北斗高校体育館改築期成会長	同	同
908	札幌市立啓北商業高等学校を道立に移管の件	札幌市議会議長	同	同
909	高等学校定時制課程教育充実対策の件	道立西高校内北海道勤労学徒教育振興会代表	同	採択
910	民有林地に対し道費補助林道開設の件	北海道町村会長	同	審査
911	入浴料金暫定価格改正の件	北海道浴場組合連合会長	労働	同

もできず、従つて現在使われている船はほとんど老朽した非能率な船ばかりで、海難事故を防いだり、島の産業を高めるにはどうしても新しく代りの船をつくる必要があります。

しかし、いまの経営の姿では到底それも望めませんので、離島航路の大きな役割とこのような事情から、北海道離島航路整備株式会社を新たにすることが一番よいと考え、これらの事業の関係者と相談してまいりましたが、その見通しがつきましたから道もこれに積極的に参加することといたしました。

最後に、私の重要な政策の一つである道財政健全化の方策につきまして申しあげたいと思います。

道財政は昭和二十七年から全国的な地方財政の窮迫の例にもれず、実質的な赤字に苦しみ続けてきましたが、昭和三十年から三十二年にわたる財政健全化のための効力がようやく実を結んで、ついに昭和三十三年では赤字を全く解消して黒字となり、これに今回の国の追加予算による地方交付税の追加配分見込を加えますと、六億八千万円余りの純繰越金を生ずることとなりました。これは国が地方財政について、ようやく理解を深めてきましたことと、道民、道議会の皆さまの深い御協力のもとで道自らが努力をいたしたことによるものと考えております。

ふりかえつてみますと、昭和三十年以来国に対して、地方交付税の率の引上げと公債費対策などを全国地方公共団体と一しよになつて強く要望するとともに北海道が開発の途上にあること、積雪寒冷の特殊な気象条件にあること、行政地域の広いこと、冷害が続いたことなどのためにとくに必要となつた多くの経費に對する財源の賦与を強くお願いしてきました。一方、自らもまた、自治行政の基礎を固めるため財政を健全にすることにあらゆる努力を払つてまいりました。

この点をさらに御説明いたしますと、まず歳入の面におきましては、道税と税外収入の賦課徴収を合理化して収入の増加に努め、また昭和三十三年、三十三年の両年度に限つて自動車取得税を新たに設けるなどの措置をとりましたし、歳出の面におきましては、職員の手給を五割延伸しましたり、あるいは一号下位の俸給支給にとどめたり、諸手当を二割削減したり、また新陳代謝を行うなどの方法によりまして人件費を節約し、さらに旅費や需用費などの経常的な一般経費につきまして毎年節約を続けてまいりました。また行政面におきましても、機構を簡素合理化し、道税などの徴収機構を改善してまいりました。

927	926	925	924	923	922	921	920	919	918	917	916	915	914	913	912
国民健康保険診療報酬請求書の審査業務に對し道費助成の件	基地産業としてのオホーツク海における鮭鱈漁業の全面的開放の件	零細沿岸漁家安定対策の件	農業改良専門技術員の中屯及び農業改良普及員の増員並びに相談所の充実の件(三十件併合)	道農試渡島支場に傾斜地利用による果樹園増設の件(三十件併合)	道立道南畜産技術普及所(仮称)設置の件(三十件併合)	第七回全国りんご研究大会開催経費に對し補助の件	道道斜里―美幌線一部改良工事施行の件	礼文村所在漁港の浚渫工事施行の件	忠類村地内朝日地区に国営土地改良事業施行方要望の件	石油資源開発株式会社に対し国家投資増額要望の件(二件併合)	北海道放送株式会社に対し増資の件	根室市労働会館設置に對し補助金交付の件	根室港を開港指定港として継続の件	小樽港をナホトカ航路の寄航地に指定方の件	函館港を日ソ間定期航路の寄航地に指定方の件
北海道国民健康保険診療報酬審査委員会々々長	同	北海道漁民同盟執行委員	同	同	上の国農業協同組合長	道庁農務部内北海道果樹協会长	東藻琴村長	礼文村長	忠類村長	全国石油鉱業労働組合に北海道道地方委員長	北海道放送株式会社取締役社長	同	根室市長	小樽市長	函館市長
厚生同	同	水産審査	同	同	同	農務採択	同	建設審査	開拓同	同	同	同	同	同	同

この努力が次第に実を結んでくるに従つて、道民の福祉に直接に役にたつ投資的な費用や政策的な費用は、できるだけふやしてゆこうとしたのであります。

これらの計画の実行はあるいは一昨年の大冷害などによりまして、根底からゆすぶられようとしたこともありましたが、その度に道議会に御報告しました通りの経過をたどりまして、ついに今日の赤字解消の段階にこぎつけたのであります。

これからもなお、地方財政の根の弱さをぬぐいさり、地方自治がすくすくと伸びるだけの財源の措置を制度として確立することを国に對し強く要望を續けてゆくとともに、道自身も財政健全化の基本方針をまもりとおし、そのうえに産業の発展と道民の福祉のための自治行政を一そう進めてゆかなければならないと決意を新たにしているようなわけでござります。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十三年度予算案及びその他の案件の概要を御説明申し上げます。

先ず昭和三十三年度の道財政の概況を申し上げますと、歳入面では、地方交付税の率の引上げによる増収と若干の税収入の増加が見込まれますが、一方歳出においては、人件費、公債償還費等の義務費の増加傾向は依然として、著しくしかも加えて開発公共事業費の道負担の増加と、起債枠の激減のために、開発事業のための純道費の支出が著しく多額になりましたことと景気の下降によつて、税収入の増加を見込むことが、甚だ困難となつたことのため、決してその成行を樂觀することができないような状況であります。

即ち、昭和三十三年度の現計予算に比べて、歳出面では、

- 1 人件費の増 約十億四千万円
 - 2 公債償還費の増 約三億八千万円
 - 3 開発公共事業道負担額の増
 - (イ) 道負担額の増 一億八千万円
 - (ロ) 起債の減 五億九千万円
- 計 七億七千万円

944	943	942	941	940	939	938	937	936	935	934	933	932	931	930	928
造林事業補助金当初予算計上の件	水産改良普及事業道費予算化の件	売春防止法施行に伴う保護更正及び職業対策推進の件(二件併合)	北海道信用保証協会に対する不動産取得税免税の件	厚岸町字瀧月町地内に運河並びに干拓実現の件	稚内港を開港場として存置の件	留萌港を開港場として存置の件	北洋相互銀行に對し北海道金庫蔵入代理派出収納事務取扱方指定の件	豊平町地内真駒内接収地返還に伴う住居地転用の件	空知支庁に職員寮(クラブ)設置の件	豊平町地内真駒内ゴルフ場存置の件	学校給食運営資金貸付の件	函館白百合学園校舎改築に對し道費補助の件	高等学校通信教育充実対策の件	道立肢体不自由児学校(仮称)設置の件	豊頃村隔離病舎設置に對し補助の件
北海道森林組合連合会長	広尾町長	北海道市長会長	北海道信用保証協会	厚岸町長	稚内市長	留萌市長	北洋相互銀行取締役社長	豊平町長	全北海道庁職員組合岩見沢地区連絡協議会議長	札幌カンツリー倶楽部理事長	財団法人北海道学校給食会理事長	函館白百合学園長	北海道高等学校通信教育実施校札幌南高等学校校長	北海道肢体不自由児福祉協会長	豊頃村長
林文務教授 採択	水産同	厚生同	総務同	水産審査 査統	同	労働工 採択	同	同	同	総務審査 査統	同	同	同	林文務教授 同	同

4 その他の義務費等の増

合 計

二億 円
約二十三億九千万円の増

義務的な純道費所要額の伸びが明白であるのに対して、歳入面では、
1 地方交付税の増 約十五億円

2 道税及び譲与税の増 約二億四千万円
計 十七億四千万円

程度しか増加を見込むことができない状況であります。しかしながら幸いに、財政健全化の結果、歳出面においては、昨年度は、一昨年度から繰越しの義務費の組み残しが約五億円あつたものが、本年度は繰入面では繰越金金が昨年度に比し約二億一千万円増加しているため、これら財政の好転に伴う繰越財源を差当り起債の減少等の補てんに充てることとして、収支の均衡を保つことができる見通しとなつたのであります。

このような財政の状況でありますので今回の当初予算の編成に当りましては、まず、

経常的な経費や、義務的な経費については、

1 人件費については、定員現給を基礎として編成し、人員の増加は、生徒児童の増加や、制度施設の新設のような止むを得ないものだけに止め、事務量の増加等によるものは、極力内部的なやりくりによることとし、又諸手当等については、なお当分財政健全化計画による節約を続けることとし、

2 旅費、需用費等の一般経費については、前年度の節減状況を継続するかたわら、

3 義務的な支出については、できる限り年度間を通じての所要額を当初予算に計上しておくこととし、

臨時的な経費については、その緊急度と財源の見込みなどを充分考慮して予算化することといたし、極力財政の健全性の確保と予算の効率的な使用に努めたのであります。

この結果、今回の予算の歳出を性格別に分類して昭和三十二年度現計予算と比較してみますと、その純道費負担額は概ね、

1 人件費において百五十三億三千万円で 約十億四千万円多く、
2 法令等による義務費において五十億九千万円で 約五千五百万円多く、

約五千五百万円多く、

960	959	958	957	956	955	954	953	952	951	950	949	948	947	946	945
小樽緑陵高等学校体育館等老朽校舎改築促進の件	太平洋岸十屯未満鮭鱒流通漁業自由操業の件	家畜税廃止の件	妹背牛秩父別間道路を道道に昇格の件	豊平町真駒内地区を北海学園校舎建設用地として払下げの件	日本海すけそう漁業問題に関する真相究明の件	北海道立教員保養所災害復旧実現の件	函館市賀浦町十八番地先海岸護岸工事施行の件	白老町社台保育所建築に対し補助の件	武蔵堆海域における内地底曳船入会阻止の件	北洋漁業並びに北方海域近海漁業問題に対し特別委員会設置の件	すけそうだら漁業の大海域制実施の件	農山漁村電気事業の育成強化の件	農業共済掛金融資措置の件	乳価安定対策推進の件	札幌テレビ放送株式会社に対し株式出資の件
小樽市議会議長	同	北海道町村議会議長会長	妹背牛町長	北海学園理事長	漁民同盟執行委員長	洞爺湖畔北海道立教員保養所凌雲会々々長	函館市長	白老町長	苦前町役場内留萌中部漁業調整委員会々々長	北海道水産会長	岩内町長	北海道農業協同組合中央会長	北海道農業共済組合連合会長	北海道農業協同組合中央会十勝支部支部長	札幌テレビ放送株式会社設立発起人代表
林文務 同	水産 同	総務 同	建設 同	総務 同	水産 審査 査統	林文務 教採 採	建設 同	厚生 同	同 同	同 同	水産 審査 査統	同 同	同 同	農務 採 採	労働 工 審査 査統

これに道単独
の事業におい

道路譲与税
に尤て、更に

かも知れませ
八及び税外収
入、歳出の執
行て行きたい
臨賦与の適正

に遂行しなけ
石他の府県が
なつてゐる現
増加と、道負
担増上の最も
いるのであ
陸全性を確保

976	975	974	973	972	971	970	969	968	967	966	965	964	963	962	961
西稚内漁港及び富磯漁港の簡易工事施行の件	滝川町に市制施行の件	道道本別新得線一部の冬期交通確保実現の件	道道清水然別線中上川橋の補修工事及び永久橋架替の件	道道本別新得線中新清橋を永久橋に架替の件	道道清水然別線道路改良工事施行の件	道道本別新得線道路改良工事施行の件	道道の道路維持修繕費等増額の件	浦河町の日高商工会館建設に對し道費補助の件	日本國際貿易促進地方議員連盟第七回定時總會開催に對し道費補助の件	函館港を東北向輸入外麦荷揚げ設定港として要望の件	クラーク記念会館建設に對し援助の件	北見市に専科大学設置の件	道道小樽―定山溪線道路補修及び錦橋架替工事実施の件	豊平川に南二十二条橋（仮称）架設の件	日ソ貿易再開促進の件
稚内市長	滝川町長	同	同	同	同	同	新得町長	浦河町浦河商工会議所会頭	小樽市國際貿易促進議員連盟会長	函館市長	北海道大学創基八十周年クラーク記念会館建設期成会長北海道大学長	北見市長	豊平町長	札幌市長	北海道町村議會議長会長
水産同	総務同	同	同	同	同	同	建設審査	労働同	労働同	労働採扱	同	総務同	同	建設同	労働同

するとともに将来の基礎を培つてゆきたいと思つております。

以上予算編成に当つての基本的考え方及び昭和三十三年度における道財政の概況について説明したのでありますが、このようにして編成いたしました予算の総額は、

普通会計 四百八十九億五千七百七十五万円

特別会計 六十八億六千七百二十五万円

合計 五百五十八億一千九百万円と

なります。

普通会計の予算のうち各部門別の主な事項について順次御説明申し上げます。

先ず、産業経済費のうち、農業関係から説明いたします。農業関係につきましては本年度においても、従来に引きつづき、寒地農業の確立と振興を農政の基本目標とし、この目標を達成するため、とくに寒地農業の確立と振興を阻んでゐる中下層農家の不安定な経営と低位な経済を速やかに安定、拡大させることに重点をおいて予算を編成しました。すなわち寒地農業経営改善指導の強化や部落生産活動の助長などを中心とする地域農業総合計画の樹立やその実施の促進、農用地の効率的な利用の促進や経営規模に適合した有畜経営と農業機械化の推進、さらには農業改良普及体制の整備などによる農業経営基盤の拡充強化、寒地農業振興のための基礎となる農業試験研究の促進、さらに農畜物産の流通改善と農業災害補償制度の整備や農家負債整理対策の拡大実施などを主軸として、農業経済の安定強化の諸方策を、総合的にまた重点的に実施する考えであります。とくに、これらの諸方策を真に効果のあるようにしますためには、農家の経営と生活の改善のための意欲が盛んでなければなりませんので、この点に関しても積極的に考えたいと思つております。

先ず北海道に適合した地域別農業の確立方策につきましては、農家の自主的な部落生産活動を基盤として寒地農業経営改善資金の円滑適正な融通と指導を強化し、地帯別に営農を確立するために必要な経費として、

寒地農業経営改善指導費等 四百万円

寒冷地農業振興資金融通保証対策費 五十万円

部落生産活動促進費 一千九十四万円

畑作機械化経営促進費 六百四十万円

道南農業振興対策費 三百五十万円

② 継続審査中のもの

請 願

文書 番号	件 名	委員 会託	審査 結果
977	稚内市記念会館建設に対し道費助成の件	稚内市長	労働 働工 採 採 採 採
150	追分高等学校を道立移管の件	文教林務	採 採
444	北海道静内高等学校に家庭科増設の件	同	同
464	長万部高等学校に普通課程一学級増設の件	同	同
488	足寄高等学校を道立移管促進の件	同	同
491	美深高等学校道立移管の件	同	同
513	幌向村に高等学校（定時制課程）設置の件	同	同
477	音更町に国立農業試験場設置の件	農務	不採 採 採
481	芽室町に農業試験場施設設置の件	同	採 採
495	帯広市に国立北海道農業試験場畑作部設置の件	同	不採 採 採
454	根室支庁庁舎所在地を根室内陸地区に移設の件	総務	同
505	軽油引取税徴収手数料交付の件	同	採 採
512	遊興飲食税納期日変更の件	同	採 採

を計上しました。

次に、有畜農業の経営の推進につきましては、先ず酪農の振興をはかるため、従来に引きつづき集約酪農地域の建設を促進するのは勿論であります。更に乳牛の導入と飼養の合理化をはかる一方、新たに牛乳の消費と集乳の合理化を促進することとし、これに必要な経費として、

集約酪農振興施設費 四千二百六十二万円

国有貸付牝牛施設費 百五十四万円

乳牛の栄養障害対策費 二百万円

乳牛経済検定組合育成指導費 三百万円

牛乳消流促進費 八千四十万円

共同集乳組織整備促進費 五百万円

を見込みますとともに、低位経済農家で、酪農経営を行えないような農家に対しては、前年に引きつづき肉畜の増殖をはかることとし、なお新たに資金の貸付によつて中小家畜を導入し、利子補給と債務保証を行うことによつて資金の融通を円滑にして中小家畜の施設を整備することとし、これらに必要な経費として、

低位経済農家畜産振興施設費 一億二百八十五万円

肉畜増殖施設費 二百万円

を計上し、さらに優良種牝畜の導入を促進するとともに種畜場の運営や種羊場の整備を強化して家畜の資質改良と増殖をはかるため、

原々種購入施設費 一千万円

種牝牛購入施設費 九百九十二万円

種牡馬購入施設費 二千八百四十七万円

種中家畜購入施設費 二百七十五万円

種畜場費 三千八百七十三万円

種羊場費 二千五百二十七万円

を計上いたしました。

また一面においてはこれらの畜産振興諸対策をより経済的に合理化するため、草地の機械改良に加えて新たに高度集約牧野の造成改良を行うために必要な経費として、

高度集約牧野造成事業費 四千七百二十三万円

草地改良事業費 三千五十二万円

陳 情

900	899	861	860	859	895	882	847	793	189	563	文書 番号	511	474	467
昭和三十三年度設置農業倉庫に対し道費助成の件	厚岸集約酪農地域に家畜防疫並びに救済対策の件	大樹町に国立農業試験場畑作研究部設置方の件	農業試験場十勝試験場並びに国立畑作農業試験場を帯広市川西町に設置の件	農業試験場十勝支場並びに国立畑作農業試験場を芽室町に設置の件	社会教育費予算増額の件（三件併合）	旭川工業高校に自動車課程の設置及び寄宿舎建設の件	道立紋別高等学校の普通課程一学級増設の件	足寄高等学校を道立移管の件	追分町立高等学校を道立に移管の件	造林育成対策の件	件	日本水難救済会道支部に対し助成の件	美幌市に道立職業補導所設置の件	米軍千歳基地人員整理に伴う職業対策の件
同	同	同	同	農務	同	同	同	同	同	文教林務	委員 会託	水産	同	商工労働
同	採択	同	不採択	同	同	同	同	同	同	採択	審査 果の	同	同	同

湿地牧野改良施設費
七百十二万円
自給飼料増産対策費
四百二十二万円

を見込んで自給飼料の合理的な確保に努め、また、家畜伝染病の予防と家畜衛生の強化をはかるため、

牛の伝染病予防費
一千八百三十五万円

ブルセラ病対策費
二百四十一万円

馬の伝染病予防費
四千四百四十一万円

馬の伝染性貧血試験研究費
七百三十四万円

家畜保健衛生所費
六百九十四万円

家畜人工授精所費
一千九十三万円

を計上いたしました。

次に、農家の経営と生活の改善への積極的な意欲に基づき、農業技術の効率的な改良普及を促進するため、

農業改良相談所運営費
一千九百八十万円

改良普及職員研修費
四百四十七万円

改良普及員の活動費
三千二百六十六万円

生活改良普及費
五百二十万円

を見込みましたほか、優良種苗の普及をはかるのに必要な経費として、

優良種苗生産普及費
七千九百三十九万円

を見込み、またこれらの諸対策と関連のある技術改良資金や施設資金の円滑な融通を確保するための農業改良資金貸付事業費会計へ繰出金として、

三千九百六万円

を計上いたしました。

さらに、これらの生産諸対策と併行して、農家経済の安定強化を一層促進するため、先ず農家負債につきましては、前年に引きつづき利子補給を行うのは勿論のこと、三十一年の大凶作に伴つて再び増加した農家の負債に對し新たに二十億円の資金を融通してその整理を行うこととし、これらに必要な経費として、

負債整理金融対策費
一億五百四十七万円

農家負債実態調査費
九十五万円

を計上し、併せて冷災害による被害農業者の農業再生産を確保するための天災融資法に基づく災害資金の残高百十七億八千四百二十七万円に對し、

872	大平洋十屯米満鮭鮭流網漁業許可の件	水産	採	択
883	大樹町に漁港築設の件	同	同	
890	「水質汚濁防止法（仮称）制定方要望の件	同	同	
891	沿岸災害復旧資金の償還緩和措置の件	同	同	
893	旭川公共職業補導所募集人員増加の件	商工労働	同	

③ 更に継続審査されるもの
請 願

文書 番号	件 名	委員会名
353	農林省十勝種畜場を入植地として開放の件	農地開拓
434	千歳町所在買収土地返還の件	同
487	浜益村所在国有未墾地払下げの件	同
502	北竜村字美葉牛開拓適地買収及び小豆沢農業用溜池新設の件	同
473	中型機船底びき網漁業禁止区域拡大の件	水産
514	陸上自衛隊の静内町海域射撃演習場使用指定反対の件	同
396	七飯村地内道有林横津岳地帯笹地貸付の件	文教林務
465	幌加内村地内朱まり内湖を道立公園に指定の件	同

の利子補給を行うことになりました。

次に、農業災害の補償につきましては、農業共済組合の強化と共済事業の合理的な実施をはかるとともに前年に引きつづき畑作共済の実現促進を行うほか、新たに農業共済掛金等の資金の確保をはかるとし、これらに必要な経費として、

畑作共済実験調査費

百四十万円

麦類収量等級設定調査費

百十万円

農業共済資金融通対策費

一億円

農業共済団体指導費

六百八十八万円

を計上するとともに、さらに農産物の流通改善対策の一環として、

農業倉庫設置費補助

一千万円

を見込みました。

なお、以上の経営及び経済上の諸対策を、今後さらに基本的に前進せしめ、また農家の経営と生活の技術水準向上の基礎を固めるため、農業の調査及び試験研究を促進することとし、これらに必要な経費として、

農業試験場費

一億三千三百二十八万円

農業経済研究所費

四百三十八万円

を計上しております。

次に、開拓関係経費について申し上げます。

悪条件の土地に入植した経済的基盤の弱い開拓者にとつては、連年に亘る冷災害の打撃は一般既存農家の比ではなく、その大多数は、生活が極度に逼迫し、経営安定のための大きな諸問題が提起されていることを忘れてはならないと思います。

このような事態にありますので、基本的には寒地農業確立の観点から不振地区の解消を第一の目標に土地条件を整備し、営農の成り立つ環境を造成する施策が講ぜられなければならないと思っております。従いまして、昭和三十三年度におきましては、新規入植戸数一般地区八百戸、根柢機械開墾地区八十一戸合計八百八十一戸を基本といたしまして、諸般の計画を策定いたしました次第であります。

入植実施費

百七十三万円

用地配分事業費

七百六万円

土壤調査費

八百二十一万円

七億三千八百六十八万円

468	439	435	342	508	507	410	218	504	422	419	365	166	420	399	482
米軍千歳基地人員整理に伴う住宅確保対策の件	名寄市字知恵文地区境界変更現状維持の件	名寄市一部を美深町編入促進の件	在留中国人及び朝鮮人の身分保証等に関する件	ニセコ観光道路（倶知安口向）延長の件	夕張川栗沢えん堤護岸災害復旧並びに砂利採取禁止区域拡大の件	ブロック生産業者育成強化の件	日雇労働者の簡易住宅建設の件	常呂町地内クマ川及び幌内川を道費河川に認定の件	北海道農業試験場上川支場美深分場復活設置の件	北海道道に道立北空知水稻試験場設置の件	北海道稲作協会協同農業研究所を特殊稲作研究所に指定の件	後志水稻試験地を道立岩宇園芸試験地に併置の件	札幌市に総合博物館設置の件	道立高等学校の学級増設並びに独立校舎新設の件	ニセコ道立公園を国立公園に指定の件
同	同	同	総務	同	同	同	同	建設	同	同	同	農務	同	同	同

土壌改良事業費	二億一千九百七十八万円
開墾費	四億二百八十七万円
開拓補助事業事務費	二千一万円
小団地補助工事費	五百九十一万円
機械開墾実施費	五千八百八十五万円
を計上いたしますとともに、入植施設費として、	
住宅建設費補助金	一億一千九百三十八万円
小学校建設費補助金	四千九百八十万円
中学校建設費補助金	一千二百六十九万円
電気導入施設費補助金	五千六百六十四万円
飲料用施設費補助金	四百五十五万円
簡易診療所建設費補助金	九百八十万円
を見込みました。	
また、開拓者の営農の合理化と生活の安定を図りますための経費としては、	
開拓地厚生対策費	二千二百五十七万円
資金融通運営費	三百十万円
協同組合育成対策費	一千四十二万円
営農指導員費	一千四百八十四万円
を計上いたしますとともに、特に開拓不振の問題を総合的に把握し検討するため新たに不振開拓農家総合対策委員会を設置し、また、不振地区営農類型実態調査を行う等のため、	
不振開拓農家総合対策費	六百四万円
開拓地営農改善振興計画費	九十九万円
を計上いたしましたほか、	
拓殖実習場運営費	一千三百六十一万円
を見込み、開拓地における中堅人物の養成を図ることといたしました。	
以上申し述べましたほか、開拓事業を推進するための経費として、	
開墾建設事業費	五億四千九百九十六万円
開墾建設附帯工事費	五千七百四十九万円
簡易軌道費	一千二百六十二万円
開拓地農道補修費	一千六百九十五万円

739	717	530	870	869	751	855	784	615	354	番号 文書 表 件 名	委員 会 名
利礼道立公園区域拡大の件	民有林買収調整に関する件	津別チミケツ湖周辺道有林を農耕地として開放の件	静内町に自衛隊駐屯高射砲大隊の演習地誘致阻止の件（二件併合）	函館水試支場におけるイカプロセス・チーズ中間企業化試験費予算化の件	小樽留萌根拠地びきの宗谷海区移転反対の件	由仁町所在国有未開地を水源涵養地として存置の件	林地を農耕地として開放の件	開拓林野地調整の件	開拓林野行政の調査に関する件	陳情	農地開拓
同	同	文教林務	同	同	水産	同	同	同	同		
249	478	476	469								
幌延村に天北低品位石炭乾溜工場設置の件	米軍部隊撤退に伴う失業対策確立の件	米軍千歳基地勤務者に対する職業安定対策の件	自動車取得税に関する条例廃止の件								
同	同	商工労働	総務								

開拓地改良費

二千四百三十八万円

を、国土開発保全利用の高度化を図るため、

地籍測量費

三千万円

を見込み、また、農地調整関係経費として、

農業委員会施設費

五千八百六十五万円

自作農創設並びに農地関係経費

八千二百九十九万円

を計上いたしますとともに、新規に農用地の拡充及び合理化を図るため、

経営農地拡大安定対策費

五百万円

を計上し、農地相談所を設けて、下層農の転落防止、農用地の利用権の設定等を
通じて経営規模の合理化を推進することといたしました。

次に、土地改良事業関係経費についてであります。まず、道営の土地改良事
業といたしましては、

かんがい排水事業費

二億六千五百四万円

軌道客土事業費

四億四千四百五十八万円

温水溜池事業費

四千八百五十八万円

土壌浸蝕防止事業費

六千三百六十五万円

老朽溜池事業費

一千八百六万円

篠津地域関係土地改良事業費

四千八百二十八万円

を、また、団体営の事業といたしましては、

かんがい排水、畑地かんがい、暗渠排水、馬そり客土、区画整理、農道等の

補助費

六億七千五百六十万円

を見込みましたほか、

道営小規模土地改良事業費

七千万円

土地改良調査費

三百万円

島松演習場補償事業費

一億八百六万円

開拓地災害復旧事業費

百六十六万円

耕地災害復旧費

九千二百五十四万円

を計上し、また、土地改良事業の金融改善のため北海道土地改良事業団体連合会
に資金を貸付するため、

土地改良事業促進対策費

一億円

を計上いたしました。

864	根室管内の農業災害に伴う土木事業実施の件	同
849	自家発電施設使用の水利権使用料免除の件	同
792	砂川歌志内地内町道北二号線道路を道道に昇格の件	同
764	国土開発縦貫自動車道建設の件	同
721	大樹町地内町道中島線及び歴丹原野線を道道に昇格の件	同
438	幕別町字止若地内一級国道幕別足寄線間を道道に昇格の件	同
435	苫小牧市中野一号道路新設に対し道費補助の件	建設
661	空知圏芸試験地設置の件	同
646	濃霧地帯農業試験場設置の件	農務
894	喜茂別高等学校（定時制）の独立校舎建設の件	同
889	旭川西高等学校に特別教室等増築の件	同
879	道立養護学校設置の件	同
861	上川高等学校を道立移管の件	同
755	道立栄高等学校旧校舎譲与の件	同
695	天塩高等学校に農業課程設置の件	同
789	南檜山地域を道立公園に指定の件	同

次に林業関係経費について申し上げます。

本道の民有林資源は、十五号台風によつて夥しい風倒木が発生いたしましたため、資源の蓄積において著しい減少を示している現況にありますので、本年度は特に林力増強計画により造林事業の振興をはかつて森林の造成に努めることにいたしました。

また治山林道施設を強化して国土の保全、資源の開発につとめますと共に林産工業の振興をも充分に図つて行きたいと考えております。

特に、木材糖化の研究につきましては、前年度に引続き、中間工業試験を実施して行きたいと考えております。

先ず最初に造林事業につきましては、森林資源造成事業費六億二千五百七十四万円を計上いたしまして、造林事業の遂行に遺憾のないようにいたしますと共に造林事業の推進上特に必要といたします優良種子の確保、幼苗の育成並びに苗木の価格安定をはかりますための経費として、

苗木価格安定対策費

一億円

球果採取事業費

一千万円

からまつ苗木養成委託費

一千二百六十万円

奨励苗圃費

三千五百九十八万円

を、更に、森林の保護に努め崩壊地を速かに復旧するとともに各種防災林の造成強化をはかり、国土資源を保全培養するための経費として、

森林保護費

三千三百八十七万円

治山事業費

三億九十四万円

林野火災警防費

二百二十七万円

保安林委託調査費

二百三十万円

等を計上し更に未開発林分の利用或は林業経営の合理化をはかりますと共に、森林組合の健全な発達を図るための経費として

林道施設費

一億四千九百四十七万円

森林計画編成費

四千七百四十万円

市町村有林経営計画編成費

三百五十万円

森林組合指導検査費

二百三十三万円

森林火災保険事業費

四百二十万円

を、林産工業の振興をはかりますため、

827	798	779	743	741	680	618	617	413	335	898	897	896	888	866	865
寿都町能津登地区境界変更反対の件	寿都町能津登地区境界変更解決の件	森林組合及び森林組合連合会に対する自動車取得税非課税措置の件	軍鶏園鶏許可の件	石綿鉱業に対する軽油消費税免除の件	標準高等学校に農業大学（同程度の技術者養成機関）設置の件	中札内村を帯広市に合併の件	歯舞、色丹諸島富山県引揚者復帰実現方の件	発電税創設反対に関する件	法令に基かない寄付金、負担金の支出排除の件	福島町地内檜倉川を道費河川に昇格の件	中川村地内道清板谷佐久停車場線延長の件	奥尻島航路整備促進の件	道道雨竜―深川線の一部中員拡張並びに舗装施行の件	定期航路苫前―天売線の船舶建造に對し道費助成の件	藻琴山観光道路（仮称）新設の件
同	同	同	同	同	同	同	同	同	総務	同	同	同	同	同	建設

林産業振興対策費
林産工業振興費
二百八十四万円

を計上いたしました。また木材流通機構の確立による需給の円滑化並びに木材市況の安定による中小企業の振興対策として、このたび設立せられた木材市場協同組合に対し、

木材取引市場施設費補助金
二百万円

を計上いたしました。

次に、木材資源の高度利用をはかりましたため特に木材糖化研究の中間工業試験に要する経費として、

木材糖化中間工業試験費
二千三百万円

を計上いたしました。

なおまた木材工業の合理化を推進するために工場副産材の有効利用を目的とした一連の工場試験を継続実施して経済効果と産業技術の検討を行うため、

林産工業中間試験費
九千五百三十七万円

を、また、鋸目立養成施設を設置して、製材技術の向上を図り経営の振興と合理化に寄与いたしますため、

鋸目立技術養成費
三百万円

を計上いたしました。

なお林業指導所の経常経費として

林業指導所諸費
一千四百四十三万円

応用研究費
四百九十万円

調査普及費
八十九万円

を計上いたしました。

次に水産関係経費について申し上げます。

本道の漁業生産構造は沿岸漁家が全経営体の八五%を占めていますが、その生産額は僅かに全体の二六%に過ぎない実情にありますので、本年度は特に沿岸零細漁家の振興対策に重点を置いて、地帯別、階層別の経営類型を策定し、これを安定に導くと共に漁家の自主的意欲の盛り上りによる自立体制の確立を促進するため沖合進出に必要な資金の導入と、その利子補給並びに債務保証を行い併せて農業を兼業している漁家の農地対策として農地取得及び営農資金等の貸付を行うなど沿岸漁家対策を総合的に推進して参りたいと考えております。

829	794	714	874	873	733	712	638	515	506	466	367	292	853	843	842
旭川市に精神薄弱児施設設置の件	旭川市に精神薄弱児施設設置の件	美唄市に道営教護施設設置の件	公衆浴場入浴料金中婦人洗髪料廃止の件	入浴料金改正の件	北海道賦払信用組合設立認可の件	函館地方医療共済商工協同組合に対し道費助成の件	木材糖化工場誘致方要望の件	函館地方に木材糖化工場設置の件	留萌市に木材糖化工場設置の件	旭川市に木材糖化工場設置の件	P S コンクリート工場設置要望の件	北海道地下資源探鉱公社設立要望の件	大旭川建設計画の推進に関する件	本道における租税制度特別措置の件	自家発電並びに自家受電施設に対する固定資産税免除の件
同	同	厚生	同	同	同	同	同	同	同	同	同	商工労働	同	同	同

先ず全道沿岸漁家の経営類型の地帯別、階層別策定費百二十万円を含めて、漁家生産指導費五百二十一万円を計上し、

また沿岸漁業経営の総合的振興を図るため新たに、北海道沿岸漁家振興対策委員会を設けると共に漁家経営の改善に必要な資金の導入と、これに伴う利子補給及び債務保証を行う経費として、

沿岸漁家振興促進対策費 一千五百七十万円

を計上し、更に沿岸漁家に未開墾農耕地の取得を容易にするため土地取得資金及び営農資金等の貸付を行う経費として、

沿岸漁家兼業対策費 一千三百万円

を計上いたしました。

次に漁家の生産基盤、生産体制の確立とならんで、漁村経済力の向上を図るため、漁業協同組合の合併及び整備に要する経費として、

水産業協同組合育成費 一千二百二十万円

を漁家負債の整理を促進する利子補給費並びに指導費として、

漁業金融対策費 五千七百二十九万円

を計上しました。

このほか、北海道漁業協同組合連合会の整備を促進するための補助金として二千万円を見込み、また、水産物の処理加工、価格維持、共販体制の強化等の対策を推進するため、

水産物消流対策費 百八十七万円

水産物処理加工対策費 三百万円

を計上しました。

次に、漁業生産の基盤を確立するため、浅海増殖事業の拡充強化及び漁港、船揚場並びに海産乾場の整備に要する経費として、

浅海増殖振興費 一億四百九十八万円

船揚場整備事業費 三百五十万円

海産乾場整備費 四百五十万円

漁港修築費 五億五千七百四十万円

漁港簡易工事費 五千四百七十一万円

漁港局部改良事業費 七千二百万円

海岸保全事業費 一千十万円

844 身体障害者福祉増進の件

厚生

845 生活困窮者に暖房用石炭支給の件

同

漁港管理費 一千三十二万円

をそれぞれ計上しました。

また、本道水産業における社会経済上の問題点について調査究明するため、漁業振興調査費 百四十四万円

を計上し、

更に、日・ソ漁業交渉の進展を促進すると共に、北方海域の資源調査を実施するため、

北方底曳網漁業開発調査費 五千九百三十五万円

北方漁業促進対策費 五十万円

北洋漁業開発費 二千二百三十九万円

を計上しましたほか、

本道漁業に即した漁業制度の確立と、漁業許可の適正なる執行を期するため、

漁業操業指導費 七百七十万円

沿岸及び内水面漁業調整費 二百五十五万円

を漁業操業秩序維持の確保を図るため、

漁業取締費 三千五百六十万円

を計上しますと共に、海区漁業調整委員会費及び内水面漁場管理委員会費等を含めまして、

を見込みました。 二千四百八十五万円

そのほか、

水産試験場費 五千八十七万円

水産孵化場費 二千三百四十八万円

水産練習所費 九百二十万円

水族館費 三百十七万円

を、それぞれ計上して、本道水産行政の円滑な推進と発展を図る考えであります。次に商工業関係経費であります。

先ず最初に中小企業対策でありますが、中小企業安定のためのいろいろな助長策については、前年度に引き続き強く推進する考えでありますが本年度はこれらの施策を特に零細企業など立ち遅れている面に強く滲透させることにしました。

そこで経営合理化を進めて行くためには、企業診断制度とともに企業相談制度を強化充実して指導面の充実を図ることが肝要でありますので能率指導所と中央中小企業相談所を統合して北海道商工指導所を設立することとし、

その助成費として

六百万円を

また企業診断等の経費として

四百万円を

巡回相談及び地方中小企業相談所助成費として、

一千六百六十二万円

を計上いたしますとともに、

協同組合の育成と本年度から新に発足する商工組合制度の適正な運用を図るための経費として

五百四十一万円

を計上し、特に、立ち遅れている機械工業の技術指導等の経費を

百十四万円

見込みました。

また、本年度からは特別会計として制度を恒久化した機械貸付制度及び特別会計中小企業振興資金貸付金の運用と併せ企業の合理化と健全化を図って行きたいと考えております。

更に金融につきましては、信用保証制度の強化のための経費として、

信用保証協会貸付金

五 億 円

信用保証損失補償金

一億四百二十二万円

を計上し、前者の貸付金については、その利子日歩七厘を四厘五毛に引下げ信用保証協会の努力と相俟つて信用保証料を日歩七厘から六厘に引下げて金利負担の低減を図ることにいたしましたのであります。

なお、零細企業等に対する融資を促進するため、

中小企業維持振興資金

八 億 円

を見込み、販路の拡大など関連施策と併せて中小企業の振興を図って行きたいと思ひます。

次に貿易の振興でありますが、対外貿易特に輸出を伸ばすためには新しい市場、特に東南アジア、中国、ソ連等の市場の開拓を進めるとともに、中小輸産

業を育成助長して、品質の改善や新しい輸出品の生産を促進する一方、本道の港で積み込む直接輸出の増大を図ることに重点をおいて本年度は香港貿易事務所の機能をさらに充実するため、

香港貿易事務所の経費

五百九十六万円

を計上しましたほか、

貿易事情の普及、海外市場調査、紹介宣伝の経費

東南ア、中ソ貿易促進費

四百六十六万円

輸出産業の育成及び直接貿易の促進の経費

百八十五万円

貿易振興関係機関、団体の経費

百三十万円

北海道貿易館の経費

百十五万円

神戸貿易事務所の経費

三百五十万円

を計上し、

また、国内市場対策としては、

物産幹旋及び道外宣伝調査並びに関係団体の助成費等

二百四十四万円

物産幹旋東京、大阪、福岡事務所の経費

九百五十五万円

を見込みました。

次に、工業の開発振興並びに工業誘致についてであります。総合開発第二次五カ年計画の推進に即応して、本道の条件に適合した新規工業特に化学工業の振興とその開発及び工業誘致の促進するため、

工業開発費

二百八十万円

工業誘致促進助成金

七百二十万円

を計上いたしました。

また、工業試験場につきましては、石炭化学、木材化学、含チタン金属及び草炭利用等本道の資源を利用する工業を培養するための研究と道内中小企業の技術指導並びに試験研究設備の更新を図ることとし

五千八十三万円

を見込みました。

次に電源開発の促進につきましては、

電力開発調査費

六百三十四万円

を計上しましたほか、

電力対策費 百九十五万円
鷹泊えん堤管理費 百三十四万円

を見込みました。

更に地下資源の開発促進につきましては、地質、鉱床等の基本的な調査を積極的に行う一方、石油及び天然ガス開発並びに既存鉱業を育成するため、

鉱業振興費

二百六十八万円

地下資源調査所の経費

二千四十二万円

石油資源開発株式会社出資金

二千万円

を計上しました。

以上のほか、本道商工業の振興に関連して、

北海道大博会の経費及び補助金

三千四百九十四万円

北日本航空株式会社貸付金

一千五百万円

ガス火薬類の指導取締費

四百万円

計量検定所費

一千七十五万円

をそれぞれ計上しました。

次に民生関係の経費について説明いたします。

申すまでもなく民生の安定とは、道民生活の水準を高め特に恵まれない人々の生活を向上して文化的にも経済的にもひとしく恩恵に浴するようにすることでありましてこのことを基本として諸般の施策を強力に推進して行きたいと考えております。

先ず生活困窮者の生活を保障しますため、

生活保護費

十七億六千四百四十五万円

を計上しますと共に新たに老令者年金制度を創設して老令者の福祉を図り更に養老施設その他の保護施設を拡充整備するため、

老令者福祉年金

一千三百四十万円

保護施設費

二千二百九十五万円

を計上しました。

次に医療保障の充実を図りますため、国民皆保険の推進に即応して本道の国民健康保険の振興を助長いたします経費として引続き、

国民健康保険直営診療施設費補助金

二千四百八十五万円

を見込みました。

次に社会福祉事業の推進につきましては地域社会の組織化とその協力を最も必要とするものでありますが、このため、

社会福祉協議会補助

四百四十万円

民生委員活動費

四百二十一万円

を計上し、更に婦人及び児童の福祉の増進に關しましては、本年度は特に保護児童就職支度金六十万円を新たに計上し、これを含めて、

児童福祉対策費

二億六千二百二十九万円

母子福祉対策費

一千四百十五万円

を計上してその適切な運用を期しますとともに売春防止法の完全実施に伴いまして、この種婦人の自立更生を促進するため被服支給及び更生資金の貸付金等二百四十五万円を含めて、

婦人福祉対策費

一千二百九十三万円

を見込んだ次第であります。

以上のほか低所得者に対する経済援護の推進につきましては生産資金貸付事業を初め各種の貸付事業を引続き行うこととし、

生業資金貸付事業費

二千三十万円

更生資金貸付事業費

一千五百三万円

授産事業資金貸付事業費

二百九十万円

消費生活協同組合運転資金並びに設備資金貸付事業費

二千四百二十万円

世帯更生資金貸付事業費補助

三千二十五万円

低所得者医療費貸付事業費補助

一千百万円

母子金庫事業費

一千二十万円

を計上し、また身体障害者の福祉並びに遺家族の福祉につきましては、

身体障害者福祉対策費

一千六百七十六万円

世話諸費

三百五十八万円

を計上し、これらの施策をとおして民生の安定、社会福祉の向上の諸対策に遺憾のないようにしたいと考えております。

次に衛生関係経費について申し上げます。

衛生行政の第一線機関たる保健所の整備強化を図りますため前年度に引き続いて、自動車の更新整備並びにレントゲン機械、試験検査器具、水道施設等のほか、

又線防護施設の整備等を行います経費 二千七百九十九万円

を計上いたしましたほか技術者確保のため公衆衛生修学生の保健所における研究費 十一万円

一般開業医に保健所業務を嘱託するために要する経費百八万円を含めて、

保健所費 四千八百八十六万円

を計上し、また旭川保健所焼失による庁舎の復旧につきましては、上川支庁との合同庁舎の計画をもつて別途建築費を計上いたしました。

また、医務行政費として 一千七百七十八万円

を計上いたしましたがこのなかには、保健婦進学生に対する学資の貸付金

七十二万円

を新たな施策として見込み保健婦の充足に資することといたしました。

次に結核予防対策につきましては、結核実態調査の結果からみて発見患者の約八〇％は無自覚患者でありますのでこれら感染源となる患者発見のため一般住民を重点とする結核検診計画を樹立し、本年度は特に検診の機動力を発揮するため特設レントゲン自動車の運行を図り、また結核医療公費負担制度によるもの及び結核療養所運営に要する経費を含めて、

結核予防諸費 四億七千六百四万円

を計上しました。

次に公衆衛生対策につきましては、精神障害者の医療保護の円滑な運営と合理的な家庭生活を築くための受胎調節の実地指導を中心とする家族計画の強力な普及を図り、また肢体不自由児対策は、近時特に重要な問題としてとりあげられてきました。これらの疾患は年令の進むにつれて根治が困難となるので早期診断によつて患者を早期に発見して療育指導に努めることとし、そのための経費として、

優生保護費 五百六十万円

精神病費 六千七百三十二万円

身体障害者児童育成医療費 四百八十四万円

を計上しました。

次は、生活環境の改善についてであります。

「かとはえのいない生活」実践運動の一層の徹底を期しますため、その経費として、

そ族昆虫駆除費 百 万円

をまた、簡易水道の普及に要する経費として 一千五百十七万円を計上しました。

その他

伝染病予防諸費 六千八百三十万円

性病予防諸費 二千四百七十五万円

保健対策費 三千二十一万円

薬事諸費 三百五十万円

血液銀行費 三千五百二十七万円

衛生研究所費 一千六百六十三万円

衛生調査諸費 四百八十五万円

成人病予防対策、原爆障害者健康診断、衛生教育費等 百五十九万円

をそれぞれ計上いたしまして道民の保健対策に遺憾のないようにして参りたいと存じております。

次に住宅及び建築関係経費について申し上げます。

本道の住宅事情特に主要都市における低所得階層の住宅難は、甚だ深刻なものがありますことは、御承知のとおりであります。

この現状の緩和のためには第一の対策として、低家賃住宅の供給を増大することが必要であります。このため公営住宅建設事業の活発化が望まれるものであります。また住宅金融公庫資金による賃貸住宅の建設を促進することも、必要な施策と考えます。対策の第二は、中小企業勤労者の給与住宅を整備することが必要であります。御承知のとおり国の給与住宅に対する助成制度の整備に伴いまして道内の大規模産業の勤労者に対する給与住宅は、最近著しく整備して来ております。

しかしながら中小企業にあつては、国の制度を十分に利用できないうらみがありますため、従業者に対する住宅施設は、依然として改善されておられません。従いまして、これを助長する施策が望まれるのであります。

対策の第三は、宅地難の現状に対処して、低廉な宅地の供給を図ることであり

ます。以上の諸点を考え合せまして、まず公営住宅につきましては、本道に対する割

当三千六百戸のうち、道営事業として千戸を計画し、

一般向け公営住宅

四百戸

母子、身体障害者世帯を対象とする社会福祉住宅

六百戸

の建設を、前年度に引続き実施するものとし、これに要する経費として

四億九千八百五十六万円

を計上し、また中小企業勤労者の給与住宅対策のため、厚生年金の還元融資によつて、道営による中小企業に従事する勤労者を対象とする。

賃貸厚生年金住宅

百戸

の建設を予定し、その経費八千二百四十万円を見込みましたほか、

賃貸住宅建設促進費

五百三十万円

宅地造成促進費

五百万円

をそれぞれ計上し、住宅建設の促進を図る考であります。

また防寒、防火上の欠陥の多い本道の既存住宅の改修と老朽化した住宅の補修を促進することは、道民の住生活の向上と安定とに役立ち、また住宅の耐用年数を延長して住宅建設の補完となりますから、本年度から新たに住宅改修工事資金の貸付制度を実施することとし、これに要する経費として、

住宅改善費

三千五百七十万円

を計上したほか、

住宅諸費

一千六百一十万円

を計上し、住宅の諸対策を推し進めていきたいと考えております。

次に、建築指導経費といたしましては、建築不燃防災対策費を含めまして、

建築指導諸費

一千三百八十八万円

を計上し、さらに寒地建築の改善のための試験研究及び技術指導並びに耐火木材研究の調査等の経費として、

寒地建築研究所費

二千五百七十二万円

を計上しました。

次に労働関係経費について申し上げます。

賃金問題は労働問題中最も重要な課題でありますので昭和三十二年度において一部産業の賃金実態調査を実施しましたが、本年度におきましても引続き産業の調査範囲を拡大して一層これが正鵠と徹底を期し本道における労働者の生活や中小企業を安定するための対策の基礎といたしますために、

賃金実態調査費

三百五十万円

を計上し、また勤労者の福祉活動を推進しますため、

地方労働会館建設費補助金

三百万円

その他福祉対策費

五百四十四万円

を計上しました。

このほか労使関係の調整、中小企業における労働対策等に要する経費として、

労政費

一千四百八十八万円

労使調整対策費

三百八十五万円

中小企業労働対策費

三百二十万円

労働教育費

三百四十六万円

労働文化振興対策費

四百十万円

労働科学研究所費

五百六十五万円

を計上して労政行政の万全を期する考えであります。

次に失業対策関係経費としましては、最近における失業情勢に対処しますため失業対策事業において一日三千名を吸収することとし、これが所要経費

五億二百七十六万円

の予算化を図りましたほか、

応急失業対策事業費

一千万円

雇用促進諸対策費

一千五百三十万円

を計上いたしました。

また職業補導関係経費につきましては、現在の失業情勢からみて技能労働者の育成が必要であると考えられますことから一層その強化充実を図る必要がありますので、留萌公共職業補導所の新設、帯広、室蘭各公共職業補導所の科目増設、内職職業補導所の新設、駐留軍解雇労働者の簡易職業補導の強化等を行うため、

既設八ヶ所の職業補導所運営費

三千七百二十一万円

帯広木工科実習場の改築移設等の経費

一千四百八十四万円

留萌公共職業補導所新設費

四百三十三万円

室蘭ほか一ヶ所における補導科目の増設費

三百四十八万円

身体障害者職業補導所費

六百七十七万円

夜間職業補導所費

百五十六万円

簡易職業補導費

二百十三万円

内職職業補導所費

二百十九万円

をそれぞれ計上いたしますとともに、

共同作業施設費

二百九十五万円

を計上いたしました。

次に駐留軍基地に働く渉外関係労務者の労務管理等の万全を期しますための経費として

渉外労務費

一千二十一万円

及び基地内簡易職業補導費を含む

離職者対策費

百五十万円

を計上しました。

次は教育関係経費についてであります。

教育予算につきましては、教育委員会と連絡協議を遂げてその編成に当つた次第であります。

先ず人件費関係から申し上げますと、小学校においては本年度約三万二千人の児童の自然増が見込まれますので、教職員六百九十二名を増加したほか、特殊児童に対する教育の充実を図るため、新たに四十名を増員して、特殊学級に配置することとしました。

また、中学校におきましては、本年度は、生徒の減が約一万五千人見込まれますが、後年度における生徒の自然増をも勘案しまして、教員の減は行わないこととし、この機会に、すし結教育の解消を図るとともに特殊教育の充実を図るため特殊学級に対し教員の配置を考へてあります。

全日制高等学校につきましては、本道における深刻な入学難の緩和を図るため、新たに二十五学級を増募することといたしましたほか、生徒の自然増に伴う教員の増等をも併せまして、教職員百二十一名を増員しました。

また、定時制高等学校につきましては、四学級の増募及び生徒の自然増に対処するため、教員三十八名を増員いたしました。更に定時制課程の教育の充実を図るため、前年度に引き続き時間講師を専任教員に切替えることといたしました。新たに五十名を増員いたしました。

次に、盲ろう学校及び養護学校についてであります。盲ろう学校におきましては生徒の自然増と、盲学校高等部の三学級増を合わせまして教員八名の増員をいたしました。また、養護学校につきましては本年度から小学部六学級、中学部

一学級で発足することとなりますので、これに対し教職員二十名を配置することといたしました。

また、通信教育につきましては、勤労青年に広く教育の機会を与えるとともに一層の充実を図るため、物理、化学等の科目を新たに開設することといたしました。専任教員一名を増員し、併せて面接指導等の手当を増額いたしました。

次に、教育庁関係におきましては、学校教育の指導力の強化を図りますため指導主事十名を増員することといたしました。

以上の諸措置に、既定の教職員の給与費を合わせますと人件費の総額は、百五十六億六千六百万円となるものであります。

次に、人件費以外の主なるものについて順次申し上げます。

先ず学校物件費についてであります。高等学校におきましては、

校舎改築等の営繕費

一億八千四百七万円

校舎、寄宿舎等の維持管理費

五千九十八万円

需用費

一億一千二百九十万円

実習船運営費

三千三百八十一万円

動物機械等の設備費

二百八十二万円

校舎、敷地、土地購入等の経費

一千七百十九万円

を、つぎに定時制高等学校においては、

給食施設の設備、電灯設備校舎修繕等の維持管理費

五百十万円

需用費

二千八百八万円

を、また、盲ろう学校におきましては、

校舎寮舎の維持管理費

三百八十三万円

高等部校舎整備等の営繕費

二千万円

需用費

一千百二十九万円

を、養護学校におきましては、

内部施設の整備費

四百十四万円

需用費

六十五万円

を、通信教育におきましては、

需用費

三百六十五万円

をそれぞれ計上しました。

次に、教育諸費でありますが一昨行われまして教育委員会法の改正によりまして、義務教育教職員の人事が道教育委員会の所管になりましたので、人事管理の適正を図るため昨年に引き続き

人事管理費

四百八十四万円

を見込み、また、教員の講習につきましては、昨年度に引き続き、へき地放送講座を実施するとともに、教員の資質の向上と上級免許状の取得の機会を与えるため

認定講習実施費

三百三十五万円

を計上し、教員の養成につきましては、

へき地教育の一環といたしまして、へき地小学校に女子の有資格教員を配置して、へき地の教員構造を改善するため、新たに女子教員の養成を行うとともに引き続き、養護教員を養成いたしますため 五百七十二万円を計上しました。

次に教育指導のことにつきましては、既に申し述べましたように、指導主事十名を増員して、一層指導力を強化いたしました。その経費については、学力検査費等の経費を含めまして 三百五十六万円を計上しました。

また、高等学校における産業教育の実験、実習に必要な施設及び設備の拡充強化を図るとともに漁業用実習船の建造に要する経費として、 六千四百万円

を小、中学校建物整備、危険校舎改築等文教施設整備のための経費といたしまして、 八百九十五万円

を理科教育、学校図書及び定時制高等学校における学校備品の充実、強化を図るため、 一千一十万円

をそれぞれ計上いたしました。

また、教育研究所の運営及び調査、研究に要する経費として

三百八十七万円

を見込みましたほか、各種教育機関の助成を通じ、教育の振興を奨励するための経費

四百三十万円

公立学校共済組合諸費

三億七百三十一万円

を計上いたしました結果、教育諸費の総額は

四億四千八百三十四万円

となりました。

次に社会教育関係の経費について申し上げます。

先ず、自主的な村造り、町造りの住民意識を昂揚して社会教育の振興を図るため、新たに社会教育モデル市町村を設定して、指導育成につとめるとともに、走る公民館に対して、前年度に引き続きその設置を助成することにして、 五百二十三万円

を計上いたしました。

また、視聴覚教育につきましては、その教材、教具の整備充実を図るため、

三百三十四万円

を計上し、

文化財の保護費といたしましては、その管理団体に對して、保存と管理に要する費用を助成するとともに、文化財に對する保護思想の普及を図るため、 二百六十三万円

を計上いたしました。

また、図書館につきましては、本館及び分館三館の運営整備に要する経費を計上するとともに、図書に恵まれないへき地に對する移動図書館及び青少年巡回文庫等の充実を図るため、 四百九十四万円

を見込み、

社会教育の総額といたしましては、 二千四十五万円

を計上いたしました。

次に保健体育関係経費について申し上げます。

まず保健体育の指導に要する経費といたしまして、

三百四十万六千円

学校体育及び社会体育の充実、振興を図るため、

七百四十三万円

また、学校教職員及び生徒の結核検診の実施、管理に要する経費として、

九百七十一万円

を計上いたしました。

つぎに学校給食につきましては、その運営の円滑を期しますため、前年に引き

続き、

学校給食貸付金

二千万円

を計上し、

また貧困児童に対する給食費の補助金といたしまして、

五百十七万円

を計上いたしました。

また病魔にたおれた教職員の療養の機関としての教員保健所につきましては、

四千八百五十四万円

を計上いたしました。

以上申し上げました保健体育関係経費の総額は九千四百八十一万円でありま

す。

以上のほか、学校職員の公宅の新築、老朽公宅の修理等のため、

教育財産費

千二百十六万円

を計上いたしました。

次に土木関係経費について申し上げます。

総合開発の推進と道民経済力の増強は基礎施設である公共土木施設の整備にあ

ることは言うまでもないところであります。

本年度におきましては、

一 道路網の整備拡充

一 冬期道路交通の強化

一 中小河川改修工事の実施

一 都市計画の樹立促進

一 離島航路の整備強化

等の諸点に重点をおきまして北海道開発公共事業の完全実施と道単独事業の推

進とによつて土木施設の整備強化に努めてまいりたいと考えております。

まず公共事業費のうち道路関係につきましては、国の道路整備十ヶ年計画と相

俟つて道路の整備を強力に推進する考えの下に、

道路改良費

道路局部改良費

永久橋架換費

橋梁補修費

道路舗装費

舗装道補修費

四億八百万円

一億四千二百万円

十億一千四百万円

一億円

三億七百六十万円

四千二百万円

災害防除費

臨時就労対策事業費

道路防雪事業費

道路凍雪害防止事業費

土木機械整備費

を計上いたしました。

次に河川関係経費としましては、

河川改修費

河川局部改修費

砂防工事費

海岸浸蝕防除費

地に対策費

等を見込み、

また都市計画関係経費としては、

都市計画街路事業費

を計上し、

更に災害公共事業費関係といたしましては、

災害土木復旧費

災害関連事業費

災害河川改修費

港湾災害復旧費

を計上いたしました。

なお道単独事業といたしましては、

道路改良費

道路局部改良費

道路小破修繕費

永久橋架換費

橋梁補修費

市町村道補助等の道路諸費

河川改修費

都市計画街路事業費

三千七百万円

八百二十万

一千万円

一億四千万

八千八百万

五億五百万

一億六千八百

一億五千二百

三千万円

四百五十万

七千九百五十

三億円

五千五百十六

一億円

一千万円

五千六百万

七千万円

二億円

六千万円

二千四百万

三千三百万

二千五百万

二千九十万

都市現況調査費

四百万円

西郊地区土地区画整理事業費

六百六十万円

豊平地区土地区画整理事業費

二千四百九万円

を計上し、

また、本道沿岸航路を航行する定期航海の運営費に対する補助費四百万円おつて設立予定の北海道離島航路整備株式会社に対する出資金三千万円を、さらに未開発地域の産業道路の開さくに必要な経費として、

道路開さく事業費

二千五百万円

を計上いたしました。

以上のほか一般土木行政費として、

土木事業諸費

三千九十二万円

渡船場費

五百四十万円

河川管理費

一千二百八十万円

等を見込んだ次第であります。

なお、自動車取得税による収入は、目的税的な観点から道道、市町村道等の維持改善のための道費の増加分の財源に充てましたことは、さきに申し上げたとおりであります。

次に警察予算につきましては、特に防犯捜査等に万全を期しますため、前年度に引き続き機動力の強化及び交通事故の防止、並びに冤罪防止対策等に重点をおいた次第でありまして、その総額は、

三十一億五千三百九十六万円となります。

これを経費別に分類すれば、

公安委員会費

一千二百六十六万円

警察職員費

二十三億三千四百五十八万円

警察行政費

八億六百七十一万円

となるのでありまして新規経費の主なもの、

警察の機動力を強化するための経費

六百五十万円

白バイ、パトロールカーの集中管理に要する経費

二千三万円

交通事故防止のための道路標識設置費

百五十万円

でありまして以上のほか一般的な経常経費といたしましては、

本部及び警察署維持運営費

三億七千三百六十三万円

警察電話専用料

一億一千八十七万円

警察活動費

一億四千七十九万円

をそれぞれ見込みましたほか、

臨時的な経費としては、

本部庁舎建築費

一億一千万円

警察署等の増改築費

四千万円

庁舎宿舍等改修費

一千九百十七万円

を計上いたしました。

次にその他一般行政費関係経費について申し上げます。

ガス及び石炭化学工業の試験研究につきましては、先刻施政方針において詳細申し上げたところでありますが、本年度これに要する経費として、

化学工業開発促進費

四千五百四十三万円

ガス遠送計画調査費

五十万円

を計上いたしました。

なお、科学技術の振興については、一般の科学研究に対し助成しますと共に試験研究機関の連絡、調整並びに科学技術審議会の活用等科学技術の振興に力を尽すために、

科学技術振興費

百九十七万円

を計上いたしました。

このほか、連年発生する災害が市町村財政に及ぼす影響が大きいため前年度に引続き北海道市町村備荒資金組合に対し事業資金の一部を貸付することとして、

北海道市町村備荒資金組合貸付金

一億五千万円

を、支庁管内の地方的特殊性を有する産業その他地方振興上適切な事業を推進するための経費として、

地方振興奨励費

七百万円

を計上し、

胆振支庁庁舎は、その大部分が老朽し、かつ狭隘のため、保健所との合同庁舎として新築することとして本年度分

また、旭川保健所庁舎の焼失に伴い、この復旧と老朽狭隘のため改築の必要に

迫られている上川支庁庁舎を合同庁舎として建築することとし、本年度において

旭川保健所庁舎の全部と、上川支庁庁舎の一部を建築するための経費

五千四百六十万円

その他本庁庁舎の整備拡充と財産管理上必要とする経費を含めまして、

庁舎営繕費 一億四千三百八十六万円

を計上いたしました。

なお、私立学校の施設を整備するため資金を貸し付けることとし、

私立学学諸費 三千七十一万円

をそれぞれ計上いたしました。

以上は、普通会計の歳出についてその概要を申し述べたのでありますが、これに見合う財源といたしましては、

道 税 九十三億五千二万円

地方譲与税 十八億二千四百六十七万円

地方交付税 百二十八億六千二百十七万円

公営企業及び財産収入 一億八千八百四十三万円

分担金及び負担金 三億三千四百六十四万円

使用料及び手数料 十八億四百三十二万円

国庫支出金 百七十四億九千九百一十一万円

寄附金 一億五千九百十五万円

繰入金 三億九百三十一万円

繰越金 六億八千六百九十六万円

雑収入 三十一億七千九百七万円

道 債 七億五千四百万円

合 計 四百八十九億五千七百七十五万円

をもつて収支の均衡を図つた次第であります。

次に特別会計の主なものについて御説明申し上げます。

まず医科大学費会計についてであります。

道立医科大学の医学進学課程に關しましては諸校の都合により昭和三十年年度以降国立北海道大学に委託して来ましたが道立大学としての教育の自主性を確立し併せて優秀な学生を入学せしめて本道における保健医療の指導者を養成するためにもこれを道の医科大学に設置する必要がありますので本年四月開講を日途としてこれに要する教育経費、設備費等を併せて七百六十四万円を計上しましたほか、

これに伴い要する教授等の人件費一千七十七万円を計上しました。

なお大学費においては以上申し述べましたほか現行定数による人件費

一億三千百八十万円

經常的経費 二千七百五十万円

教育研究費 一千三百九十三万円

営繕費 六百四十八万円

を見込んで医学生育成に遺憾のないようにしております。

次に病院費並びに看護学校費及び歯科診療費については、病院の公債償還費の一部を除いてはその經常費はすべて独立採算の建前をもつて予算措置いたしました次第でありまして、これに病院の改築費一億円を合わせますとその総額は六億五百四十五万円となる次第であります。

また口腔治療講座、胸部外科学講座、麻酔学講座の充実を図ることは、道立大学の使命達成上緊要事でありまして、これ等の整備充実費として一千七十六万円を計上いたしました。

次は、道有林野事業費会計についてでありますが本年度は、森林資源の積極的増強をはかる林力増強五ヶ年計画に基づいて造林事業並びに林道事業の推進に重点をおき定員百名の増員と雄武及び浦幌に林務署を新設するための経費等を含めまして、

人 件 費 四億二千九百九万円

事業費 十億九千六百八十三万円

その他経費 一億二千五百五十九万円

を計上いたしました。このうち、

普通会計への繰入金 一千万円

市町村への交付金 三千万円

をも見込んで、予算の総額

財産売払代金 十六億四千七百五十一万円を

財産収入 十四億五千四百五十五万円

繰入金 三千四百三万円

その他雑収入 一億一千九百七万円

を見合いに計上いたしました。

以上のほか、

道病院費会計におきましては、江差病院における看護婦養成所事業費百八万円を含めて十施設の維持運営費 二億四千四百六十八万円

を計上し、また地方競馬費会計においては、普通競馬十一回六十六日ばんえい競馬六回十八日開催に要する経費 四億四千三百三十三万円

を、更にまた自転車競技費会計においては十一回六十六日開催に要する経費 十億六千四百六十九万円

を見込みましたほか、

釧路発電所維持運営費並びに川端電気事業仮変電所設置費等を内容とする電気事業費会計においては、 一億七十六万円

を計上し、夕張川二段発電所建設事業費会計においては、水路費、機械装置費等のため、 二億九千万円

を計上いたしました。

更に母子世帯等に生産資金修学資金等を貸付する母子福祉資金貸付事業費会計においては、 四千八百万円

を、農業改良資金貸付事業費会計においては、技術導入資金貸付金、施設資金償却補償金等のため、 一億六千三百九十万円

を、更に本年度あらたに設置した中小企業設備合理化事業費会計においては、貸付機械の購入費及び機械貸付事業資金貸付等のため、 四千三百七十万円

を、また中小企業振興資金貸付事業費会計においては、中小企業等協同組合共同施設設置資金の貸付及び中小企業経営合理化設備資金貸付のため、 一千三百二十八万円

をそれぞれ計上しました。

以上は、普通会計並びに特別会計の予算案の概要について御説明申し上げたのでありますが、次に附属議案の主なものについて申し上げます。

先ず議案第三十九号は、住宅改修促進事業資金貸付の件でありますが本道の既存住宅の構造は防寒防火の欠陥はもとより老朽化したものが極めて多いのでこの住宅の補修を促進して道民の住生活の安定向上を図りますために住宅改修を行うとする者に対し融資する金融機関に市町村が預託又は貸付金を支出する場合の原資としてその七割額を当該市町村に貸付しようとするものであり、議案第四十七号は離島航路整備事業に対する出資の件でありまして、本道と周辺の離島との

交通を確保するために定期航海に充てる貨客船を建造し、これを貸付することを目的とする北海道離島航路整備株式会社に対し出資しようとするものであります。

また議案第五十七号北海道職員定数条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

職員定数の増員については、従来極力抑制の方針を堅持してきたのであります

が、

医科大学の進学課程の設置
児童福祉施設、婦人福祉施設、医療施設及び職業補導施設の新設拡充
高度集約型農業事業の充実に拡充
農業改良普及事業の拡充

道有林野林力増強事業の実施等
施設の新設または制度の拡充等によつて既定の定数をもつては、差繰り困難なものに限つて今回その最少数の職員を増員することとした次第であります。

またさきに申し述べました理由により、

小学校において	七四七名
中学校において	一〇名
高等学校において	一一二名
定時制高等学校において	九〇名
盲ろう学校において	八名
養護学校において	二〇名
通信教育において	一名
教育庁において指導主事	一〇名
計	一、〇〇七名

を、増員するためのこの条例を提案いたしました次第であります。

次に議案第八十一号は、北海道沿岸漁家経済振興促進助成条例制定の件であります。本道の零細沿岸漁家の漁船若しくは漁網等の漁業施設を改良したは、取得し更に漁業技術を導入するために必要な資金の融通を希望する漁業者に所要の助成を行い、漁業経営の振興と生産の増強に資するとともに漁家経済の安定を図ることを目的として資金の貸付及び債務保証並びに利子補給を行うとするものであり、議案第八十四号北海道低位経済農漁家畜産振興条例制定の件は、経済

力の低位な農家及び漁家の安定対策として中小家畜の集団導入を促進して経営の安定と畜産の振興を図るため家畜導入資金を貸し付けまたは、家畜飼育施設を改良または取得する資金の融通を受けようとするものに對し必要な債務保証と利子補給を行おうとするものであります。

次に議案第八十五号沿岸漁家農耕兼業確立資金貸付の件は沿岸漁家に農耕兼業の体制を確立せしめるため市町村が未墾地の取得及び農機具の購入資金並びに営農資金を漁家に貸し付ける場合その資金源として当該市町村に對し事業資金を貸し付けようとするものであります。

以上は、今回提案いたしました案件の主なるものについてその大要を説明申し上げたのでありますがなお詳細につきましては、御質問に應じて答弁申し上げます。

よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

教育行政方針

昭和三十三年度の教育行政方針について申し上げます。

道教育委員会におきましては、昭和二十九年年度以来

一 教育行政の合理化・能率化

二 学校教育の充実

三 勤労青年教育の普及徹底

四 へき地教育の振興

五 社会教育の促進

六 保健体育の振興並びに厚生施設の充実

の六項目を、行政の重点として掲げて参りましたが、昭和三十三年度もこの方針に副つて、諸般の施策をすすめて参りたいと考えてあります。

以下簡単にその概要を申し述べたいと存じます。

一昨年（三十一年）十月、教育委員会制度が改正されてから、ようやく一年有余を経過いたしました。

この間、道教育委員会におきましては、本庁の機構改革を行い、道・市町村を通じての教職員人事の一元化、指導事務の強化等を図つた次第であります。

新年度におきましては、本庁、地方教育局を通じ、職員の研修に努め、一そう事務能率の増進を図るとともに市町村教育委員会につきましては、その指導育成につとめ、道・市町村が一体となつて、本道に即応する教育行政を推進するようになしたい所存であります。

次に、学校教育について申し上げます。

本道は地域的にみて、教育上種々不利な環境にあるほか、施設々備、並びに教員組織においても、他府県に比し相当低位にあることは御承知のとおりであります。しかも、小・中学校の過半数がへき地に散在し、その大部分は小規模学校でありまして、高等学校についても、ほぼ同様のことが云えるのであります。

このようなことは、本道の著しい特徴であり、教育の機会均等を実現するためには、極めて苦心を要するところであります。

道はこのため、毎年歳出予算の三分の一に及ぶ多額の支出をいたしておりますが、新年度におきましては、財政状態が依然として困難な中ではありますけれども、以下申し述べるような事業を実施する計画をたてた次第であります。

まず、児童生徒並びに学級数の見通しについて申し上げますと、

新年度は三十二年度に比べて、小学校児童約三万三千人が増加し、中学校生約一万五千人が減少する見込みであります。

高等学校は、近年における進学希望者の著しい増加に對処し、全日制二十五学級、定時制四学級の増加募集を図るほか、実情に應じ定時制から八学級を全日制に転換することいたしました。

このうち、全日制の学級増加に當つては、産業教育振興の見地から、職業課程、特に工業及び水産に関する課程を増設したい所存であります。

次に、校舎及び設備について申し上げます。

小・中学校の校舎は、年々改善されておりますが、まだ仮教室やスシ詰学校が多く、また屋内体操場をもたない学校や、老朽危険度の高い学校も多数あるのであります。

これらの改善につきまして新年度は一そう、国庫補助枠の拡大に努めたいと存じます。

高等学校につきましては、昨年に引続き、危険校舎の改築、並びに屋内体操場の新改築を行うほか、産業教育の施設々備、および理科教育設備等の充実を図りたいと考えてあります。

次に、教職員について申し上げます。

新年度は、三十二年度に比べ、教職員一、〇〇七名を増員する計画であります
が、そのうち、小学校六九二名は、主として学級増加および特殊学級教員配置に
充てるものであります。

また、高等学校の全日制二二一名は、学級増加分と基準未措置分でありまして、
定時制九〇名は、時間講師の専任教員切替等によるものであり、更に特殊学校、
通信教育においても若干の増加を図った次第であります。

なお、中学校におきましては、現在定員を維持することによつて、特殊学級教
員および養護教員を配置するほか、学級編成基準を引上げ、これによつて中学校
の学級編成基準を、全国平均に到達させることができまして、誠によろこばしい
次第であります。

近年、教員の需給関係は漸く好転いたしまして、へき地における教員の充足状
況も、逐次改善されつつあります。

今後は更に、教員組織を一そう強化するとともに、単複手当支給範囲の拡大、
へき地教員住宅建築補助枠の増加等によつて、へき地教職員の充足安定を図りた
い所存であります。

また教職員の資質向上につきましては、従来どおり各種の研究會、講習會等を
開催し、研修の機会を与えるように努力いたしたいと思ひます。

次に、勤労青年の教育について申し上げます。

働きつつ学ぶ青年の教育については、定時制教育、通信教育並びに青年学級等
により、従来ともその振興に努力いたして参りましたが、定時制教育については、
さきに教育委員会が決定いたしました市町村立定時制高等学校教育振興対策に基
づき、逐次専任教員を配置する等の措置をとるほか、市町村とも協力して、一そ
うその振興に努めたい所存であります。

また、通信教育につきましては、科目の増設、面接授業の拡大等により、従来
よりも更に高等学校卒業資格の獲得を容易にいたしたいのであります。

次に、特殊教育について申し上げます。

盲ろう学校につきましては、札幌盲学校高等部の校舎建設に着手するほか、一
そうその内容の充実改善に努力する考えであります。

また、新年度においては札幌市に建設中の養護学校を開校して、智恵遅れ児童
を収容し、この方面の教育のセンターたらしめ、これにより全道特殊教育の振興

を図りたい考えであります。

なお、視聴覚教育の発展、特にラジオ・テレビ等の利用は、今後ますます増大
する傾向に鑑みまして、その健全な育成を図り、また市町村立定時制高等学校教
育の振興のため、これらを担当する指導主事を増員することとしたのであり
ます。

次に社会教育について申し上げます。

社会教育と学校教育とは、あたかも車の両輪のごとき関係にあつて、いずれを
主、いずれを従とも云い得ない、極めて重要なものであると存する次第でありま
すが、新年度におきましては、新たに社会教育モデル市町村の設定、文化財調査
と保護思想の普及を図り得るほか、走る公民館の増設、社会教育関係団体の健全な
育成、指導者の研修等、社会教育全般の施策を推進いたしたい所存であります。

最後に保健体育関係について申し上げます。

本道の児童生徒の体位は、道民生活の安定に加えて、各種スポーツの振興、学
校給食の普及並びに健康管理の適正等によりまして、近年著しく向上して参りま
したことは、道民とともに喜びにたえない次第であります。

新年度におきましては、学校給食の普及を図るとともに、児童生徒並びに教職
員の結核検診を強化し、その指導管理の万全を期して、一そう健康増進に努めた
いと存する次第であります。

近年学校並びに社会を通じて、各種スポーツの隆盛を見るに至つたのでありま
すが、新年度におきましては、更に各種大会等を開催し、地方スポーツの振興を
図り、国民体育大会にも多数の選手を派遣して、体育の振興を図りたい所存であ
ります。

以上、昭和三十三年度の教育行政方針について申し上げた次第であります。

何卒、議員各位並びに道民の皆様のご協力と御援助を御願ひ申し上げる次第で
あります。

○三月六日 午後一時三十六分開議、諸般の報告の後、議長より追議会
議員本多吉江君去る三月二日逝去につき弔詞を贈り哀悼の意を表した
旨を報告、ついで秋山議員（協ク）より本多吉江議員（自民）の逝去
に対する追悼演説を行つて、午後一時四十三分延会。

○三月七日 午前十一時十七分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第

一号ないし第八十六号及び報告第一号ないし第三号を議題に供し、通告の代表質疑に入り、林議員（自民）より、①予算編成の基本的考え方特に当初予算編成において他を介入せしめたときくが知事自ら介入を求めたのか、または求められたのか、②施政方針について特にその演説の表現が幼稚であり議会軽視と思うがこれに対する所見、また演説内容が具体性に乏しいがこれに対する所信、③公約問題特に現在までにおける公約不履行に対する考え方、今後における公約履行の見通し、④総合開発問題特に第一次五カ年計画の達成率の低かつた原因、第二次計画の閣議決定に対する所信、同計画が目標計画であると述べているがこれが推進に対する決意、⑤外遊問題特に予算編成や総合開発計画の閣議決定の重要時期に外遊して留守をしたことに対する所見、外遊の具体的成果、欧米視察が道政に及ぼした影響及び三十三年度道政に反影させた内容、東南アジア視察その後の成果特に技術文化の具体的協力、パキスタン医学留学生の受入れ状況、インド、ビルマから要請のあつた林産工業振興のための技術協力その後の経過、⑥貿易問題特に本道の実情に即した貿易振興の具体策、本道貿易の重点を東南アジアに指向した理由、⑦本道の経済体質改善問題特に自動車取得税はその改善に逆行するものであり三十二年度見込決算で六億八千万円の実質黒字を出したことから考えると同税は誤つた財政見通しによつて創設されたことにならないか、また同税継続の理由と同税廃止の意思の有無、⑧農業問題特に寒地農業確立の抜本的対策、酪農振興を奨励して乳牛導入に成果を上げながら畜産物の消流対策に欠けているがその対策、低位生産農家の中小家畜導入に関連してこれら畜舎施設の整備対策と畜肉の消流対策、⑨開拓営農の安定問題特に最近開拓農民の営農安定が叫ばれているがこれら開拓不振農家の営農安定対策と本年春の肥料対策、一般農協との事業競合の調整に対する基本的所信、⑩漁業問題特に施政方針では道が直接零細漁民に結びつこうとし

ているが従来の漁協組中心による運営を否定することにならないか、また五人組経営による共同化の推進方策と適用業種の範囲、⑪中小企業総合対策特に企業診断及び相談並びに融資指導等総合的対策が必要と思うがこれに対する考え方、⑫化学工業振興問題特にガス化学工業地帯の設置場所及び計画実施の時期、木材精化工業中間試験完了の見通しとその時期、⑬財政問題特に人件費の予算総額に占める割合が高く赤字転化の不健全因子であると思うがこれに対する考え方、三十二年度の実質繰越六億八千万円を財源として見込んでいるが三十二年度単年度としてみた場合は赤字財政でないか、また剰余金の一部は公債償還費にあてなければならぬがどのように処理する考えか、三十二年度道税の徴収について年度当初において見積りの過少を指摘したが最近の見込み決算では大きく上昇しているがこれは政策財源の水増しでないか、あるいは見積りの誤りか、自動車取得税創設のからくりか、道税徴収率を年度末まで全国平均まで引上げることに対する決意、三十三年度道税徴収率決定の根拠、三十三年度財政需要の見通しと財源対策、⑭道職員の綱紀肅正問題特に総合的人事行政に対する決意、職階制の確立及び勤務評定実施に対する考え方、特に昭和二十七年に行われた人事委員会の勧告を尊重しない理由、また人事委員会は二十七年に勧告しながら現在まで放置されているがこれが再勧告の意思の有無、食糧費不正費消事件に関連して食糧費、交際費の限界とその定義基準、⑮治安対策特に警察官の給与改善その後の状況及び住宅対策、警察機動力の強化対策、事件に係る参考人の出頭に対する費用弁償支給の有無及び支障があつた場合の打開方法、⑯教育問題特に教職員に対する勤務評定実施に関連して過半東京で行われた全国都道府県教育長会議における会議の内容とその経過、道教育委員会で論議された内容、実施準備の進捗状況と実施時期、すし詰め教室の解消策とその原因、へき地学校の教員充足対策に関連して市町村との人事交流一元化に対する考え方及び配置転換等について質疑、知事、人事委員長、

教育長、道警本部長より答弁があつて、午後五時五十分一旦休憩、午後五時十五分再開、林議員（自民）より再質疑二回、知事、人事委員長より答弁があつて、午後六時十分延会。

○三月八日 午前十一時十一分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第八十六号及び報告第一号ないし第三号を議題に供し、代表質疑を続行、二瓶議員（協ク）より、①施政方針について特に本道経済体質改善の方途、化学工業振興に対する将来の見通し、東南ア視察の成果が政策に積極的に現われていないが海外市場開拓の具体的方策、②財政問題特に純繰越金六億八千万円は他力によるものでないか、道税収入を昨年より多く見積っているが本道経済と道税収入の関連性、道税収入見積りの基礎、政策費などに不確定の起債を見込んでおり赤字財政に転落する懸念があるがその起債の内容と許可の見通し、歳出総額に対する人件費の割合は年々多くなっているがどの程度をもつて正常の姿といえるか、今後における追加財源の見通し、③農業問題特に中下層農家の営農安定に関連して予算の上から具体的施策が現われていないがこれに対する考え方、寒地農業の確立及び農家負債棚上げ等知事公約実行に対する決意、窮乏農村の生活及び営農安定の具体的方策、寒地農業振興対策費過少に対する考え方、寒地農業振興に関する特別立法化の見通しとこれが実現促進に対する決意、中央における寒地農業振興対策の実施にあわせて道の窓口を作る考え方、農家負債整理の具体的方策、農家負債整理資金貸付の認定状況、開拓農民の生活及び経営安定対策に関連して開拓営農振興臨時措置法による資金受入れ状況、開拓営農指導員及び開拓保健婦など指導体制の整備強化策及び開拓保健婦の充実と身分保障に対する考え方、④水産問題特に沿岸漁家振興対策に関連して浅海増殖事業等に起債を財源としているがその見通しと予算執行に対する確信の有無、漁業取締費が昨年より少ないことに関連して取締り上支障がないか、北洋漁業開発費の

財源に寄附金をあてているが、将来の開発に特定業者との結びつき等支障がないか、北洋にしんの試験調査並びに北洋底曳漁業の試験操業と日・ソ漁業交渉との関係、東太平洋におけるにしん漁の回遊状況及び厚岸周辺におけるにしん漁況の調査概況、沿岸漁業と底曳漁業の競合調整に関する考え方、⑤教育問題特に予算編成において教育委員会の意見を充分尊重したか、教育予算に科学振興関係費が計上されていない理由、危険校舎の解消方策に関連して校舎改築に地元の寄付を仰いでいる実情からこれが改築資金の調達方法、中標津高校の改築に対する考え方、道内高校卒業者の道内大学進学状況と道外人学者との比率、道内高校生徒の学力向上のための職員の質的向上及び職員研修や定数確保に対する考え方、高校教職員の配置基準が文部省基準を下廻っていることに関連してこれが未措置分の確保等について質疑、午後零時十七分一旦休憩、午後二時三十六分再開、あらかじめ会議時間を延長の後、知事、教育長より答弁、二瓶議員（協ク）より再質疑、知事より答弁があつて、午後四時十二分延会。

○三月十日 午前十一時四十八分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第八十六号及び報告第一号ないし第三号を議題に供し、代表質疑を続行、塚田議員（社）より、①施政方針並びに予算編成に関する基本的問題について特に予算審議に際しては例年道経済白書が提出されそれを基礎にして審議されるのであるが本年はいまだ提出されていない理由、経済事情の悪化傾向下における本年度道税収入の見通し及び算定の基礎、現在行われている日ソ漁業交渉の成行きは道漁民に多大の影響を及ぼす問題であるがこれが推進のため日ソ平和条約締結促進運動を展開する考えはないか、漁業秩序の維持問題に関連して日本海雄冬沖におけるすけとうだら漁業入会協定違反事件の経過とこれに対する処置、日本海武蔵堆における内地船の入会競合問題の概況、中央における新開拓制度改正の動きに対する見解、②総合開発問

題特に第二次五カ年計画の策定に関連して地域計画を積み上げた上で策定したものか、計画策定に関し政治的要素介入の批判に対する見解、第一次計画実施の効果測定は年次的に測定すべきでないか、第二次五カ年計画実施に当り昭和三十二年は無計画年度であつたがこれに対する所見、閣議決定になつた同計画の内容とこれに対する見解、第二次計画では文化厚生の問題が薄められているがこれに対する所信、③地方財政の問題特に国税の減税に伴う地方財源不足の補てん対策、地方債の大幅削減に伴う公共補助事業の起債財源措置、公債償還費の累年増加とこれが抜本的解決策、地方交付税の特別態容補正額が本道に不利になつているが何か要素に欠陥がないか、④土木行政に関する諸問題特に新年度から地方道整備の起債が認められなくなつたがこれが整備対策と冬期間交通の確保対策、直轄並びに道費河川の整備に対する考え方、⑤労働問題特に最近の金融引締めによる経済不況下における雇傭状況と失対事業対策、新規学校卒業者の就職あつせん措置、駐留軍労務者の離職者対策、一般労働行政に対する基本的考え方に関連して未組織中小企業労務者の育成指導に対する所信、⑥衛生問題特に公衆衛生の向上対策、最近における保健衛生費の下降推移に関連して衛生水準が低下しないか、保健衛生費に関する国の補助率の引上げ及びこれが財源付与要望に対する考え方、学校保健衛生法の施行に関連して本法律の内容、これが適正な運営のための機構改革及び人員充足措置に対する考え方、⑦教育問題特に特殊教育並びに定時制教育に対する熱意、精薄児童の教育振興対策及びこれら児童に対するアフターケア施設設置の考え方、⑧警察行政に関する問題特に警察法の一部改正に伴い中央の監察及び統制を受けないか、同法の改正に際し何か抵抗の動きをしたか、札幌方面本部の道本部直轄に対する考え方、春季労働闘争に対する警察権介入の基本的考え方等について質疑があつて、午後零時五十八分一旦休憩、午後二時五十七分再開、あらかじめ時間延長を行い、諸般の報告の後、教育長より、洞爺道立教員保養所の一

部焼失について報告があり、ついで知事、教育長、道警本部長より答弁、次に日程に追加し、議案第八十七号ないし第一百五号を議題に共し、知事より提案説明を聴取の後、午後四時三十分一旦休憩、午後六時十七分再開の後、直ちに延会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十二年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他にそのついで大要を御説明申し上げます。

先ず予算案についてでありますが、今回提案いたしました予算は、主として生活保護費、失業対策事業費等の義務費不足並びに国庫支出金起債等の特定収入の確定に伴い所要の補正措置を講じた次第でありまして、追加更正予算の総額は、

普通会計において
特別会計において
合 計
五億二千三百七十六万円
一億六千三百九十三万円
六億八千七百六十九万円

と相成る次第であります。

普通会計の歳出の増加した主なるものといしましては、失業対策事業費において一日平均吸収人員二千九百五十人を三千人に増枠するための経費
一千五百三十二万円

生活保護費

伝染病予防費補助金
四千八百四十万円

産業教育施設設備費
七百八十九万円

農業共済組合育成費
一千五百十三万円

飼料作物採種圃設置費補助金
二千二百四十四万円

災害土木復旧費
三百八十七万円

永久橋架換費
一億四千五百万円

小規模土地改良費
一千三百五十万円

旭川保健所災害応急復旧費
五百万円

林業指導所災害応急復旧費
二百五十六万円

一般職員、教育職員、警察職員等に対する退職手当
五百万円

二億九千二百十四万円
二億九千二百十四万円
六千三百三十二万円
六千三百三十二万円
道税 弘 辰 金 一千六百四十万円
三千八百九万円

道有林野事業費積立金繰出金

水産物検査費会計における歳入不足分を補うための繰出金

一千九百十四万円

を追加計上いたしますと共に、国庫補助金、起債等の特定収入の減額に伴い、

稚島電気導入事業費

六百十二万円

冷害米麦売渡費

五千九百三十二万円

入殖施設費

二千七百四十一万円

漁港管理費

一千百三十二万円

球果採取事業費

九百十万円

厚生年金住宅建設費

三千二百八十四万円

精神病費

六百六十七万円

をそれぞれ減額いたしましたほか、

恩給基金及び学校恩給金会計繰出金において 三千二百三十一万円

を、また、一時借入金利子において 三千万円

がそれぞれ不用となりますので、これを今回減額いたしました次第であります。

以上に伴う財源といたしましては、

公営企業及び財産収入

二千三百四万円

分担金及び負担金

三百四十六万円

使用料及び手数料

(減) 七百九十八万円

国庫支出金

一億六千三百十八万円

寄附金

(減) 百九十六万円

繰入金

(減) 七百六十八万円

雑収入

(減) 五千八百三十万円

道債

四億一千万円

合計

五億二千三百七十六万円

をもつて収支の均衡を図つた次第であります。

次に転貸資金会計において一億五千四百万円を追加いたしましたのは、厚生年金還元融資として住宅の建設及び病院の改築費に対し資金の貸付が決定いたしま

したので、これを転貸しようとするものであり、また、医科大学費会計において八百二十五万円を計上いたしましたのは、主として附属病院の経常費を追加して病院運営に遺憾のないようにしようとするものであり、更に道有林野事業費会計においては職員費、森林土木費並びに積立金等に充てるため六千六百万円を事業収入見合いに追加計上いたしました次第であります。

次に議案第百十三号北海道税条例の一部を改正する条例案についてその要旨を御説明申し上げます。

先ず第一は不動産取得税の改正についてであります。現行条例におきましては、天災等の災害によつて家屋を滅失又は損かいた場合は、その復旧のための新築に係る家屋の取得については、従前の家屋の価額を限度にして不動産取得税を課さないものとなつていたのでありますが、家屋の災害等に限らず土地をもその対象にすることとし、かつ、滅失又は損かいた不動産に代るものとして、承継により取得した不動産の取得に対しても、これを減免して、より実態に即応せしめることにした次第であります。

次に住宅金融公庫から資金の貸付を受けた者が、住宅金融公庫法の規定の適用を受ける法人から家屋と同時にその敷地である土地の譲渡を受けた場合における当該土地の取得に対する不動産取得税は、住宅を建設するために土地を取得し、一年以内に住宅を新築した場合と同様に、その税額から六十万円に百分の三の率を乗じて得た額を減額することにいたしました次第であります。

次に遊興飲食税及び娯楽施設利用税の改正点について申し上げます。

遊興飲食税は、特別徴収義務者等が徴収し又は徴収すべき金額を申告し、かつ、納入する期限は、現行条例では翌月十日となつていたのでありますが、売掛金回収の时期的な実態等も考慮して申告及び納入の期限を五日延長し、翌月十五日とした次第であります。

なお、娯楽施設利用税につきましてもこの際同様措置することにいたしました次第であります。

以上は提出案件の主なものについてその概要を申し述べた次第であります。なお詳細につきましては御質問に応じてお答え申し上げます。よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○三月十一日 午後一時十四分開議、直ちに日程に入り、**日程第一議案**

第一号ないし第百十四号及び報告第一号ないし第三号を議題に供し、

通告の一般質疑に入り、糸川議員（社）より、①金融引締めによる産

業界の混乱に関連して信用保証協会の保証料及び貸付金利の引下げに

対する意思の有無、②北海道の電気料金が他府県より割高のため企業

振興が阻まれているが道営電源開発の新規地区調査と工事着手に對す

る決意、③漁業水揚量が年々減少していることに関連して漁港の整備

修築に對する熱意、無動力漁船の動力化対策、④農家負債整理の現状

と対策、開拓不振農家の安定対策、厚生年金住宅建設の状況と道有財

産の保全対策等について質疑、知事より答弁、次に西島議員（自民）

より、①農業問題特に畑作農民の救済対策に関連して畑作営農に對す

る基本的考え方、農産物の消流対策特にばれいしよ澱粉の供給過剩對

策、これに関連して木材糖化工業試験は貴重な道費と永い研究年数を

かけてする研究かどうか、またこのような試験は国がやるべきでない

か、ばれいしよ澱粉のブドー糖精製に力を入れたらどうか、内地のか

んしよ澱粉との競合に對する考え方等について質疑、知事より答弁、

西島議員（自民）より再質疑二回、知事より答弁、次に井野議員（社）よ

り、海上の秩序維持の問題特に日本海雄冬沖におけるすけとうだら漁

業の入会協定違反事件に関連して、①留崩への入会を拒否された北後

志漁業者に對する今後の措置、②漁業調整規則の一部改正に伴う道連

合海区調整委員会の答申と、問題の相互入会の協定書、口約書とが一

致しており、もし道原案の修正反対運動展開の当初から約束の事項で

あつたとするこの答申書の權威がそこなわれると思うがこれに對す

る考え方、③答申を尊重した許可方針を明年度も変更しないというこ

とになれば閉み線の中にある漁業者を救う措置がとれないことになる

のか、④昨年十月三日、六日に開かれた連合海区調整委員会の会議

場所及び主たる傍聴者、道が当初提出した方針と連合海区調整委員会

の答申による修正点の相違、⑤同事件発生以来道警のとつた措置、す

けとうだら漁期終了とともに日本海ます、武蔵堆のほつけ等に出漁

するので事実上取調が不能となる心配があるがその見通し、⑥三月七

日付産経の記事によると道水産部の係員が違反船をみて知らぬ顔をし

ておつたという記事が載っているがこれに對しどのように考えている

か、⑦北後志側が増毛側に越境して縄掛り等の被害を与えたのだが、

被害の起きる前に会合打合せ了解の上で起つた被害である場合刑法上

いかなる犯罪が生れるかその解釈、また協定書、口約書を捜査上入手

されたかどうか、⑧協定書に署名した頗ぶれ、事件発生後辞任を申し

出た者の氏名、⑨連合海区調整委員会は、漁業法第九十五条によつて

都道府県議会議員の兼任を禁止し、公平妥当な漁場計画の設定あるい

は許可方針等について知事の諮問に答えるいわゆる民主行政推進の拠

点となるべき機関と思うがその見解、⑩北後志海区の漁船の集団越境

の実情を把握しているか、またこの事実協定書署名の人々の指導に

よつて違反したと考えるがどうか、今後これら関係者に對する許可、免

許に對する方針と対策、⑪漁業調整規則の一部改正について今後二カ

年は変更しないという方針に對する考え方、⑫近年の災害凶漁以来漁

村の過剰人口、資源の枯渇等資源培養のため海上の秩序が要求され乱

獲が防止されなければならないがこのような考え方の上に立つて指導

教育する責任があると思うがこれに對する見解、⑬漁業協同組合の海

上における秩序保持の責任に對する今後の指導方針等について質疑、

ついで阿部議員（自民）より、議事進行について「党として重大な表

現があり議事録を翻訳して検討したいので暫時休憩願いたい」旨の発

言があり、引続き新川議員（社）より、「知事答弁を續けて行くよう議

事を進められたい」旨の動議が提出されて議事が停滯、新川議員より

議事続行の動議撤回の発言があつて、午後四時十五分休憩、午後七時

九分再開、議事進行の都合により午後七時十分延会。

○三月十二日 午後二時五十一分開議、諸般の報告の後、あらかじめ時間延長を行い、午後二時五十二分休憩、午後六時三十七分再開、議事進行の都合により午後六時三十八分延会。

○三月十三日 午後二時五十一分開議、諸般の報告の後、あらかじめ時間延長を行い、午後二時五十二分休憩、午後十一時三十七分再開、林議員（自民）外二十七名より議員井野正揮君に対する懲罰動議の提出があつて、午後十一時三十八分延会。

○三月十四日 午後二時五十分開議、あらかじめ時間延長を行い、午後二時五十一分休憩、午後十一時五十一分再開、議事進行の都合により本日の会議はこの程度に止め、明日は特に午前零時五分に繰上げて開議することについて諮り、異議なくそのことに決定、午後十一時五十二分延会。

○三月十五日 午前一時五十分開議、諸般の報告の後、議長より、去る三月十三日提出された林議員（自民）外二十七名提出の懲罰動議撤回の申し出があつた旨を報告、ついで井野議員より三月十一日の本会議における不穏当と認められる部分の発言取消し許可の申し出があり、これを諮つて、異議なく許可に決して午前一時五十八分一旦休憩、午後二時五十六分再開、あらかじめ時間延長を行い、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第百十四号及び報告第一号ないし第三号を議題に供し、三月十一日の井野議員の質疑に対し、知事、連合海区調整委員会委員長、道警本部長より答弁、井野議員より再質疑、知事、連合海区調整委員会委員長、道警本部長より答弁、次に日程に追加し、議案第百十六号ないし第百二十二号及び報告第七号を議題に供し、知事より、提案説明があつて、午後三時五十四分延会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十三年度北海道歳入歳出追加更正予算案その他についてその概要を御説明申し上げます。

今回提案いたしました追加予算の総額は、

普通会計において

八千八十二万円

でありまして、その主なものといたしましては、追分、美深、足寄の各町立全日制及び定時制高等学校を道に移管することとし、これに伴い必要な経費二千五百八十二万円を授業料及び寄附金等を見合いに計上し、また、上川支庁所管区域における道議会議員の補欠選挙実施に要する経費四百万円を繰越金等見合いに追加いたしましたほか、

去る十日焼失した教員保養所の災害復旧費

二千五百万円

林業指導所災害復旧費

二千八百万円

をそれぞれ起債財源をもつて追加計上いたしました次第であります。

次に、議案第百十八号北海道職員定数条例の一部を改正する条例制定の件は、先に申し述べました町立高等学校の道への移管に伴い教職員を全日制において八十名定時制において十二名を増員しようとするものであり、

議案第百十九号北海道議会議員の選挙区の合区に関する条例制定の件は、名寄市、三笠市及び根室市の市制施行に伴う北海道議会議員の選挙区に関する措置をしようとするものであります。

現行の道議会議員の選挙区は、昭和二十九年以降新市につきましては、従前その市の属していた選挙区と合区することを原則としております。

従いまして明年の議員の任期満了による一般選挙までは、この原則により、名寄及び根室の両市についても同様に措置することが適当と考えるものであります。

三笠市につきましては、人口の関係から、法律上単独の選挙区としなければならぬのでこれに議員定数を配当する必要がある、これに伴い空知支庁所管区域の従前の議員定数を変更しようとするものであります。

なお明年の議員の任期満了に因る一般選挙の選挙区につきましては、今国会で公職選挙法の改正が行われる見込でありますので法案の内容の決定を見た上でなるべく早い機会に条例案を提出する考えであります。

以上は提出案件の主なものについてその大要を申し述べた次第であります、なお詳細につきましては、御質問に応じてお答え申し上げたいと存じます。

よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○三月十七日 午後零時四分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号

ないし第百十四号、第百十六号ないし第百二十二号及び報告第一号ないし第三号を議題に供し、一般質疑を続行、山本議員(自民)より、①中小企業問題特に三十三年度に中下層農漁家及び中小企業者にそれぞれ重点施策を掲げているがこれで適正規模ができると考えているか、能率指導所と中小企業相談所を合せて新設する商工指導所の性格と機能農漁家には利子補給制度があるが中小工業者に保証料金の補給制度を考えるべきでないか、また生産性向上に対する考え方及び具体的進め方、②知事公約に対する所信に関連して宴会行政の廃止、新生活運動の推進等当初の基本的理念にかえつて考えたことがあるかどうか、③綱紀肅正問題特に娯楽施設普及に関連して健全な姿で行っていない面がでて来ているがこれに対する考え方、④社会保障制度の確立とその対策に関連して日本の社会保障は欧米諸国に比べどの位おくられているか、またどの程度の水準までいくべきか、養老年金制度に対する構想、公共職業補導所の拡充に対する考え方、⑤教育問題特に高等学校の学級増は当初の五十八学級から二十九学級に減らされたが次年度にはこの削減分の対策を講ずる意思があるかどうか、⑥水産問題特に日本海雄冬沖におけるすけそう漁業入会協定違反問題に関連して水産部長は同事件について政治勢力でゆがめたものとか、水産常任委員が背後に糸を引いているとかあるいは取締りをびしびしやるとかいっているがその見解等について質疑、知事、教育長、水産部長より答弁、山本議員より再質疑、知事、水産部長より答弁があつて、午後零時五十七分休憩、午後二時十三分再開、小島議員(社)より、衛生問題特に保健所運営費予算過少の問題に関連して施設の整備対策、医師、薬剤師の充

実方策、衛生教育、公衆衛生普及指導の方法、簡易水道新設に対する道費助成継続の意思の有無、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の施行に関連してこれが実施の態度、本道における同業組合の結成の状況、審議会委員人選の方法、売春防止法完全実施後における性病対策、これら業者の取締対策、売春防止法の厚生対策等について質疑、知事より答弁、あらかじめ時間延長を行い、次に阿部議員(自民)より、①財政問題特に昭和三十三年度追加更正予算案の提出の態度に関連して同予算の内容である繰越金の内訳を示さないで昭和三十三年度予算の審議をさせるのは不見識でないか、三十二年度決算見込み額、三十二年度道税収入の伸び、算出の基礎、調定額と徴収歩合、三十二年度決算見込みにおける事業繰越額及び支払繰延べ額、三十二年度予算の不用額、盲ろう学校費、保健予防費等が減額更正になつていくが財源のゆとりがあれば執行すべきでないか、三十二年度における退職者の見込み数とその額、②水産問題特に沿岸漁業振興促進対策費の計上に関連して従来漁業協同組合を主体とした指導体制の行政であつたが今後市町村中心の指導におきかえて行くのでないか、また指導が一貫性を欠かないか、債務保証の合計額十億円の資金調達方法とその見直し、対象となる業種、またこれは零細漁家に対する融資であり回収困難の状態が予想されるが代位弁済等に対する考え方、日本海雄冬沖におけるすけそう漁業入会協定違反事件に関連して漁業調整規則の一部改正に際しての指導が欠除していなかったか、また本事件発生の真因は何か、③知事の行政執行に対する態度について特に長期にわたる海外旅行や出張等留守が多い従つて綱紀及び道政執行の弛緩が各所にみられるがこれに対する所見等について質疑、知事、総務部長より答弁、阿部議員(自民)より再質疑二回、知事、総務部長より答弁、次に坂下議員(社)より、水産問題特に沿岸漁業転換対策に関連してその具体的指導方法、これら指導に当つては水産改良普及員の活動に期待するところ大なるものがあるが現在人員では不十分でな

いか、漁業の多角経営に関連して日本海ます、にしん沖刺等個々に許可を与える仕組みになっているがこれが申請手続が繁雑であり許可方式を変更する意思がないか、沖合転換漁船建造の資金対策、沿岸漁業と沖合漁業の競合調整に関する基本的考え方、海流の変化による洄游性漁族の移動に伴う共同漁業権漁場のあり方、底曳漁業禁止区域拡大問題に対する今後の見通し等について質疑、知事より答弁、坂下議員より再質疑、知事より答弁、次に福島議員（自民）より、①財政問題特に今国会で成立予定の地方財政二改正案に関連して前年度より著しく一般財源が増加した場合は災害関係費、地方債の繰上げ償還などに充てなければならぬことになっているがこの法案を知って六億八千万円の繰越金を三十三年度に繰入れたか、もし実施された場合定められた積立金をどのように措置するか、三十三年度当初予算は財源をさし出して編成されているが今後における財政需要の見通しとこれに要する財源対策、道税及び税外収入の確保に対する所信、開発公共事業の増加に伴う投資的経費の起債枠の増加及び国庫負担率の引上げ要望に対する決意、②農業問題特に中下層畑作農家に対する営農対策、寒冷地農業振興対策に関連して道南の畑作農家に対する考え方、新開拓制度が実施されると道の森林施業計画と競合しないか、林地と開拓地の調整をどのような対策で進めていくかその考え方等について質疑、知事より答弁、福島議員より再質疑、知事より答弁があつて、午後五時二十分延会。

○三月十八日 午前十一時十分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第百十四号、第百十六号ないし第百二十二号及び報告第一号ないし第三号を議題に供し、一般質疑を続行、川瀬議員（協ク）より、①施政方針について特に施政方針で述べられた諸施策を三十三年度で実行できるかその決意、②総合開発問題特に第二次五カ年計画が閣議決定されたがその推進方策、第一次五カ年計画が計画どおり達成

できなかった理由、③水産問題特にさけ、ますなど水産資源の保護増殖対策、道南沿岸客細漁家の副業対策に関連してミンクの繁殖育成に対する考え方、魚類の保護河川追加指定に対する考え方、水産資源保護のための水産ふ化場予算を国に対して強く要望する考えはないか等について質疑、知事より答弁、次に増田議員（社）より、①新開拓制度について特に最近政府は団体営土地改良事業の補助を融資に切替えるようとしているが補助制度の存続を国に要請する考えはないか、酪農振興に関連して乳価の安定対策、生乳の消費拡大措置に対する所見、②水産問題特に沿岸漁家対策に関連して沿岸漁家に対する農耕適地の開放方法、兼業農家の技術指導方法及び造田開発の進め方、漁業協同組合の内部機構として農業部門を設けることに對する法的見解、沿岸漁村の人口対策、沿岸漁家に対する指導行政の執行体制確立についての所信等について質疑、知事より答弁、山元議員（自民）より、①人事交流に関する問題特に三十三年度実施予定の人事交流に対する構想、近く行われる人事異動の実施時期、範囲、基準、②厚生問題特に売春防止法の完全実施に関連して深夜喫茶がこれらの潜在化と関連してくるがこれに対し特別条例を作る意思がないか、この種喫茶の数及び取締り対策、③食糧費問題特に三十三年度食糧費の組み方及び食糧費の減額更生に対する意思の有無、④教育問題特に道立高校の需要費が充分でないため多額のPT会費が負担を余儀なくされているがその解決策等について質疑、知事、教育長より答弁、山元議員より再質疑、知事より答弁があつて、午後零時四十五分休憩、午後二時十八分再開、堀議員（社）より、財政問題特に中央において論議されている木材引取税率の引下げが実施されると市町村財政に大きな影響を及ぼす結果となるがこれの補てん対策及びこれら市町村に対する行政指導の具体的方策、未合併町村の合併促進に対する見解等について質疑、知事より答弁、次に高橋（源）議員（自民）より、①道有財産の管理問題に関連して遊休不用の道有財産を効率的に運用する考え方、道有財産の貸付料

及び評価額の適正化と処分する場合の精密調査に対する考え方、②中小企業対策特に中小企業団体組織法の施行に伴う指導費過少の問題、③漁業問題特に底曳漁業禁止区域拡大の問題が各方面に影響を及ぼしているがその対策等について質疑、知事、副知事より答弁、高橋議員より再質疑、知事より答弁、次に大久保議員（自民）より、①総合開発問題特に最近における暖冬異変に関連して間宮海峡埋立論が巷間流れているがこれについての情報を入手しているか、埋立てられた場合の産業水産資源に及ぼす影響、また政府は南極観測に多額の金を投入しているが北方地帯の問題についても政府と打合せの必要はないか、②交通事故対策特に学童の事故防止対策等について質疑、知事、道警本部長より答弁、次に松尾議員（自民）より、①中小企業問題特に中小企業零細業者の実情を把握しているか、商工指導所新設の経費が少いがこれで充分やれるか、信用保証制度の強化対策特に保証料及び貸付金利子を道費で負担する意思の有無、中小企業金融対策に関連して商工中金への道費預託制度に対する見解、信用組合の機能拡大のための資金源拡大措置、中小企業維持振興資金枠の増額に対する考え方、機械貸付制度の道費持出分の増加に対する考え方、②雪害による冬山造材搬出問題特にその現状と対策、搬出の進捗状況、期限延長と違約金の免除、立木処分代金の延納措置、出材不足による需給調整と価格安定対策等について質疑、知事より答弁、松尾議員より再質疑、知事より答弁、次に深山議員（自民）より、①施政方針について特に施政方針の中に綱紀肅正に関する決意の表明がないが厳正に保たれているかどうか、②決算の信びよう性について特に三十三年一月に東京事務所で三十一年度の出納監査を行ったことに関連して昨年十二月の第四回定例道議会に三十一年度決算に対する決算審査意見書が出されているが、これは決算全部に対する意見書であるか、三十一年度決算の議会提出後に再度当該年度の出納監査を行った理由、未決定要素を含む決算報告の提出は議会軽視と思うかどうか、②厚生問題特に民生関係

予算が少いことに関連して災害救助法の適用を受けない災害者に対して見舞金を出す意思があるか、母子寮、養老院等の建設費の増額計上をする考えがあるか、性病対策費が少いがこれで対策の万全を期することができるか、今後の追加更正に対する考え方等について質疑、知事、監査委員（徳永）より答弁、深山議員より再質疑、知事より答弁があつて、通告の質疑は終結、午後五時五十分一旦休憩の後、午後五時五十九分再開、ついで黒松議員（協ク）より、日程第一のうち予算に関連する議案第一号ないし第四十七号、第五十七号、第八十五号、第八十七号ないし第一百十一号、第一百十六号ないし第一百十八号、第二百二十二号及び報告第二号、第三号は、なお慎重審査の必要があると認められるので、三十一名から成る予算特別委員会を設置し、それらの議案を付託せられたい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを諮つて異議なくそのことに決し、直ちに次の委員の選任を決定して関係議案を付託した。

道	下	美	作	（社）	深	山	和	園	（自民）
増	田	信	一	（社）	西	島	順	三	（自民）
黒	沢	与	衛	作	高	橋	源	次	郎
				（社）					（自民）
佐	野	衛	（社）	山	元	ミ	ヨ		（自民）
岡	田	義	雄	（社）	福	島	新	太	郎
				（社）					（自民）
五	藤	義	正	（社）	杉	本	栄	一	（自民）
				（社）					（自民）
津	川	直	一	（社）	沖	野	政	雄	（自民）
				（社）					（自民）
坂	下	堯	（社）	大	久	保	和	男	（自民）
				（社）					（自民）
小	島	巖	（社）	川	口	常	一		（自民）
				（社）					（自民）
堀	野	重	平	（社）	中	山	信	一	郎
				（社）					（自民）
堀	野	豊	夫	（社）	林	謙	二		（自民）
				（社）					（自民）
橋	本	清	次	郎	佐	々	利	雄	（自民）
				（社）					（自民）
塚	田	庄	平	（社）	黒	松	秀	夫	（協ク）
				（社）					（協ク）
時	田	政	次	郎	高	橋	石	松	（協ク）
				（社）					（協ク）

高 田 治 郎（社） 川 瀬 徳三郎（協ク）
松 尾 三 良（自民）

次に議案第一号ないし第四十七号、第五十七号、第八十五号、第八十七号ないし第一百十一号、第一百十六号ないし第一百十八号、第二百二十二号及び報告第二号、第三号は予算特別委員会に、議案第四十八号ないし第五十一号、第五十六号、第六十五号、第七十四号、第七十七号ないし第八十号、第一百十二号、第一百十三号、第一百十九号は総務委員会に、議案第五十二号、第六十二号、第六十三号、第七十三号、第七十五号、第七十六号、第八十六号は厚生委員会に、議案第五十四号、第五十五号、第七十一号は商工労働委員会に、議案第五十四号、第五十五号、第五十八号、第五十九号、第六十四号、第六十九号、第七十号は文教林務委員会に、議案第六十号、第六十六号ないし第六十八号、第七十二号、第八十四号、第一百十四号、第二百十号、第二百十一号は農務委員会に、議案第八十一号ないし第八十三号は水産委員会に、報告第一号は建設委員会にそれぞれ付託、次に議案第八十号の委員会付託省略を異議なく決定して、午後六時四分散会。

○三月十九日 午後二時五十三分開議、あらかじめ時間延長を行い、諸般の報告の後、日程に入り、**日程第一議案第八十七号ないし第一百十一号、第二百二十二号及び報告第二号、第三号**を議題に供し、高橋予算特別委員長（自民）より、委員会にける審査の経過並びに結果について報告の後、報告第二号及び第三号は承認議決、その他の議案はいずれも原案可決に決定、次に**日程第二議案第七十七号、第一百十三号及び第一百十九号**を議題に供し、森川総務委員長（社）より、委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、異議なく委員長報告のとおり原案可決に決定、次に**日程第三議案第八十号**を議題に供し、異議なく原案のとおり同意議決、次に**日程第四議案第一百十五号**を議題に供し、委員会付託を省略の後、異議なく原案のとおり同意議決、次に**日程第**

五意見案第二号を議題に供し、趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決、次に**日程第六会期延長の件**を議題に供し、三月二十八日より三十一日まで四日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に予算案その他付託案件審査のための休会について諮り、明三月二十日より二十八日まで九日間休会することに決定、午後三時九分散会。

予算特別委員長報告

私は、昨日設置せられました予算特別委員会の委員長として、本委員会に付託せられました案件のうち、議案第八十七号ないし第一百十一号、第二百二十二号及び報告第二号、第三号の二十八件につきまして、審査の経過と結果の概要を御報告申し上げます。

昨日本委員会が設置せられますや、直ちに委員会を開き、正副委員長の互選を行い、さらに、議案審査の方法について協議の結果、昭和三十二年度各会計追加更正予算並びにこれに関連する案件につきましては、年度末も切迫している現況にかんがみ、すみやかに結論を得て、その執行に支障なからしむべきであるとし、三十三年度予算関係議案より切り離し、これを先議した次第であります。

まず、議案第八十七号は、昭和三十二年度普通会計歳入歳出追加更正予算であります、その内容は、失業対策費、生活保護費、伝染病予防費補助金、産業教育施設整備費、農業共済組合育成費、飼料作物採種圃設置費補助金、災害土木復旧費、永久橋架換費、小規模土地改良費、旭川保健所及び林業指導所災害応急復旧費、一般職員、教育職員、警察職員等に対する退職手当、学校教職員にかかる赴任旅費不足分、道税払い戻し金、水産物検査費会計における歳入不足分を補うための繰出金、道有林野事業費積立金繰出金等義務費の不足分及び緊急の経費について、追加措置を講じたほか、国庫支出金、起債等の特定収入の確定に伴い、離島電気導入事業費、冷害米売り渡し費、入植施設費、漁港管理費、球果採取事業費、厚生年金住宅建設費、精神病院費等の減額更正を行い、差引五億二千三百七十五万余円の追加増額措置を講じようとするものであります。

次に、議案第八十八号ないし第二百十二号の各特別会計追加更正予算は、恩給基

金、学校職員恩給金、水産物検査費、林産物検査費、医科大学費、地方競馬費、自転車競技費、道有林野事業費、道有財産整備資金において、当面所要の経費について追加更正の措置を講ずるのほか、農産物検査費、転貸資金、農業改良資金貸付事業費において、所要経費を追加し、母子福祉資金貸付事業費、北海道用品事業において、歳出を更正し、夕張川二股発電所建設事業会計において、更正の措置を講じようとするものであります。

次に、議案第百三十三号ないし第百四十号及び第百四十二号は、予算の追加更正に伴う起債及びその変更に関するものであり、

議案第百一十一号は、国の行う稚内、釧路及び函館空港整備事業に伴う地元負担金について、空港整備法第七条の規定により、昭和三十三年度において、道と関係市との両者折半の負担率を定めようとするものであり、

報告第二号及び第三号は、ともに、災害土木復旧費の追加予算を専決処分したものであります、

本日委員会を開いて審査の結果、別段質疑もなく、各案件の内容は、いずれも適切妥當なものと認め、全会一致をもつて、議案については原案可決、報告については承認議決に決定いたしました次第であります。

以上、本委員会付託議案中、昭和三十三年度予算関係議案の審査経過と結果の概要を申し上げ、私の報告を終ります。

○三月二十九日 午後二時五十二分開議、諸般の報告の後、あらかじめ会議時間を延長して日程に入り、**日程第一議案第百二十三号ないし第百三十号**を議題に供し、内海副知事（知事職務代理）より、提案説明を聴取の後直ちに委員会付託を決定、議案第百二十三号ないし第百二十五号は予算特別委員会に、議案第百二十六号及び第百二十八号ないし第百三十号は総務委員会に、議案第百二十七号は農務委員会にそれぞれ併託して、午後三時四分休憩、午後五時四分再開、諸般の報告の後、**日程第二議案第百二十七号、第五十一号、第五十四号、第五十七号ないし第五十九号、第六十四号、第六十五号及び第百十八号並びに日程第一のうち議案第百二十六号及び第百二十九号**を議題に供し、高橋（源）予算特別委員長（自民）より、議案第百二十七号、第五十七号及び第百

十八号について、森川総務委員長（社）より、議案第五十一号、第六十五号、第百二十六号及び第百二十九号について、河野文教林務委員長（社）より、議案第五十四号、第五十八号、第五十九号及び第六十四号についてそれぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、いずれも原案可決に決して、午後五時十六分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました昭和三十三年度北海道歳入歳出追加予算案その他につきましてその大要を御説明申し上げます。

今回提案いたしました予算は、国庫補助金、起債等の特定収入に見合う明許繰越事業費について措置いたしました次第でありまして、その総額は、

普通会計	三億二千六百五十八万円
特別会計	三千八百万円
合計	三億六千四百五十八万円

となるのであります。

普通会計の歳出の主なものとしたしましては、

道路改良費	七百五十九万円
永久橋架換費	一千四百八十六万円
災害土木復旧費	四千五百万円
高等学校管轄費	五千六百七万円
盲ろう学校管轄費	三千百三十八万円
養護学校管轄費	七百八万円
婦人保護対策費	八百八十七万円
公営住宅建設費	一千八百十九万円
厚生年金住宅建設費	七百万円
労働者福祉対策費	九百万円
農試北見支場整備拡充費	三千二百八十五万円
林道施設費	一千十万円
漁港簡易工事費	七百五十万円

入植施設費 七百九十六万円
開墾建設事業費 一千八万円
等でありまして、これに見合う財源といたしましては、

分担金及び負担金	一千四十四万円
国庫支出金	一億五千八十四万円
繰入金	七百八十五万円
雑収入	四百四十五万円
道債	一億五千三百万円
合計	三億二千六百五十八万円

を見込み収支の均衡を図つた次第であります。

次に議案第二百二十五号昭和三十一年度歳出予算繰越使用に関する件は、資金、天候その他の諸事情により昭和三十一年度内に支出を終らない見込のものについて、地方自治法第二百三十六条の二の規定により議決を経ようとするものであります。

次に議案第二百二十六号北海道警察組織条例の一部を改正する条例制定の件は、警察法の一部を改正する法律の公布に伴い札幌方面公安委員会及び札幌方面本部を廃し、この区域を北海道公安委員会及び北海道警察本部の直轄とするのほか、これに関連しその権限について所要の措置を講ずると共に新たに北海道警察本部に防犯部を設けようとするものであり、議案第二百二十七号北海道農業改良普及所条例制定の件は、農業改良助長法に基づく農業及び農民生活の改善に関する技術及び知識の総合的な普及指導を行う農業改良普及所を設けようとするものであります。

議案第三百三十号北海道議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例制定の件は、明年四月に執行を予定されている道議会議員の一般選挙に関して、選挙区とその議員数を定めようとするものでありまして、まず議員数については、昭和三十年の国勢調査人口が基礎となりますので、地方自治法の規定による定数は現在の九十三人から九十九人に増加することになります。また、選挙区については、公職選挙法の原則に従つて、各支庁、市の区域により、すべて単独の選挙区とすることが適当であると存じ、所要の条例措置を行おうとするものであります。

以上は、提出案件の主なものについてその大要を申し述べた次第でありますが、

なお詳細につきましては、御質問に応じてお答え申し上げます。
よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

予算特別委員長報告

私は、予算特別委員会に付託されました議案のうち、ただいま議題となりました案件について、審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

去る十八日本委員会に付託せられました案件につきましては、目下各部所管ごとに質疑続行中であります。右のうち、緊急を要する三案件につきまして、本日これを先議いたしました次第であります。

すなわち、三案件の内容であります。まず、議案第二百二十七号地方宝くじ発売に関する件は、昭和三十三年度における発売限度額を一億四千三百四十万円の範囲内とし、かつ、四月一日発売を予定しているものであり、

議案第五十七号及び第百十八号の二件は、北海道職員定数条例の一部を改正する条例制定の件でありまして、議案第五十七号は、医科大学の進學課程の設置、児童及び婦人福祉施設、医療施設及び職業指導施設の新設拡充、農業改良普及事業及び高度集約農業事業の充実に拡充、道有林野林力増強事業の実施、各種学校の間口増等の施設の新設、または、制度の拡充等に必要の最少限度の職員として、一般職員二百五十二人、教育関係職員千七人を増員するものであり、

また、議案第百十八号は、追分、美深、名寄の各町立高等学校の道立移管に伴い、教職員九十二人の増員を行なうとするものでありまして、その内容は妥当なものと認め、原案の通り可決いたしました次第であります。

以上、本委員会付託案件に議題となりました案件について、審査の経過及び結果を御報告申し上げ、私の報告を終わります。

○三月三十一日 午後二時四十四分開議、諸般の報告の後、あらかじめ会議時間を延長して日程に入り、日程第一議案第三百三十二号ないし第百四十四号を議題に供し、本件は提案説明並びに委員会付託を省略して即決、次に日程第二議案第四十八号ないし第五十号、第五十二号、第五十三号、第五十五号、第五十六号、第六十号ないし第六十三号、

第六十六号、第六十七号、第六十九号ないし第七十六号、第七十八号、第七十九号、第八十四号、第八十六号、第一百十二号、第一百四十四号、第一百二十号、第二百一十一号、第二百二十五号、第二百二十七号、第二百二十八号及び報告第一号を議題に供し、高橋(源)予算特別委員長(自民)より、議案第百二十五号について、森川総務委員長(社)より、議案第百四十八号ないし第五十号、第五十六号、第七十四号、第七十八号、第七十九号、第一百十二号、第二百二十八号について、吉田厚生委員長(自民)より、議案第五十二号、第六十二号、第六十三号、第七十三号、第七十五号、第七十六号、第八十六号について、大島商工労働委員長(自民)より、議案第五十三号、第六十一号、第七十一号について、河野文教林務委員長(社)より、議案第五十五号、第六十九号、第七十号について、二瓶農務委員長(協ク)より、議案第六十号、第六十六号、第六十七号、第七十二号、第八十四号、第一百十四号、第一百二十号、第二百一十一号、第二百二十七号について、高橋(石)建設副委員長(協ク)より、報告第一号についてそれぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、報告第一号は承認議決、その他の議案はいずれも原案可決に決した。次に日程第三会期延長の件を議題とし、議事進行の都合により明四月一日より八日まで八日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に休会について諮り、明四月一日より五日まで五日間休会することに決定、午後三時十八分散会。

予算特別委員長報告

私は、予算特別委員会に付託されました議案のうち、ただいま議題となりました案件について、審査経過と結果の御報告を申し上げます。

本委員会に付託せられました案件については、目下審議中ではありますが、緊急を要する案件について、本日の委員会において先議いたした次第であります。

すなわち、議案第百二十五号昭和三十二年度歳出予算繰越使用に関する件であ

りますが、本件は、気象、あるいは、資金の関係から、昭和三十二年度において実施し得なかつた土木費、教育費、産業経済費等の普通会計において三億二千八百七十七万八千八百円、医科大学費、病院費、道有林野事業費等特別会計において五千九百九十五万九千円、合計三億八千七百七十八万八千八百円を三十三年度に繰り越し使用せんとするものでありまして、事情余儀なきものと認め、全会一致、原案の通り可決いたしました次第であります。

以上、本委員会付託案件中議題となりました案件について、審査の経過と結果を申し上げ、私の報告を終ります。

○四月七日 午後二時三十五分開議、諸般の報告の後、日程第一議案第百四十五号を議題に供し、知事より、提案説明を聴取の後、直ちに総務委員会に付託、次に日程第二議案第百三十号を議題に供し、森川総務委員長(社)より、委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、異議なく原案可決に決して、午後二時四十二分散会。

知事説明要旨

只今議題となりました北海道税条例の一部を改正する条例制定の件につきましてその大要を御説明申し上げます。

本案は、今国会において成立を見ました地方税法の一部を改正する法律が四月五日公布せられたことに伴い道税条例につき所要の改正を行おうとするものでありまして、その主な改正点は、第一には、自動車税関係でありまして、軽自動車及び二輪の小型自動車が市町村へ移管せられ軽自動車税として課税せられることとなつたことであります。第二は、軽油引取税につきまして新たに自動車の内燃機関の燃料として消費する軽油及び揮発油以外の炭化水素油を課税対象とすることに改められたのであります。

以上改正条例の概要について御説明申し上げたのでありますが、なお、詳細につきましては、御質問に応じてお答え申し上げます。

よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

○四月八日 午後二時六分開議、諸般の報告の後、日程第一会期延長の件を議題に供し、議事進行の都合により明四月九日より十二日まで四日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、次に予算案及び付託案件審査の都合により明四月九日より十一日まで三日間休会することについて諮り、異議なくそのことに決定、午後二時八分散会。

○四月十二日 午後二時五十四分開議、諸般の報告の後、あらかじめ時間延長を行つて、午後二時五十五分一旦休憩、午後七時十七分再開、直ちに日程に入り、日程第一議案第六十八号及び第四百四十五号を議題に供し、二瓶農務委員長（協ク）より、議案第六十八号について、泉谷総務副委員長（自民）より、議案第四百四十五号についてそれぞれ委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、いずれも原案可決に決定、次に日程第二意見案第三号及び第四号を議題とし、趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決、次に日程第三会期延長の件を議題とし、委員会付託案件審査の都合により四月十五日まで三日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決して、午後七時二十五分散会。

○四月十四日 午後二時五十一分開議、諸般の報告の後、あらかじめ時間延長を行つて、午後二時五十二分一旦休憩、午後八時十七分再開、諸般の報告の後、日程第一議案第一号ないし第二十六号、第二十八号ないし第四十七号、第八十五号、第一百十六号、第一百十七号、第一百二十三号、第一百二十四号及び会議案第一号を議題に供し、高橋（源）予算特別委員長（自民）より委員会における審査の経過並びに結果について報告、ついで阿部議員（自民）より、阿部議員外二十九名提出の議案第一号及び第二十一号に対する修正案並びに阿部議員外二十名提出の會議案第一号について趣旨弁明の後、會議案第一号に対する質疑の有

無について諮り、質疑なく直ちに委員会付託を省略して通告の討論に入り、増田議員（社）より、修正案及び會議案第一号に反対原案に賛成、杉本議員（自民）より、修正案及び會議案第一号に賛成原案に反対、二瓶議員（協ク）より、修正案及び會議案第一号に反対原案に賛成の討論の後、起立による採決に入り、議案第一号、第二十一号に対する修正案及び會議案第一号は起立者少数にてこれを否決、次に議案第一号及び第二十一号は起立者多数にて委員長報告のとおり原案可決、残余の議案はいずれも委員長報告のとおり原案可決に決した。次に日程第二議案第八十一号ないし第八十三号を議題に供し、時田水産委員長（社）より委員会における審査の経過並びに結果について報告の後、異議なく原案のとおり可決、次に日程第三決議案第二号を議題に供し、趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決、午後十時二分散会。

予算特別委員長報告

私は過般設置せられました予算特別委員会の委員長として、本委員会に付託されました議案の審査経過と結果について御報告申し上げたいと存じます。

本委員会に付託せられました案件は、昭和三十一年度追加更正予算関係議案と昭和三十三年度予算関係議案の八十三件であります、このうち昭和三十一年度追加更正予算関係議案二十八件につきましては、去る三月十九日に、又新年度より直ちに事業を開始する等急務を要する関係議案四件につきましては、去る二十九日と三十一日にそれぞれこれが審査結果の御報告を申し上げた次第でありまして、今回御報告申し上げますのは議案第一号乃至第二十六号、第二十八号乃至第四十七号、第八十五号、第一百十六号、第一百十七号、第一百二十三号及び第四百四十五号の五十一案件でありまして、これらの議案につきましては、各案件を各部署管ごとに分ち審査を行うことといたしまして、去る三月二十日よりこれが審議に入つた次第であります。

すなわち、二十日は労働部所管、二十二日は労働部所管の統行、民生部及び衛生部所管、二十四日は民生部、衛生部所管の統行及び林務部所管、二十五日は農務

部所管、二十六日は土木部、建築部及び商工部所管、二十七日は教育委員会所管二十八日より四月一日まで水産部所管、四月二日は公安委員会所管及び農地開拓部所管、四月三日より九日まで総務部所管について、休日を除いて十七日間にわたりまして質疑応答が行われたのでありまして、この間委員会における論議は終始真剣且つ熱心なる討議が行われ、連日長時間にわたり審議に精魂を傾けたのでありますが、遂に新年度開始前これを了するに至らなかつた次第であります。しかしして付託案件の重要性に鑑み、さらに精査検討を加え、できまさらば意見の一致点を見出すべく、この調整のため去る九日質疑終結後直ちに七名からなる小委員会を設け、各案件について慎重な検討を遂げたのでありますが、遂に意見の一致を見るに至らず、この旨小委員長から本日の委員会に報告があり、引続いて修正案の提出がありまして、これを討論採決の結果お手許に配付の報告書のとおり本委員会の結論を得た次第であります。

以上本委員会の設置以来本日まで二十八日間の長時日にわたり委員各位におかれましては終始慎重かつ熱心に審議に当られたのでありまして、この際、その御苦労に對し衷心より敬意を表する次第であります。

そもそも今回、本委員会に付託せられた案件は、複雑なる経済的、社会的諸情勢のもとにあつて、とき恰も総合開発第二次五ヶ年計画の初年度を迎え、昭和三十三年度道政の主柱ともいふべき普通会計及び特別会計の年間予算額五百六十二億六千四百四十余万円をはじめこれに関連する起債、出資金、貸付金、職員定数条例の改正案等の重要案件にかかるとございまして、その責務の重大性が痛感された次第であります。

今回付託せられました予算案の性格につきまして、理事者の説明によりますれば歳入面におきましては、地方交付税の率の引上げによる増収と若干の税収入の増加は期待されますが、一方歳出におきましては、人件費、公債償還費等の義務費の増加傾向は依然として著しく、これに加えて開発公共事業費の道負担の増加と、起債枠の激減によつて、開発事業のための純道費の支出が多額になりましたことと、景気の下降によつて税の増収も困難となり、その成行を樂觀することができない状況であるといわれ、新年度においては三十二年度の現予算に比較して、歳出面では人件費、公債償還費、開発公共事業費の道負担及びその他の義務費等の純道費所要額は約二十三億九千万円の伸びがあるのに対し、歳入面では、地方交付税、道税及び譲与税において約十七億四千万円程度しか増加を期待できない

状況であります。財政健全化に努力の結果、歳出面では義務費の組み残しはなく、歳入面では純繰越金が昨年度に比し二億一千万円の増加となつたため、これら財政の好転に伴う繰越財源を起債の減少等の補てんに充て、収支の均衡をはかる見とおしを得、今回の当初予算の編成に當つては、先ず人件費については定員現給を基礎とし、人員の増加は、生徒、児童の増加や、制度施設の新設のような止むを得ないものだけに止め、事務量の増加によるものは、極力内部的なやりくりによることとし、また、諸手当については、当分財政健全化計画による節約を続け、旅費、需用費等の一般経費についても、前年度同様節減の措置を継続するかたわら、義務的支出については、できる限り年度間を通じての所要額を当初予算に計上し、臨時的な経費については、その緊急度と財源の見込みなどを充分考慮して予算化をはかり、極力財政の健全性の確保と予算の効率的な使用に努めたいと説明し、更に歳出を性格別に分類して三十二年度の現計予算に比較する場合、純道費の負担増加額は、人件費において、約十億四千万円、法令等による義務費において約五千五百万円、開発公共事業や国庫補助事業において約六億四千万円、臨時的経費について三千七百万円、政策的経費において一億二千万円の増加をきたす結果となつたといわれ、なお、今回の政府における施策や、起債の減額などによつて、純道費の支出が著しく伸びたのは道路関係の経費であつて、公共事業において約四億九千万円、道の単独事業において約二億七千万円の増加をきたしたのであり、この経費に對しては、地方交付税中の道路関係分や、軽油引取税、道路譲与税等の目的税はもちろん、自動車取得税の収入も目的税的な考え方これに充て、さらになお相当額の一般財源も充当することとしており、今後年度内においていろいろの財政需要が生じた場合の財源については、税収と税外収入の増収確保に努力をいたし、また、歳出の執行に當つては、できる限りの経費の効率的な使用によつて節約をはかり、他方、政府に對しては地方財政全般に對する財源賦与の適正化を要望し続けるとともに、特に開発公共事業実施に用する財源については、地方債の特別な充当と地方交付税における投資的経費の充実方を強調し、将来にわたつては開発事業に對する国庫負担率の引上げを強く要請して行く考であるが、開発公共事業については、どうしても強力に遂行しなければならぬ重要な事業でもあり、しかも、その事業に對する道費の負担は、現在他の府県が公共事業を実施している状況に比較して約二倍程度の財政上の圧迫となつている現状から見ても、第二次五ヶ年計画に基く事業量の増加と、道負担の軽減、ま

たは、道負担に対する財源措置は、今後における道の行財政の運営上最も重要な課題の一つであつて今後とも極力この面に力を注ぎ年度間を通じての財政健全性の確保をはかりつつ、将来の財政基礎を培つて行くという基本的な考え方に立つて新年度予算を編成したと説明されているのであります。

従いまして本委員会におきましては、理事者の右の説明に関連し第二次五ヶ年計画実施の初年度を迎え、道財政の健全化に意を注ぎつつ、いかにすれば、総合開発計画の強力なる推進を図り、もつて道民生活の安定確保に資し得られるかという観点に立つて、あらゆる角度から、委員各位と理事者との間に熱烈な論議がかわされた次第であります。

いま、ここに、各部所管ごとの質疑を通じ、論議の中心となりましたその主な点を申し上げますと、

労働部所管におきましては、公共職業補導所の強化拡充の構想と実施計画、内職業補導所の運営方針と民生部所管事務との関係。全道労働会館の利用状況と施設充実計画。労働金庫検査指導費及び登別労働者保護所運営費の使途内訳。公共職業補導所製品の注文、弘下げ措置の是正。生活保護法適用による給付額と低額労働資金との差額調査問題。資金実態調査結果による最低賃金制実施と中小企業との関係。中小企業労働相談所と中小企業相談所の指導内容と施設充実対策。駐留軍撤退に伴う労働者の失業対策。失業保険受給期間の緩和措置と不正受給対策。

労働部所管におきましては、公共職業補導所の強化拡充の構想と実施計画、内職業補導所の運営方針と民生部所管事務との関係。全道労働会館の利用状況と施設充実計画。労働金庫検査指導費及び登別労働者保護所運営費の使途内訳。公共職業補導所製品の注文、弘下げ措置の是正。生活保護法適用による給付額と低額労働資金との差額調査問題。資金実態調査結果による最低賃金制実施と中小企業との関係。中小企業労働相談所と中小企業相談所の指導内容と施設充実対策。駐留軍撤退に伴う労働者の失業対策。失業保険受給期間の緩和措置と不正受給対策。

労働部所管におきましては、公共職業補導所の強化拡充の構想と実施計画、内職業補導所の運営方針と民生部所管事務との関係。全道労働会館の利用状況と施設充実計画。労働金庫検査指導費及び登別労働者保護所運営費の使途内訳。公共職業補導所製品の注文、弘下げ措置の是正。生活保護法適用による給付額と低額労働資金との差額調査問題。資金実態調査結果による最低賃金制実施と中小企業との関係。中小企業労働相談所と中小企業相談所の指導内容と施設充実対策。駐留軍撤退に伴う労働者の失業対策。失業保険受給期間の緩和措置と不正受給対策。

労働部所管におきましては、公共職業補導所の強化拡充の構想と実施計画、内職業補導所の運営方針と民生部所管事務との関係。全道労働会館の利用状況と施設充実計画。労働金庫検査指導費及び登別労働者保護所運営費の使途内訳。公共職業補導所製品の注文、弘下げ措置の是正。生活保護法適用による給付額と低額労働資金との差額調査問題。資金実態調査結果による最低賃金制実施と中小企業との関係。中小企業労働相談所と中小企業相談所の指導内容と施設充実対策。駐留軍撤退に伴う労働者の失業対策。失業保険受給期間の緩和措置と不正受給対策。

労働部所管におきましては、公共職業補導所の強化拡充の構想と実施計画、内職業補導所の運営方針と民生部所管事務との関係。全道労働会館の利用状況と施設充実計画。労働金庫検査指導費及び登別労働者保護所運営費の使途内訳。公共職業補導所製品の注文、弘下げ措置の是正。生活保護法適用による給付額と低額労働資金との差額調査問題。資金実態調査結果による最低賃金制実施と中小企業との関係。中小企業労働相談所と中小企業相談所の指導内容と施設充実対策。駐留軍撤退に伴う労働者の失業対策。失業保険受給期間の緩和措置と不正受給対策。

の消息調査、無縁故者収容、北方引揚者の援護等引揚者対策。授産事業助成対策。消費生活設備資金、生業資金、厚生年金貸付事業の運営対策。等社会的弱者の援護と社会福祉の増進策について論議が交されたのであります。

衛生部所管におきましては、伝染病、狂犬病、性病予防対策と救、はえ等の駆除指導対策、道立病院並びに診療所等の経営改善対策と各診療所、隔離病舎等の増設対策及び精神病院の運営状況、簡易水道補助金の内容及び設置箇所と木質改善対策、社会保険診療所報酬に対する請求手続等の改善対策、財団法人衛生公社再建の問題。

等について論議が交されたのであります。

林務部所管におきましては、民有林の経営安定対策。樹苗価格の安定と需給対策の推進及び樹苗価格安定資金の効率的使用方法、雪害による冬山造材遅延に関連し、国有林に關係立木代金延納と金融対策、砂防林、魚付林、保安林等の推進指導対策、学校植林の現状と今後の指導対策、造林地の放牧対策、木材取引市場維持運営指導対策、鹿による被害とこれが駆除対策、野そ駆除の実績と今後における駆除対策、林道開設補助事業の内容、治山事業費における事業旅費、監督旅費、連絡旅費等の積算基礎及び工事請負契約における規約条件等の問題、道有林野事業特別会計における公宅、無縁施設等財産管理の問題、森林計画編成費における旅費、賃金等の内容と林業指導所費における非常勤職員費の内容、林産物及び林産製品売払準備の算定基準及び立木の特売と公売との比率と今後における立木の売払対策、森林審議会の運営状況と林地調整土地部会における委員構成の問題。観光施設の整備充実対策、特殊軽量合板会社設立の見とおしと、これに対する出資の方法、浦幌及び雄武林務署庁舎新築に関する敷地の問題。等造林事業の推進、造材事業の金融対策等の諸問題について論議が交された次第であります。

農務部所管におきましては、国の寒地農業対策の受入態勢の強化。道農試十勝支場の移転と国立畑作試験場設置の経緯、馬鈴薯の増産と消流対策、農業改良普及協力員の設置と活動の実績、農業改良普及員の増員となる学校教員の免許問題並びに経営技術員の設置の問題、農業共済資金融通対策と農業共済組合指導育成措置、農家負債実態とその整理金融対策、不振農協の育成対策、道産種子の道内需給に対する普及指導の強化、集約酪農地域設定に伴う共販態勢の確立と集乳所の拡充対策、中小家畜振興対策と畜産物の消流対策、種豚の私下状況と豚肉の価

格維持。ミンク飼育奨励対策。畜産興社の事業内容と枝内市場設置の問題。
等農業経営の改善、農家経済の安定、畜産振興等による寒地農業確立対策について
議論が交されたのであります。

土木部所管におきましては、町村道改良補助費の増額、河川等の融雪災害対策
と老朽橋梁等の計画内容、市町村河川の道費河川認定の実態と改修促進、海岸保
全の管理、除雪機械類の配分状況と除雪対策、建設工事発注遅延の理由、道々小
樽定山溪線改修完成の見通し、中小上水道設置費補助の復活、離島航路整備会社
設立の内容及び経過。

等土木関係施設の増強と交通確保対策等について議論が交されたのであります。

建築部所管におきましては、寒地建築研究指導費の増額、耐火建築の促進、第
一種、二種公営住宅の市町村配分の適正、低家賃住宅の使用料軽減措置、住宅改
修資金の貸付方法、道営住宅貸付料滞納の現状と徴収実績、宅地取得の現況と今
後の見通し、第三次住宅建築三ヶ年計画案の内容。

等主として住宅対策の推進について議論が交されたのであります。

商工部所管におきましては、中小零細企業振興対策。中小商業者と信用販売会
社及び消費生活協同組合等との販売面における競合調整対策、中小企業団体組織
法実施と道内商社の動向及び指導対策、中小企業金融対策として商工中金、中小
企業金融公庫及び国民金融公庫等の資金対策、中小企業における従業員退職金制
度の実施促進、中小企業設備合理化事業の推進対策、中小企業センター設置に対
する見通し、東南アジア貿易調査費中の華商招へいの具体的内容と香港貿易事務
所の機構拡充、道内進出商社、公社等に対する道の投融資の考え方と五島財閥の
本道進出の構想とこれに対する道の見解、北日本航空会社の再建の見通し、北海
道博覧会に關連しての道内観光対策、日ソ定期航路の開設に伴う寄港地に対する
助成対策、売春業者転売に伴う金融対策、草炭コーライト企業化試験対策、物産
あつせん事務所に対する予算の令達とこれが支払方法の問題、電力実態調査費並
びに電力料金対策費及び発明考案指導奨励費の内容、石狩管内町村主催による競
輪実施に伴う、道営競輪輸入に及ぼす影響、メートル法実施に伴う普及指導対策、
等中小企業の振興を中心とした経営の育成指導と金融対策並びに貿易振興。
等の諸問題について議論が交されたのであります。

教育委員会所管におきましては、社会教育、学校教育施設の充実及び道徳教育、
科学教育の拡充強化対策、学校教育の水準向上に対処するための教職員の人事管

理の適正化、小・中・高等学校における教員配置の現状と教職員の新陳代謝促進
措置、本年度学大卒業生の教員採用試験の不合格者に対する措置、教職員の退職、
転任等に対する発令の迅速化、結核教職員健康診断費の内容及び休職者の員数、
文部省通達に基く教職員組合専従者の適正化、地方事務局に対する金銭出納員の
配置措置、各労働組合春闘争と関連して教職員組合における今後の動向、農業
改良普及員に対する高校教諭資格認定の方法と将来における水産技術指導員に対
する同様取扱の措置、学校教科書採択の経緯とこれが統制化の措置、道東方面に
専科大学設置気運に対する態度、道立養護学校の開校見とおし、及び道立洞爺湖
教員保養所焼失に対する再建対策、学校給食会に対する貸付金回収の状況と貧困
児童に対する給食費の補助の増額措置、学校長等の交際費、食糧費の使途内容、
養護教員養成所生徒の札幌医大宿舎使用に対する使用料徴収措置、高等学校学級
増加に伴う建設費及び備品費確保措置、学校生徒の犯罪防止及び卒業式等におけ
る生徒の暴力行為の解消対策、学校教育、社会教育の充実強化、教職員の人事管
理の適正化、教職員組合の今後における動向、学校給食の完全化。
等について議論が交されたのであります。

水産部所管におきましては、まず、日本海すけとうだら漁業操業海域違反問題
に關連いたしまして、本件の原因探究とこれが收拾の方策、漁業調整規則改正の
意図とこれを是とした根拠及び右規則の周知徹底と現地の指導対策並びにこれが
反対運動とその理由、漁業法第六十六条に対する解釈と水産庁回答との関係及び
漁業調整規則改正に対する検討の時期とすけとうだら漁期との関係並びに同規則
改正に対する連合海区調整委員会の審査答申の経緯、操業違反容疑者の数と真相
把握の調査状況、道の取締り及び海上保安庁、道警察等関係機関の取締態度と連
けい措置、違反操業にかかる口約書、協定書に対する見解、連合海区調整委員
会受理の理由と辞任強要の有無。漁業法に規定する委員辞任の正当な理由及び知
事選任委員補充に対する見解、昭和三十一年、三十二年における岩内漁船の留萌
海区入会の理由と名義貸し及び大海区制の関係、石狩湾内におけるボケツト海区
存置の可否、すけとうだら漁業許可方針と操業海域境界線の設定理由、違反者に
対するその他の漁業許可の取扱、司法警察権を有する道職員数とこれが配置の
状況、漁業協同組合における各種部会の法的見解、余市無線局の機構と免許の主
体、漁業調整上における操業境界線と漁業秩序維持の関係、すけとうだら資源に
対する見とおしと今後の対策、日本海すけとうだら漁業操業違反事件に關連し、

相当掘り下げた論議が長時間にわたり交わされたほか、一般水産問題につきましても、沿岸漁業振興促進費に対する融資対象と融資額の限度及び債務保証限度額の積算基礎並びに系統金融資金源確保等の諸対策、漁業秩序維持と日本海まぐし漁業における密漁取締り及び武蔵堆海域内地漁船入会対策、漁業協同組合整備促進と指導対策、水産業改良普及員の増員と身分保証対策、水産試験場、水産ふ化場等の機能拡大と支場、分場の整備拡充及び水産練習場の活用対策、にしん沖刺漁業における共同経営者数の緩和と資金対策及び操業違反処罰の問題、水産物消流対策並びに漁業基地における御売市場指導対策、北方漁場開発と、今後の見通、中型機船底曳網漁業禁止区域の改訂道案による、底曳漁業漁獲減収に対する道と底曳業界との見解の差異並びに同禁止区域改訂道案に対する追補の問題、道整連整備促進と水産加工業、組織化の指導対策、漁港簡易工事に対する起債の見直しと工事推進対策、水産物検査費特別会計における赤字原因と検査業務の合理的運営対策、海区調整委員会の増額対策と漁業制度審議会設立に対する見解、漁業労働対策調査費、水産経済問題調査費、特殊地帯総合指導対策費等の事業内容等沿岸零細漁業振興対策、販流消流及び金融対策、漁業協同組合整備促進対策、水産試験機関等の機能強化、新魚田開発推進対策。

等の諸問題について長時日にわたり相当突込んだ論議がかわされたのであります。

公安委員会所管におきましては、劇物等の災害防止に関連する観覧者の定員制遵守の取締り対策、バス等諸車の乗車定員制の遵守と少年の交通事故取締り対策及び都市における繁華街の駐車場設置措置、警察職員住宅の増設とこれが改修対策及び札幌市の人口急増に対処するための警察官の増員と警察署の増設措置、充春防止法実施に伴う偽装転業に対する取締りと違反者の処罰措置及び深夜喫茶店における風紀取締り対策等交通事故防止、警察官の厚生対策、風俗営業取締り対策。

等について論議が交わされたのであります。

農地開拓部所管におきましては、新開拓制度の内容と今後の開拓行政に与える影響、拓殖実習場における焼耕馬単価の算定基礎、農地及び未墾地買収に伴う係争事件処理の迅速化、道営軌道客土事業予算配分の基礎と工事契約の内容、真駒内駐留米軍接収の道有地接収解除の見直し、道営小規模土地改良事業による沿岸漁家の救済策、浜益村農道新設工事に対する請負業者の契約、工事費支払及び検

定の不正究明の問題、塩谷村忍路開拓地の成功検査問題、不振開拓農家育成指導対策、開拓者資金融通対策、既設開拓診療所の配置状況と施設充実対策。

等新開拓制度の内容を中心とした今後の開拓行政の在り方と開拓農家育成指導等の諸問題について論議が交わされたのであります。

総務部所管におきましては、自動車取得税存廃の方針、北海道博覧会開催に伴う遊興飲食税増収の見積りとたばこ消費税増収見積等に対する積算基礎、道税過誤納還付金に対する算定の内容、道財政健全化維持に対する恒久対策と累積する起債償還に対する恒久的財源措置、政府における地方債減額措置に対する事業執行上及び影響、地方財政法の改正に伴う繰越金使用範囲規制の問題に関連して昭和三十二年度決算及び予算の不用額に対する見とおし、昭和三十二年一月以降における道税収入徴収目標確保とたばこ消費税収入に対する見とおし、道税収入において前年度予算額より減額計上の理由と今後における追加予算財源に対する見とおし、冷水害等不時の出資に対処するための財源確保措置と経常的経費の節減措置、一般食糧費に対する予算編成の方針、知事交際費、総務部関係食糧費増額の原因とその内容、水産物検査費特別会計の赤字累増に伴いこれを一般会計に繰り入れの適否、各道立病院における赤字経営の内容と支払繰延に対する実質赤字との関係、道有林特別会計積立金より特殊軽重合板新会社に対し出資する取組措置、公営企業としての道営競輪の運用とこれが実施に対する社会秩序に及ぼす影響、道金庫運用金に対する予託状況、道有財産維持管理の合理化、財産収入中の有料宿舎付料増収措置、養護教員養成所生徒寄宿舎使用に対する使用料徴収措置、出納閉鎖後における監査委員の監査行為に対する実例、新市町村建設促進対策と地方自治法改正に伴う市制施行実現の見とおし、町村合併促進計画に基づく知事の合併促進勧告とその進捗状況、行政の円滑化に対する各支庁行政区域編成の問題、市町村に対する中小上水道事業に対する道費補助打ち切りの問題、日・ソ漁業協定交渉問題に関連して、日・ソ平和条約締結問題と領土の返還との関係に対する知事の見解、私学振興と各種産業教育の重要性に伴う予算の増額措置、スポーツ振興に伴うスポーツセンターの運用措置、道職員における高給老令職員の職種別員数に関連してこれが新陳代謝の実施計画課、広報車の運営と広報業務指導に対する具体策と婦人会館の設置問題、等税及び税外収入の確保、道財政健全化の諸方策達成措置をはじめ、その他の諸問題について長時日にわたり相当突込んだ論議が交わされたのであります。

以上休日を除き十七日の長期間にわたり道政各般にわたり活発なる論議が熱心に行われたのであります。

しかして、委員会における質疑終結後、四月九日に七名よりなる小委員会を設け、十日及び十一日は修正意見のある会派において、これが取りまとめを行い、十二日及び本日の二日にわたり意見の調整に努めたのでありますが、議案第一号及び第二十一号について修正の意見と原案支持との意見に分れ遂に一致点を見出すに至らず、小委員会においては採決を行うことなく、この旨が小委員長から本日開会の本委員会に報告が行われるとともに、議案第一号及び第二十一号に対する修正案が提出されたのであります。

本委員会においては、右修正案を討論の上、起立により採決いたしました結果、小教をもつて否決されたのであります。

よつて、更に議案第一号及び第二十一号の原案について起立採決の結果、多数をもつて可決された次第であります。

なお、この多数の意見に対し、本案の不合理を理由とし、反対の小教意見が保留されておりますことを申し添えておきます。

次に以上申し上げました議案以外の議案第二号ないし第二十号、第二十二号ないし第二十六号、第二十八号ないし第四十七号、第八十五号、第九十六号、第九十七号、第九十八号及び第九十九号につきましては、中小企業設備合理化事業費会計を除く各特別会計予算、特別会計の設置、特別会計積立金の運用及び高等学校道立移管並びに事業繰越に係る普通会計追加更正予算と、これに付随する起債、一時借入、各種資金貸付と出資に関する議案でありまして、いづれもその内容適切妥当なものと認め、全会一致をもつて、原案のとおり可決いたしました次第であります。

以上本委員会付託の議案について、その審査経過と結果の概要を申し上げ、私の報告を終わります。

○四月十五日 午後二時五十五分開議、あらかじめ会議時間を延長の後、

日程第一決議案第三号を議題に供し、趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決、次に日程第二諸願、陳情審査の件を議題に供し、委員長報告を省略し、委員会決定のとおり異議なく決定、次に

諸願、陳情継続審査の件及び閉会中事務継続調査の件を議題に供し、本案は委員長より申し出のとおり閉会中継続審査又は調査を付託することに決定、午後二時五十八分休憩、午後十一時三十七分再開、日程に追加し会期延長の件を議題に供し、議事進行の都合により明四月十六日まで一日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、明日は特に開議時刻を午前零時五十分繰上げて開議する旨を述べ、午後十一時三十八分散会。

○四月十六日 午後二時四十九分開議、あらかじめ会議時間を延長、諸

般の報告の後、日程第一意見案第五号を議題に供し、趣旨弁明並びに委員会付託を省略して原案のとおり可決して、午後二時五十分一旦休憩、午後十時五十分再開、日程に追加し会期延長の件を議題に供し、議事の都合により明十七日まで一日間会期を延長することについて諮り、異議なくそのことに決定、午後十時六分散会。

○四月十七日 午後二時五十三分開議、あらかじめ時間延長を行い、諸

般の報告の後、日程第一陳情審査の件を議題に供し、本案は委員長報告を省略し、委員会決定のとおり異議なく決定、次に閉会中陳情継続審査の件を議題とし、本案は委員長より申し出のとおり委員会に対し継続審査とすることに決し、午後二時五十分一旦休憩、午後五時十五分再開、日程第二前会より継続審査の報告第五号を議題に供し、山内決算特別委員長（社）より委員会における審査の経過並びに結果について報告、ついで泉谷議員（自民）より、泉谷議員外六名より提出の昭和三十一年度北海道各会計歳入歳出決算不認定に関する動議について趣旨弁明があつて、通告の討論に入り、橋本（正）議員（社）より決算不認定に関する動議に反対、委員長報告に賛成、山内議員（自民）より不認定動議に賛成、委員長報告に反対、黒松議員（協ク）より不認定動議に反対、委員長報告に賛成の討論の後、起立の方法により採

決の結果、決算不認定に関する動議は起立者少数にてこれを否決、次に決算認定の件は起立者多数にて委員長報告のとおり意見を付して認定議決、次に日程第三決議案第四号を議題とし、伊藤(作)議員(自民)より、伊藤(作)議員外二十四名より提出の食糧費使用の適正化対策調査特別委員会設置に関する決議について趣旨弁明があつて、通告の討論に入り、斎藤議員(社)より反対、松尾議員(自民)より賛成の討論の後、起立の方法による採決の結果、起立者少数にて本案を否決、午後六時一分休憩、午後七時五十四分再開、日程に追加し決議案第五号を議題に供し、林議員(自民)より、林議員外二十五名より提出の北海道知事田中敏文君不信任決議について趣旨弁明があつて、通告の討論に入り、太田議員(社)より反対、中山議員(自民)より賛成の討論の後、起立の方法による採決の結果、起立者少数にてこれを否決、次に日程に追加し決議案第六号を議題に供し、山本議員(自民)より、山本議員外二十五名より提出の監査委員総辞職勧告決議について趣旨弁明があつて、通告の討論に入り、糸川議員(社)より反対、大久保議員(自民)より賛成の討論の後、起立の方法により採決の結果、起立者少数にてこれを否決、以上をもつて案件の全部を議了、荒議長より閉会の挨拶があつて、午後九時十三分閉会。

決算特別委員長報告

私は、昨年第四回定例会において設置せられました決算特別委員会の委員長として、ここに前会より継続審査の報告第五号昭和三十一年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件の審査経過とその結果について御報告申し上げたいと存じます。

本委員会は、昨年十二月二十三日に設置せられますや、直ちに委員会を開き、正、副委員長の互選を行うとともに、今後の審査日程について協議いたしました結果、一月上旬より中央に対し国費予算折衝等の都合もありますので、一月下旬以降を目途として、これが審議を開始することとしたし、その後本年一月二十五

日委員会を開き開会暨頭理事者側より昭和三十一年度各会計の決算の概要、監査委員より同決算に対する審査意見の概要について、それぞれ説明を聴取いたし、次いで今後の審議方法について協議の結果先ず第一に、帳簿並びに証書類により書面審査を行うこと。

第二に、書面審査に基き、資料の提出を求め、問題点の検討を行うこと。

第三に、決算全般について大体の質疑を行うとともに各部及び委員会所管を五分割して質疑を行い、最後に意見調整をはかることとし、一月二十五日以降二月十四日まで証書類の審査、資料の提出要求、大体質疑及び各部並びに委員会所管に対する質疑を続行いたしましたのであります。

しかして二月十四日もつて一応各部所管の質疑を終結いたしましたので、各党代表者会議により本件の意見調整を行い、その結論を得ることに協議いたしましたのであります。二月十九日に至り食糧費関係証書類の内容についての新事実について真相究明の必要が生じ自來この問題解明のため委員会を続行いたしましたのであります。

従いまして本会議招集前日まで遂に結論を得るに至らず、本会議招集後も臨時委員会を開く一方代表者会議において審議促進に努力いたしましたのであります。が、本定例議会の議事運営の都合或は理事者側の事実調査等のため相当長時日を要し、一昨十五日は徹夜食糧費問題について質疑し、漸く昨十六日もつて一切の質疑を終結し、各党代表者会議において意見調整を行い、引續いて委員会を開きまして審査を行いました結果本決算は意見をつけ認定すべきものと決定された次第であります。

顧みまするに、本委員会は設置以来会議を開くこと。前後二十五回に及ぶ長期間にわたつたのであります。が、この間委員各位におかれましては、終始慎重且つ熱心なる審議を尽されました御苦労に対し、この際、衷心より敬意を表する次第であります。

以下審議の過程におきまして、論議の対象となりました主たる事項についてその概要を申し上げます。

第一に、一般事項といたしましては、昭和三十一年度決算剰余金と支払繰延額の内容、昭和三十一年八月八日と昭和三十一年二月二十七日に理事者が議会に提示した、財政健全化に関する具体的措置計画中の雑収入における大巾なる見込み違いとこれに関連して消費的経費の節約及び職員給与についての三・六・九方式

による延伸措置並びに自動車取得税の創設、単独事業の一部執行停止措置との矛盾、厚岸水産高等学校の実習船建造予算の不用額と事業繰越との関係、学校教職員等退職手当に対する支払繰延と実質赤字の解釈の問題、一時借入金に關して金利と借入先の選択の問題をはじめ受入、返済の明確を図るため、財政当局における台帳備付の問題及び全国信用金庫連合会からの借入金に対する利子支出科目相違の問題、道職員中調査員、考査員等の職制に關する批判、恩給基金、養老資金、水産物検査費等十四件にわたる道有財産積立金中積立金の少額且つ長年異動がないものについての整理の問題、全国に比較した本道小、中、高校生徒の学力低位に対する教員配置の適正と施設の強化の問題、十條製紙株式会社に対する造林補助条件及び条件確認方法の措置、監査委員の監査の基本的態度とその方針及び前決算委員会指摘事項の措置状況、水産物検査費特別会計の赤字累増に伴う普通会計への吸収の問題、漁業協同組合に対する災害復旧資金適正導入の問題、

第二に歳入関係といたしましては、道税の平均収入歩合において道が占める全国比における低位と、滞納繰越分に対する収入率低下、収入未済額に対する滞納処分等法的措置を緩慢とする批判、不納欠損額の年度別発生状況より見て計画的時効完成なりとする批判、収入未済額の増加した道民税、娯樂施設利用税、自動車税、家畜税等に対する徴税成績の向上要望と旧法による税収中入場税の徴収努力の問題、信用保証協会補償額に対する回収対策、機械貸付料収入未済額に対する回収対策と未納者の機械転貸の問題、北水商事に売却した塩蔵鮭鮭代金の回収不能金に対する措置、消費生活協同組合、授産事業振興、母子金庫事業、生業資金、中小企業維持振興資金等に対する貸付金の回収対策、高等学校の消立移管に伴う地元市町村との確約事項の履行促進、高等学校に対する一般事務費予算令達の遅延に關連したPTA等団体における立替金の問題、堤塘使用料、道路占用料、水利使用料に対する効果的徴収措置、教員保養所において過年度収入を残している理由と実態に即応した徴収方法の検討、北海道住宅公社に対する貸付金の使途と監督の厳守、中頓別農協のミストキ購入に対する補助対象物件選定適合の問題、

第三に、歳出関係といたしましては、

寄附金、負担金の納入遅延、事業施行方法の変更等の事業繰越を生じたことに對し、執行努力を不足とする批判、道庁費職員給及び農業試験場北見支場建設費において追加計上を上回る不用額を出した理由、道路小破維持修繕費の不用額と道々の維持管理強化の問題、用品事業費、中小企業資金貸付事業費等において出

納整理期間中の多額な経費支出の適否、中標津厚種農場における原種試験の実態及び間接経費と直接経費均衡の問題、国庫返納金の返納遅延の理由、市町村立高等学校から道立高等学校に転任した教職員の恩給及び退職手当通算の問題、物産あつ旋所に対する予算配付の現状と施設強化の方針、北海道警察機動力の現状と強化の方針、農家負債額に対する利子補給の問題、漁業取締船使用燃料油購入の問題、漁港簡易工事業中繰越分に対する原因と適期施行の問題、冷災害地に対する営農資金が未端農家に融資されている現状等について論議が行われたほか、特に東京事務所に令達された食糧費の支出に關し、違法の疑いがある証書類が数多く認められるとし、この食糧費問題を廻り、食糧費予算経理手続の適否、部内の会合を宴會に延長していることの適否、食糧費をもつて行う宴會を二次會に延長した場合の経理等において真実に非ざる証書類となつてゐる事案についてその真相の究明、本問題に対する監査委員の監査と決算審査の關係等について委員と理事者側との間において白熱的論議が展開されたのであります。

しかしして理事者側もその答弁において東京事務所に令達された食糧費の支出に關し、その経理事務に當り、予め行う伺ひの回議書とこれを爾後において整理した支出の回議書との關連において個々の宴會の出席者、日付等について真実に相違する証書類があつたことを率直に認め、これらは主として部内の會合に道議又は監査委員を招いて行つた形をとつたり、二次會の経費支出に關し一次會の経費の如く取扱つたことに起因するものであり、事実を事実として証書類に記載しなかつた事務上の粗糲によるものであつて、この経理手続については既に事実を在りのまま記載して決裁を受ける等改善措置に着手し、更に今後充分検討の上実情に即し遺憾なきを期するとともに、部内の宴會は極力これを自粛し、二次會えの延長のことに對しても極力これを避けた旨誠意をもつて遺憾の意を表するとともに改善についての決意が披歴された次第であります。

以上申上げました如き経過をたどり昨十六日に至り質疑を終結し、代表者會議において意見を調整すべく努力したのであります。一致の意見に至らず、引續いて開かれた委員會において検討を続けましたところ本決算については意見を附して認定すべきであるとする動議と、本決算の信憑性が失われていることを理由に認定できないとする動議が提出され、起立採決の結果御手許に配付の報告書のとおり昭和三十一年北海道各会計歳入歳出決算に關する件につきましては、意見として

一、東京事務所に令達された食糧費の支出に關し、その經理手續に妥當を欠くものが見受けられたことは遺憾である。

今後これら経費の支出に當つては充分注意し適正なる執行を期すべきである。

二、監査委員の審査意見において指適された条項については充分注意し、適正なる措置を講ずべきである。

以上二項目の意見を附し、本決算を認定すべきものと多数をもつて決定された次第であります。

なおこの点につきましては理事者の答弁では、食糧費不正消費問題の真相を究明し得ないものであり、証書類がその信憑性を失つたものと認め本決算は認定できないとする少数意見が留保されていることを申添えます。

以上本委員会付託案件の審査の経過と結果の概要を申上げ私の報告を終ります。

決議・意見書

決議案第一号

(昭和33・2・26原案可決)

日・ソ漁業交渉促進に關する決議

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年二月二十六日

提出者

議員	中	西	高	同	同	同
山	島	橋	山	深	川	同
信	順	石	和	村	同	同
一郎	三	松	一	同	同	同

議長 荒 哲 夫 殿

同	同	同
和	川	河
平	瀬	野
千	徳	辰
治	三	男
	郎	

日・ソ漁業交渉促進に關する決議

日・ソ漁業交渉に當り各位の御勞苦に対し深く謝意を表します。

道民を代表し、本議会の決議をもつて目的貫徹のため一層の御健闘を祈ります。

北海道議會議長 荒 哲 夫

北西太平洋日・ソ漁業委員会
日本政府代表 団 殿

決議案第二号

(昭和33・4・14原案可決)

原水爆禁止に關する要望決議

右別紙案文の通り提出する。

昭和三十三年四月十四日

提出者

議員	森	泉	堀	伊	西	大	林	黒	井	塚	岡
川	谷	重	作	吉	和	保	松	口	田	林	同
順	平	一	一	男	二	夫	み	平	喜	同	同
清	治	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

議長 荒 哲 夫 殿

われらは原子兵器の使用及び実験の全面的禁止並びに原子力の国際管理をつとに希求し、本議会においても再三決議をもつてこれを要望したところである。

しかるに、原子力の国際管理に関する措置はいまだに講ぜられていないばかりでなく無警告にあるいは一方的な予告のみによつて核爆発の実験を強行していることは、まことに遺憾にたえない。

よつて、政府並びに国会においては、この際更に国論を盛り上げ、原水爆所有国が現に計画中の原水爆実験の即時中止を強く関係国に要請するとともに、原子兵器の使用及び実験を全面的に禁止し、且つ原子力の国際管理についての協定成立のため有効適切な措置を強力に推進するよう、本議会はここに五百万道民の総意を結集し善処を要望する。

參議院議長	衆議院議長	內閣官房長官	厚生大臣	外務大臣	內閣總理大臣
各					
通					

(昭和33・4・15原案可決)

総合開発調査特別委員会調査経費に関する決議

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年四月十五日

提出者

議 員	同	同	同	同	同
岩 本	塚 田	秋 山	井 口	岩 田	
政 一	庄 平	孝 太 郎	久 み	留 吉	

(昭和33・4・17否決)

食糧費使用の適正化対策調査特別委員会設置に関する決議

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年四月十七日

提出者

同	同	同	同	議
				員
西	中	松	林	伊
野	牧	尾		藤
吉		三	謙	作
一	保	良	二	一

(別紙)

議長 荒 哲 夫 殿

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同
伊 朝 川 深 林 新 太 道 大 宮 増
藤 日 村 山 川 田 下 石 津 田
作 清 和 謙 輝 益 美 利 恂 信
一 昇 一 園 二 隆 夫 作 雄 郎 太
一

総合開発調査特別委員会調査経費に関する決議

一 総合開発調査特別委員会の調査経費は、昭和三十三年度中三百万円以内とする。

(理由)

総合開発に関する調査経費を必要とするものである。

議長 荒 哲 夫 殿

(昭和33・4・17否決)

昭和三十三年四月十七日

同	同	議
高	中	員
橋	牧	林
源		謙
次		二
郎	保	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
兒	佐々木	福島	松平	楠谷	大沢	佐久間	伊藤	宮津	高橋	沖野	井川	杉本	泉谷	中久保	大山	山本	深山	大島	
由一	利雄	新太郎	武利	重太郎	貞江		恂弘	源太郎	政次郎	伊平	榮一	順治	信一郎	和男	英一	ミヨ	和園	三郎	

議
長
荒
哲
夫
毀

北海道議會は、知事田中敏文君を信任しない。

(理由)

知事は最近道政に対する熱意を失っているばかりではなく、民意の代表機関たる本議會を輕視し道民に対する誠意をそう失している。斯る態度は許されな

同
川 児 大 西 山 福 井 大 松 杉 泉 伊 松 佐 深 沖 大 中 浦 宮 山 伊 佐
口 玉 島 野 元 島 川 沢 尾 本 谷 藤 平 間 山 野 保 久 山 谷 津 本 藤 々 木
常 由 三 吉 ミ 新 伊 重 三 榮 順 武 貞 和 政 和 信 利 恂 英 作 利
一 一 郎 一 ヨ 郎 平 郎 良 一 治 弘 一 江 國 雄 男 郎 男 郎 一 一 雄

即ち、知事は昭和三十二年度においては四ヶ月の長期間を外遊によつて空費して道政を著しく停滯せしめ、昭和三十三年度予算編成に當つては自動車取得税の存続、中小上水道補助の一方的打ち切り等、幾多の背信行為を敢えてしていることは道民の福祉を無視し総合開発に逆行するものであるのみならず本予算案が知事今任期の最終予算であるにも拘らず道民に対する公約を何等履行してない。

また予算特別委員会の答弁に當つては知事としての分限を逸脱して国の外交方針に相反するばかりでなく本議会の議決をも無視して外交交渉に悪影響を与えるが如き向ソ一偏到の輕率なる發言を行ないながら何等反省のいろを示さないう事は無責任である。更に昭和三十一年度各會計決算審査過程において発見された東京事務所の食糧費不正費消事件の究明に當つてはその真相を全道民の前に明らかにする義務があるにも拘らず言を左右にしてその真相究明を妨げているばかりでなく今後斯る事件の統発を防止するための綱紀肅正に關しても一片の誠意をも示さないことは容認することが出来ない。

以上の理由によつて、知事田中敏文君は全体の奉仕者たる地方公共団体の長として不適格であることが確認せられたので、これ以上道政をゆだねておくことはできない。

よつて頭書の如く信任しない。
右決議する。

北海道議會

決議案第六号

(昭和33・4・17否決)

監查委員總辭職勸告決議

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年四月十七日

提出者

同	同	議 員
宮	松	山
津	尾	本
恂 太 郎	三 良	英 一

議長荒哲夫殿

監查委員総辞職勧告決議

昭和三十一年度北海道歳入歳出決算認定の審議過程において指摘された食糧費不正消費事件は永山の一角と目されるものがあるにも拘らず監査委員はその監査によつて何等発見もなし得ず、これを看過し、あまつさへ指摘されるや手不足を理由に自己の責任を回避せんとする如きは洵に遺憾の至りであつて、充分その職責を果しているとは認められない。

[illegible]

よつて本議会は、監査行政刷新の見地に立ち監査委員能木善七君、徳永俊夫君、天谷平信君、高橋辰男君の総辞職を勧告する。
右決議する。

北海道議会

意見案第一号

(昭和32・2・26原案可決)

石炭手当及び寒冷地手当増額支給に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年二月二十六日

提出者

議員	森川清
同	西野吉一
同	岡林欽喜
同	塚田庄平
同	伊藤作一
同	堀重平
同	林謙二
同	泉谷順治
同	天谷平信
同	大久保和男
同	井口 弘

議長 荒 哲 夫 殿

石炭手当及び寒冷地手当増額支給に関する要望意見書

北海道に在任する公務員に対する石炭手当は、積雪寒冷に対処し、石炭の実所要量を賄うに足る額まで増額し、その配分についても地域別所要量の実態に即し適正なる支給の途を講ずるとともに、さらに本道の積雪寒冷の実情に鑑み寒冷地手当についても増額支給をなし得るようすみやかに関係法律改正の措置を講ぜられたい。

(理由)

北海道に在任する国家公務員に対しては、昭和二十四年法律第二百号により世帯主たる職員には三噸、その他の職員には一噸の石炭手当が支給されているが、例年十月より四月頃に至る約半年にわたる積雪寒冷のきびしい自然的悪条件に対処するには、全道平均三・五噸の石炭又はこれに相当する燃料が絶対必要である。

しかるに全道平均三噸の基準量では実態に即した必要量を遥かに下廻るものがあり、しかもその単価は本道の石炭価格に即さない低額であるばかりでなくこの石炭手当から所得税が差引かれるため、実際には最低必要量の三噸さえ購入し得ない現状である。

しかも石炭の所要量は寒冷の度合により地域により段階があつて、最低三・一噸最高四噸を必要とし現行の一率三噸基準では適正を欠く面も少なくない実情である。

又前記法律により本道に在任する公務員には本俸及び扶養手当の〇・八月分の寒冷地手当が支給されているが、本道の積雪寒冷による自然的制約は、冬期間における燃料をのぞく衣食住の生活費に対しても重圧となつており、寒冷地手当を本俸及び扶養手当の一月分に増額支給が強く要請されている。

よつて国においては石炭手当について本道在任公務員が寒冷の度合により實際必要とする石炭を購入し得るよう、これを増額し、且つ、その地域別寒冷差による実所要量に見合う支給の適正を図るとともに、寒冷地手当についても増額支給するためすみやかに関係法律の改正を行うよう要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
大 蔵 大 臣
自治庁 長 官
北海道開発庁長官
各 通 (国会に対しては請願書として提出する。)
人事院 総 裁
衆議院 議 長
参議院 議 長

意見案第二号

(昭和33・3・19 原案可決)

非補助小団地等改良事業助成基金制度改善に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年三月十九日

提出者

議員

笠井幸衛

同

増田信一

同

津川直一

同

宮北三七郎

同

朝日昇

同

徳中祐満

同

岩田留吉

議長 荒 哲 夫 殿

(別紙)

非補助小団地等土地改良事業助成基金制度改善に関する

要望意見書

北海道における昭和三十三年度以降の国営及び道営事業に直接関連する団体営かんがい排水事業、耕地整備事業、さらに単独施行の馬場客土及び農道事業に対しては、従来の補助制度を廃し、すべて融資制度によらんとしているが、この制度によれば、北海道総合開発第二次五カ年計画遂行と寒地農業確立対策上著しい支障を来し、計画遂行を期せられない実情にかんがみ、本道については、従来どおり補助制度を存続されるとともに、本基金制度は補助対象外小団地等の土地改良事業に対して適用されるよう特別の措置を講ぜられたい。

(理由)

今回政府において新たに措置せんとしている非補助小団地等土地改良事業助成基金の設置に伴い、国営及び道営事業に直接関連する団体営かんがい排水事業、耕地整備事業さらには、単独施行の馬場客土及び農道事業に対し、昭和三十三年度新規着工地区より、従来の補助制度を廃し、これを融資事業に切りかえる趣きであるが、このことは北海道総合開発第二次五カ年計画の遂行に重大な支障を来すとともに、寒地農業確立対策の基本となる土地条件の整備を著しく困難ならしめる結果になる。

すなわち、現行制度による場合と新制度実施の場合における農家の負担額は約五割増加し、さらには長期資金以外の自己調達資金の増高も来し、経済的基盤の劣弱な本道要土地改良地帯における農家負担は著しく増高し、とうていその負担にたえないことは明らかである。

しかも、本道においては、現在大規模国営総合かんがい排水事業が着々進捗途上にあり、これらに関連する末端事業の負担が著しく増大される結果、一部には全体事業計画の遂行に支障を来し、本道総合開発第二次五カ年計画の遂行と寒地農業の確立は期待し得ないこととなる。

よつて、本道に対しては、従来の補助制度を存続されるとともに、非補助小団地の事業に対し新たな基金制度を適用されるよう強く要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
大蔵大臣
農林大臣
開発庁長官
衆議院議長
参議院議長

各通(国会に対しては請願書として提出する。)

意見案第三号

(昭和33・4・12 原案可決)

昭和三十三年産甜菜原料価格維持に関する意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年四月十二日

提出者

議員

二瓶栄吾

同

坂下利堯

同

津谷利男

同

堀下美作

同

堀野豊夫

同

杉本栄一

同

舟木侃

昭和三十三年産甜菜原料価格維持に関する意見書

(理由)

このことは、甜菜が冷害に強い作物であつて、畑作農業経営改善の中核作物として農民が自主的に甜菜の導入を行わんとする意欲による処が大きいのであるが、なかならず甜菜の原料価格が法律によつて支持されており、且つ他作物に比し比較的優位に決定づけられていたことが最大の要因である。

然るに政府におかれては、甜菜振興臨時措置法に基く本年の原料価格決定の諸条件が現行価格を維持することは極めて困難であるとの見透しを持たれていゝるやに俟えられているが、北海道総合開発第二次五カ年計画は、甜菜と酪農との有機的な関連において、畑作農業の振興を強力に推進することを支柱としており、このことを通じて国内砂糖自給度の向上に寄与せんとするものであり、これが実現には甜菜原料価格の適正なる維持を基本とする総合的な糖業政策の確立が必要であり、かかる重要な時に当つて甜菜原料価格を引下げるが如きことは、右施策遂行に多大の支障を来たすおそれがあると考えられる。

よつて、右の諸事情と、政府が北海道の畑作農業確立の意図をもつて本年度より画期的な寒冷地畑作農業振興対策を樹て、これが推進を図られんとしつつある時でもあるので、これらの事情を総合的に勘案せられ、原料価格の決定に當つては、少なくとも現行価格を維持するよう特段の御配慮を要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

各通（国会には請願書として提出する。）

北海道議会議長 荒 哲 夫

意見案第四号

(昭和33・4・12原案可決)

農山漁村電気事業の育成強化に関する要望意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年四月十二日

提出者 議員 二 瓶 榮 吾

同 同 同 同 同 同 同 同
 蒔 佐 橋 舟 杉 堀 道 楠 坂
 久
 田 間 本 木 本 野 下 谷 下
 余 貞 正 榮 豐 美 利
 吉 江 譽 侃 一 夫 作 男 轟

議長 荒 哲 夫 殿

農山漁村電気事業の育成強化に関する要望意見書

農山漁村の僻地における無電灯地帯の解消並びに既施設農家の維持管理に万全を期するため、農山漁村電気導入促進法の一部を改正する等、左記事項の実現を図られるよう要望する。

記

一 一般農漁家の新增施設に対し高率なる国庫補助の措置を講ずること。

二 農林漁業資金に対する利率引下げの措置を講ずること。

三 農漁家経済が逼迫せる地域の電気施設に対し健全なる維持管理の出来得るよう適切な措置を講ずること。

四 共同自家受電施設に対する低廉な特殊料金制を講ずること。

五 固定資産税の減免措置を講ずること。

(理由)

北海道における僻地の電気利用を図り、無電灯地帯を解消し産業振興に資するため、昭和二十七年末に農山漁村電気導入法が成立して以来、電気導入事業は一層促進され今年初めまでに二万七千戸に及ぶ農漁家の電化が行われたが、北海道総合開発の進展に伴う電力事情の好転にもかかわらず、現在なお約五万戸の農家が土地条件の不利並びに経済力が低い等の理由で現行法によつて導入し得ない状況であり、さらに低位生産地帯の開拓が進むにつれ無灯農家が漸増している現状である。

また既に設備を完了した農漁家についても連年打続く冷害凶漁等の災害によつてその経済は極度に疲弊しており、借入金の償還はもとより、現在の施設維持管理にも困窮している実情にあるので、これらの隘路打開のため開拓並びに一般農漁家に対し高率な補助金の交付及び長期資金利率の引下げ等の措置によりこれが維持管理を健全化するため法改正を行うとともに、共同自家受電施設に対する低廉な特殊料金制の実施或いは固定資産税の減免等諸対策の必要なことが痛感されるのである。

よつて、国におかれては、これらの諸対策の実現について特段の措置を講ぜられ、恵まれざる僻地農漁民の文化向上に努められるよう要望するものである。

右地方自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長 荒 哲 夫

内閣総理大臣
農林大臣
大蔵大臣
通商産業大臣
自治庁長官
農林漁業金融公庫総裁
衆議院議長
参議院議長

各 通(国会には請願書として提出する。)

書意見案第五号

(昭和33・4・16原案可決)

駐留軍関係離職者対策に関する意見書

右別紙案文のとおり提出する。

昭和三十三年四月十五日

提出者

議員	大島三郎
同	村本政信
同	松尾三良
同	中野与作
同	高橋源次郎
同	山本英一
同	新川輝隆
同	山内廣
同	鈴木源重

議長 荒 哲 夫 殿

駐留軍関係離職者対策に関する意見書

本道においては、千歳地区を中心として、米駐留軍の基地縮小に伴い、昨年末以来多数の離職者の発生をみるに至つたが、現下の経済状況の沈滞不振による雇用状況の悪化は、益々その就業を困難ならしめている実情に鑑み、これが対策の万全を期するため、すみやかに左記事項の実現がはかれるよう要望する。

記

一 千歳地区を失業者多発地域として指定し、この地区に公共事業(臨就、特失を含む)を優先的に実施するよう措置すること。

二 国有財産の貸与、私下等については離職者対策として効果のある事業に対し優先措置を講ずること。

三 国の投融資については、離職者対策として効果のある事業(誘致企業を含む)に対し、積極的に配慮するとともに、金融機関の融資についても、同様積極的に援助すること。

四 企業誘致については、情報の提供、助言、誘致の実現等について有効適切な援助措置を講ずること。

五 職業安定機関（職業補導所を含む）の強化拡充を図ること。

（理由）

千歳地区をはじめとし米基地所在地においては、関係労働者の雇用増と共に関連産業の急激な増進をみたのであつたが、昨年、九月以降米駐留軍の基地縮少計画により数次に亘る労務者の大量解雇があり、その数も直接雇用、間接雇用併せて約一、九〇〇名（昭和三十三年三月末調）の多きにのぼり退職手当及び立上り資金も僅少なため大部分の者は自立営業も不可能であり、且つ当該地区には解雇者を吸収しうる企業もないためつばら生活を失業保険に頼つてゐるが、その期間もはや満了に近い状況である。更に又米軍の撤退は経済状況にも大きな影響を及ぼし、関連企業の倒産、休廃止の続出をみてゐるが、これらは益々その雇用状況を悪化させる結果となり、その前途は真に暗胆たるものがあり、この際早急に適切な対策を講じ、被解雇者の生活安定を図ることが必要である。

よつて、国におかれては、失業対策の万全を期するため、頭書の諸施策をすみやかに実施し、関係失業者の就業を促進されるよう要望するものである。

右地自治法第九十九条第二項の規定により提出する。

北海道議会議長

荒

哲

夫

内閣総理大臣
労働大臣
大蔵大臣
農林大臣
通商産業大臣
建設大臣
自治庁長官
調達庁長官
衆議院議長
参議院議長

各（国会には請願書として提出する。）

各 派 交 渉 会

○二月二十五日 午後二時四十三分、各派交渉室において開議、午後三時五分散会。

① 第一回定例道議会の運営について協議、会期は、二月二十六日から三月二十七日まで三十日間、休会は、二月二十七日から三月五日まで七日間に決定、代表質疑の順位は自民、協同、社会の順に行うこととした。

② 会議規則等改正に伴う議事取扱いの改正については、各会派において検討しておくこととした。

○二月二十六日 午後二時三十七分、各派交渉室において開議、午後八時二十分散会。

① 議事日程の取扱いについて協議、日程第一は、会議録署名議員の指定、日程第二は、会期決定の件で会期を決めた後、日程第三議案第一号ないし第八十六号、報告第一号ないし第三号を一括上程、知事より提案説明、教育長より教育行政方針について説明を聴取することに決定。

② 伊藤（公）議員（自民）より通告の「雪害による林産物生産対策」に関する緊急質問及び総務委員全員より提出の「石炭手当及び寒冷地手当増額支給に関する要望意見書」並びに日・ソ漁業交渉代表団に対する激励電報打電の取扱いについてそれぞれ協議したが会議時間の関係で一応日程第三まで終え、一旦休憩の後更に協議することとし、午後二時四十五分休憩、午後五時四十五分再開。

③ 激励電報打電の手続きの問題で協議調わず午後五時五十一分休

憩、午後五時五十七分再開。

④ 激励電報は決議案として各派交渉委員全員より提案することに決定、追加日程の第一が緊急質問、第二が意見案第一号、第三が決議案第一号、第四が休会決定の順序にて議事を進めることに決定。なお国体冬期大会に來道されている高松宮を招待のため、以後の会議は副議長が代行することを了承。

⑤ 伊藤(弘)議員の緊急質問に対する副知事の答弁洩れについて林務部長が答弁したことにより議事停滞した問題について協議の後、原則として答弁は知事に代る副知事がやり質問の回数制限については副議長に一任することとして議事を進めることに決した。

○三月六日 午後一時十分、各派交渉室において開議、午後一時十五分散会。

① 本日の議事は、去る二日逝去した本多議員(自民)の追悼演説のみ行うこととし、秋山議員(協ク)が追悼演説を行うことに決定。

② 他の議事については、七、八両日で代表質疑を行い、一般質疑を十日から三日間で終了することを目途とし、八日までに一般質疑の通告をすることを了承。

○三月七日 午前十時五十分、各派交渉室において開議、午前十一時五十二分散会。

本日の議事は、代表質疑を林議員(自民)二瓶議員(協ク)塚田議員(社)の順序にて行うことに決定。

○三月八日 午前十時四十八分、各派交渉室において開議、午前十時五十分散会。

本日の議事は、代表質疑を継続、二瓶議員(協ク)塚田議員(社)の順序にて順次行うこととし、一般質疑の通告を本日中午に提出する

ことを了承。

○三月十日 午前十一時二十八分、各派交渉室において開議、午後六時七分散会。

① 本日の議事は、代表質疑を継続、午前中塚田議員(社)の代表質疑を行い、午後知事答弁の後引き続き一般質疑に入るが追加議案の提案があるので昼の休憩時に再度協議することとして、午前十一時二十九分一旦休憩、午後二時四十五分再開。

② 知事答弁の前に教育長より洞爺教員保養所の一部焼失について報告を聴取し、追加提案の説明後一旦休憩してその後の議事について協議することとし、午後二時五十一分休憩、午後五時五十六分再開。

③ 議案の追加に伴う質疑時間の延長及び一般質疑順位の変更並びに議事日程等について協議した。

○三月十一日 午前十一時五十九分、各派交渉室において開議、午後六時五十二分散会。

① 本日の一般質疑を糸川(社)西島(自民)井野(社)山本(自民)小島(社)各議員の順序にて行うことに決定。

② 議事は午後六時を目途として行うこととし、ついで社会党交渉委員の変更を了承、午後零時一分休憩、午後六時五十分再開。

③ 本日の議事はこの程度で延会し、明日井野議員(社)のすけそう漁業入会協定違反事件に関する質疑中不穏当のものがあるとして議事停滞した問題を相談することとした。

○三月十二日 午後二時四十三分、各派交渉室において開議、午後六時三十一分散会。

① すけそう問題の速記録謄訳がようやく出来上った状態で議事に入る段階に至っていないので取りあえず時間延長のみ行うことに決

- し、午後二時四十分休憩、午後六時三十分再開。
- ② すけそう問題に関する取扱いの協議が調わないので議事を延会することに決定。

○三月十三日 午後二時三十七分、各派交渉室において開議、午後十一時二十五分散会。

- ① 議事日程の取扱いについて協議、取りあえず時間延長のみ行うことに決し、午後二時三十八分休憩、午後十一時八分再開。
- ② 自民党より提出の井野議員（社）に対する懲罰動議の取扱いについて協議したがまとまらず、本日の議事は議長より懲罰動議が提出された旨を述べ、同議事を明日に延期することに決定、本動議は先議することになるので議事日程には特に組まないことを了承して明日更にこの取扱いについて協議することとした。

○三月十四日 午後二時三十七分、各派交渉室において開議、午後十一時四十八分散会。

- ① 懲罰動議の取扱いについて協議、取りあえず時間延長のみ行うこととして、午後二時四十分一旦休憩、午後十一時四十七分再開。
- ② 懲罰動議の取扱いについて意見がまとまらないので本日はこの程度に止めて延会し、明日は特に午前零時五分に繰上げて議事を行うことに決定。

○三月十五日 午前一時三十九分、各派交渉室において開議、午後二時三十七分散会。

- ① 議事日程の取扱いについて協議、自民党より井野議員（社）に対する懲罰動議撤回の申し出がありこれを承認した後、井野議員より十一日の本会議における質疑中不穏当と認められる部分についての発言取消しがあり、これを許可することに決定して、一旦休憩する

- こととし、午前一時四十五分休憩、午後二時三十二分再開。
- ② 午後の議事は、井野議員の質疑に対する知事答弁の後、追加議案に対する説明を聴取して議事を閉じることとした。

○三月十七日 午前十一時六分、各派交渉室において開議、午後五時三十四分散会。

- ① 本日の議事は一般質疑を続行し、十九日中に予算特別委員会を設置して追加予算案を二十日に議決するよう取進めることとして、午前十一時十分一旦休憩、午後五時三十二分再開。
- ② 明日は九番目の川瀬議員（協ク）より行い、本会議を午前十一時より開議、一般質疑者は通告時間どおりやつてもらうよう各会派において周知願うこととした。

○三月十八日 午後一時四十七分、各派交渉室において開議、午後五時四十三分散会。

- ① 本日の議事は一般質疑を続行、本日中に一般質疑終了の場合は予算特別委員会を設置することとし、予算特別委員会の構成は社会十五、自民十三、協ク三の割り振りで三十一名、予算特別委員会設置の動議は、協クより提出することに決して、午後一時五十分休憩、午後五時三十六分再開。

- ② 今後の議事について協議、予算特別委員会を設置して委員を選任した後、議案付託を行つて議事を閉じることとした。なお緊急案件の早期議決及び議案第八十七号、第百十五号の人事関係議案は明日即決することを各会派において諮つてもらふこととした。

○三月十九日 午後二時三十分、各派交渉室において開議、午後二時四十分散会。

- ① 本日の議事は、日程第一は議案第八十七号ないし第百十一号、第

百二十二号、報告第二号及び第三号について予算特別委員長の報告、日程第二は議案第七十七号、第百十三号及び第百十九号について総務委員長報告、日程第三は議案第八十号について議決、日程第四は議案第百十五号について委員会付託を省略して議決、日程第五は意見案第二号について趣旨弁明並びに委員会付託を省略して議決、日程第六会期延長の件については二十八日から三十一日まで四日間会期延長を議決、三月二十日から二十八日まで休会することに決定。

② 石炭手当増額、土地改良制度、皇太子の来道要請等について知事が二十四、五日頃まで上京することを了承した。

○三月二十九日 午後二時二十五分、各派交渉室において開議、午後四時四十八分散会。

① 日程第一は、議案第百二十三号ないし第百三十号の追加議案に対する知事説明を聴取し、これに対する質疑の有無について各会派において相談してもらい、なければ直ちに委員会付託をすることに決定、午後二時四十一分休憩、午後四時四十五分再開。

② 日程第二は、急施案件の議案第二十七号、第五十一号、第五十四号、第五十七号ないし第五十九号、第六十四号、第六十五号及び第百十八号について各委員長報告の後議決することに決した。

○三月三十一日 午後二時十二分、各派交渉室において開議、午後二時三十一分散会。

本日の議事は、日程第一議案第百三十一号ないし第百四十四号の暫定予算について提案説明及び委員会付託を省略して議決すること、日程第二付託議案中急施を要するものについて予算特別委員長及び各常任委員会委員長報告の後議決すること、日程第三会期延長の件は四月一日から八日まで八日間延長することに決定した。

○四月七日 午後一時四十八分、各派交渉室において開議、午後一時五十四分散会。

① 本日の議事は、日程第一議案第百四十五号の追加提案に対する知事説明を聴取の後、直ちに総務委員会に付託、日程第二は、議案第百三十号について総務委員長より報告の後議決すること。

② 本会議は、午後二時三十分より開議することとした。

○四月八日 午前十一時二十六分、各派交渉室において開議、午後一時四十五分散会。

① 会期の延長について協議、各党の意見がまとまらないため、午後零時五十一分一旦休憩、午後一時三十三分再開。

② 会期を四月十二日まで四日間延長することに決定、本会議を午後二時頃に開くこととし、次の本会議は十二日に再開することに決した。

○四月十二日 午後二時四十三分、各派交渉室において開議、午後七時八分散会。

① 予算特別委員会の審議遅延状況から会期を延長することについて協議、取りあえず時間延長のみを行うこととし、午後二時四十五分休憩、午後七時二分再開。

② 本日の議事は、日程第一議案第六十八号及び第百四十五号について総務、農務各常任委員長より報告の後議決すること、日程第二は意見案第三号及び第四号について趣旨弁明並びに委員会付託を省略して議決すること、日程第三は会期延長の件で会期を十五日まで三日間延長することとした。

○四月十四日 午後二時四十四分、各派交渉室において開議、午後七時三十三分散会。

① 議事日程の取扱いについて協議、取りあえず時間延長のみを行うこととして、午後二時四十五分休憩、午後七時二十八分再開。

② 本日の議事は、日程第一議案第一号ないし第二十六号、第二十八号ないし第四十七号、第八十五号、第一百十六号、第一百七十七号、第二百二十三号、第二百二十四号及び会議案第一号を一括上程、予算特別委員長の後、阿部議員（自民）外二十九名提出の議案第一号及び第二十一号に対する修正案及び阿部議員外二十名提出の会議案第一号について阿部議員より趣旨弁明を行い、次に討論に入り、増田議員（社）より、修正案及び会議案に反対委員長報告に賛成、杉本議員（自民）より、修正案及び会議案に賛成委員長報告に反対、黒松議員（協ク）より、修正案及び会議案に反対委員長報告に賛成の討論をそれぞれ行つた後、起立による採決を行い、まず議案第一号及び第二十一号の修正案及び会議案第一号について採決、ついで議案第一号及び第二十一号の委員長報告について採決、次にその他の議案について異議なきやを諮ることに決定。

② 次に日程第二議案第八十一号ないし第八十三号について水産委員長より報告の後議決、日程第三は森川議員（社）外十名提出の決議案第三号について趣旨弁明及び委員会付託を省略して議決することに決定。

○四月十五日 午後二時四十五分、各派交渉室において開議、午後十一時二十四分散会。

① 本日の議事は、日程第一決議案第三号について趣旨弁明並びに委員会付託を省略して議決、日程第二は請願、陳情審査の件で委員長報告を省略して報告のとおり決定、なお請願、陳情の閉会中継続審査及び閉会中事務継続調査の件については日程に組まず日程第二の次に各常任委員長申し出のとおり承認議決することを了承、午後二時四十八分休憩、午後十一時二十二分再開。

② 決算審査の都合により会期を一日間延長することに決定、明日の会議時刻は特に午前零時五分に繰り上げて開議することとした。

○四月十六日 午後二時三十七分、各派交渉室において開議、午後九時五十八分散会。

① 本日の議事は、決算の審査が終了していないので日程第二は意見案第五号について趣旨弁明並びに委員会付託を省略して議決の後一旦休憩することとし、午後二時三十八分休憩、午後九時五十七分再開。

② 決算審査の都合により会期を一日間延長することに決定、以後の議事は会期延長のみに止めて議事を閉じることとした。

○四月十七日 午後二時四十三分、各派交渉室において開議、午後七時十二分散会。

① 本日の議事は、日程第一陳情審査の件を議決の後一旦休憩することとし、午後三時四十五分休憩、午後四時四十四分再開。

② 日程第二は前回より継続審査の報告第五号について決算特別委員長の報告の後、泉谷議員（自民）より、決算不認定に関する動議について趣旨弁明を行い、橋本（正）議員（社）より、動議に反対委員長報告に賛成、山元議員（自民）より、動議に賛成委員長報告に反対、黒松議員（協ク）より、動議に反対委員長報告に賛成の討論をそれぞれ行つた後、起立による採決を行い、まず決算不認定に関する動議について採決、次に委員長報告について採決することに決定。

③ 日程第三は、決議案第四号について伊藤（作）議員（自民）より趣旨弁明を行い、斎藤議員（社）より反対、松尾議員（自民）より賛成の討論の後起立による採決を行つて、一旦休憩することとし、午後四時五十五分休憩、午後七時九分再開。

④ 次に日程に追加して決議案第五号及び第六号を上程、決議案第五号について林議員（自民）より趣旨弁明を行い、太田議員（社）よ

り反対、中山議員（自民）より賛成の討論の後起立による採決を行うこととし、決議案第六号については山本議員（自民）より趣旨説明を行い、糸川議員（社）より反対、大久保議員（自民）より賛成、川瀬議員（協ク）より反対の討論の後起立による採決を行うことに決定。

常任委員会

総務委員会

○三月十日 午後一時四十分、第一委員室において開議、午後二時二十

五分散会、委員長 森川 清（社）

一般議事

① 大久保委員（自民）より、石炭手当及び寒冷地手当の増額に関する中央折衝の経過について報告。

② 本日提案予定の追加案件について総務部長、財政課長より、道税条例の一部改正に関する改正点について税務課長よりそれぞれ説明を聴取、ついで大久保委員（自民）より、市の昇格基準引下げ（三万以上）の問題が報道されているがこのことについて道に何らか協議というものがあつたかどうか、また市制施行を期待している町村が合併を行つて市制を施行し単独選挙区ということをおねらつてい

来さないか、道議会議員の選挙区改訂については特例市も単独選挙区に加えることが条件と思われるがその見通しについて、林委員（自民）より、同問題に関連して議員一人当り人口が郡部より市部が少くなるので市が有利となり不合理ではないかという点について質疑、総務部長、総務部次長、地方課長より答弁。

○三月十五日 午後一時三十分、第一委員室において開議、午後一時四

十八分散会、委員長 森川 清（社）

一般議事

第一回定例道議会提出予定の追加案件について総務部長、財政課長より説明を聴取した。

○三月十九日 午後一時三十分、第二委員室において開議、午後二時三

十五分散会、委員長 森川 清（社）

付託案件の審査

① 議案第七十七号（上川郡清水町と河西郡芽室町との境界変更の件）を議題とし、総務部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第百十三号（北海道税条例の一部を改正する条例）を議題とし、税務課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第百十九号（北海道議会議員の選挙区の合区に関する条例）を議題とし、総務部長より説明を聴取の後、林委員（自民）より、議員の任期中新たに郡市の区域設定があつた場合の配当議員の区域について、大久保委員（自民）より、選挙区の全体的改正が近く提案されると聞いているがその事務的進捗状況、市の人口が議員定数の平均人口を上下する市の措置、今道議会に提案されるかどうか等について質疑、総務部長、地方課長より答弁があつて、異議なく原案可決に決定。

一般議事

道警本部長より、警察法の一部改正に伴う道警察組織条例の一部改正について説明を聴取、大久保委員（自民）より、札幌方面本部廃止に伴う職員の余裕状況について、西野委員（自民）より、売春防止法の実施に伴う転廃業に関連して今後における風俗営業の許可方針及び許可した場合の取締り方針について質疑、道警本部長より答弁、ついで委員長より、日韓抑留者相互釈放に関する要望決議案の内容について検討されたい旨を述べた。

○三月二十八日 午後一時十分、第一委員室において開議、午後一時四十五分散会、委員長 森川 清（社）

付託案件の審査

① 議案第五十号（警察職員宿舍の購入に関する予算外義務負担の件）を議題とし、道警本部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第六十五号（北海道警察組織条例の一部を改正する条例制定の件）を議題とし、道警本部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第七十二号（警察職員宿舍の購入に関する予算外義務負担の議決変更の件）を議題とし、道警本部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

④ 議案第四十八号（道職員宿舍の購入に関する予算外義務負担の件）及び第四十九号（道職員宿舍の賃借に関する予算外義務負担の件）を議題とし、管財課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑤ 議案第五十一号（北海道証明事務手数料徴収条例制定の件）を議題とし、財政課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑥ 議案第五十六号（札幌医科大学条例の一部を改正する条例制定の

件）を議題とし、財政課長より説明を聴取の後、堀委員（社）より、予算との関連について質疑、財政課長より答弁があつて異議なく原案可決に決定。

⑦ 議案第七十四号（北海道職員採用競争試験受験手数料条例の一部を改正する条例制定の件）を議題とし、財政課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑧ 議案第七十八号（公有水面埋立地を山越郡長万部町の区域に編入するの件）を議題とし、異議なく原案可決に決定。

⑨ 議案第七十九号（道営住宅入居者の明渡請求に関する調停申立等の件）を議題とし、文書統計課法制係長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

一般議事

第一回定例道議会提出予定の追加案件中警察関係分について、道警本部長より、その他の案件について総務部次長よりそれぞれ説明を聴取の後、堀委員（社）より、地方自治法及び公職選挙法の改正に関する中央の状況について、伊藤（作）委員（自民）より、豊平町が市制施行の場合における札幌市との選挙区の関係、四月一日から市制施行の場合における選挙区改正が時期的に困らないかどうかについて、西野委員（自民）より、三十三年度道予算における歳入の見積り過大について質疑、総務部次長、財政課長、地方課選挙係長より答弁。

○三月二十九日 午後三時三十分、第一委員室において開議、午後三時三十九分散会、委員長 森川 清（社）

付託案件の審査

① 議案第二百二十六号（北海道警察組織条例の一部を改正する条例制定の件）を議題とし、塚田委員（社）より、同条例第四条の二に新設の防犯部所管事項の中で労組その他民主団体の内偵査察を行うべ

きでないと思うがその考え方について、井口委員（社）より、同条の運用面で拡大解釈される恐れがあるので行き過ぎのないよう確認されたい旨の質疑及び意見があり、道警本部長より答弁があつて、異議なく原案可決に決定。

② 議案第百二十八号（銃砲刀剣類等所持取締法に基く許可証及び登録証の交付等手数料条例制定の件）及び第百二十九号（資金前渡に関する件）を一括議題とし、異議なく原案可決に決定。

○四月七日 午前十一時四十五分、第一委員室において開議、午後零時五十五分散会、委員長 森川 清（社）

付託案件の審査

議案第百三十号（北海道議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例制定の件）を議題に供し、異議なく原案可決に決定。

一般議事

① 井口委員（社）より、石炭手当増額に関する中央折衝の経過について報告があり、ついで新市町村建設促進審議会委員に伊藤（作）（自民）西野（自民）天谷（協）堀（社）の各委員を推薦することに決定。

② 伊藤（作）委員（自民）より、千歳町は五月一日から市制施行を要請しているが今会期中にきめることになるかと急を要する問題と思うがこれが取扱いに対する考え方について質疑、総務部長より答弁。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。
千歳町を市とすることについて 千歳町議会総務委員長

○四月八日 午後二時二十分、第三委員室において開議、午後二時二十分散会、委員長 森川 清（社）

付託案件の審査

議案第百四十五号（北海道税条例の一部を改正する条例制定の件）を議題に供し、異議なく原案可決に決定。

一般議事

日韓抑留者の相互釈放に関する要望決議の取扱いについては、次回委員会にて協議することとした。

○四月十一日 午前十一時四十分、第一委員室において開議、午後零時五十分散会、委員長 森川 清（社）

一般議事

① 総務部次長より、地方自治法改正に伴う道内市制施行の状況について説明を聴取、ついで日韓抑留者相互釈放に関する決議及び原水爆禁止に関する要望決議の取扱いについて協議、両決議については各党において協議することとした。

② 事務調査並びに付託請願、陳情については、閉会中継続審査又は調査を行うことに決定。

○四月十四日 午後三時四十五分、第二委員室において開議、午後三時四十七分散会、委員長 森川 清（社）

一般議事

原水爆禁止に関する要望決議及び日韓抑留者の相互釈放に関する要望決議の取扱いについて協議、原水爆禁止に関する決議については、総務委員全員が提出議員となつて提出することに決定、日韓抑留者の相互釈放に関する要望決議については、なお検討の上協議することとした。

厚生委員会

○三月三十一日 午後零時四十五分、各派交渉室において開議、午後一時三十九分散会、委員長 吉田定次郎（自民）

付託案件の審査

① 議案第六十二号（北海道立保育専門学院条例制定の件）を議題とし、民生部長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第七十六号（北海道老令者福祉年金条例制定の件）を議題とし、民生部長より説明を聴取、ついで深山委員（自民）より、生活保護費と年金との調整方法に関連して七十歳以上の生活保護法適用者数及び法適用者への年金支給について善処方等について、中山委員（自民）より、適用年令の下限を八十五歳位に引下げることではないか（関連して、橋本（清）副委員長（社）より、八十五歳に引下げた場合の対称人数について質疑があり）、生活保護法適用者に対する取扱問題、制度の普及徹底方等について、太田委員（社）より、道内において老令年金制度を既に実施中の市町村及び四月一日より施行予定の市町村の有無に関連して道条例と市町村条例との関係について、小島委員（社）より、本人の手に渡らずに親族者に使用される恐れはないかについて、高田委員（社）より、年金支給の手続き方法に関連して支給は直接本人渡とすることが良い（太田委員より同様意見があり）等について質疑、意見及び要望があり、民生部長、福祉課次長より答弁の後、本人に直接年金が渡るような措置を考慮してらうということを含めて異議なく原案可決に決定。

③ 議案第五十二号（北海道医療類似行為者講習会受講手数料条例制定の件）を議題とし、医務薬事課次長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

④ 議案第六十三号（北海道立保健婦学院条例の一部を改正する条例制定の件）を議題とし、医務薬事課次長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑤ 議案第八十六号（北海道保健婦修学資金貸付条例の一部を改正する条例制定の件）を議題とし、医務薬事課次長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑥ 議案第七十三号（公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例制定の件）を議題とし、環境衛生課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑦ 議案第七十五号（食品の製造販売行商等衛生条例の一部を改正する条例制定の件）を議題とし、環境衛生課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

○四月十二日 午前十一時三十分、第三委員室において開議、午後零時四十分分散会、委員長 吉田定次郎（自民）

一般議事

① 民生部長より、保育所設置費改善案提出の経過について、福祉課長より、同案の概要について、それぞれ説明を聴取の後、橋本（清）副委員長（社）より、所得税を納めていない世帯以外の世帯の対象人員これに関連して市町村民税を納めていない世帯の数に關し適正妥當な調査方について、和平委員（社）より、本問題に対する大蔵省の考え方及び全国的な動き、事務折衝と並行して政治折衝を行う必要がある旨等について質疑、意見及び要望があり、民生部長、福祉課長より答弁、ついで委員長より、上京折衝を行う場合には充分内容を研究する必要があるとの意見があつた後上京折衝の件については後刻協議することとした。

② 社会課長より、第十七次及び第十八次中共引揚げ関係について説明を聴取、ついで舞鶴到着日の確認を行った後、出迎への件について

ては後刻協議することとした。

③ 社会課長より、南樺太残留邦人の生活状況に関する調査結果の報告を聴取の後、井川委員（自民）より、ソ連国籍を有する者が朝鮮または日本の国籍を希望した場合の手続き、現地における借金を払わない場合の罰則等について質疑、社会課長より答弁。

④ 委員長より、厚生年金病院の誘致運動については目下促進期成会の小委員会にて審議中であり近く最終的決定線が出される予定であるので本委員会としては議会閉会後促進期成会と歩調を合せて運動するかどうかをあらためて審議したい旨及び衛生公社問題は現在債権者を集めて検討中である旨を述べて了承を求め、異議なくこれを了承。

⑤ 医務薬事課長より、入院加療中の衛生部長の容体について説明を聴取の後、橋本（清）副委員長（社）より、函館市における共同宿泊所の問題に対し市議会が行っている地方自治法百条による調査の経過について質疑があり、民生部長より答弁。

⑥ 委員長より、(1)四月二十一日及び五月二日の二回にわたる中共引揚者の出迎えのため社会党及び自民党よりそれぞれ二名ずつ派遣することとし人選は党内でまとめること、(2)保育所予算獲得に関する中央折衝の日程、派遣委員等については正副委員長に一任すること。(3)請願、陳情の審査及び道内視察実施のための委員会を議会閉会後招集すること等について詰り、異議なくそのことに決定。

商工労働委員会

○三月十七日 午後一時二十分、第三委員室において開議、午後二時六

分散会、委員長 大島三郎（自民）

請願、陳情の審査

請願

第五四五号 緊急失業対策事業増枠の件 （採 択）

中央折衝を行うこととし、人選日程等については正副委員長に一任と決定。

第五三九号 国際労働機構の「結社の自由及び団結権の擁護に関する条約」批准促進の件 （保 留）

請願第五百四十五号に関する中央折衝の際あわせて中央の状況を調査することとした。

陳情

第九一二号 函館港を日・ソ間定期航路の寄港地に指定方の件 （採 択）

第九一三号 小樽港をナホトカ航路の寄港地に指定方の件 （採 択）

第九一四号 根室港を開港指定港として継続の件 （採 択）

第九三八号 留萌港を開港場として存置の件 （採 択）

第九三九号 稚内港を開港場として存置の件 （採 択）

一般議事

① 本日陳情された建設業労務者確保にかかる失業保険の問題については付託後に検討を行うことに決し、なお新川委員（社）より、建設業の雇用内容の実態について説明できるよう準備されたいとの要望があつた。

② 商務課長より関税法の改正問題に関する中央折衝の経過について説明を聴取、ついで山本委員（自民）より、全国で該当港は十二、三あり、七尾市長主催による条件緩和の会合では五カ年間延期及び出入船十五隻の線を打出したがこの運動は更に継続の必要があるとの意見があつた。

③ 本日聴取した陳情は次のとおり。

建設労働者の確保と育成のため、昭和三十二年四月十五日付職
発第三〇四号通達を廃止し、失業保険法の取扱いを正常化され
た旨について
北海道建設業協会専務理事

〇三月十八日 午後一時十三分、第三委員室において開議、午後一時四

十分散会、委員長 大島三郎（自民）

請願、陳情の審査

請願

第五四六号 建設業雇用労働者の失業保険に関する件

（採 扱）

労働部長及び失業保険課次長より、職発第三〇四号通達（土木建
築業に雇用される労働者に関する失業保険の取扱いについて）及び
本道における建設労働者の雇用状況について説明を聴取、ついで新
川委員（社）より、土建業者と人夫の間になどのような契約が結ばれて
いるか等について、宮坂委員（自民）より、北海道にだけ二カ月の規
定を設けた理由（村本副委員長（社）及び山本委員（自民）より、
関連質疑があり）について、村本副委員長（社）より、内地労働者
の来道減少に対し道内労働者による充足問題について、それぞれ質
疑及び意見があり、労働部長、失業保険課次長より答弁の後異議な
く採択に決し、ついで協議の結果意見書を提出することに決定、な
お昨日採択の請願第五四四五号についても意見書を作成すること
に決した。

〇三月三十一日 午前十一時四十五分、第三委員室において開議、午後

一時十五分散会、委員長 大島三郎（自民）

付託案件の審査

① 議案第五十三号（北海道立地下資源調査所手数料条例制定の件）

を議題とし、地下資源調査、副所長より説明を聴取、ついで新川委
員（社）より、値上りの割合について、秋山委員（協ク）より、ボ
ーリング手数料条例の改正によらず新条例とした理由について、村
本副委員長（社）より、条例第二条二項の解釈について、それぞれ
質疑があり、地下資源調査副所長、資源課長より答弁の後、異議な
く原案可決に決定。

② 議案第六十一号（北海道宮札幌競輪場設置及び管理条例の一部を
改正する条例制定の件）を議題とし、工業課長より説明を聴取、つ
いで中野（与）委員（社）より、第五条の改正にかかる使用料の納
付時期について、山本委員（自民）より、売上額と使用料の関係及
び使用資格の問題について、松尾委員（自民）より、競輪場を貸した
場合同会計の三十三年度歳入予算は確保できるかどうかについて、
委員長より、使用料（売上げの五ないし六割）を払って純益はどの
位になるかについて質疑及び意見があり、工業課長より答弁の後異
議なく原案可決に決定。

③ 議案第七十一号（北海道営自転車競技条例の一部を改正する条例
制定の件）を議題とし、工業課長より説明を聴取の後、異議なく原
案可決に決定。

一般議事

① 中小企業資金実態調査結果報告書について、労政課長及び担当課
員より説明を聴取の後、本報告書はほう大であるので内容を充分検
討の後質疑があれば行うこととした。

② 請願、陳情の審査及び上京折衝の報告は明日午前十時より委員会
を開いて行うこととした。

〇四月一日 午後零時一分、第三委員室において開議、午後三時散会、

委員長 大島三郎（自民）

請願、陳情の審査

千歳基地米軍部隊撤退に伴う失業対策問題に関する請願七件を一括議題とし、委員長及び新川委員（社）より、本問題のその後の経過について説明を求め、労働部長及び渉外労務対策室次長より説明を聴取の後、山本委員（自民）より、失業対策とあわせて町経済の沈滞対策をも考慮する必要がある旨、山内委員（社）より、失業対策事業枠について、松尾委員（自民）より、三ヵ月後の空軍撤退と入替えに陸軍が入ってきた場合再雇用は可能かどうか、千歳地区の被解雇者数及びその帰すう状況（関連して、山内委員より、全道及び千歳地区について書面による答弁を要求）等について、委員長より特別委員会を設置した府県の有無（関連して、山内委員より、千歳町ではどうかと質疑があり）について、村本副委員長（社）より、再雇用に関する米陸軍との交渉経過について、それぞれ質疑及び意見があり、労働部長、渉外労務対策室次長より答弁の後、調整のため午後一時十三分一旦休憩、午後二時五十九分再開、本件については明日再度審議することとした。

一般議事

新川委員（社）より、建設業雇用労働者の失業保険に関する件、失業対策事業増枠に関する件、国際労働機構の「結社の自由及び団結権の擁護に関する条約」批准促進の件あわせて道博にかかるソ連館、中国館問題等に関する中央折衝の経過について報告、ついで労働部長より、その後の経過について説明を聴取。

○四月二日 午前十一時三十五分、第二委員室において開議、午後一時三十七分散会、委員長 大島三郎（自民）

請願、陳情の審査

請願

昨日に引き続き千歳基地米軍部隊撤退に伴う失業対策問題に関する請願七件を一括議題とし、職業安定課長より、千歳基地駐留軍関係

離職者の帰すう状況について説明を聴取、ついで山内委員（社）より、その後の千歳町の経済状態及び援護の必要性（関連して、山本委員（自民）より、市制を施しても人口縮少及び経済状態の点より市としての態様を保ち得るかどうかもまた企業誘致をしても経営は困難ではないか等について、新川委員（社）より、千歳町の経済資料が必要であるが、現段階では企業誘致ができるかどうかを個々に検討するしかない旨の質疑及び意見があり）及び駐留軍失業対策本部の現在までにおける会合経過について質疑、渉外労務対策室次長より答弁の後、山内委員（社）より、企業誘致をしても経営は困難である点より、当面は要就職対策者（八二四名）について協議すべきである旨、委員長より、駐留軍失業対策本部産業部長としての商工部長の企業誘致に対する所信（関連して、宮坂委員（自民）より、千歳町の労働者は技術を持たないので企業誘致は失業対策としての効果はない旨、村本副委員長（社）より、千歳経済の性格からみて特殊対策が必要である旨について意見があり）について質疑、商工部長より答弁、ついで新川委員（社）より、千歳の失業者は高年令層が多い点より自立営業に向つて来ていることに関連して現在までの国民金融公庫の融資実績及び手続き等に対する指導の問題（関連して、委員長より、公庫にはねられた者の共通のケースは何かについて質疑があり）、また閣議決定の退職金の内容等について、村本副委員長（社）より、失業対策の困難な高年令者が多いことに関連して家族を有する無技能者の対策が重要である旨及び就職可能な有技能者と失業対策を要する無技能者の数について、山内委員より、失業保険受給者に対する当面の失業対策について、それぞれ質疑及び意見があり、労働部長、商工部長、職業安定課長、商務課次長、渉外労務対策室次長より答弁の後、暫時休憩（休憩中処理方法に関し協議）、再開後、本件については小委員会を設けて更に検討することとし、関係請願はいずれも保留とすることに決定、なお、小委員は五名と

し、人選については正副委員長に一任と決した。(散会後、村本(社)新川(社)秋山(協ク)大島(自民)松尾(自民)各委員とし、小委員長は新川委員と決定。)

第四七四号 美瑛市に道立職業補導所設置の件 (採 択)

第五三九号 国際労働機構の「結社の自由及び団結権の擁護に関する条約」批准促進の件 (採 択)

第五五〇号 函館開港百年記念事業に対し道費補助の件 (採 択)

陳 情

第八九三号 旭川公共職業補導所募集人員増加の件 (採 択)

第九一五号 根室市労働会館設置に対し補助金交付の件 (採 択)

第九一六号 北海道放送株式会社に対し増資の件 (保 留)

第九一七号 石油資源開発株式会社に対し国家投資増額要望の件 (採 択)

(二件併合)

第九四五号 札幌テレビ放送株式会社に対し株式出資の件 (保 留)

一 般 議 事

委員長より、中小企業相談所の補助金問題に関連して相談所の条例化に関し草案作成方(関連して、宮坂及び新川両委員より意見があり)について質疑及び要望があり、商工部長より答弁の後、予算追加及び相談所の条例化並びに国に対し法制化を要望することとした。

○四月八日 午後二時五分、第二委員室において米軍千歳基地縮小に伴う失業対策並びに諸企業誘致に関する小委員会を開議、午

後四時四十八分散会、小委員長 新川輝隆(社)

本委員会より付託された千歳駐留軍解雇者等に関する請願七件について理事者側の意見並びに陳情者の説明を聴取し、慎重なる審査

を行った結果、次の通り決定し、本委員会に報告することとした。
第四六七号 米軍千歳基地人員整理に伴う職業対策の件については他請願と重複している点もあり保留

第四七六号 米軍千歳基地労働者に対する職業安定策の件については特別委員会設置の問題もあり、また失業対策について町が負担しないという問題もあり保留

第四七八号 米軍部隊撤退に伴う失業対策確立の件については特別委員会設置の問題もあり保留

第五三〇号 米軍千歳基地縮小に伴う諸企業誘致の件については別に問題もないので採択

第五三一号 米軍千歳基地縮小に伴う解雇労働者職業補導措置の件については不用の機具の払下げ等があるので限定されたものでなければ採択

第五三二号 千歳町に米軍再駐留に伴う労働者雇用の件については雇用が千歳町のみに限定されていること、またこのことは安定法上よりみて疑問もあり保留

第五四八号 駐留軍労働者失業対策として企業資金制度化の件については条例とする点及び対策本部で検討すべきである点等の問題があり保留

各請願の審査終了後約一時間休憩して特別委員会設置の問題について協議を行ったが結論は得られず、多発地域の指定についての意見書提出等の意見もあり、小委員会としては結論を出さず各党で相談の上、本委員会で決定してもらうこととし、報告文については小委員長に一任と決した。

○四月十二日 午後一時四十七分、第二委員室において開議、午後二時二十五分散会、委員長 大島三郎(自民)

請願、陳情の審査

請 願

米軍千歳基地縮小に伴う失業対策並びに諸企業誘致に関する小委員会における関係請願七件の審査経過について、新川小委員長(社)より報告があつた後次の通り決定、なお委員長より第四百六十七号、第四百七十六号、第五百三十二号の文書表は別紙配布の通り一部訂正された旨を報告。

第四百七号 米軍千歳基地人員整理に伴う職業対策の件

(採 択)

第四百七十六号 米軍千歳基地労務者に対する職業安定策の件

(採 択)

第四百七八号 米軍部隊撤退に伴う失業対策確立の件 (継続審査)

第五三〇号 米軍千歳基地縮小に伴う諸企業誘致の件

(採 択)

第五三一号 米軍千歳基地縮小に伴う解雇労務者職業輔導措置の件

(採 択)

第五三二号 千歳町に米軍再駐留に伴う労務者雇傭の件

(採 択)

第五四八号 駐留軍労務者失業対策として企業資金制度化の件 (継続審査)

(採 択)

新川委員より、特別委員会の設置は困難と思われるので、これとは関係なく意見案として商工労働委員が動いてはどうかと意見があり、これについて各委員の意見交換があつた後、意見案の提出については保留とすることに決した。

陳 情

第九六六号 函館港を東北向輸入外麦荷揚げ設定港として要望の件

(採 択)

第九六七号 日本国際貿易促進地方議員連盟第七回定時総会開催

に対し道費補助の件

(採 択)

第九六八号 浦河町の日高商工会館建設に対し道費補助の件

(採 択)

一 般 議 事

残余の請願、陳情についてはすべて継続審査とすることに決定。

① 国際見本市視察の件については予算との関係もあるので委員長に
おいて再度検討することとした。

② 来月の委員会は中旬頃に開くこととし、請願、陳情の審査及び中
小企業相談所の条例化、中小企業センター、中小企業団体法等に関
する説明聴取を行つた後、小樽博覧会及び茨戸の油田地帯の視察を
行うことに決定。

○四月十六日 午後三時、第二委員室において開議、午後三時六分散会、

委員長 大島三郎 (自民)

請願、陳情の審査

陳 情

第九七七号 稚内市記念会館建設に対し道費助成の件

(採 択)

黒沢議員(社)及び稚内市総務課長より善処方について陳情があ
つた。

農 務 委 員 会

○三月二十五日 午後一時二十分、第三委員室において協議会を開催、

午後一時二十五分散会、委員長 二瓶栄吾 (協ク)

一 般 議 事

付託議案の審査並びに寒地農業振興対策等を審議する予定のとこ
る本日は予算委員会で農務部所管の審査を行っているので、これに
協力するため当委員会は審議を行わず明日午前十時より第三委員室
において開催することとした。

○三月二十六日 午前十一時二十五分、第三委員室において開議、午後
一時十七分散会、委員長 二瓶栄吾（協ク）

付託案件の審査

① 議案第六十号（北海道農家負債整理促進条例の一部を改正する条
例制定の件）を議題とし、農政課長より説明を聴取の後、異議なく
原案可決に決定。

② 議案第六十六号（北海道立種畜場使用料及び手数料条例制定の件）
及び議案第六十七号（北海道立種畜場条例の一部を改正する条例制
定の件）を一括議題とし、畜産課長より説明を聴取、ついで坂下副
委員長（社）より、簡易と畜場の設備使用料とと殺解体料の關係、
精液代金は種付料に含まれているか関連して条例に明記する必要は
ないか及び道立人工授精所の代金とのバランス状況（委員長より、
関連質疑があり）、家畜売払も精液と同様物品扱になるか、精液の
年間売払件数及び注入はどこで行うか等について質疑及び意見があ
り、畜産課長、種畜場長、畜産課次長より答弁の後、いずれも異議
なく原案可決に決定。

③ 議案第六十八号（北海道寒冷地農業振興対策委員会条例制定の件）
を議題とし、農政課長より説明を聴取の後、杉本委員（自民）より
第三条三項における会議員及び金融機関名について、児玉委員（自
民）より、振興対策の実施及び経営合理化の指導等までできるかど
うか、実施及び指導体制が整備されないうちに委員会を作ること
は無駄ではないか関連して道の受入れ態勢確立に関する申入れの結
果はどうか、及び道の実施体制案を審議の後本案を決めたい旨、橋

本（正）委員（社）より、道の場合全部が寒地農業であり農務、農地
開拓両部のある現在特別な機構を作る必要はないと思うが部長の見
解等について質疑及び意見があり、農務部長、農政課長より答弁の
後協議のため午後零時三十分一旦休憩（休憩中協議）、午後零時五
十四分再開の後、本案の審査を暫時保留することとした。

④ 議案第七十二号（北海道農産物受検条例の一部を改正する条例制
定の件）を議題とし、農政課長より説明を聴取、ついで楠谷委員（自
民）より、国営移管に伴い検査料はどうなるか、他府県における甘
藷でんぷんについては国営かどうか等について、橋本（正）委員（社）
より、道営検査の時の検査員数及び道営所管の残品目、移管後の適
正検査及び定員増に関し国に要請方等について質疑、意見及び要望
があり、農政課長より答弁、ついで橋本（正）委員（社）より、検査
拒否の恐れがないよう国に要請することを条件として本案に賛成す
るとの発言があつた後、異議なく原案可決に決定、なお委員長より、
検査拒否等の恐れのないよう善処されたい旨の要望があつた。

一般議事

① 委員長より、三月十九日及び二十日開催の寒地農業振興対策小委
員会において道の提出資料を検討修正の上満場一致で承認し、急を
要したため委員会を開かず各派一名ずつの編成で上京折衝を行つた
旨を述べ、その経過について報告。

② 次期委員会を三月三十一日に開催することとした。

三月三十一日 午前十一時二十分、第二委員室において開議、午後零時

四十八分散会、委員長 二瓶栄吾（協ク）

付託案件の審査

① 議案第百十四号（北海道立農業試験場分析手数料条例の一部を改
正する条例制定の件）を議題とし、農業改良課長より説明を聴取の
後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第二百二十七号（北海道農業改良普及所条例制定の件）を議題

とし、農業改良課長より説明を聴取の後、舟木委員（社）より、運営のための細則はどうするか、委員長より、新たに増えた任務の有無について質疑があり、農業改良課長より答弁の後、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第二百二十号（財産取得に関する件）及び議案第二百一十一号（土地の購入に関する予算外義務負担の件）を一括議題とし、農業改良課長より説明を聴取、ついで舟木委員（社）より、買収金支払の方法、三カ年の分割払が四年に延びることはないか等について、委員長より、九千二百六十七万円は最大限度額か、契約の相手は町とすべきでないか等について質疑及び意見があり、農務部長、農業改良課長より答弁の後、いずれも異議なく原案可決に決定。

④ 議案第八十四号（北海道低位経済農漁家畜産振興条例制定の件）を議題とし、畜産課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑤ 議案第六十八号を除く九案件の報告文案については正副委員長に一任することとした。

一般議事

① 農務部長及び滝川種羊場長より、滝川種羊場の火災についての報告にあわせて道民の財産を失ったことに対し遺憾の意を表するとともに今後かかることのないよう努めたい旨を述べた後、佐久間委員（自民）より、この火災は諸状況よりみて不可抗力であつたかどうか、当日の三時半頃職員が不在であつた事情等について、舟木委員（社）より、復旧対策の構想、種羊場守衛に対する一般風評の点等について質疑及び意見があり、滝川種羊場長、畜産課長より答弁。

② 委員会の次期開催日については委員長に一任。

○四月八日 午前十一時四十八分、第三委員会において開議、午前十一

時五十三分散会、委員長 二瓶栄吾（協ク）

付託案件の審査

審査保留中の議案第六十八号（北海道寒冷地農業振興対策委員会条例制定の件）を議題とし、農務部長より、本委員会の性格及び道の受入体制等について説明を聴取の後、堀野委員（社）より、委員会運営の経費について質疑、農務部長より答弁があつて、異議なく原案可決に決定。

一般議事

① てん菜価格維持に関する意見案提出の件並びに陳情第九百四十八号（農山漁村電気事業の育成強化の件）に関連して農漁村電化促進問題に関する意見案提出の件を議題とし、まず農業改良課長より、昭和三十三年産てん菜価格に関する資料（別紙）に基づき説明を聴取、ついで委員長より、この資料の作成カ所について質疑、答弁の後、異議なく意見案提出を決定、ついで舟木委員（社）より、中央折衝を行う際に要する詳細な資料の作成提出方を要望、次に農政課長より、農山漁村の電化問題について説明を聴取の後、佐久間委員（自民）より、未電化農漁家の具体的状況及び受電施設の農電への切替えということの意味について質疑、答弁の後、異議なく陳情第九百四十八号の採択及び意見案の提出を決定、なお意見案については総合開発委員会でも進める場合調整する必要がある委員長に処置を一任することとした。また、総務部及び商工部所管の事項が含まれている点については坂下副委員長（社）より、いずれも国の段階であり道の段階で問題とする点はないので関係委員会にかけなくともよいと思うとの意見があつた。

② 高度集約酪農牧野事業の問題等三十三年度国費予算の実施面に対する政府の態勢が決められる段階にあることより、部長、農民団体等の上京折衝に歩調を合せて本委員会よりも各派代表が上京して折衝することについて諮り、各委員より意見があつた後、委員長に一

任することとした。

③ 陳情第九百四十八号を除く他の請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決定。

④ 上京折衝の日時、方法及び次期委員会の開催日等については委員長に一任することとした。

○四月十二日 午前十時五十分、第一委員室において開議、午前十一時五十六分散会、委員長 二瓶栄吾（協ク）

請願、陳情の審査

請願

第五二五号 豆類二元集荷継続実施の件（審議未了）

第五五七号 寒地農業振興に対する立法措置要望の件（採 択）

第五五八号 札幌市に北海道総合家畜共進会開催の件（採 択）

陳情

第九二一号 第七回全国りんご研究大会開催経費に対し補助の件（採 択）

第九二二号 道立道南畜産技術普及所（仮称）設置の件（三十件併合）（採 択）

第九二四号 農業改良専門技術員の駐在及び農業改良普及員の増員並びに相談所の充実の件（三十件併合）（採 択）

第九四六号 乳価安定対策推進の件（採 択）

第九四七号 農業共済掛金融資措置の件（採 択）

他の請願、陳情については閉会中継続審査とすることに決定。

一般議事

① 調査事項である寒地農業確立対策及び農業試験場整備拡充の二件

については閉会中継続調査とすることに決定。

② 委員長より、寒地農業振興対策の立法化の件については総合開発委員会より七委員が上京して運動することになっており、予算化受入れの運動は農務委員会が行うことに話合いがついているので今後この線で運動することになる旨を述べ、ついで農務部長に対し本件及びてん菜原料価格問題、高度集約牧野問題等に関する中央状況等について報告を求め、農務部長より報告の後、中央折衝の日時、派遣委員等については他委員会とも関連があるので正副委員長に一任することとした。

③ 先般提出することに決定した意見案第三号（昭和三十三年産てん菜原料価格維持に関する意見書）及び第四号（農山漁村電気事業の育成強化に関する要望意見書）について、字句修正を行つた配布の案で提案することを諮り、異議なくそのことに決定。

建設委員会

○三月三十一日

午前十一時十五分、第一委員室において開議、午前十一時二十分散会、委員長 中牧保（自民）

付託案件の審査

報告第一号専決処分報告の件（北海道厚生年金住宅に関する災害共済委託の件）を議題とし、住宅課長より説明を聴取、ついで西島委員（自民）より、保険料率について質疑があり、住宅課長より答弁の後、異議なく承認議決に決定。

一般議事

① 請願、陳情の審査については都合により次回に持越すことに決定。

② 委員長より、北海道住宅対策審議会委員の任期満了に伴う新委員の推薦方について建築部長から依頼があり委員長及び高橋(右)副委員長(協ク)糸川(社)斎藤(社)川口(自民)各委員を推薦したので了承願いたい旨を述べ、これを了承。

農地開拓委員会

○三月十二日 午後二時四分、第三委員室において開議、午後三時三十分散会、委員長 笠井幸衛(社)

一般議事

昭和三十三年以降の国営及び道営事業に直接関連する団体営かんがい排水事業、耕地整備事業、単独施行の馬そり客土、農道事業等に対する従来の補助制度が融資制度に切り替えられ、また非補助小団地事業に対する融資が困難となつた点及び新開拓制度を問題とし、まず開拓計画課長及び総務課長より、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案並びに非補助小団地等土地改良事業助成基金設置要綱案について説明を聴取、ついで宮北委員(社)より、農民の負担力の点より補助制度の存続及び非補助小団地の融資制度適用は必要であるので中央に要請すべきであるという意見(朝日(協ク)増田(社)各委員より同様意見があつた。)及び開発庁の考え方、全国土地改良協会の動き等についての説明があつた後、委員長より本問題に関し意見書を提案することについて諮り、異議なくそのことに決定、案文については委員長に一任することとした。次に開拓計画課長より、新開拓制度の動向について説明を聴取の後、津川委員(社)より、一般開発と特定地域開発とは面積に関係があ

るか、また事業実施に伴う市町村の地元負担力の問題、事業所の存続期間及び融資等の事務処理問題等について、宮北委員(社)より、道は最初計画するとき諮問を受ける程度か、道の代行事業はどうなるか、補助に対する道の上置義務の有無、新制度に対する市町村の意見、新制度に関し農林省と交渉する余地はあるか等について、委員長より、建設事業、営農等は一貫した制度となるか、本道の営農類型はどうなるか、新制度に対する開発庁の意見等について、それぞれ質疑及び意見があり、開拓計画課長より答弁、ついで津川(社)宮北(社)各委員より、今後の方針について意見があつた後、副知事より、道としては可能な限り各関係層の意見をきき方針を決めたことの見解を述べ、ついで委員長より、本制度について各委員も検討されたい旨を要望した。

○三月十九日 午後零時十九分、第三委員室において開議、午後二時四十分散会、委員長 笠井幸衛(社)

請願、陳情の審査

請願 陳情

第五二六号 斜里町道営畑作かんがい事業に対し地元負担金軽減の件 (採 択)

第五二七号 森町土地改良事業実施にかかわる救済対策の件 (採 択)

第五二八号 辺別川改修工事に伴う堰堤拡張工事施行の件 (採 択)

陳情

第九一八号 忠類村地内朝日地区に国営土地改良事業施行方要望の件 (採 択)

請願第三百五十三号、第四百三十四号、第四百八十七号、第五百二号及び陳情第三百五十四号、第六百十五号、第七百八十四号、第

八百五十五号については保留とすることとした。

一般議事

非補助小団地等土地改良事業助成基金制度改善に関する要望意見書について案文を書記朗読の後、一部字句を削除の上原案のとおりとすることに異議なく決定、なお本会議における本案の趣旨弁明は省略することとした、ついで新開拓制度に関するその後の動向について副知事より説明を聴取の後、岩田（自民）増田（社）各委員より、新制度の検討に当たつての基本的な態度について意見があり、ついで津川委員（社）より、農林省からの係官来道について、委員長より、新制度に対する道の考え方について質疑、副知事及び開拓計画課長より答弁、ついで委員長及び宮北（社）岩田（自民）各委員より、今後の方針についてそれぞれ意見があつた後、適當の機会に充分本問題を検討することとした。

○四月十二日 午後一時三十五分、第一委員室において開議、午後二時

三十分散会、委員長 笠井幸衛（社）

一般議事

① 委員長より、非補助小団地等土地改良事業助成基金制度改善に関する中央折衝の経過について報告、ついで総務課長より補足説明を聴取の後、各委員より、本問題は重要であるので継続して中央運動を行う必要があるとの意見があり、上京折衝を行うことについて諮り、異議なくそのことに決定、日時、派遣委員等については委員長に一任することとした。

② 岩田委員（自民）より、斜里及び森地区の土地改良問題に関するその後の経過について質疑、総務課長より答弁の後、岩田委員より、森地区に対する早急な救済措置方について要望があり、答弁の後、委員長より、不振土地改良区の実態について個人負担額及び限界の見通し並びに収支バランス等資料の提出方を要求。

③ 事務調査事項及び保留中の請願、陳情については閉会中継続調査及び継続審査とすることに決定。

水産委員会

○三月十九日 午後四時五十三分、第二委員室において開議、午後四時

五十六分散会、委員長 時田政次郎（社）

一般議事

付託議案等の審査を行う予定のところ、都合により本日は行わず次期委員会を二十二日午前十時より開議して審査することとした。

○三月二十二日 午後一時三十五分、第二委員室において開議、午後三

時十六分散会、委員長 時田政次郎（社）

付託案件の審査

議案第八十一号（北海道沿岸漁家経済振興促進助成条例制定の件）、議案第八十二号（北海道沿岸漁家振興対策委員会条例制定の件）及び議案第八十三号（北海道漁業協同組合整備促進条例の一部を改正する条例制定の件）を一括議題とし、水産部長、漁政課長より説明を聴取の後、沖野副委員長（自民）より、議案第八十一号に関し、本条例の趣旨の普及指導方法に関連して文章の表現等を平易にすべきである旨、本条例を漁業許可との関連において考える必要があると思うが部長の見解、本条例に小型機関を考へることは以前の小型機関貸与制度打ち切りの際の理事者の理由説明と喰違うのではないかと、にしん沖刺及びます流網についても本条例を適用すべきでないか、議案第八十二号に関し、対策委員会の委員選任には政党色が出

るのではないか等について質疑及び意見があり、水産部長、水産課長、漁政課長より答弁、ついで阿部委員（自民）より、漁業協同組合及び漁業生産組合の実態、改良普及員の現状等について資料提出方を要望。

○四月十一日 午後二時十分、第三委員室において開議、午後四時三十分散会、委員長 時田政次郎（社）

付託案件の審査

前委員会に引続き議案第八十一号、第八十二号、第八十三号の審査に入り、阿部委員（自民）より、沿岸漁家経済振興促進助成条例にかかる本年度予算枠が少ない点に関連して運用方法の問題特に対象地域及び割振りの問題、助成条例が決定した場合の融資時期、沿岸漁家振興対策委員会条例（第三条三項）に関し地区委員会の組織範囲を明瞭に規定する必要はないかどうか関連して各市町村の自発的意欲に基づく委員会設置は差支えないかどうか、委員選任に関し第三条第四項の「その他適当な漁業団体」とは法人のみかどうか及び学識経験者選任に対する考え方等について、麻里委員（自民）より、本条例に関連する既存金融（漁業信用基金協会）の活用問題関連して基金協会に対する出資金は零細漁民の利益のためにどのようなに使われているか、漁家負債対策の強化問題（松平委員（自民）より、関連して意見があり）等について、井野委員（社）より、漁業信用基金協会の運営主体は理事会常務会であると思うがどうか、本助成条例は旧債の肩替りや、系統金融を助ける結果とならないかどうか等について質疑及び意見があり、水産部長、漁政課長より答弁、ついで麻里委員より、漁業信用基金協会の保証枠増に対しては充分配慮方について要望があり、一旦休憩の後明日委員会を再開し本審議を続行することとした。

○四月十二日 午前十一時二十分、第二委員室において開議、午後六時二十八分散会、委員長 時田政次郎（社）

付託案件の審査

昨日に引続き議案第八十一号、第八十二号、第八十三号の審査に入り、沖野副委員長（自民）より、助成を受ける場合の事務手続きが複雑であるのでできるだけ平易にすべきである旨関連して春にしん、いか、道南噴火湾、結水等の各地帯別における申請書類の書式例（漁家経済改善計画）の提示方、本助成条例は漁業協同組合を否定する結果とならないか例えば組合員中系統機関から融資を受ける者（受信用のある者）と本条例による融資を受ける者（受信用のない者）との間に摩擦が生じ組合分離の原因とならないかどうか（関連して井野委員（社）より、組合内部の信用評定の問題について意見があつた後全道百八十余組合中指導次第で伸びると思われる単協の数について、松平委員（自民）より、協同組合指導監査の目的と基本方針並びに監査の時期と回数関連して監査担当官の選定に充分配慮されたい旨について質疑、意見及び要望があり）、関係町村において債務保証、利子補給に関し議決を行う際純漁町村でない場合は問題があるのではないか、助成条例第二条第一項における「知事の定める定置漁業」の解釈及び第二条第二項における合成繊維漁網（三千反）の漁種別内容と機関換装資金の地帯別枠並びに第三条の融資額限度等について質疑、意見及び要望があり、水産部長、漁政課長より答弁、午後一時一旦休憩、午後六時二十八分再開の後本日はこの程度とし次回委員会を十四日午前十時より開会して本審議の続行を行うこととした。

○四月十四日 午後一時三十四分、第二委員室において開議、午後七時二十六分散会、委員長 時田政次郎（社）

付託案件の審査

一昨日に引続き議案第八十一号、第八十二号、第八十三号の審査に入り、阿部委員（自民）より、対策委員会条例第三条三項の「知事の定める地域」に対する道の考え方（支庁管轄区域）を明記すべきではないか関連して施行規則の実施時期、委員の任命または委嘱に当つては公正適切な選任をされたい旨等について、麻里委員（自民）より、助成条例制定に関連して漁業信用基金協会及び中金その他系統金融等既存制度の改善活用について対策方針、助成条例の運用に当つての対象漁家についての配慮方等について、沖野副委員長（自民）より、助成条例制定により漁協組内部に紛争が生じないよう留意すること、末端における借入者の申請書類の簡素化、助成資金の回収に努力すること、技術改善に関し地帯別に万全なる指導を行うこと等について、松平委員（自民）より、寿都町歌棄においてあわびの浅海増殖により当該漁民の生活維持を図ろうとしていることに關し本助成条例との関連における救済方法について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長、漁政課長、水産課長より答弁の後、議案第八十一号、第八十二号、第八十三号はそれぞれ原案可決することに異議なく決定。

一般議事

① 阿部委員（自民）より、過般の予算委員会において問題とした底曳禁止区域改訂問題中道南の禁止区域追捕の件を問題とし、水産庁調査班の室蘭海域調査に際して道は原案を一部変更した同海域の禁止線を提示したことに關し、これは一月三十日の委員会において部長より簡単に説明されているが委員会の審査了解を得たものではない点を指摘し、その内容及び経緯について質疑、水産部長より答弁の後、再び阿部委員より、一月三十日の当委員会における部長の説明に対し委員会は納得したものではないことを強調、この点に対する部長の見解について質疑、答弁の後、川村委員（社）より、一月三十日の委員会における部長説明は道案決定の経過において説明が

あつた太平洋西部海域における底曳の二年後移転を具体的に文書をもつて表わしたものと理解してよいかどうか、委員長はこの部長説明をどのようにとつたか関連して委員会は独自の立場でこの追捕を認めるかどうかを決めるべきであり、もし認めるとなれば先に決定した意見書の修正等を行うかどうか等について、沖野副委員長（自民）より、部長は単に報告したものかまたは了解を得たものと解するかどうかについて質疑及び意見があり、部長答弁は後刻行うこととした後、委員長より、川村委員の質疑に対し応答、ついで阿部委員より、理事者のとつた措置に対する委員長の見解について質疑、応答の後、松平委員（自民）より、噴火湾等における小手繰密漁対策について質疑、午後二時四十六分一旦休憩、午後六時二分再開の後、水産部長より、休憩前の沖野副委員長及び阿部、松平各委員の質疑に対する答弁があり、午後六時十分休憩、午後七時二十五分再開。

② 付託請願、陳情については閉会中継統審査とすること及び事務調査案件については委員長に一任することに決定、次回委員会は明日午前十時より開くこととした。

○四月十五日 午前十一時三十一分、第三委員会において開議、午後十一時三十六分散会、委員長 時田政次郎（社）

一般議事

① 昨日に引続き底曳禁止区域の追捕問題に關し、阿部委員（自民）より、昨日の部長答弁では了解し難いとして再度答弁を要求、水産部長より答弁、あわせて昨日の川村委員（社）の質疑に対する答弁を行った後、再び阿部委員より、本件に対する措置は適切であつたと思つてどうかについて質疑、午前十一時四十八分一旦休憩、午後九時三十分再開の後、水産部長より答弁、阿部委員これを了承せず再三質疑（関連して、沖野副委員長（自民）及び井野（社）麻

文教林務委員会

里(自民)各委員より、一月三十日の部長説明に対するそれぞれの受取り方について意見があり、を繰返した後、答弁は了承できないが質疑は打切る旨また追補事項については先に決定した意見書とのかね合もあるので今後掘下げた検討を行うべきである旨を述べ、ついで松平委員(自民)より、この追補は課長、係長、係員等と相談したものかどうか及び委員会には単なる報告で良いと思つたかどうかについて質疑、答弁の後、委員長に対し、麻里委員(自民)より、部長は中央折衝を急ぐ必要があつたと述べたが事前に相談があつたかどうか及び一月三十日の部長説明に対する委員長の受取り方(関連して井野委員(社)より意見があり)について質疑、委員長より応答の後本件に対する質疑を打切ることに異議なく決定、ついで意見書の修正問題について諮り、阿部、井野、両委員の意見があつて後日に持越すこととした。

② 沖野副委員長(自民)より、二月中旬に行つた宗谷管内たこ壺つり縄及びすけそ刺網の被害調査に関し未報告であるとの指摘があり、各委員より意見があつた後、午後十時十九分一旦休憩、午後十時四十分再会の後、岡田委員(社)より、別紙報告書により報告、ついで沖野副委員長より、宗谷管内における洄游魚の減少に関連して漁業振興対策、底曳禁止区域拡大に関する現地各所の要望に対する部長の見解、底曳によるたこ縄すけそ刺網の被害問題等について質疑、意見及び要望があり、水産部長、漁業調整課次長より答弁。

③ 水産関係の重点問題に関する報告は次期委員会において聴取することとし、開催期日は委員長に一任と決定。

○三月二十四日

午後零時五十五分、第三委員室において開議、午後一時二十五分散会、委員長 河野辰男(社)

一般議事

① 林務部長より、ロール合板及びハチノス合板の企業化を図るためこれが新設会社に対し道有林積立金条例に基づく出資の件について説明を聴取、岩本委員(自民)より、この会社の資本金額及び工場建設資金一億四千万円のうち資本金九千万円を差引いた残額の資金調達方法について、伊藤(弘)委員(自民)より、道内業界からの出資状況について、大沢委員(自民)より、アメリカのダグラス航空会社所有のハチノス合板特許権使用の許可を得るため外資幹事会にはかることの意味及びハチノス合板とロール合板の相違点について質疑、林務部長より答弁、委員長より、出資について了解を求めたい旨を述べ、全員異議なくこれを了承。

② 施設課長より、水産練習船建造の国庫補助金要請の問題について説明を聴取、同問題の中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員、日程等については正副委員長に一任することとした。

○三月二十九日

午後零時三分、第三委員室において開議、午後一時二十分散会、委員長 河野辰男(社)

付託案件の審査

① 議案第六十九号(北海道立自然公園条例制定の件)を議題とし、林政課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

② 議案第七十号(北海道立自然公園条例制定の件)を議題とし、林

政課長より説明を聴取の後、大沢委員（自民）より、釧路市における鶴の自然公園と本条例との関係について質疑、林務部長、社会教育課長より答弁があつて、異議なく原案可決に決定。

③ 議案第五十四号（北海道立高等学校の授業料等徴収条例の一部を改正する条例制定の件）を議題とし、財務課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

④ 議案第五十五号（北海道教員適性度検査手数料徴収条例制定の件）を議題とし、財務課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑤ 議案第五十八号（北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件）を議題とし、教職員課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑥ 議案第五十九号（北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件）を議題とし、教職員課長より説明を聴取の後、異議なく原案可決に決定。

⑦ 議案第六十四号（北海道教員養成所条例の一部を改正する条例制定の件）を議題とし、教職員課長より説明を聴取の後、佐野委員（社）より、室蘭養成所を廃止したことは最近における学大卒業者の就職難の事情から暫減する考えであるかどうかについて質疑、教育長より答弁があつて、異議なく原案可決に決定。

請願、陳情の審査

請願

第五二二号 狩猟法に基づく捕獲制限鳥獣の被害対策の件

（採 択）

第五二三号 札幌市に木材取引市場設置に対し道費補助の件

（採 択）

第五二四号 道立林業指導所に鋸目立技術者養成所設置の件

（採 択）

第五四七号 別海村野付半島を道立自然公園に指定の件

（継続審査）

第三九六号 七飯村地内道有林横津岳地帯笹地貸付の件

（継続審査）

第四六五号 幌加内村地内朱まり内湖を道立公園に指定の件

（継続審査）

第四八二号 ニセコ道立公園を国定公園に指定の件

（継続審査）

第五三七号 私立学校に対し道費助成の件

（採 択）

第一五〇号 追分高等学校を道立移管の件

（採 択）

第三九九号 道立高等学校の学級増設並びに独立校舎新設の件

（継続審査）

第四二〇号 札幌市に総合博物館設置の件

（継続審査）

第四四四号 北海道静内高等学校に家庭科増設の件

（採 択）

第四六四号 長万部高等学校に普通課程一学級増設の件

（採 択）

第四八八号 足寄高等学校を道立移管促進の件

（採 択）

第四九一号 美深高等学校道立移管の件

（採 択）

第五一三号 幌向村に高等学校（定時制課程）設置の件

（採 択）

第五二〇号 道教職員の退職手当の不利益是正の件

（継続審査）

第五二一号 松前城再建に対し道費補助の件

（継続審査）

第五一六号 各種学校教員能力検定試験施行に対し道費補助の件

（継続審査）

陳 情

第九一〇号 民有林地に対し道費補助林道開設の件

（継続審査）

第九四四号 造林事業補助金当初予算計上の件

（採 択）

第五三〇号 津別チミケツブ湖周辺道有林を農耕適地として開放の件

（継続審査）

第七一七号 民有林買収調整に関する件 (継続審査)

第七三九号 利礼道立公園区域拡大の件 (継続審査)

第七八九号 南桧山地域を道立公園に指定の件 (継続審査)

第九〇六号 忠類村小学校増築に対し補助の交付並びに許可の件 (継続審査)

第九〇七号 北見北斗高等体育館改築の件 (継続審査)

第九〇八号 札幌市立啓北商業高校を道立に移管の件 (継続審査)

第九〇九号 高等学校定時制課程教育充実対策の件 (採 択)

第九三〇号 道立肢体不自由児童学校(仮称)設置の件 (継続審査)

第九三一号 高等学校通信教育充実対策の件 (採 択)

第九三二号 函館白百合学園校舎改築に対し道費補助の件 (継続審査)

第九三三号 学校給食運営資金貸付の件 (採 択)

第九五四号 北海道立教員保養所災害復旧実現の件 (採 択)

第一八九号 追分町立高等学校を道立に移管の件 (採 択)

第六九五号 天塩高等学校に農業課程設置の件 (継続審査)

第七五五号 道立栄高等学校旧校舎譲与の件 (継続審査)

第七九三号 足寄高等学校を道立移管の件 (採 択)

第八四七号 道立紋別高等学校の普通課程一学級増設の件 (採 択)

第八五一号 上川高等学校を道立移管の件 (継続審査)

第八七九号 道立養護学校設置の件 (継続審査)

第八八二号 旭川工業高校に自動車課程の設置及び寄宿舎建設の件 (採 択)

第八八九号 旭川西高等学校に特別教室等増築の件 (継続審査)

第八九四号 喜茂別高等学校(定時制)の独立校舎建築の件 (継続審査)

第八九五号 社会教育費予算増額の件 (採 択)

一般議事

① 大沢委員(自民)より、浦河高等学校水産課程の中型試験船建造

国庫補助要請に関する中央折衝の経過について報告があり、伊藤

(弘)委員(自民)よりも同問題について補足報告があった。

② 本日聴取した陳情は次のとおり。

岩見沢西高等学校校舎の移転新築について

岩見沢西高等学校移転新築期成会長

川 村 芳 次

特別委員会

予算特別委員会

○三月十八日 午後六時十分、第一委員室において開議、午後六時二十

九分散会、委員長 高橋源次郎(自民)

① 川瀬臨時委員長(協ク)より、委員長互選の方法について諮り、
暫時休憩の後、午後六時十五分再開、塚田委員(社)より、指名推
選の方法により高橋(源)委員(自民)を委員長とされたい旨の動議
を提出、異議なくそのことに決定。

② 高橋委員長より、副委員長互選の方法について諮り、塚田委員よ

り、指名推進選の方法により道下委員(社)を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。

③ 次に委員会の審査日程について諮り、暫時休憩の後、午後六時二十五分再開、三十二年度追加更正予算案の審査は十九日に行い、二十日以降の審査日程は明日更に協議することとした。

④ 委員会の議事運営については、質疑の方法は原則として一括質疑とし、発言の順位は通告順によることとした。

⑤ 次に塚田委員より、議事運営を円滑に進めるため自民二、社会二、協ク一の割振りによる世話人をおくことについて動議を提出、異議なくそのことに決定、各派において人選の上後刻委員長の手元に通告することとした。

○三月十九日 午後一時十分、議場において開議、午後一時十三分散会、

委員長 高橋源次郎(自民)

① 議案第八十七号ないし第百十一号、第百二十二号及び報告第二号、第三号の昭和三十三年度予算関係議案を一括議題に供し、杉本委員(自民)より、同議案に対する質疑なく議案に対しては原案可決、報告については承認議決とすることに取計われない旨の発言があり異議なくそのことに決定、委員長報告の文案については委員長一任とした。

② 次に審査日程について諮り、配付の日程案のとおり審議を進めることとした。

審 査 日 程

月 日	曜 日	前	午	後
三月十九日	水	三十二年度追加更正予算	同上	
二十日	木	労働部	民生部、衛生部	

二十一日 金 (春分の日)

二十二日 土 林務部 農務部

二十三日 日

二十四日 月 土木部、建築部 商工部

二十五日 火 教育委員会 水産部

二十六日 水 公安委員会 農地開拓

二十七日 木 総務部 総務部

二十八日 金 調整

二十九日 土

三十日 日

三十一日 月

○三月二十日 午前十一時十五分、議場において開議、午後六時四十三分散会、委員長 高橋源次郎(自民)

三十三年度予算関係議案のうち労働部所管に対する質疑に入り、黒沢委員(社)より、(1)職業補導所の強化拡充に関し、地域性を考慮した構想の有無、これに関連して稚内職業補導所に漁業無線科を設置する計画の有無、(2)内職職業補導所の具体的運営構想(関連して渡部委員(社)より、(1)内職従事者の組織化に対する道の構想、(2)職員五名で全道の巡回相談ができるかどうか、(3)民生部所管の福祉機関との有機的関係等について質疑及び意見があり)地方労働会館の文化活動、教養等施設に対し助成する意思の有無、(4)職業補導所が訓練所と改名されようとしている理由等について、**沖野委員(自民)**より、(1)稚内職業補導所に漁業無線科及び機関科設置について部長の見解、(2)労働会館使用料の納入方法について道の指導状況、(3)労働金庫検査指導費の使用内容、(4)登別労働者保養所運営費の財

源内訳、(5)失業対策事業費は凶漁の場合を考慮に入れているかどうか、(6)職業輔導所費における雑収入の積算基礎、これに関連して不明瞭な製品払下げや委託契約及び輔導生が製品を自己の用に供する等の事実の有無等について、**五藤委員(社)**より、(1)全道各中小企業相談所毎の取扱件数と内容、(2)民間中小企業相談所が官営のものより利用数が多いことについて部長の見解及び今後における相談所増設の問題、(3)林業労働実態調査(林務部所管)と労働事情調査(労働部所管)の限界線、(4)中小企業労働者の組織化が非常に遅れていることに関連して使用者の労務管理に対する道の指導状況、(5)失対労務賃金と生活保護費との関連において働かない方が得な場合を生じている点に対し部長の見解等について、**福島委員(自民)**より、(1)アメリカ経済の不況が本道の雇傭失業関係に及ぼす影響について部長の見解及び今後の対策と方針、(2)最低賃金制と本道における中小企業の関係、(3)中小企業労働相談所(労働部所管)と中小企業相談所(商工部所管)の取扱いにおける競合の有無、(4)労働賃金実態調査の内容及び労働部は雇傭状態失業状態の資料を調査作成しているか等について、**深山委員(自民)**より、(1)離職駐留軍労務者の就労状態及び今後の離職者対策、(2)失業保険金の不正受給件数と金額及び職業安定所の人員強化問題、(3)労働会館前の春闘看板提示に関連して、会館に入室中の全道労協等との賃借契約内容及び会館を春闘本部に使用することは条例の趣旨に反しないかどうか(関連して林委員(自民)より、会館の建設目的及び改名理由、全道労協との使用契約内容等、会館を春闘本部に使用することの可否に関し部長の見解等について質疑及び意見があり)、等について質疑、意見及び要望があり、労働部長、職業安定課長、労政課長、失業保険課長、渉外労務対策室長より、それぞれ答弁(林委員の質疑に対する答弁は保留)、午後一時三十四分一旦休憩、午後三時再開の後、労働部長より保留中の答弁があり、ついで林委員と理事者との間に、休憩

前の春闘看板問題にかかる深山委員に対する答弁との喰違い点、会館改名による運営上の変化の有無、営造物を政治運動に使用することの是否、道の労働行政のあり方等について再三質疑応答が交された後、林委員より本問題に関し知事あるいは副知事に質疑することについて善処方を委員長に要請、ついで深山委員よりも、答弁の喰違いを問題として速記録調査の上再質問方について善処方の要請があり、代表者会議を行うため午後三時三十分一旦休憩(休憩中代表者会議)、午後四時三十分再開、答弁喰違いの問題については速記録をほん訳調査の上審議することとした後、林委員より、副知事(委員長要求により出席)に対し、(1)会館を春闘本部に利用の上春闘看板を提示していることに対する見解、(2)会館の改名理由、(3)会館の使用目的及び全道労協との使用契約内容これに関連して春闘事務は使用目的に含まれるかどうか、(4)労働行政のあり方に対する見解等について質疑及び意見があり、副知事より答弁、ついで林委員より、再三これに対する質疑を行つたが副知事の答弁を了承せず、総務部所管の知事事に質疑を行うことについて善処方を委員長に要請、委員長これを了承、ついで**松尾委員(自民)**より、(1)三十二年度失業保険特別会計の経理状況、これに関連して土建労務者の受給資格(就労期間)変更問題、(2)労働賃金実態調査費に関し三十三年度の調査内容、これに関連して三十二年度実施の実態調査結果の発表時期並びに最低賃金制については北海道の特異性を中央に反映させる必要がある旨、(3)春闘の性格に対する見解等について、**佐々木委員(自民)**より、(1)土建労務者の失業保険受給資格(就労期間)変更の問題、これに関連して土建労務者の充足問題、(2)自衛隊への工事請負は民間業者を圧迫することに対する部長の見解等について、**渡部委員(社)**より、(1)求人開拓費の増額理由及び今年度の具体的方策これに関連して三十三年度新規学卒求職者数及び三十二年度学卒求職者の就職状況、(2)三十三年度における移動労務者の需給見込み及

び受入れ体制に関する具体的計画、(3)巡回職業相談所が毎年町村申込の約半数しか設置されない理由等について、西野委員(自民)より、労働行政のあり方に関連して、(1)生産性拡大の是非に対する部長の見解、(2)春闘は賃金格差増大をきたす問題に対する部長の見解、(3)春闘の性格及び生産を阻害する行動があつた場合の行政措置に關し部長の見解等について、林委員(自民)より、(1)共同作業所運轉資金貸付金に關しコゲ付の有無、(2)北海道技能養成協会補助金計上の理由及び同協会の経営内容、(3)三十二年度実施の賃金実態調査結果の議会提出時期及び労働組合基本調査及び未組織事業所等調査費にかかる委託費の内容、(4)中小企業労働対策費及び労働教育費における指導旅費、食糧費、消耗品費が多いことに關連して積算の根拠並びに経営安定と待遇改善の關連において中小企業一般に対する指導方針等について質疑、意見及び要望があり、労働部長、労政課長、失業保険課長、職業安定課長より答弁、ついで林委員より、中小企業労働者の組織化指導問題に關し合同労組の設立経過と設立による具体的効果及び形態と異種企業合同労組に対する指導方針、これに關連して中小企業対策の基本的考え方等について再質疑、労働部長より答弁(一部保留)の後、林委員より、保留分の答弁次第では知事に対し質疑を行う場合もあるので今後の取扱いを委員長に一任する旨を述べた。

○三月二十二日 午前十時五十五分、議場において開議、午後六時十二

分散会、委員長 高橋源次郎(自民)

① 労働部所管に対する質疑を続行、委員長より、労働部長が発言を求めているのでこれを許す旨を述べた後、労働部長より、一昨日の春闘看板提示問題に關する答弁の喰違ひ点について深山委員(自民)に対し補足答弁、ついで答弁保留中であつた林委員(自民)の合同労組に關する質疑に対し答弁の後、林委員(自民)より、(1)合同労

組に対する道の態度についての答弁は一昨日と本日では異つてゐることを問題とし、合同労組の性格に対する考え方、助長育成する理由とその方向、方法等、(2)国の労働政策との關連において道の基本的労働政策、これに關連して異業種間の同情スト、支援ストに対する道の見解及び労働組合行政に対する道の根本的考え方、(3)労働賃金実態調査費に關し三十二年度当初予算要求及び知事の提案説明書等には最低の字句が頭についていたが三十三年度には同字句が削られてゐるこれは内容変化があつたのか、これに關連して最低賃金制に對し道は府案と総評案のどちらを基礎に考へてゐるか、(4)労働会館使用中の各団体は使用契約期間満了後出て行くのかどうか等について質疑があり、労働部長より答弁、林委員より、これらの問題について再質疑、答弁の後、昨年の夏期手当闘争の際の支援ビケに対する労働部の見解について質疑、労働部長より、各部と相談の上後刻文書で答弁したいと述べたが、林委員これを了承せず副知事の出席について委員長に取扱い方を要求、午前十一時五十二分一旦休憩(休憩中代表者會議)、午後一時四十分再開(副知事出席)、委員長より、労働部長より發言を求めているのでこれを許す旨を述べた後、労働部長より昨年の事件については遺憾であつたと思う旨を述べ、ついで林委員より、更に副知事の見解を求め、副知事答弁の後、林委員と副知事の間にビケ行為の問題について再三質疑応答が交されたが林委員これを了承せず自民党予算委員と協議のため休憩を要求、午後二時二十九分一旦休憩(休憩中協議)、午後三時十一分再開、委員長より、副知事が發言を求めているのでこれを許す旨を述べた後、副知事より、本事件は遺憾であつたと思う、今後かかる事の起きないよう充分注意したいと述べ、林委員これを了承、次に深山委員(自民)より、冒頭の部長答弁に關連して、春闘看板提示問題にかゝる諸点について質疑、善処方の決意表明を要求、部長答弁の後、了承できないので自民党予算委員と協議のため暫時休憩を要求、午

後三時三十二分休憩（休憩中協議）、午後三時三十五分再開の後、委員長より、理事者が発言を求めているのでこれを許す旨を述べ、ついで副知事より、今後公共建物の管理運営については遺憾のないよう努めたいと述べ、深山委員これを了承、林委員の知事に対する質疑保留分を除いて労働部所管に対する質疑を終結、午後三時三十七分休憩、午後三時四十五分再開。

② 次に民生部、衛生部各所管に対する質疑に入り、黒沢委員（社）より、

(1) 養護教育及び盲ろう教育の調整に関する問題特に稚内市におけるろう啞学校が旭川市に移転する動きに関連して養護教育と盲ろう教育を分離して行うことに対する考え方及び同市のろう啞学校を存続させる意思の有無、(2) 厚生問題特に売春対策費が過少であるがこれで万全を期しうるか、教護院等の精薄児収容施設の収容状況及び経営の現況、生活環境の改善策特にそ族昆虫のく除対策等について、沖野委員（自民）より、(1) 監査委員より指摘のあつた病院及び診療所の社会保険診療報酬支払基金の利子の入金方法に関連して会計事務の指導適正化に対する考え方、(2) 狂犬病予防対策特に野犬の捕獲及び登録の完全実施に対する指導方針、(3) 石狩川河川汚濁調査の経過とその調査結果、(4) 伝染病予防費のうち市町村補助金、一般補助、隔離分の内訳、(5) 簡易水道補助金を交付している市町村及び昭和三十三年度の力所付とこれの基本的方針、(6) 精神病院費の一般財源減額の理由、(7) 稚内保健所昇格の見通し、(8) 隔離病舎に対する補助交付の方針、(9) 未帰還調査費の内容と未帰還者の消息状況、(10) 社会を明るくする運動の内容、(11) 消費生活協同組合諸費に起債が計上されているがその見通し、(12) 生活保護の被保護者変更の場合の保護の停止及び廃止手続に対する指導方法、(13) 昭和三十三年度における国民健康保険病院の建設と起債の見通し、(14) 稚内無縁故者収容所を養老院に切替える計画の見通し等について、渡部委員（社）より、(1) 青少年育成総合施設の設置に関連してその施設内容、収容人員、

完成の時期、将来これに類似する施設設置の見通し、(2) 生業資金及び世帯更生資金貸付事業に対する今後の方針及び償還奨励費の内容、(3) 授産場と内職職業補導所との関係、(4) 児童福祉対策のうち一日里親を全道的に普及する見解等について、佐々木委員（自民）より、(1) 道の青少年問題協議会の活動状況及び市町村の同協議会との連携並びに同予算の内容、(2) 衛生会館問題のその後の状況及び衛生公社の必要性について、林委員（自民）より、(1) 老令者福祉年金支給対象者の生活状態及び年令を引下げることに對する考え方、(2) 消費生活協同組合と小売商との競合問題に関連して今後の指導対策、(3) 売春防止法の完全実施に伴う婦人保護施設の早期建設に対する考え方及びその更生対策、性病予防費の少いことに關連して今後の性病予防対策、性病予防費の減額理由等について質疑、民生部長、環境衛生課長、医務薬事課長、保健予防課長より答弁があつて、午後六時十二分散会。

○三月二十四日 午前十一時十分、議場において開議、午後五時二十九

分散会、委員長 高橋源次郎（自民）

① 一昨日に引続き民生部、衛生部各所管に対する質疑に入り、深山委員（自民）より、(1) 道立病院及び診療所の経営不振の問題に関連して医師の充足対策、規模の小さいこと及び配置の不合理性に対する考え方、公的医療機関整備審議会の運営方針及び活動状況、小樽道立病院の今後の経営方針についての見解、道立病院、診療所の未収金の実態並びに回収方法等について、松尾委員（自民）より、(1) 引揚者給付金法の一部改正に関連して千島引揚者に対するこれら事務処理の現況と支給状況及び同引揚者のうち生活保護者の数、(2) 消費生活協同組合と中小小売業者の競合調整問題に対する考え方、同組合に対する貸付金の貸付口数とその貸付先及び貸付金額、貸付金回収の状況等について質疑、民生部長、医務薬事課長より答弁があつて、佐々木委員の知事に対する質疑保留分を除き、民生部、衛生

部各所管の質疑を終結。

② 次に林務部所管に対する質疑に入り、堀委員(社)より、浦幌、雄武の林務署設置に関連して敷地の買収に対する取進め方、土地の借上げに要する経費の予算措置状況とその見通しについて、阿部委員(自民)より、(1)林野事業特別会計における公宅財産の使用状況、道庁構内の無線塔が特別会計の財産となつてゐるがその根拠、(2)ロール合板会社を設立し三千万円出資すると聞くがこれについて議会の審議を経ようとする理由及び同会社設立の時期について、五藤委員(社)より、(1)林地調整に関する土地部会の構成メンバーに林業関係代表が増えているかどうか、(2)新開拓制度の実施に関連して開発計画樹立の場合は林務部の意見を取入れるよう林野庁に要請しているがその後中央でどのように取扱われているか、(3)林地増強五ヵ年計画の初年度にあたり林地の安定に対する考え方、(4)木材取引市場設置に関連して今後の運営に対する基本的態度及びその指導方法また同市場設置が中小企業の淘汰圧迫にならないか、特売制度は従来保護政策でやつていたが同市場ができることによつて規制されないか等について、佐々木委員(自民)より、林道の指導監督旅費は事業費の一割二分の高率であるがその根拠について、渡部委員(社)より、(1)鹿のく除対策特に十勝方面より三月から五月にかけての有害獣捕獲申請が農村省に提出されているが許可の見通し、(2)学校植林が年々減少しているがその理由と今後の方針、(3)うす鋸目立養成所開設に関連してこれを使用することによる年間の経費節約額、これが全道に普及するようになる年月、うす鋸使用の効果について、沖野委員(自民)より、(1)林道施設費に対する国の補助金交付規定の内容、(2)林業指導所諸費のうち非常勤職員の内容、(3)森林審議会費に関連して年間の開催回数と食糧費の使途、森林計画編成費中連絡旅費の内訳と算定の基礎、賃金の内訳と延人員及び日数、委託料のうち航空写真撮影費の内容と算定の基礎、林道開設費の内訳、新

設の数と延キロ数、(4)治山事業費中事業旅費の算定の基礎、(5)森林保護費中野そく除の効果、(6)森林資源造成事業費中指導監督旅費の内訳、一般人工植栽費の内訳、(7)樹苗価格安定資金の貸付状況と返済状況、(8)新道立自然公園条例と旧条例の相違点、道立公園の指定拡大に関するその後の措置、(9)林産物検査料未収の理由、(10)十勝支庁管内における苗圃の被害に関連してその指導対策、(11)道有林の立木払下げの状況と公売特売の比率及び前年度売却代金の額、立木代金延納の件数と金額、(12)沿岸漁村に対する保安林等の借地要望に対する措置、砂防林、魚付林等の整備対策と指導強化に対する考え方等について、松尾委員(自民)より、(1)雪害による冬山造材の遅延対策特に搬出期限の延長、違約金の免除措置、立木代金の延納等に対する中央交渉の経緯とこれが金融措置の見通し、(2)新道立自然公園と旧道立公園との関係及びその内容、道立公園維持管理に対する考え方、七月開催予定の道博に関連して国立公園の紹介宣伝等利用強化に対する考え方について、川瀬委員(協ク)より、(1)沿岸漁民に放牧地として貸している道有林地の貸付料値上げの理由、無料貸付に対する意思の有無、(2)木材精化試験に多額の研究費をかけることに対する考え方について、福島委員(自民)より、(1)樹苗価格安定対策に関連して苗木乱売の傾向とこれが需給調整に対する基本的考え方、造林意欲の低下とこれが積極的指導対策、造林補助金交付算定の基礎となる造林面積は水平面積にするか斜面積にするかその運営に対する考え方についてそれぞれ質疑、林務部長、林政課長、林業指導課長、森林企画課次長より答弁、沖野委員より治山事業に関する工事請負契約について契約書に契約解除した場合の違約金徴収の規定がないこととその場合の措置及び徴収の根拠と会計規則上の関係違約金をどれくらい徴収できるか等について森林企画課次長との間に再三質疑応答が交わされて林務所管に対する質疑を終結した。

○三月二十五日 午前十時五十四分、議場において開議、午後六時四十

三分散会、委員長 高橋源次郎（自民）

① 農務部所管に対する質疑に入り、高田委員（社）より、ばれいしよ

でんぶん検査の国営移管に伴う食糧事務所の検査員手当問題及び業務過重に関連する適正検査方等に関し道が国に対して行つた要請の経過と今後の善処方並びに現在の道職員十五名の配置転換計画等について、西島委員（自民）より、(1)国立畑作試験場用地の芽室町決定に関連して、用地内の農家対策、本年度の予算計画と使用内容、全場完成予定時期、地元負担金額、(2)農業協同組合育成費の過少に関連して、経営不健全な弱小組合に対する道の指導育成方針、(3)本道のばれいしよ対策に関し、その消流状況及び道の生産過剩対策、でんぶんの結晶ぶどう糖化問題に関連しばれいしよ工業化研究費過少と道の工業化対策並びに今日までの研究成果、ばれいしよ問題担当部門の事務体制強化に対する見解と今後の善処方、(4)ばれいしよ原々種購入について購入先、配分先、財源等について（関連して、佐々木委員（自民）より、三十一年度において根室支場で素人の支庁職員、アルバイト等に作業せしめたため不採算の結果となつた点及び支庁職員が職場を離れた点について質疑及び今後の注意方要望があり）、渡部委員（社）より、(1)農業共済組合の運営指導問題、(2)農業共済制度に関し、将来の適応作物として考慮中の農作物及び現在まで大豆の適用が任意共済として実施されなかつた理由と将来の見通し並びに畑作共済制度調査委員会の答申内容と大豆試験共済の委託対象組合は主に十勝地域ではないか等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、農務部長、農政課長、農業改良課長より答弁、午前零時三十六分一旦休憩、午後二時六分再開の後、杉本委員（自民）より、(1)寒冷地畑作振興費（融資金）七億の受入れ体制確立状況、これに関連して指定地域及び対象農家の選定基準並びに指導体制の確立と現在の支庁人員の整備強化計画の有無、(2)乳牛購入資

金の受入れ体制確立問題と予算計上過少の点、(3)共同集乳組織整備促進問題と予算計上過少の点、(4)家畜総合共進会関係予算を計上しない理由及び家畜共進会費過少の点、(5)部落生産活動協力員制度に関し、部落生産活動促進費の増額理由、協力員設置の理由と身分、選衡標準、任命系統、報酬、昨年度の活動実績、(6)農業経営技術員制度の設置意思の有無等について、沖野委員（自民）より、(1)農業講習所、種羊場等における動物売払代に関し基礎単価の算定根拠、(2)農業共済団体等事務費補助金の交付組合数、補助条件及び必要書類、(3)農業倉庫建設費補助金に関し交付対象組合及び寄附基準の有無、(4)農家負債整理対策費に関し、既定及び新規融資の全額消化に伴う年間利子補給総額及び天災法による利子補給等の総額並びに三十二年末における農家負債総額と農家戸数、(5)低位経済農家畜産振興のための家畜導入に関連して道の消流価格安定対策、(6)原々種畜購入施設費における購入種馬、種牛等の単価算定基準、購入先、種類、現在の市価及び種雄馬購入施設費における購入種雄馬の単価、配分先、使途等、(7)ビート種子生産公社設置予算の計上中止の理由及び将来の見通し、(8)北海道家畜貸付規則における貸付期間満了後の払下げについて払下げ代金の納入状況及び仔返し貸付牛に関し義務期間満了後においてなお仔返しされていない事例の有無と道の処置、(9)農業試験場宗谷及び天北支場費過少の理由、(10)道南農業振興対策費の計上理由及び農業共済保証制度との関連等について、桶谷委員（自民）より、(1)道産米の過剩傾向に関連して、品種改良問題に対する部長の見解と今後の方針、(2)農家負債整理対策問題に関し、既定融資二十億に対する整理条件緩和による効果実績及び新規融資二十億に対する整理条件の緩和の取扱いについての道の見解並びに負債整理の融資枠に関し増枠計画の有無、(3)農業改良普及員制度に関し、中地区制採用問題に対する農林省の考え方と道の見解及び対策、(4)赤クロバー対策に関し、三十二年道の道内収獲量、輸入量、

三十三年度の対象農家に対する指導方針、(5)共同集乳組織整備促進費補助金過少に関連してその使用方法等について、松尾委員(自民)より、(1)道畜産公社の枝肉市場設置問題これに関連して見返り資金問題、(2)ミンク産業振興関係予算皆無の理由及び近き将来のミンク産業に対する部長の見解と対策、(3)農業の機械化問題に関し、現在の道の行政に対する部長の見解と今後の推進方策これに関連して昭和二十六年より現在に至る三課取扱いの機械購入額と台数等について、山元委員(自民)より、(1)農業改良普及員と農業高校教師の資格免許交流問題に関し、その意図と影響及び既交流状況、(2)寒冷地農業確立推進と農家負債整理対策の関連において零細農家対策に対する道の方針等について、坂下委員(社)より、(1)牛乳共販組合が設立された場合の影響に関連して牛乳生産原価調査に対する道の具体的計画、(2)集約酪農事務所の運営費及び人員の過少に関連して運営方法と今後の対策、(3)農業共済資金保証協会への一億円貸付に関し部長の構想等について、林委員(自民)より、低位経済農家の家畜振興政策に伴う道の消流対策問題(主として豚)及び今後の需給見通し、現在の道内畜肉生産量と今後の生産計画、道内需要と道外需要のバランス状態、品種改良計画、民間豚舎に対する融資問題等について、佐々木委員(自民)より、(1)寒冷地農業確立対策関係の予算措置状況、(2)農村経済科学研究所費の内訳に関連して研究所の事業内容、(3)家畜共進会費の内容及び札幌で開催される家畜共進会の予算措置方、(4)冷害試験費に関し追加増額意思の有無等について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、農務部長、農政課長、農業改良課長、畜産課長より答弁があつて農務部所管の質疑を終結。

○三月二十六日 午前十二時、議場において開議、午後五時二十分散会、

委員長 高橋源次郎(自民)

① 土木部、建築部各所管に対する質疑に入り、五藤委員(社)より、

と畜場法との関連において建築基準法第五十三条の解釈これに関連して苫小牧市旭町におけると畜場位置を巡る紛争問題に対する部長の見解及び検討方について、沖野委員(自民)より、(1)住宅改修資金貸付金の高金利問題及び善処方、(2)第一種、第二種公営住宅の道と町村に対する配分枠問題、(3)寒冷地建築普及指導費における購入機械の種類及び設置場所、(4)道営住宅賃貸料の納入状況と滞納の有無、(5)積寒道路特別措置法による購入機械の配置先の問題、(6)町村道路改良費補助金の配分問題、(7)適債事業に対する起債枠減による市町村の負担増問題、(8)海岸保全区域の管理希望町村に対し指定する意思の有無、(9)降雪多量の奥地木橋等破損対策、(10)中小上水道補助打ち切り問題に対する道の方針等について、小島委員(社)より、(1)母子住宅、身体障害者住宅の家賃問題、(2)住宅改修資金貸付金の町村希望に対する貸付限度及び査定問題、(3)耐火建築促進補助費及び建築防災基本計画の内容、(4)第三次住宅建設三カ年計画の概要等について、宮津委員(自民)より、宅地取得に対する道の計画及び新聞報道の真否、(2)融雪災害対策の問題、(3)道費河川への昇格状況及び申請中の未昇格河川数、(4)道路除雪費を計上していない理由(知事に対する質疑を保留)、(5)工事の発注時期が遅い理由及び今後の道の方針、(6)道路利用者会議負担金の増額方等について、山元委員(自民)より、(1)離島航路整備株式会社に関し、資本総額、株式引受率、世話人会の構成、事務所所在地及び小樽に事務所設置方、営業開始予定時期、建造船舶、本年度の事業計画、予算要求より五百万減の理由等、(2)定期航路運営費補助金の増額計画の有無、(3)小樽―定山溪間道路工事の道博開催までの完成見込み等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、土木部長、建築部長より答弁、土木部及び建築部各所管の質疑を終結、午後零時五十五分休憩、午後二時三十五分再開。

② 次に商工部所管に対する質疑に入り、沖野委員(自民)より、(1)

物産斡旋事務所に対する予算令達方法及び事務所の支出方法と改善問題、(2)香港貿易事務所費の内訳、これに関連して食糧費は交際費として計上すべきである点及び現在の派遣人員、(3)東南アジア貿易調査促進費における華商招へいに関し、時期、場所、人数等、(4)観光宣伝費は道博開催があるにかかわらず過少である点、これに関連して外郭団体よりの費用協力見込額、(5)メートル法施行に伴う計量普及の徹底方法、(6)電力実態調査費及び電力料金対策費の使途、(7)日・ソ定期航路推進対策費の内容これに関連して過少である点及び道内寄港の船会社への補助予算を計上しなかつた理由、(8)工業試験場における新規試験項目の有無及び草炭コーライト製造試験研究状況、(9)北日本航空株式会社に關し、貸付金千五百万は流動資本として使用されているかどうか及び年度内返納の可能見込み並びに合併問題と今後の運営問題等について、阿部委員(自民)より、(1)知事施政方針で社会的弱小階層対策を強く取上げていることに關連して中小零細企業者に対する予算措置状況、(2)商工信用組合連合会の設立予定時期、出資金額、資金枠、構成等及び北海道商工指導所の具体的運営方針これに関連して三十二年度における企業診断回数及び今後診断員を拡充強化する意思の有無、(3)信用販売株式会社の設立に伴う既存小売業者との競合問題に対する道の見解及び対策、(4)中小企業団体組織法の施行を控えて最近の道内動向、(5)中小企業商店従業員の退職金制度に対する商工部の指導経過及び今後の推進策、(6)中小企業金融対策に關し中小企業維持振興資金の金融機関別予託先及び三十二年度資金の貸付実績、(7)三十二年度第四・四半期における国民金融公庫の資金不足に対する商工部の措置対策及び中小企業金融公庫の資金不消化が今後の資金枠配分に与える影響についての部長の見解これに関連して一般商工業者に対する今後の行政指導問題等について、松尾委員(自民)より、(1)石狩支庁管内十カ町村が競輪開催方について自治庁に交渉中であることに關しその実現

見通し及び実現した場合の道収入への影響、(2)商工中金に対する予託復活に対する部長の見解及び機械貸与申請額に対する予算不足分について道の今後の措置方針、(3)売春禁止法の完全実施に伴う転業資金対策等について、杉本委員(自民)より、(1)消費生活協同組合と中小小売業者との競合問題に關し民生部との連けいによる対策状況及び今後中小企業組織団体法との関連において行う指導方針、(2)発明考案奨励指導費の内容等について、福島委員(自民)より、(1)本道の開発と民間資本の進出に關連して、新たに設立される公社、商社等に対し道は補助と出資のどちらを行うことが本道のために良いと考えるか、(2)五島資本の本道進出に対する部長の見解、(3)地方における中小企業会館等設置の必要性に關連して助成補助に対する部長の見解、(4)中小工業振興対策費の対前年度比減額の理由、(5)探鉱調査費を計上しなかつた理由及び受託調査に対する考え方、(6)メートル法の完全実施は道の指導により可能かどうか等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、商工部長、商務課長、工業課長、資源課長より答弁があつて商工部所管の質疑を終結。

○三月二十七日

午前十時五十分、議場において開議、午後五時二十二分散会、委員長 高橋源次郎(自民)

教育委員会所管に対する質疑に入り、黒沢委員(自民)より、(1)高等学校の間口増に伴う建築費地元負担過重の問題に關連して今後道で負担する決意があるか、(2)教職員の新陳代謝の基本的考え方、退職予定者と決定者の数、退職勧告の方法、退職金増額に対する考え方、(3)社会教育の振興とモデル市町村の設定について予算が計上されているがその構想と具体策、(4)農業改良普及員に対する農業高校教員の資格付与についてその資格の内容と認定の方法、水産技術指導員にもこれと同じ資格を付与することに對する考え方、これら普及員に対する手当支給の方法、(5)最近卒業式において不祥事件が

類発しているがこれに対する具体的指導対策について、**沖野委員（自民）**より、(1)各種委員会委員に支給する雑手当、旅費の支給基準がまちまちであるがその理由、(2)養護教員養成所の宿舎に入所している者の使用料徴収の有無とこれに対する条例制定の考え方、(3)教職員の転退職発令はまとめてやらないでそのつど随次行うことに対する考え方、(4)学校給食会に対する貸付金回収の状況、同会の事業内容、(5)学校給食用物資の各地区に配分される金額、(6)地方教委事務局に出納員を配置しているか、(7)小学校教職員が増員されていることに関連して道の配置基準と比較しての不足状況及び休職者の内訳、(8)中学校の生徒減員に伴ううすし詰教室の緩和状況、(9)高校教員の定員増に伴う道の配置基準に対する比例、(10)高等学校校舎寄宿舎等の維持管理費のうち防火施設費の計上額、(11)全道婦人学級研究協議会開催費の新規計上とその内容（関連して山元委員（自民）より、講師の選任と派遣方法、今後の指導方針について質疑があり）、(12)青年学級指導事務費の内容及びこのような新規予算を計上した理由、(13)高校の老朽危険校舎の解消方策、(14)最近における生徒の暴行不祥事件発生に関連して道徳教育の必要性に対する考え方、(15)洞爺教員保養所の一部焼失に関連して職員の採用は慎重でなければならぬが事故を起した元職員採用の経緯、(16)教育委員会の交際費が過少であることに関連して地方教育局及び学校長の食糧費があるかどうかについて質疑、教育長、学校教育課長、教職員課長、財務課長、社会教育課長、健保体育課長、施設課長、総務課長より答弁、沖野委員より再質疑、教育長、保健体育課長、財務課長、学校教育課長、財務課長、総務課長より答弁、沖野委員より、養護教員養成所宿舎の使用料徴収の問題について監査委員の出席要求があつて、午後零時五十八分一旦休憩、午後二時四十九分再開、沖野委員より、教職員の給料及び教育費の出納事務を地方事務局職員が取扱っていることについて財務課長、監査委員（徳永）との間に質疑応答が交わされ

た、次に**山本委員（自民）**より、(1)高等学校の総合制教育について巷間再検討の論議が交わされているが現在の教育制度の欠陥についてその論争点、(2)指導主事の増員による指導教育の具体的内容、(3)道徳教育の実施に対し留意さるべき諸点、当初これが予算要求に対し削られた理由、化学技術の振興が叫ばれているがこれが予算削減の理由、(4)産業教育について特に配慮された点、(5)社会意識向上のための社会教育予算の計上が過少であるがこれが適切な使途方法について、**山本委員（自民）**より、(1)高等学校の総合制教育の長所と欠点、(2)道徳教育の実施についての具体的考え方について、**松尾委員（自民）**より、(1)教職員の人事交流に対する基本的考え方、(2)組合、専従者の適正配置に関する文部省通達の内容及び教職員と専従者との比率、(3)小中高校長の異動について組合側と団体交渉を行っていると聞くがその交渉の経過、(4)道東地区に総合大学設置の動きがあるがその内容とこれに対する考え方について、**深山委員（自民）**より、(1)結核教職員健康診断費が計上されているがその内容及び長期休職者の数、(2)洞爺教員保養所の一部焼失による業務上支障の有無、(3)都市とへき地学校教職員の人事交流に対する考え方、(4)道徳教育に対する見解、(5)教員が組合活動に熱心なため教育効果を妨げているが組合専従者の数及び本部と各支部に配置されている数、(6)教科書の選択権が校長にあることに関連して各学校まちまちに使用しているのが転校する生徒に不便を与えている、支庁単位程度の区域で統一したかどうか、(7)四月七日に日教組の一斉休暇闘争が行われると報道されているがいかなる手を打つ考えか、(8)本年度大卒業者の教員資格試験不合格の取扱措置、(9)貧困児童に対する給食費補助の増額措置及びこれが振興方策等について、**佐々木委員（自民）**より、(1)教科書の使用が各学校まちまちであることに関連して子供に不便を与えていることに対する考え方、(2)近く開設予定の養護学校の生徒収容数、(3)東京都における教職員の勤務評定反対運動に関連して日

教組が四月七日に一斉休暇闘争を行う指令を出す動きがあるがもし指令が入った場合の対策はどうか等についてそれぞれ質疑、教育長、財務課長、学校教育課長、社会教育課長、教職員課長、保健体育課長より答弁があつて、沖野委員の知事に対する質疑保留分を除き、教育委員会所管の質疑を終結。

○三月二十八日 午前十一時十二分、議場において開議、午後六時五十八分散会、委員長 高橋源次郎（自民）

水産部所管に対する質疑に入り、岡田委員（社）より、(1)日本海におけるすけとうだら入会協定違反事件に関連して去る十一日の本会議において井野議員（社）が質疑した中にある協定書、口約書と水産部の調査したもの同一内容のものか、(2)口約書署名者が新聞報道されているが水産部調査のものとは一致しているか、(3)入会協定合議の場所、(4)道漁業調整規則の一部改正に関する道原案を修正し云々と口約書にあるが異なることか、(5)口約書の中にある「時期到来の今日あらためて石狩湾並びに留萌管内すけとう漁業者は北海道すけとうだら許可方針による本境界線は相互友誼的に入会し合うことを再確認する」は調整規則の修正案提示の時すでに事実として考えられておりその上に立つて同規則改正審議の連合海区調整委員会の会議に参加していたと思うがその経過、また「本口約の精神を具体化するための正式の協定並びに沖合操業方法は改めて後日代表をあげて確約することとする云々」とあるがこの協定書は井野発言の協定書を指すか、(6)協定書の五項目すなわち「操業上縄掛り等の損害を生じたる場合はその所屬する連合会すけそう部会において責任をもつて弁償の責任に任ずるものとする」このすけそう部会はどこを指すか、現地における縄掛り等漁網、漁具の被害額、その実情を把握しているかどうか、また現地双方で解決する云々とあるがどの方法で解決されたと思うか、(7)当時縄掛り等の損害が起きて告発がなされ

操業中の漁船に対し余市無線局から無電で引き揚げろという指令が入っているこの余市無線局の機構はどのようなになっているか、同局の免許は道水試と余市漁協組のどちらに主体があるか、(8)越境違反について水産部、道警の取調べはどういう形でなされたか、また海上保安部に捜査協力を求めたか、その報告を聞いているか、これら捜査機関と常に連絡を密にしているか、(9)水産部が現在までに送検した違反操業件数、越境違反容疑者の数、(10)集団越境の事実協定書署名の人々によつてなされたものか、(11)辞任した知事選任の海区漁業調整委員の補充選任に対する考え方、(12)漁業法第九十六条にある辞職の制限に関する規定中正当の理由とは何か、(13)口約書、協定書からみて共同謀議が暴露したから辞任したといえるがこれが正当の理由に該当するか、(14)漁業法第六十七条の海区調整委員の指示権限と今回の事件との関連、(15)すけそう漁業について北後志、増毛各組合にすけそう専門部会があることを承知していたか、(16)水産業協同組合法第十一条には組合員に対する指導事業の規定があり組合組織の中の各専門部会においてすけそうに対する指導があつたと思うが今回口約書、協定書に署名した人々が指導をしたとすれば間違つた指導をしたことにならないか、(17)すけそう漁業は時期的に終つていくが今後の石狩湾ポケット地帯を存置することに對する考え方、(18)調整規則の一部改正が時期的に遅れ漁民に周知徹底を期されなかつたことが本事件発生の原因になっていると考えるかどうか、(19)すけそう資源と操業隻数のバランス状態及びすけそう資源の見通し、(20)今後にしん沖刺、日本海ます流網等の操業許可に当り違反した者に対する措置をどのようにするか、(21)すけそう漁業の操業実績から豊凶の差が著しかつたが凶漁者の赤字対策特に北後志沿岸漁業者の凶漁並びに赤字対策、(22)沿岸漁家助成促進条例の実施に関連して助成対象業種及び地帯別階層別に指導する方法、融資額の限度が百五十万円となつているがます流網等の着業資金、漁船の建造等から考

えて過少でないか、また融資金の貸出し方法に対する考え方、(2)日本海ます流網操業に対する内地船の入会競合をどのように調整していくか等について質疑、水産部長、漁業調整課長より答弁があつて、午後零時三十七分一旦休憩、午後二時十六分再開、岡田委員より再質疑、水産部長より答弁、次に林委員(自民)より、(1)漁業調整規則改正に関連して社会党道連の水産政策をうのみにしてやろうとしているのではないか、大海区制の根拠は何か、これら制度の改正に際し漁民に周知徹底を期したか、(2)今回の入会協定違反事件は地域漁民の党派を超越した生存権にからむ問題であり政党が介入した事実はないがこれに対する考え方、また同ケースの海区越境は以前にもあつたのではないか、(3)漁民の大海区反対運動がどういう形で起きたか、また自民党が裏で糸を引いたと考えるか、(4)同規則改正に関する道連合海区調整委員会における論議がどういう立場でなされたか等について、次に麻里委員(自民)より、(1)三十一年度の留崩管内すけそう漁業は道の口ききもあつて岩内船二十隻の入会操業が行われたが協定に違反して岩内船は水揚げした魚をほとんど岩内に陸揚げして留崩海区漁民の反感を買い、道はこれら違反船に対し結末をつけないかつたその理由はどうか、(2)道連合海区調整委員会のすけそう漁業許可方針の答申では「操業区域については石狩湾漁民の意向を尊重する」と条件がついているが昨年十月二十四、五日道水産部長室で留崩、石狩、北後志漁民代表が集まり取交した口約書は石狩と留崩海区の境界線近辺における操業まさつ紛争を未然に回避するため行われた話合いの結論をまとめたもので計画的なものでないがどう考えるか、(3)漁民が五人組共同経営体をつくつてまで日本海ます流網漁業の許可申請を支庁経由で提出しているのに道がすけそう事件の容疑者が入っていることにこじつけて書類を返戻したり、誓約書まで要求している措置は納得がいかないがどうか、(4)部長はすけそう漁業許可をめぐる政治力の介入云々というが昨年秋季曳船のにしん混獲

制限解決のため、中央の代議士を動かし道案を認めさせるべく要請しているではないか、(5)海区調整委員辞任の理由と辞任を強要した事実はないか等について質疑、水産部長、漁業調整課長より答弁があつて、明日引続き水産部所管に対する質疑を継続することとした。

○三月二十九日 午前十一時十五分、議場において開議、午後五時四十

九分散会、委員長 高橋源次郎(自民)

① 議案第二十七号、第五十七号、第一百十八号を一括議題に供し、同議案に対する質疑の有無について諮り、質疑なく直ちに原案のとおりこれを可決することに決し、午前十一時十七分一旦休憩、午前十一時四十三分再開。

② 昨日に引続き水産部所管に対する質疑を続行、麻里委員(自民)より、(1)漁業調整規則の一部改正に伴うすけそう許可方針の変更に關し漁民に理解を求めるための周知徹底を期したか、(2)にしん沖刺や日本海ます流網の許可にあたり漁民が五人組経営体で許可申請をしていてもその中に一人のすけそう事件容疑者のいた場合、他の四人が関係なくても許可証交付を保留されて不安を与えているが、どのような取扱いをするか、また許可にあたり誓約書をとらなければならぬ理由、(3)連合海区調整委員五名の辞表提出に関連してそのうちの一人が昨年七月辞表を提出したが認められないで最近他の者と一緒に扱われたのは不当でないか、(4)昨年岩内から留崩に入会したすけそう操業船が違反操業したのに本年そのうちの相当隻数が入会操業を認められているその理由と協定違反隻数、(5)本年二月二十二日付部長名で関係海区調整委員会にだしたすけそう操業区域侵犯問題についての問合せに対し各委員会が真相を誠意をもつて報告したところ、部長は「かようなものでは受付けれない」と突返し再要求したというのが事実か、またその理由について質疑、水産部長、漁業調整課長より答弁(関連して沖野委員(自民)より、(1)昨年の岩内船の

留萌入会は名義貸しのものや遵法精神に欠けていることを知りながら許可しているではないか、これは大海区制をとるためのテストケースではなかったか、(2)漁業監督吏員の本庁、支庁別配置人員数及び監視船乗員数、(3)昨年の海区漁業調整委員中公益委員の補充選任について支庁を通じて推選方向いがなされたとき部長はこれを変更せしめたと聞くが事実か、今回の辞表受理した中にその人が入っているか、(4)部長は規則改正にあたり漁民への周知徹底を十分行つたというが昨年の連合海区調整委員会の席上では時間が不十分であつたと認めているこれに対する考え方、(5)昨年水産部長室に留萌、石狩、北後志地区代表が集り操業協定を話合つたとき出席した道庁職員は参集者の協議した内容に警告を与えたというが誰が何時何処でどんな警告を与えたか、(6)部長は海上に境界線を引くのは現実に難かしいと強調しながら石狩湾のすけとうだら境界線は支庁長許可の方針どおりのラインであるから護り易いと答弁しているこの点の喰い違いについて、(7)政治的にゆがめられた許可方針だといっている部長自身が昨年の規則改正問題折衝について岩田幹事長にあてて感謝電報を打っているがその内容はどうか等について質疑があり、水産部長、漁業調整課長より答弁があつて、午後一時二十分一旦休憩、午後五時四十八分再開、明後日更に水産部所管に対する質疑を續行することとした。

○三月三十一日 午後零時二十二分、議場において開議、午後九時十一

分散会、委員長 高橋源次郎（自民）

① 議案第二百二十五号を議題に供し、同議案に対する質疑の有無について諮り、質疑なく直ちに原案のとおり可決することに決定、午後零時二十三分休憩、午後四時十二分再開。

② 引続き水産部所管に対する質疑を続行、一昨日行つた沖野委員（自民）の関連質疑に入り、沖野委員より、(1)漁業取締員の配置状況、

(2)昨年二月岩内給の留萌入会に際して起きた違反給の数、送検隻数及び違反船に対する行政措置、(3)昨年の海区漁業調整委員中公益委員の補充選任について支庁長の推選した人を部長が勝手に変えた事実があるがその人がすけそう事件に関係した場合選任の責任はどうか、(4)連合海区調整委員のある人が昨年七月辞表を提出したが認められないで最近他の委員と一緒に辞表を受理しているが正しい扱い方であるか、またその委員はすけそう事件に関係あつたか、(5)漁業法第六十六条の解釈について道より照会した回答がないというがその理由、またこれは規則改正の審議と関係なく進められたか、規則改正に支障なかつたのか等について質疑、水産部長より答弁、沖野委員より再質疑、水産部長より答弁があつて、午後八時二十三分休憩、午後九時十分再開の後、直ちに散会。

○四月一日 午前十一時三十七分、議場において開議、午後六時四十九

分散会、委員長 高橋源次郎（自民）

① 水産部所管に対する質疑を続行、沖野委員（自民）より、(1)十二年二月の留萌支庁許可にかかる岩内漁船が協定違反した問題、(2)石狩湾の区域設定について境界線が道民の希望であり、旧支庁長権限の線で守り易いという部長答弁について質疑、水産部長より答弁があつて、午前十一時四十九分休憩、午後一時四十五分再開。

② 阿部委員（自民）より、(1)沿岸漁家促進条例に関連して融資対象の漁業としていかなるものを考えているか、債務保証限度額十億円を何年間で行う考えか、またその積算基礎、これら融資の資金源について関係金融機関と話し合いがついているか、融資対象に生産組合が該当するか、(2)漁業労働対策費三十万円の具体的調査内容とその構想、(3)沿岸漁家振興対策委員会の事務費に關連して末端組織はどのように考えているか、(4)生産組合の経営不振の原因と遊休生産組合の積極的再建対策、(5)水産物消流対策に關連して卸売市場の育

成対策、生産地市場の経営不振に関連して経営が外部に喰い込まれていないか、(6)水産経済問題調査費と沿岸漁家振興対策との関係、(7)漁業推進対策費に関連して予算説明にある特殊地帯はどこを指すか、総合指導の方法、(8)漁家の自立体制の確立とはいかなることを考えているか、(9)水産改良普及員の身分安定に対する考え方及び活動のための旅費等を支給する措置に対する所見、(10)水産加工改善対策費に関連して水産加工業者の組織化に対する考え方及びこれら組合の育成対策、(11)沿岸漁場の試験調査の必要性、(12)水産試験場各支場の機能強化策、(13)水産練習所の運営について最近申し込み者が少い状況であるがこれの啓蒙指導に対する考え方、(14)底曳船操業禁止区域拡大案を昨年策定して水産庁に持ち込んでいるがその後水産部が渡島、胆振、目高管内分は局部的に変更し、水産常任委員会にもはかつていないが適切妥当な扱いと考えているか等について質疑、水産部長、漁政課長、水産課長より答弁、阿部委員より沿岸漁家促進条例による融資対象業種の取上げ方及び生産組合の育成措置、中型機船底曳網漁業禁止区域拡大に関する局部変更についての取扱い方法等について再質疑三回、水産部長、漁業調整課長より答弁があつて、午後四時休憩、午後四時三十一分再開、川瀬委員(協ク)より、水産物検査職員が一般会計所属職員に切替えられることに関連してこれは水検査計赤字のための措置かまたは業務が縮小したためか、検査業務の運営に適正を欠いていないか、三十三年度における検査会計の健全なる運営に対する所信、各地域における漁獲量の移動に伴う検査員再配置の必要性、厚岸水産物検査所の老朽化対策等について、沖野委員(自民)より、(1)総体で一億五千万円にのぼる寄附金中水産関係が九千万円近くで非常に多いことに関連して漁業許可権を優先するようなおそれがないか、トラバカニ資源調査、エビ漁場調査費の寄附先とその使途、(2)道漁連に対する二千万円の補助金交付に関連して同連合会の最近における事業取扱いの現況と再

建方途、(3)漁業取締船臨時借上費に関連して宗谷沖合の取締船としては小さくないか、また借上げ期間六カ月を九カ月にする必要はないか、(4)漁業秩序維持に関連して海区漁業調整委員会費が少なくないか、(5)水産試験場の維持運営費が少ないが支場分場の運営に支障が生じないか、(6)漁港簡易工事費の起債の見直し、(7)中型機船底曳網漁業禁止区域拡大に伴う沿岸漁場の伸長計画、(8)北洋漁場開発の見直し、(9)禁止区域拡大による業者の損害について中央に対し折衝しているがその損害に対する積算の基礎、(10)日本海ます流網漁業に対する内地船の入会競合問題に関連して密漁船の取締り対策、(11)西カムへのさけ、ます母船式出漁が日・ソ漁業交渉で不可能になった場合の基地独航船方式を考えているか、(12)春にしん沖刺漁業の許可方針、申請件数及び許可隻数、二十ト未満の船が増えている理由、(13)春にしん沖刺の共同経営について名儀の借りられない者は許可を受けられない実情であるが、これが人数及び許可申請事務の緩和に対する考え方、(14)漁業制度審議会の設置は画期的なものと思うが見合わせられた理由、(15)日本海武蔵堆を中心としたほつけ漁業の入会操業等に対する考え方、(16)水産物検査会計の赤字解消策等について、松尾委員(自民)より、(1)北方底曳網漁業開発調査費五千七百万円の寄附金に関連して将来同漁業許可にひもがつくことがないか、(2)春にしん沖刺漁業の許可を受けた者が廃業届を提出しているが、これは資金難が影響していると思うこれら弱体階層を戦列に組み入れることについてどのように考えているか等について質疑、水産部長、漁政課長、水産課長、漁業調整課長より答弁があつて、水産部所管の質疑を終結。

○四月二日 午前十一時三十三分、議場において開議、午後七時三十六

① 公安委員会所管に対する質疑に入り、佐野委員(社)より、劇場

映画館の災害事故に関連して過剰入場が事故を大きくしている原因になつてゐるがこれの取締り対策、(2)営業バス、エレベーターの定員過剰の取締り方法とその対策について、松尾委員(自民)より、札幌中央署の警察官一人当りの管理人口が規準より大巾に上廻つてゐるがこれが緩和のために新機構設置の計画があるかについて、山元委員(自民)より、(1)売春防止法の完全実施に関連して偽装転業の実態を掴んでゐるか、今後の取締り方針、(2)深夜喫茶が売春の温床となつてゐるがこれの取締り対策、(3)青少年の自動車運転事故に対する指導措置、(4)警察職員の住宅改善措置について、(関連して橋本(清)委員(社)より、深夜喫茶の取締措置として営業時間の制限を行うことに対する考え方について質疑があり)沖野委員(自民)より、(1)運転免許試験手数料収入の内訳、(2)公安委員会の交際費寡少の問題、(3)繁華街路の駐車場設置と通行禁止に対する考え方について質疑、道警本部長より答弁があつて、公安委員会所管に対する質疑を終結、午後零時四十六分休憩、午後二時四十五分再開。

② 農地開拓部所管に対する質疑に入り、沖野委員(自民)より、(1)拓殖実習場における廃馬、耕馬の私下げ単価の内容、(2)新開拓制度に反対する理由及び農林省と道との話し合いの経過、(3)開拓不振地区の三十三年度指定力所、(4)天北重粘土地帯の調査実施経過、(5)農地開発建設工事費中測量費一千万円の内訳と算定の基礎、(6)簡易軌道事業の力所付と金額、(7)開拓診療所の本年度力所付と金額、(8)季節診療所における医師保健婦の配置状況、(9)道営軌道客土事業予算配分の算定基礎、(10)道営小規模土地改良事業費のうち沿岸漁家安定対策分の使途及び水産部との話し合いの経過、(11)二十八年実施した斜里の道営畑地かんがい事業不振の理由、(12)土地改良事業団体連合会に対する貸付金回収状況、(13)農地開拓部各課における食糧費の内訳、(14)先に監査委員より指摘のあつた当別町獅子内地区における軌道客土事業の執行に関連して軌道建設と客土の軌道運搬とは一件の

工事として実施すべきものを軌道、橋梁等の建設工事、客土運搬及び軌道敷設工事、客土小運搬工事の三件として請負契約を締結してゐること、本工事に道が器具、器材として使用してゐる軌条及び機関車は道有でないにかかわらず、これを使用し得ることに關し何等の契約が締結されていないこと、軌道橋梁等の建設工事が単独に請負工事として施行された結果その竣工により一応道財産として引渡を受けたものを客土運搬工事の請負人が何等の根拠なくして無償で使用してゐること、当初の全体設計の事業費中に計上してゐる機械器具等の使用損料は直営により報告するものとなつてゐるにかかわらず別に設計の変更等をなすことなくしてこれを客土小運搬工事費に含ましめて請負契約をしてゐることに對して今後どのように実施するかその考え方について、(関連して深山委員(自民)より、斜里町の道営畑地かんがい不振の原因について質疑があり)高橋(石)委員(協ク)より、(1)農地係争中の問題処理促進に対する考え方、(2)開拓用地の取得経過、(3)土地解放と二、三男対策等について、杉本委員(自民)より、(1)三十年秋の浜益村農道新設工事が検定不合格となつたのかかわらず完成したことにして工事費を支出し業者は残工事をしてないばかりか農民に賃金を払わず行方をくらました事件に関連して、(1)業者が途中から工事を放棄しなければならぬ理由、(2)工事費支払は規則によると検定後であるのに検定前に支払つた理由、(3)このような工事の請負契約書に契約保証金免除をしてゐることに対する考え方、(4)今後どのようにに処理し対策を樹てる考えか、(5)業者に對し契約不履行の後始末をどうつけるか、(6)残工事を継続完成させる意思があるか、(7)農民に對する賃金支払の意思があるかどうかについて、福島委員(自民)より、(1)新開拓制度に對する道の考え方、特に新開拓制度と従来の開拓制度の競合の問題及び新制度実施の見通しはどうか、(2)国有農地の管理については現地で無給職員が管理してゐる状況であるが万全を期し得られるか、(3)買収地

について売渡者がいない場合旧地主の承諾がなければ他に売渡されないことになつてゐるが、それらの土地に町営住宅等がほとんど建てられてゐることに対する考え方、(4)緊急開拓者の不振地区に対する移転措置として今回六地区が計画されてゐるが現地開拓者の納得の上で行われてゐるか、(5)真駒内駐留軍接収の道有地に対する接収解除後の帰属、(6)林地と開拓用地との調整問題、(7)開拓不用地となつて返還する場合の取扱ひ手続き等について、山元委員(自民)より、(1)開拓者に対する特別融資制度があるが末端の開拓農民に浸透してゐるか、北海道開拓融資保証協会を通じて申し込んだ申請件数と受給状況及び同資金の返還状況、(2)塩谷村で苦勞した開拓者が成功検査で落され農地を買戻され、目下知事に対し訴願を提起してゐる事件に関連して入植者の営農指導を完全に行つてゐるか、成功検査で現地に赴く場合あらかじめ本人または農業委員会に通知してゐるか、現地の正式の立会人は誰であるか、農地の買戻し手続はどのような場合にするか、また農地の買戻しについて本人、農業委員会の意見を無視して行われてゐるか、成功検査の時期が雪融けの悪条件下において行われたというのが事実か、開拓農民が酪農経営に切替えることに対する考え方、開墾補助金をもらわなければ耕作できない弱い人達に対する思いやりに欠けてゐないか、本年三月同問題について部落民始め関係者が道と話合ひの場をもつため招請したが誰もこれになかつたが何か理由があつたか等についてそれぞれ質疑、副知事、農地課長、開拓経営課長、開拓計画課長、総務課長より答弁があつて、農地開拓部所管に対する質疑を終結。

○四月三日 午後二時十五分、議場において開議、午後五時四十三分散会、委員長 高橋源次郎(自民)

総務部所管及び各部所管における保留分について一括質疑を行うこととし、沖野委員(自民)より、(1)知事交際費に関し、三十二年

度における総額及び当初比較において三十三年度予算が百二十万額の理由、(2)総務部関係食糧費の総額及び三十二年度予算との対比状況、(3)広報車運営費の内訳及び広報車の台数と使途、これに関連して燃料の購入方法、(4)新市町村建設計画調整費補助金の使途、(5)職員研究費における自治大学校に「派遣」の字句表現問題、(6)町村合併計画にかかる未合併件数と関係町村数及び今後の方針、(7)地方自治法改正により市制人口基準の引下げが施行された場合の本道関係分に対する見通し、(8)養護教員養成所生徒に対し寄宿舎使用料を徴収しない問題、(9)地方債計画運用方針の発表(四月一日)に関連して、市町村はあらかじめ概要を承知の上で新年度予算を編成したかどうか及び追加更正の必要の有無並びに制限規程(一般的許可方針)の解釈と本道市町村への影響、(10)中小上水道補助復活意思の有無及び所管替問題に対する道の態度、(11)当別町獅子内地区軌道客土事業の分割契約に対する監査指摘に関連して予算令達方法の適正化問題等について、福島委員(自民)より、(1)私学振興は教育委員会所管が妥当ではないかこれに関連して私学振興に対する部長の見解、(2)産業教育振興関係予算の追加計上計画、(3)三十三年度繰越金(六億八千万円)を多額に財源として見込んだ点に関連して地財法の一部改正に伴う繰越金積立制により財源補てんの必要が生じないか、また債務保証等の制限規程は関係予算の実行にたいし触れないかどうか、(4)貸付金行政の適正化問題等について、(午後三時五十分知事出席)知事に対し沖野委員(自民)より、(1)中小水道補助復活意思の有無に関連して次期議会における予算措置の問題、(2)安全操業の実現及び日ソ漁業交渉の早期解決のため系統三団体が緊急協議会を開催し日ソ平和条約締結促進運動を展開することを取決めたことに関し、かかる運動は領土問題との関連において好ましいと思うかどうか(知事答弁に関連して、松尾委員(自民)より、平和条約はあくまでも領土問題を前提とすべきであり領土の棚上げ等は考へる

べきでないと思うが知事は今後いかなる考え方で進むかについて質疑があり、(3)水産物検査費に関し特別会計を廃止する意思の有無等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、知事、総務部長、財政課長、道民課長、監査委員(徳永)より答弁。

○四月四日 午前十一時二十一分、議場において開議、午後六時三十分

散会、委員長 高橋源次郎(自民)

昨日に引続き、総務部所管及び各部所管における保留分について一括して質疑を続行、堀委員(社)より、(1)三十三年当初予算に前年度繰越金を満度近く計上していることに関連して、災害等緊急措置を要する場合の財源対策について知事の見解、(2)財政健全化に關し、基本的道債対策に対する知事の見解、(3)道営競輪が公営企業として好ましいと思うかどうか、これに関連して同事業を廃止する意思の有無について、西島委員(自民)より、(1)三十三年度三月三十一日現在における道の老齢職員数(五十五歳～五十九歳、六十歳～六十四歳、六十五歳以上)これに関連して人事管理に対する今後の方針、(2)公報費における特定財源(雑収入)四百二十九万円の内容、(3)広報費の具体的内容及び現在の道財政との関連において計上額の妥当性に対する見解、(4)道税過誤納還付金に関し前二カ年の還付金額これに関連して本年度予算が少くない理由等について質疑、意見及び要望があり、総務部長、財政課長、道民課長、税務課長より答弁、午後零時二十一分一旦休憩、午後二時十二分再開の後、松尾委員(自民)より、(1)歳計現金の効果的運用問題、これに関連して予託金の一般預金、定期預金別の状況、(2)遊興飲食税の三十二年度徴収実績が大巾に伸びたことに関連して、弱小業者に対する苛斂誅求の有無及び三十三年度当初予算中博覧会関係分の算出根拠、(3)スポーツセンターの運営に関し純スポーツファンに対する優遇問題等について、杉本委員(自民)より、(1)公宅貸付料が他住宅と比べて低廉である

ことに関連して是正意思の有無及び現在料金の制定時期、(2)タバコ消費税及び遊興飲食税予算(特に道博開催に伴う増収分)の算定基礎、(3)日ソ漁業交渉におけるソ連提案のオホーツク海より日本母船式操業繰出し等に対する知事の見解及び平塚代表出発の際における水産部、一部漁民等の外交をゆがめる要請運動に対する知事の見解、(4)昨日の沖野委員に対する知事答弁中の「領土を棚上げ云々」は外交交渉中の現在悪影響を与えないか等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、知事、総務部長、水産部長、出納長、財政課長、税務課長、道民課長、管財課長より答弁、ついで林委員(自民)より、昨日の沖野委員に対する知事答弁は國の方針と対立しており影響甚大である点より、(1)安全操業確立、日ソ漁業交渉、平和条約締結の三問題は相互に關係があると思うかどうか、(2)領土を棚上げにしても平和条約を結んだ方が良いと思うかどうか、(3)沖野委員に対する答弁の撤回方等について再三質疑、意見及び要望があり、知事より答弁、午後四時三十分一旦休憩、午後四時四十六分再開、ついで再度本問題について質疑応答が交された後、林委員より、委員長に対し速記録の譌訳方及び調査の上再質疑することについて善処方を要望、午後五時七十分一旦休憩、午後六時三十分再開の後、沖野委員(自民)より、林委員から要求中の速記録譌訳文を調査の上関連質疑することの留保について善処方、松尾委員(自民)より、私の質疑と知事答弁の速記録譌訳方及び調査の上関連質疑することの留保に関し善処方についてそれぞれ委員長に要望、ついで委員長より、これらの要望を諮り、異議なく了承することとした。

○四月五日

午後二時、議場において開議、午後八時二十三分散会、委員長 高橋源次郎(自民)

昨日に引続き再び林委員(自民)より、安全操業、日ソ漁業交渉、平和条約締結の三問題の關係及び平和条約締結に対するソ連の見解

を支持するのかどうか等について質疑、知事より、ソ連の見解を支持するものではないと答弁、ついで、林委員より、漁業交渉が中心課題である対外問題については国論一致が緊要であり、交渉中に地方公共団体の長が公的席上で領土問題についてかかる言及をするとは不適當であると述べた後、本心と異なる意味が新聞報道された場合知事のとるべき態度、この報道が外交交渉に悪影響を与えることを認めるかどうか、認めるとすれば本心を明瞭に答弁されたい等について質疑、知事より答弁の後、林委員より、答弁態度が悪いとして暫時休憩を要求、知事より審議続行方要請があつたが、午後二時五十分一旦休憩、午後八時二十二分再開の後、明後日再び審議を行うこととして散会。

○四月七日 午後七時三十八分、議場において開議、午後七時三十九分

散会、委員長 高橋源次郎（自民）

委員長より、本日の議事はこの程度で散会することについて諮り、異議なくそのことに決定、明日は午前十時開議、総務部所管に対する質疑を続行することとした。

○四月八日 午後二時三十五分、議場において開議、午後七時七分散会、

委員長 高橋源次郎（自民）

総務部所管及び各部所管における保留分について一括して質疑を続行、林委員（自民）より、(1)三十年第二回臨時道議会において知事は領土完全確保を明言している点、三十二年に領土復帰北方対策本部を設置した点、三十二年九月の臨時道議会における日ソ近海安全操業に関する意見書、三十二年第四回定例会における日ソ近海安全操業に関する議決等を指摘の後、知事及び議会の今までの意思と現在の知事の考え方が変わってきているが、その変更の理由、(2)外交問題に関し知事が公式の場において政府の考え方に反する言明をな

したことの是非に関し知事の見解等について質疑及び意見があり、知事より答弁、ついで再び林委員より、今までの議決の意思を知事が一方的に変えることは議会軽視であると思うが知事の見解について質疑、知事答弁の後、午後三時四十分一旦休憩、午後七時三分再開、林委員より、休憩中先日来の答弁を詳細に検討の結果漁業交渉と平和条約、領土問題に関する件については私と同意見であることが分つたので、この問題に関する質疑は終結する、なお具体的な外交問題について知事が公的立場で論及したことは不適當であるので今後注意されるよう忠告する旨を述べ、ついで沖野委員よりも去る五日来保留中の関連質疑を打切るとの発言があつた。

○四月九日 午前十一時十四分、議場において開議、午後五時三十七分

散会、委員長 高橋源次郎（自民）

昨日に引き続き総務部所管及び各部所管における保留分について一括して質疑を続行、阿部委員（自民）より、(1)現在の段階における三十二年度決算の見通し及び不用額に関し三十二年度決算推定額と三十一年度との比較見通しこれに関連して職員の欠員不補充及び經常的経費の節約抑制の原則は守ってきたかどうか、(2)三十二年度道税収入の見通しに関し、目標徴収率（九〇％）の確保見込、三十三年一月以降の調定収入見込額が三十一年度のそれに比べて相当減つている理由これに関連してタバコ消費税に関し三十三年一月以降の調定収入見込額、三十三年度当初予算における道税収入は三十二年度決算見込に比べ相当減つている理由、(3)三十三年度予算に関し今後の追加計上の見通し、(4)道の予託金に関し、三十二年度末現在及び三十三年度当初における各金融機関別予託状況、(5)三十一年度分決算の道立鬼脇病院に対する監査指摘に関連して赤字発表方法に対する道の見解、(6)道庁構内の工作物（無線塔）が道有林野特別会計に入っていることに関連して道有財産の区分取扱に対する根本的見

解及び同会計所属の相当数の公宅を一般会計職員が使用している問題、(7)ロール合板株式会社に対する道有林野特別会計積立金よりの出資については単独議案を出すべきと思うが知事の見解これに関連して開拓保証協会に対する出資(三十一年度)が議決どおり執行されなかつた問題と議決変更に対する見解等について質疑、意見及び要望があり、知事、総務部長、総務部次長、出納長、財政課長、税務課長よりそれぞれ答弁の後、午後一時五十分一旦休憩、午後二時十五分再開、阿部委員より、休憩前の質疑に關し、(1)タバコ消費税収入は三十二年度決算において更に約二千七百八十万円加算されるのではないか、(2)不用額及び収入未済額の三十二年度決算見込額に關し前年度との対比見通し、(3)ロール合板株式会社への出資問題に關連して次期議會における道有林野条例改正の提案方、(4)労働金庫に對する予託金は貸付金として計上するのが妥当ではないか、(5)道立病院の監査報告における赤字の意義に關連して今後における用語使用の注意方、(6)職員公宅の使用料及び使用者の決定に對する根本的見解、(7)三十二年度における職員の欠員及び補充状況等について、山元委員(自民)より、(1)食糧費の予算編成に當り特に配慮した事項及び一部財源を老齡年金に回す意思はないかどうか、(2)婦人会館の設置に對する知事の見解、(3)支庁行政区画の再檢討に對する知事の見解等について、深山委員(自民)より、(1)決算審査意見書と決算審査後に行つた監査結果と喰違つた場合の処置、(2)定期監査と決算審査を別々に行ふ必要の有無、(3)自動車取得税に關し、創設當時の目的に關連して財政健全化ということの意義、本税を悪税と思ふか良税と思ふか、目的解消の今日本税を何時まで続けるか、道路に使うなら目的税に議決変更すべきでないか、本税創設當時の財政見通しは誤つていたと思うかどうか等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、知事、総務部長、出納長、総務部次長、財政課長、税務課長、監査委員(徳永)より答弁の後、午後四時三十六分一旦

休憩、午後五時十二分再開、委員長より、全案件に對する質疑を終結した旨を述べた後暫時休憩(休憩中、代表者會議)、再開の後、川瀬委員(協ク)より、案件審査の結論を得るため七名よりなる小委員会を設置したい旨の動議を提出、賛成あつて動議成立、これを踏つて異議なくそのことに決定、小委員には川瀬(協ク)増田(社)新川(社)杉本(自民)沖野(自民)阿部(自民)塚田(社)各委員を決定、ついで委員長より、小委員会は速かに結論を出して報告願いたい旨を述べた。

○四月九日 午後五時四十五分、事務局長室において小委員会を開議、午後五時四十七分散会、小委員長 川瀬徳三郎(協ク)

- ① 川瀬臨時小委員長より、小委員長互選の方法について諮り、新川委員(社)より、指名推選の方法により川瀬臨時小委員長を小委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。
- ② 小委員長より、各党において付託案件に對する意見をまとめられたい旨を述べた。

○四月十二日 午後五時五十一分、各派交渉室において小委員会を開議、午後六時八分散会、小委員長 川瀬徳三郎(協ク)

小委員長より、付託案件に對する各党の最終意見を求め、阿部委員(自民)より、議案第一号及び第二十一号に對する修正案を提出する旨、塚田委員(社)より、原案可決である旨、小委員長より、協同クラブは無修正である旨それぞれ意見の提出があり、阿部委員より、修正案に對する数字の異動について説明の後、小委員長より、明後十四日までに修正案の作業を終え、最終的結論を出す旨を述べた。

○四月十四日 午後二時十分、各派交渉室において小委員会を開議、午

後二時三十分散会、小委員長 川瀬徳三郎（協ク）

決算特別委員会

中山委員（自民）より、自民党は修正案（別紙配付）を提出することに決定した旨、塚三委員（社）より、社会党は原案可決である旨、小委員長より、協同クラブは無修正で原案可決である旨それぞれ意見の開陳があり、小委員長より、意見調整がなかなかつたが採決を行わず、このままの姿を本委員会に報告することについて諮り、異議なくそのことに決した。

○四月十四日 午後五時十一分、議場において開議、午後五時四十六分

散会、委員長 高橋源次郎（自民）

- ① 委員長より、小委員会における審査の結果について報告を求め、川瀬小委員長（協ク）より報告があり、ついで阿部委員（自民）より、議案第一号及び第二十一号に対する修正案について趣旨弁明があつた後、討論に入り、増田委員（社）より、修正案に反対原案に賛成、深山委員（自民）より、修正案に賛成原案に反対、黒松委員（協ク）より、修正案に反対原案に賛成の討論があり、起立による採決の結果、議案第一号及び第二十一号に対する修正案は起立者少数にて否決、次に議案第一号及び第二十一号の原案は起立者多数にて可決、次に議案第一号及び第二十一号を除く残余の議案第二号ないし第二十号、第二十二号ないし第二十六号、第二十八号ないし第四十七号、第八十五号、第九十六号、第九十七号、第二百二十三号、第二百二十四号を一括問題とし、異議なく原案可決に決定した。
- ② 次に委員長報告の文案については委員長一任とすることとし、委員長より付託案件に対する審査終了の挨拶を述べた。

○十二月二十三日

午後十時十五分、第一委員室において開議、午後十時三十分散会、委員長 山内 広（社）

- ① 黒松臨時委員長（協ク）より、委員長互選の方法について諮り、林委員（自民）より、指名推選の方法により山内委員（社）を委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。
- ② 委員長より、副委員長の互選について諮り、林委員（自民）より、指名推選の方法により黒松委員（協ク）を副委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定。
- ③ 次に決算審査の日程について諮り、第一日は提案説明、監査意見について説明及び大体質疑を行い、第二、第三、第四日目の三日間にて書類審査、第五日は商工、労働、農務、農地開拓部各所管、第六日は民生、林務、土木、建築部各所管、第七日は水産、衛生各部、教育委員会、公安委員会各所管、第八日は総務部所管、第九日は意見調整の順序にて運営することとし、次回委員会の開催は、明春一月二十日頃より二十五日頃までの適当の時期に委員長において考慮の上開くことに決した。

○一月二十五日

午前十一時三十分、第一委員室において開議、午前十一時五十八分散会、委員長 山内 広（社）

- ① 総務部次長より、昭和三十一年度北海道各会計歳入歳出決算の概要について、監査委員（能木）より、決算審査の概要についてそれぞれ説明を聴取の後、今後の日程について協議のため、暫時休憩、午前十一時五十七分再開。
- ② 日程は、二十六日より二十九日まで四日間書類審査、三十日は資

料要求、三十一日より二月二日まで二日間は更に書類審査、二月三日は追加資料要求、二月四日は書類審査、二月五日は大体質疑、二月六日より二月十一日まで各部所管に対する質疑、二月十二日より十四日まで意見調整とすることを一応の日程として進めることとした。

○一月三十日 午後二時、第一委員室において開議、午後二時四十分散会、委員長 山内 広(社)

- ① 阿部委員(自民)より、決算審査に必要な資料の提出要求があり、その提出時期について、委員長及び川口(自民)阿部(自民)林(自民)各委員より質疑があり、総務部次長、出納局総務課長より答弁、委員長より阿部委員(自民)よりの要求資料については、正規の手続を経て行方が理事者においても速かに提出されたい旨を述べた。
- ② 次に今後の審査日程については、前回協議した日程に基づき取進めることを確認、明三十一日より二月二日まで書類審査を行い、二月三日午後一時に開会することとした。

○二月三日 午後三時、第一委員室において開議、午後三時十五分散会、委員長 山内 広(社)

- ① 委員長より、要求資料の提出状況について報告があり、総務部次長より、資料作成の進捗状況について説明を聴取の後、阿部委員(自民)より、資料の追加要求があり、委員長より、追加資料の提出時期について、塚田(社)委員より、追加資料の内容について質疑があり、伊藤(作)委員(自民)川口委員(自民)より応答、総務部次長より答弁があつて、追加資料は提出要求することに決した。

- ② 次に審査日程について諮り、二月五日より大体質疑を行うことに決定、出席説明員は、監査委員、出納局、総務部の範囲とすることを了承した。

○二月五日 午後一時三十三分、議場において開議、午後二時二十九分散会、委員長 山内 広(社)

- ① 阿部委員(自民)より要求の決算審査資料中一月三十日要求分のうち第六項ないし第九項及び第十一項、二月三日要求分のうち第一項及び第四項ないし第七項について資料提出があつた。

- ② 昭和三十一年度北海道費各会計歳入歳出決算及び監査委員の決算審査意見に対する大体質疑に入り、阿部委員(自民)より、(1)実質赤字見込み額が議会ごとに漸減変化し、決算においては遂に当初予想より大幅減となつたことに関連して歳出面における変動の内容、(2)実績報告書にある歳出節減額の内容、これに関連して節減通達を行つた時期、(3)実質赤字額の見通しが各議会ごとに漸減変化してきたことに對する監査委員の見解、(4)物品調書が提出されていないことに関連して道有物品の万全なる管理方法に對する監査委員の見解、(5)出納整理期間における支出が多い(特に用品事業費及び中小企業振興資金貸付事業費特別会計において)理由等について、泉谷委員(自民)より、監査委員の監査態度と監査方針及び監査委員の会議等を開くことがあるかどうかについて、川口委員(自民)より、(1)災害土木復旧費の起債に關し予定枠より大幅減の理由、(2)現実にそわない例規等の整理、関連して旧土人保護法による旧土人の共有財産は現在どのようになつてゐるか、(3)需用費関係節減額に關し三十二年第二回定例会において提示の財政健全化計画における予定額と決算とでは大幅な差異がある理由、(4)経常的経費節減の言明あるにかかわらず旅費、通信費等前年度より増枠のものが相当ある理由、(5)前年度決算審査報告における附帯意見は充分尊重されたかどうか、(6)代行工事、利子補給等に対し充分監査を行つたかどうか等について質疑及び意見があり、総務部次長、監査委員(能木)監査事務局長より答弁。

- ③ 本日の質疑はこの程度とし、明日は午前十時より開議することと

した。

○二月六日 午後一時十二分、議場において開議、午後四時六分散会、

委員長 山内 広(社)

① 農務部、農地開拓部、林務部各所管に対する質疑に入り、伊藤(作)

委員(自民)より、農家負債整理対策利子補給費に関し、実際の使用額が当初計上額に比べ激減している理由及び今後の注意方、山元委員(自民)より、(1)中標津原種農場の生産物収入は作付面積に比し少ないが合理的運営を行っていないのではないか(関連して、伊藤(作)委員(自民)より、同農場の開墾年数、生産品種名、耕作面積、段当り収穫量、輪作年数、生産物の処理状況、配分単価、予算の内容等について質疑があり)、(2)中頓別農協に対する農薬散布機買入補助に当つての対象選定に遺憾があつたことに関連して今後補助を受ける際不利にならないか及び支庁からの調査事務について再検討したかどうか、(3)動物売払いに際し買手側で評価した事例があるが理事者側の見解、(4)拓殖実習場における畜舎、豚舎、公宅等新築修理に対する経理事務報告が行われていない点等について、川口委員(自民)より、(1)北見農試支場整備拡充費を半額以上繰越した理由、(2)損失補償契約にかかる北信連に対する弁済未済金の問題、(3)小団地開発整備事業に関し当初予定の半量程度が未執行の理由、(4)冷害対策営農融資資金が末端農家に流れていない問題、これに関連して指導監督の基本的考え方、(5)補助事業未施行による国への返還金残に対する予算措置の問題及び各協同組合等より道への返還金に関し現在までの納入状況、(6)農地開拓部関係代行工事及び補助事業の施行に関し改善措置問題等についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、農務部長、農地開拓部長、農業改良課長、畜産課長より答弁(伊藤(作)委員の中標津農場の予算内容及び川口委員の代行事業に対する会計検査員の指摘に関する質疑に対しては書面回答)、一

旦休憩の後、同委員より、営農資金問題について再度質疑、答弁があつて、今後目的達成のため万遺憾なきを期せられたい旨の要望があり、ついで泉谷委員(自民)より、(1)道営軌道客土、かんがい排水、侵蝕防止事業等における収入未済分のその後の納入状況、(2)道営軌道客土事業の不用額は三十二年度で償却したかどうか(阿部委員より関連質疑あり)、(3)農業改良事業資金貸付事業の未執行分を翌年度に入つて行つた場合補助金返還義務はどうなるか、(4)代行事業に対する会計検査員の指摘件数等について、林委員(自民)より、(1)林道施設費において相当額の不用額がでた理由及び小規模民有林等における林道整備対策、(2)畜産業費における家畜防疫対策で相当額の不用額がでた理由及び積算基礎、(3)中標津原種農場の段当り収穫量が少いことに関連して用地選定を誤つたのではないか、(4)各種施設を造る場合熱しい誘致運動の繰返しにより災いされることのないよう充分注意されたい等について、山元委員(自民)より、(1)森林区実行調査に対する委託費の内容、(2)十条製紙に対する造林補助条件等について質疑、意見及び要望があり、林務部次長、畜産課長、農業改良課長より答弁があつて農務部、農地開拓部、林務部各所管に対する質疑を終結。

○二月七日 午後一時十五分、議場において開議、午後三時十分散会、

委員長 山内 広(社)

① 土木部、建築部、商工部各所管に対する質疑に入り、松尾委員(自民)より、(1)商工業費及び冷害凶作対策費における中小企業振興対

策費貸付金の貸付先及び不用額がでた理由、(2)工場及び商店に対する企業診断の具体的成果これに関連して今後も強力な診断指導により零細企業を育成されたい旨、伊藤(作)委員(自民)より、農林省より昭和二十九年に札幌市豊平川旧白石地区の樹苗圃二町歩を買受けたがいまだ道有財産として登記されていない理由について、山元

- 委員（自民）より、(1)土木部関係予算において多額の不用額がでた理由、(2)道路小破修繕費において不用額がでた理由、(3)道路管理費の過少に関連して管理事務強化対策の問題、(4)除雪費にかかる地元負担金は今後も徴収するかどうかこれに関連して積寒法に基づく除雪費補助金の獲得について努力方、(5)堤塘使用料、水利使用料、道路占用料等について相当額の収入未済額がある理由、(6)建設工事の施行は適切に行われているかどうか等について、阿部委員（自民）より、(1)中小企業機械貸付料の収入未済額について回収状況及び対策、(2)北海道信用保証協会に対する損失補償金の回収問題、(3)中小企業資金貸付事業費に關し出納整理期間中に大半が支出されている理由及び貸付に当り慎重を期すとともに資金枠の増加、貸付金の回収等に努力されたい旨、渡部委員（社）より、堤塘使用料の減収理由これに関連して河川監守の労働強化はないかどうかについて、泉谷委員（自民）より、(1)北海道住宅公社に対する賃貸住宅建設促進費貸付金の使途及び監督状況、(2)道路維持補修の現状、(3)物産あつせん事務所の設備費不足の問題等について質疑、意見及び要望があり、商工部長、土木部長、建築部長、商務課長、工業課長より答弁があつて土木部、建築部、商工部各所管に対する質疑を終結。
- ② 明日は午前十時に開議し、水産部、民生部、労働部の審議を行うこととした。

○二月八日 午前十一時十五分、議場において開議、午後三時三十分散会、委員長 山内 広（社）

- ① 水産部、民生部、労働部各所管に対する質疑に入り、沖野委員（自民）より、(1)小型漁船機関貸付料の未納分（三十年度分）の回収状況、(2)浅海増殖振興費に關し、前年度において監査指摘されたにもかかわらず本年もまた繰越額、不用額が相当ある問題、(3)協同組合育成費及び漁業金融対策費において不用額が多額にできた理由、(4)

漁家負債整理資金融通に伴う利子補給の対象組合及び人数を増加できないかどうか、(5)水産物検査費を特別会計として維持することは困難でないか及び職員給、諸手当に不用額を出した理由並びに検査手数料未収分の内訳、(6)内地中型底曳船の千島方面に対する入会の見通し及び海域拡張に対する道の態度、(7)漁業取締船（四隻）の燃料費に關し予算現額、支出済額の内容、(8)漁港簡易工事費において多額の不用額を出した原因、(9)北水商事に対する水産ふ化場の塩蔵さけ、ます売却代金に關しこげ付未収金の回収問題等について、質疑、意見及び要望があり、水産部長、漁政課長、水産製品課長より答弁、午後零時四十五分一旦休憩、午後一時五十分再開の後、阿部委員（自民）より、(1)生業資金貸付事業における未済額回収の問題及び今後の努力方、(2)消費生活協同組合貸付金の未済額回収の問題これに関連して函館、白石、鉄北各生協に対する回収状況及び資金貸付に際し慎重なる配慮方、(3)母子金庫事業貸付金の未済額回収の問題、(4)未収入金で打切つた事例の有無、(5)労働金庫の経営内容及び道の検査指導問題等について、山元委員（自民）より、(1)失業保険制度の健全なる運営問題、(2)労災保険に対する不正受給の内容と対策措置等について、泉谷委員（自民）より、(1)二十九年五月災害に伴う遠別漁業組合に対する災害復旧融資資金は旧債を差引いたため手取りが激減した問題、(2)授産事業振興貸付金の未済額回収の問題、これに関連して浦河厚生会のごげつき分の回収状況、(3)失業対策事業において不用額を出した理由、(4)労働金庫の貸出状況これに関連して貸出規則の有無等について、川口委員（自民）より、旧土人関係の共有財産の管理問題関連して旧土人の保護育成に關し今後の対策についてそれぞれ質疑、意見及び要望があり、水産部長、社会課長、労政課長、職業安定補導課長、漁政課長、社会課長より答弁があつて、水産部、民生部、労働部各所管に対する質疑を終結。

○二月十日 午後一時五分、議場において開議、午後二時四十分散会、

委員長 山内 広(社)

- ① 二月三日の委員会における阿部委員(自民)よりの要求資料中第二項、第三項について提出があった。

② 衛生部、教育委員会、公安委員会各所管に対する質疑に入り、阿部委員(自民)より、(1)厚岸高等学校漁業実習船の建造経過について(総務部所管審議の際再質疑)、山元委員(自民)より、(1)教員保養所収入の過年度分未済額の徴収問題、(2)道警本部の財産物品の移管手続きは完了したかどうか等について、泉谷委員(自民)より、(1)高等学校道立移管に伴う地元市町村寄付金の未納問題、(2)道立高等学校における一般需用費等のPTAによる立替払の問題、(3)道立移管高等学校における設備充実状況、(4)全国小中学校の学力調査結果において本道は全国平均を下廻っているがその理由、関連して学力向上のため抜本的対策樹立方、(5)北大入学者は本道の高等学校卒業生で占められるよう努力方、(6)道立高校より市町村立高校に赴任した場合恩給及び退職手当は通算になるかどうか(関連して、川口委員(自民)より、通算になるよう速かに是正方の要望があり)等について、松尾委員(自民)より、(1)道立病院費において不用額を出した理由及び完全給食、完全看護実施状況、(2)血液銀行費において不用額を出した理由関連して三十二年度の見通し、(3)警察機動力の強化問題に関連して現在ある車両は全部第一線で働き得るかどうか等について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、教育長、道警本部総務部長、施設課長、保健体育課長、財務課長、教職員課長、総務課長、医務薬事課長より答弁があつて衛生部、教育委員会、公安委員会各所管に対する質疑を終結。

③ 総務部所管の審議は予定を変更して明後十二日より行うこととし、明十一日は要求により提出された総務部関係説明書類を検討するため休会と決定。

○二月十二日 午後二時二十四分、議場において開議、午後四時四十分散会、

委員長 山内 広(社)

- ① 一月三十日の本委員会における阿部委員(自民)よりの要求資料中第二項及び第五項について提出があり、また二月六日の委員会における伊藤(作)委員(自民)川口(自民)泉谷(自民)各委員の質疑に対し、農務部長、農地開拓部長より、それぞれ書面回答があつた。

② 伊藤(作)委員(自民)の質疑に対する書面回答の内容に関し、伊藤委員より再質疑、農務部長、農業改良課次長より答弁(さらに詳細に書面回答することとした)の後、伊藤委員より、委員長に対し中標津原種農場を担当した監査委員の出席について善処方を要請。

③ 総務部所管に対する質疑に入り、伊藤委員(自民)より、先刻の質疑に関連して原種農場の運営採算に対する見解並びに(監査委員に対し)中標津原種農場の経理内容等について、沖野委員(自民)より、八日の委員会における水産物検査収入にかかる書面回答は不用である旨を述べた後、(1)三十一年度における取締船使用の重油買入方法及び買入単価と量、関連して稚内の用船に対する買渡地、(2)農業試験場北見支地整備寄附金の未納分についてその後の状況、(3)日高支庁庁舎新築寄附金の未納分についてその後の状況、(4)旭川療養所収入の減収理由及び同所における社会保険診療費に関し年度内未回収の理由等について、泉谷委員(自民)より、(1)道営軌道客土事業で不用額を出しているが翌年度において事業実施した場合国庫返納はどうなるか、(2)道職費の横領金未済分についてその後の状況、(3)水利使用料の徴収問題についてその後の経過、(4)貸付金収入の取扱い等について、松尾委員(自民)より、調査員、審査員等の積極的活用対策と人事管理について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、総務部長、管財課長、財政課長、出納局総務課長より答弁(伊藤(作)委員の質疑に対しては一部答弁保留)があつて本日の議事を終結。

○二月十三日 午後二時十五分、議場において開議、午後五時五分散会、

委員長 山内 広(社)

① 昨日の委員会において伊藤(作)委員(自民)より質疑があつた中標津原種農場に関する答弁保留分について農務部長(書面回答は十四日に行う旨について)、監査委員(徳永)より答弁、ついで伊藤(作)委員より、定期監査を行う場合いかなる度合で行うかについて質疑、答弁の後、証憑書類等を見た上質疑及び再監査要求等を行うかも知れない旨を述べた。

② 総務部所管に対する質疑を続行、山元委員(自民)より、(1)普通会計における食糧費使用について再検討方、(2)総合開発企画本部が行つた三十二年度施政方針演説打合会の目的、招集範囲、内容と結論、関連して本道経済の体質問題について自民党の見解をきく必要はないのか、(3)税外収入等未収入金回収のため出張する際の日程決定方法及び復命書提出は厳守された等について、沖野委員(自民)より、北水商事に対する道水産ふ化場の塩蔵さけ、ます売却(昭和二十三年)代金こげつき問題のその後の経過に關し、(1)未納金回収に關する契約書第二条の利息は徴収しないのか、(2)居所不明中の北水商事代表者中川氏の消息、(3)差押え物品名及び処理経過、(4)譲渡された債権に対する措置経過、(5)未納金の回収状況、(6)今までの入金分に要した経費額、(7)今後の取立て見通しと方針等について、阿部委員(自民)より、(1)三十一年度決算の実質赤字が当初見込より激変していることに關連して国庫返納金納付の技術的操作により政治的数字を出すのではないか關連して国庫返納金が義務的経費と確定される時期、(2)一時借入金に關し、財政課の資料と月例監査の金額が相違している問題關連して一時借入残高には全信連よりの借入及び起債前借り金等全部を入れるべきではないか等について、それぞれ質疑、意見及び要望があり、副知事、総務部長、総合開発企画本部長、総合開発企画課長、財政課長、出納局総務課長、監査委員

(徳永)より答弁(阿部委員の一時借入金に關する質疑に対する答弁は保留)、午後四時十七分一旦休憩、午後四時五十分再開の後、財政課長より、財政課の資料に誤りがあつたので正しい資料を提出したい旨を述べ、ついで阿部委員より、出納局の帳簿その他を調査の上で再度質疑を行うかも知れない旨を述べた後、資料調査のため本日の議事はこの程度とし、明日午後一時三十分より開議して審議続行を行うこととした。

○二月十四日 午後一時四十五分、議場において開議、午後五時三十二

分散会、委員長 山内 広(社)

① 総務部所管に対する質疑を続行、昨日の沖野委員(自民)の塩蔵さけ、ます売却代金こげつき問題に關する質疑に対し副知事より再答弁があつた後、川口委員(自民)より、(1)道で設けている各種の積立金の内容検討の上整理してはどうか、(2)一時借入れに關し拓銀と道銀とを差別待遇する理由及び今後の方針、(3)事業繰越しには人為的に避け得たと思われるものがあるが、この点に対する道の見解及び今後のあり方、(4)道有財産整備資金で買入れた琴似宮の森及び札幌市内の土地が使用されていないことに關連して、この土地の使用目的及び宮の森の買収取得地の一部を西高等学校の政策敷地に譲る意思の有無、(5)予算を追加計上しておきながら多額の不用額を出したのは議會意思を無視するものと思うが(特に北見農試支場の建設費について)この点に対する見解、(6)教職員、警察職員の未払退職手当を実質赤字に見込んでいるが二十九年度の決算審査の際における総務部次長の解釈と相反するのではないか、これに關連して実質赤字の解釈に対する部長の見解、(7)厚岸水産高等学校の実習船若潮丸の建造費において実質赤字を出しているが翌年度に事業繰越しとすべきでないか、(8)予算執行率が三十九年度より低下している理由、(9)道税徴収成績に關し、平均収入歩合が全国平均より下廻っているこ

とに關連して現年度分は自主的納入が多かつたので收納率が良いが
滞納繰越分については前年度より收納率が悪く、また徴税費におい
て相当不用額をだしている点より見ると道は徴税に十分な努力を払
わなかつたのではないか、徴税費をより多く使つても徴税成績を上
げるべきであると思うが道の今後の方針、(10)毎年度大量に計画的な
不納欠損処分を行つてゐるが三十二年度においても行うかどうか、
(11)収入未済額が前年度より増加の理由、これに關連して娛樂施設利
用税、自動車税、家畜税等の収入未済額増加の理由及び入場税の徴
収成績が前年度より低下していることに關し法的措置を講じなかつ
た理由、(12)税外収入に關し、「三十一年度財政健全化計画」(三十一
年八月提出)における見込額に比べ決算額が激増した理由、(13)旅費、
交際費、通信運搬費、食糧費等が三十一年度に比べ増大しているが財
政健全化計画の趣旨に反しないか、(14)「三十一年度財政健全化計画
の推移」(三十二年二月提出)における歳入増大、歳出節約の計画額
は三十二年度において職員の基本スアップについて三・六・九方式
による延伸措置の実施、自動車取得税の創設、単独事業費の増加等
をねらうため技術的操作を加えてゐるのではないか等について、質
疑、意見及び要望があり、総務部長、出納長、財政課長より答弁、
ついで昨日の委員会における伊藤(作)委員(自民)の質疑(中標津
原種農場における原種生産に要した経費について)に対し農務部長
より書面答弁があつた旨を書記則統の後、伊藤(作)委員より、中標
津原種農場の運営については今まで人夫賃が過大であつたので今後
はこれを削つても肥料や農薬に金を注ぎ生産性を高めよう配慮され
たい旨を要望、ついで林委員(自民)より、(1)三十一年度決算の赤字
見込額が議会ごとに漸減変化し結局決算では当初見込みに比べ激減
しているが、このように度々見通しが變つた理由及び出納整理期間
は六月末であるから六月議会中にはほぼ正確な見込額を発表できた筈
であることに關連して赤字見込みが一億一千五百万になつた時期と

これがさらに三千万程度と判明した時期、これに關連して出納整理
期後においてかかる大巾な變更があつた理由、(2)誤つた決算見過し
の上に立つて翌年度予算を編成することは問題であると述べた後、
「財政健全化計画」及び「財政健全化の推移」は誤りであつたこと
を認めるかどうか、これに關連して「財政健全化の推移」による約
二億四千九百万の赤字見込額が三十二年度決算の因子として作用し
ているかどうか、(3)三十二年度決算の大巾黒字見込みに關連して三
十三年度の予算編成に當り自動車取得税を廃止する意思はないか等
について、阿部委員(自民)より、昨日の委員会で質疑した一時借
入金の問題に關し、資料の再提出があつたが今後は資料の提出に當
つて注意されたいと要望の後、財政課と出納局の一時借入金に對す
る取扱いが喰違つてゐるため金ぼうがすぐ把握できないことを指摘
し、起債利子及び一時借入金利子について決算の支出区分問題、全
信連からの一時借入金利子を産業経済費から支出してゐる点、長期
債利子と一時借入金利子の支出を一本建てに変更する意思の有無等
について、質疑、意見及び要望があり、総務部長、出納長、財政課
長より答弁。

② 各党より代表者を選出の上明日より二月十八日まで決算に對する
意見調整を行うこととし、本委員会は二月十九日に再開することに
決定。

○二月十九日 午後四時五分、第一委員室において開議、午後五時二十

八分散会、委員長 山内 広(社)

① 伊藤(作)委員(自民)より發言を求められた本委員会における質疑
終了後に起きた新たな問題すなわち食糧費の不正費消に關する事項
についての發言許可について諮り、異議なく許可することに決定、伊
藤(作)委員(自民)より、昭和三十一年九月十八日札幌で開かれた宴
会に招待されたこともなくまた出席したこともない事実が書類にの

つていることに関連して事実と相違したものを公文書に記載されていること、札幌の宴会を東京事務所の食糧費で支出されている取扱いの問題等について質疑及び遺憾の意思表示があり、総務部長より答弁、岩田委員（自民）より、本件の調査のため暫時休憩して答弁できるまで待つことにしたい旨の発言があり、これを諍つて異議なくそのことに決定、午後四時十五分休憩、午後五時二十五分再開。

② 総務部長より、更により調査の上答弁する旨の発言があり、明日午前十時開議することとした。

○二月二十日 午後五時十七分、第一委員室において開議、午後五時十分散会、委員長 山内 広（社）

委員長より、伊藤（作）委員（自民）の質疑に対する総務部長の答弁を求め、総務部長より、なお充分調査のため暫く猶余願いたい旨の答弁があり、議事進行の都合により明二十一日午前十時開議することとした。

○二月二十一日 午後三時三十九分、第一委員室において開議、午後三時四十九分散会、委員長 山内 広（社）

委員長より、伊藤（作）委員（自民）の質疑に対する総務部長の答弁を求め、総務部長より、調査を取進めたがなお判然としない点もあるので暫く猶余願いたい旨の答弁があり、伊藤（作）委員より、三十一年度における東京事務所関係食糧費支出の証憑書類の再提出を要求、これを諍りたるに異議なくそのことに決定、出納長より、要求書類の提出時期について答弁があつて、本日の議事はこの程度とし、明二十二日午前十時開議することとした。

委員長より、昨日提出を求めた東京事務所食糧費支出に関する証憑書類の審査は目下継続中であるので本日はこの程度に止め、明後二十四日午前開議する旨を述べ、これを諍つて異議なくそのことに決した。

○二月二十四日 午後十一時五十五分、第一委員室において開議、午後十一時五十六分散会、委員長 山内 広（社）

委員長より、議事進行の都合により本日はこの程度に止め、明二十五日午前十時から開議する旨を述べ、これを諍つて異議なくそのことに決した。

○二月二十五日 午後五時六分、第一委員室において開議、午後五時七分散会、委員長 山内 広（社）

委員長より、議事進行の都合により本日はこの程度とし、明後二十七日午前十時開議する旨を述べ、これを諍つて異議なくそのことに決した。

○二月二十七日 午後六時十分、第一委員室において開議、午後六時十二分散会、委員長 山内 広（社）

委員長より、伊藤（作）委員（自民）の質疑に対する総務部長の答弁を求め、総務部長より、引続き調査中でありなお猶余願いたい旨の答弁があり、委員長より、次期委員会は諸般の状況を勘案し適当の時期に開議する旨を述べ、これを諍つて異議なくそのことに決した。

○二月二十二日 午後一時二分、第一委員室において開議、午後一時三十分散会、委員長 山内 広（社）

○三月二十日 午後二時四十一分、第一委員室において開議、午後二時四十四分散会、委員長 山内 広（社）

委員長より、本委員会の議事が先月二十七日以降停滞していた事

情について説明了承を求めた後、本日の議事は、予算委員会審議の最中である事情から直ちに議事に入り難いので三月二十五日開議することについて諮り、異議なくそのことに決定した。

○三月二十五日 午後三時二十九分、第一委員室において開議、午後三時四十三分散会、委員長 山内 広(社)

① 総務部次長より、本日の決算委員会において総務部長から答弁を行う予定の所病気のため欠席したので了承願いたい旨を述べ、伊藤(作)委員(自民)より、総務部長の病気の状況と回復の見通しについて質疑、総務部次長より答弁があつて、午後三時三十三分一旦休憩、午後三時三十六分再開。

② 佐々木委員(自民)より、次期委員会の日程を決めてほしい旨、山元委員(自民)より、本委員会開会の場合は監査委員の出席方取計われない旨の要望があり、委員長より、監査委員の出席要求は山元委員の要望どおり取計い、佐々木委員の次期委員会開会の要望は、総務部長の容態等を考慮の上早い機会に開会する旨を述べた。

○三月二十九日 午後六時三分、第一委員室において開議、午後六時三十五分散会、委員長 山内 広(社)

① 委員長より、前回から保留になつていた伊藤(作)委員(自民)の質問に対する答弁を求め、総務部長より答弁、伊藤委員より、総務部長の答弁が事実と相違していることは納得できないとしてこの点について質疑、総務部長より答弁、伊藤委員より、総務部長の答弁について自民党決算委員と協議したいので再質問を保留すること及び次回には関係者の出席について取計われない旨を要望、次に佐々木委員(自民)より、(1)三十一年十二月十日自動車取得税の問題で東京において川口議員と共に自治庁から事務官二名、道職員三名の宴会に出席していること及び(2)三十一年十二月十六日中野(与)議員

(社)と共に土木事業舗装事業打合会で土木部次長、東京事務所副所長と札幌における宴会に出席していることになっているが事実かどうか、また(3)三十一年十一月十六日札幌において監査委員二名、財政課の係長三名、東京事務所の課長とが宴会を開いており、この会に監査委員が出席しているかどうかについて質疑、総務部長より答弁、佐々木委員より、調査を完了して報告される時期について質疑、総務部長より答弁。

② 委員長より、佐々木委員の質疑については速やかに調査願うこととし、次回委員会は右調査とにらみ合せて開く旨を述べた。

○四月十一日 午後五時十分、第一委員室において開議、午後五時四十分分散会、委員長 山内 広(社)

委員長より、本委員会の今後の議事については代表者会議の申し合せにより速記をとることにし、その譚訳については委員の要求により委員長において必要があると認めた部分につき譚訳することを諮り、異議なくそのことに決定、ついで総務部長より、二十九日の佐々木委員(自民)の質疑に対して答弁、佐々木委員より、総務部長の答弁は充分納得できない旨、二次会等の整理のため書類の作り直しが行われているのかどうか、また今後どのような方法で食糧費支出の公正を期する考えなのかその決意について質疑、総務部長より答弁、次に伊藤(作)委員(自民)より、去る三月二十九日に質疑を保留していた点について総務部長の答弁が一部喰い違いがあるので答弁の一部訂正方に対する考え方について質疑、総務部長より答弁、伊藤(作)委員より、只今の答弁は信頼できないので関係人、知事等の出席を願つて質疑したいが、答弁の訂正とか他によい考えがあれば検討願いたい旨を述べ、総務部長より答弁、次に泉谷委員(自民)より、佐々木委員の質疑に対する答弁に関連して更に新しい事実すなわち十二月十五日に監査委員二名と同事務局長が出張中にもかかわらず出席した事になつていふこと、更に五月十七日及び

六月においても同様監査委員、事務局長等が北見方面に出張中にかかわらず会合に出席していることになつてゐるが事実かどうか、また監査委員との会合は習慣的に行われているのかどうかについて質疑、総務部長より、調査の上答弁する旨を述べ、委員長より、本日の議事はこの程度に止めることについて諮り、異議なくそのことに決した。

○四月十五日 午後七時五十八分、第一委員室において開議、午後十一

時五十分散会、委員長 山内 広(社)

① 委員長より、前回から継続となつてゐる泉谷委員(自民)の質疑に対する理事者の答弁を求めたが、中山委員(自民)より、議事進行について発言を求め、委員会の開会が遅延した理由について質疑、委員長より応答、中山委員と委員長との間に質疑応答が繰り返された後、総務部長より、泉谷委員の質疑に対して答弁、泉谷委員より、二次会等の整理のため出席しない人が出席したことになつて支出調書が作成されているがこのようなことが予算操作の關係から慣行的に行われているのか、また度々監査委員と打合せをしなければならぬものか、事務処理の都合上このようなことが予算操作上正常な方法であるのか、監査委員及び監査事務局長が全然知らなかつたのか、またこの点をたしかめたことがあるか、本庁分の食糧費支出調書においてこのようなものがないとはつきりいい得るか、監査委員がこれらに対して採取監査を行つた例があるが、監査委員は書面審査というが本件に対して一切責任がないといえるかについて質疑、総務部長、監査委員(徳永)より答弁、松尾委員(自民)より、証憑書類は公給領収書によるといわれているが全てが公給領収書であつたかどうかについて質疑、総務部長より答弁、伊藤(作)委員(自民)より、前回の質疑の中にある会合はどのような会合で、どこで行われたか、出席者は渡辺業務課長外誰々であつたか、またどのような方

法で連絡されたか、会合が終つた後において欠席の自分にその内容について報告があつてしかるべきでないか等について質疑、総務部長より答弁、関連して中山委員(自民)より、伊藤(作)議員に対しいかなる方法で連絡したか、この会合の目的、この会合を企画した者、何故道議を呼ばなければならなかつたか、十一月四日と同月八日の伊藤(作)吉田(自民)両道議に対する連絡方法について質疑、総務部長より答弁したが、十一月四日の宴會に伊藤(作)吉田両道議が出席していないのに出席したことになつてゐる事実を調査するため、答弁の一部を保留、午後八時五十五分一旦休憩、午後九時十五分再開。

② 総務部長より、保留部分について答弁、中山委員より、三十一年十一月八日の宴會において二次会のつじつまを合わせるために伊藤(作)吉田両道議の名を借用したのか、二次会は何の二次会であつたか、このときは伊藤(作)道議は農地開拓委員をやつていないのに名前を出すのはつじつまを合わせるためにしたものでないか、道議の名前を使つて一次会が何か、二次会が何かわからないのか、また今後注意するといふ答弁をすることによつて逃れようとしているが道議二人の名前を出して部長はどう考えるか、部長の部下職員、書類についても調査を行つたか、もししなかつたなら何故しなかつたか、自分の所管でないからわからないというが二次会の経路をどうして知つたか、名譽を傷つけられている両道議にどういふ措置をとるつもりか、二次会の穴埋めをしたというが二次会はどうして判明したか部長の了解した方法、係のものに聞いたら二次会ということがわかつたというがどういふ会合であつたかについて質疑、総務部長より答弁、関連して松尾委員(自民)より、中山委員の質疑は卒直に述べられているので部長も卒直に答弁してほしい旨、真実は一つしかないのだが、赤煉瓦の中で部長以外に真実を語れる人がいるのかどうかについて質疑、総務部長より答弁、関連して山元委員(自民)より、

この会合の出席者は理事者だけということがわかったがその後において会合の内容について同議員に報告するのが本当でないか、伊藤（作）道議の名は計画的に使われたものと考えてよいか、道民の血税に対して目的のたない会合に多額の金が使われているがまだ別な会合にもこのように使われているかについて質疑、総務部長より答弁、関連して林委員（自民）より、伊藤（作）道議は吉田、樋口両課長も宴会に出席しなかつたといっているが一体誰と誰がやつたのか、二次会について部長が聞いた人から聞けば一次会もわかると思うが直接出席した人に答弁させてはどうかについて質疑、総務部長より答弁、関連して中山委員より、どういう二次会にどういう人が行つたか、また誰が行つたか知つての答弁か、しらないでの答弁か、出席したことになる長尾主事、宮下技師にきいたことがあるか、部下職員に答弁させる意思があるか、つじつまを合わせるのには数日後であるからわからないというがそれは自己の判断かについて質疑、総務部長より答弁、中山委員より、三十一年十一月八日の宴会に出席した道側の長尾主事、宮下技師の出席を要求して、午後十時三十分休憩、（休憩中その取扱いを協議。）午後十一時四十五分再開。

③ 委員長より、本日は時間の関係でこの程度に止め、明日午前零時五分開議する旨を述べた。

○四月十六日 午前三時十九分、第一委員室において開議、午後九時五

十五分散会、委員長 山内 広（社）

① 委員長より、昨日中山委員（自民）から要求のあつた土地改良課宮下技師及び長尾主事の出席について諸般の事情から出席できない旨を説明して了承を求め、中山委員より、知事の出席を要求、委員長より、そのように取計うこととして、午前三時二十一分休憩、午前三時二十四分再開。（知事出席）

② 中山委員より、(1)三十一年十一月八日吉田キミ方における食糧費

の支出に關し、伊藤（作）（自民）吉田（自民）両道議が出席となつてゐることについて質疑したところ総務部長は二次会の整理調書であるというが二次会の会合目的と両道議を出席者としてゐる理由、(2)出席していない両道議が出席したことになつてゐる場合両道議に対する名譽き損の救済方法、(3)決算に當り提出書類はつじつまが合えばよいとの考えのもとに提出されたものか、(4)本件に關係のある鈴木総務課長、広瀬主事について調査する意思があるか、關係者に対する調査の考え方、答弁を納得できないまま決算を審査せよという考え方について質疑、知事より答弁、中山委員より、知事答弁を了承せず、事件關係者である鈴木東京事務所総務課長、同広瀬主事の出席を要求、委員長より、委員会条例第十九条の規定及び現在東京に在る現状から出席できない旨を述べて了承を求めたが中山委員了承せず、中山委員より、委員長は本問題について調査しなくてもよいと考えられるか、關係人の出席要求に対する考え方について質疑、委員長より応答、関連して林委員（自民）より、知事部下職員の出席に対し知事にその意思があるかどうかについて質疑、知事より答弁、林委員より、これら諸事件の關係者を呼んで真相を究明することが我々の義務であるが出席を拒否する理由について質疑、知事、総務部長より答弁、中山委員より、(1)知事は我々に誠意をもつて答えられていると考えるか、(2)決算審査を求めながら使途不明のものをそのままにして、認定せよという考えか、十一月八日の二次会の経緯はどうか、(3)委員会条例第十九条の趣旨について何でも拒否できると考えるかどうか、(4)決算審査に當り間違つた認定がなされてもよいと考えるか、(5)東京事務所勤務職員の出席要求について東京からくる時日をみて委員会の審査を遅らせる場合に対する考え方について質疑、知事、総務部長、出納長より答弁、委員長より応答、関連して松尾委員（自民）より、答弁は何ら本質的なものになつていないが、今後更に誠意をもつて調査する考えはないかについ

て質疑、知事より答弁があつて、午前五時一旦休憩、午後三時十分再開。

③ 山本委員（自民）より(1)決算書類の審査をゆだねた知事は審査の結果が正しいものであることを望むか、(2)証憑書類は便宜的に作り上げたものでこの書類は当然性をもたないと思うがこの判断についてどう考えるか、また二、三次会が一次会に繰り上つていのであるのか、三、四次会の当然性を認めるためには一、二次会の内容を知る必要があるのではないか、また第二次会の当然性を考えるには一次会が当然性をもたなければならぬので二次会を判断するには一次会の資料が必要でないかについて質疑、知事、総務部長より答弁、山本委員より、三十一年十一月八日における一次会の資料の提出を要求、委員長より、決算委員会全体として資料の提出は終つているのでどうするか協議する旨を述べ、午後三時三十分休憩、午後四時二十二分再開。

④ 山本委員より、資料の提出時期について質疑、総務部長より答弁、次に中山委員より、(1)宴会行政に対する所見、知事は公選に当り宴会行政はしないと言明しながら最近心境の変化を来たしているようにみえるがいかなる反省が加えられているか、(2)監査委員の選任についていかなる観点から選任しているのか、監査委員を与党のみで占めて差支えないと考えるか、監査委員の選任は道行政全般的な考え方、立場に立つて処すべきであり野党を無視するような結果がこのような事態を惹起したと考えるかどう考えているか、(3)質疑時間が僅か三時間余で答弁に四十九日を要してなお満足な答弁を得られない理由、(4)架空の宴会について本庁の場合このようなケースはいくら位あると考えるか、(5)東京事務所勤務の者がわざわざ札幌まで来て宴会しなければならぬ理由、(6)二次会はどのような場合に行うのか、またその限度等に対する考え方、(7)精進庵を宴会場所として選定した理由、(8)道議、監査委員の氏名を使う根拠、(9)食糧費支出の場合

の起案の経緯、(10)三十一年六月二十六日第一ホテルにおける会合、同五月十七日の湖月における会合に監査事務局局長が出張中にかかわらず出席したことになつていいるかどうしてこのような書類が作られたのか、また湖月の会合目的は何か、(11)支払事務を必要に応じ総務係に命じてやるというのがこのようなやり放し行政が然らしめているのではないか、(12)監査委員及び監査事務局職員の名前が食糧費支出で利用されているがこれに対する考え方、これら食糧費支出状況に対する見解、監査するものとされるものとの会合で監査の職責が全うできるか、食糧費支出に対する証憑書類等に対する監査の事例の有無、東京事務所における監査について職員に監査を行わせた場合の監査委員の責任等について質疑、知事、総務部長、総務部次長、監査委員（徳永）より答弁、次に伊藤（作）委員（自民）より、今後の食糧費取扱いに対する考え方、昭和二十九年の綱紀肅正委員会において指摘された交際費、食糧費の使途について知事はその決意を表明しながら数年たらずして今日の事件を起しているが綱紀肅正委員会の線をどのように工夫改正されてきたのかその考え方について、山元委員（自民）より、二次会の経理の正確を期する方法として決裁過程で確める方法はないかについて、林委員（自民）より、東京事務所に予算達してあるものに對し札幌に来て本庁部課長と会合するということについて東京事務所の食糧費使用目的、また監査委員と会食することについてなれあい監査の疑がもたれるがこの点に對する考え方、綱紀を引締めるための信賞必罰、勤怠の關係、人事管理の適正等に対する考え方、三十三年度食糧費予算について減額する意思があるか、また具体的節減の計画を示す考えはないか等について質疑、知事、総務部長より答弁があつて、食糧費問題に対する質疑を終結、意見調整のため、午後七時十七分休憩、午後九時五十二分再開。

⑤ 昭和三十一年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件を議題に供

し、泉谷委員（自民）外六名提出の昭和三十一年度北海道各会計歳入歳出決算不認定に関する動議並びに中野（与）委員（社）外六名提出の昭和三十一年度北海道各会計歳入歳出決算に関する件認定に関する動議を一括問題とし、泉谷委員、中野（与）委員よりそれぞれ趣旨弁明があつた後、起立による採決に入り、まず泉谷委員外六名提出の動議は起立者少数にて否決、ついで中野（与）委員外六名提出の動議は起立者多数にて可決に決定。

⑥ 委員長報告については委員長一任とすることについて諮り、異議なくそのことに決した。

総合開発調査特別委員会

○三月十七日

午前十一時五十五分、第三委員室において寒地農業確立小委員会を開議、午後一時二十分散会、小委員長 伊藤 作一（自民）

小委員長の互選

秋山臨時小委員長（協ク）より、小委員長互選の方法について諮り、道下委員（社）より、指名推薦の方法により伊藤（作）委員を小委員長とされたい旨の動議を提出、異議なくそのことに決定した。

○三月十九日

午前十時五十五分、第一委員室において寒地農業確立小委員会を開議、午後零時五十五分散会、小委員長 伊藤 作一（自民）

① 小委員より、寒地農業確立対策に関する中央折衝の経過について

報告の後、農務部長より、寒地農業確立対策連絡協議会の中央に対する運動の経過並びに今後の運動方法について説明があり、北海道寒地農業振興特別措置制度要綱に関する農務部案を提出した。これに対し小委員長より、これは最終の計画であるかどうかについて、二瓶委員（協ク）より、中央に持込む場合この計画でよいのかどうかについて質疑、農務部長、農政課次長より答弁。

② 農政課長より、北海道寒地農業振興特別措置制度要綱案について説明を聴取、二瓶委員（協ク）より、中央においても畑作計画を立案し本年度七億円の融資決定をみたがこれは負債整理を別に考えるということに進められたものであると思うがこの要綱案を通す確信があるか、経営安定特別立法と負債整理特別立法の二つの問題を一本にまとめ更に農地取得の問題を新しく入れたことは納得がいかないし二つの大きな問題を一本の法律にすることは適当かどうか、また中央の開発審議会においても農家負債整理は経営安定対策と別に考えるということになっておりそのことと逆行するものでないか、笠井委員（社）より、本要綱案は寒地農業に対して特別立法を制定するという基本線から後退していないか、本要綱案提案の意図及び農家負債整理対策との関連における基本的考え方について、増田委員（社）より、営農安定と負債整理の問題を分けることはおかしい旨、小委員長より、大臣との話し合いの中にも道のもつてくる案は柱は従来と変わらないものだらうといつておりもう一度考え直してほしい旨、深山委員（自民）より、実際問題としては無理な案であり負債問題についての内地との関連はどうするか、坂下委員（社）より、寒地農業確立の立法制定は従来より容易でなかったたので以前とかけはなれた案ではうまくない旨、橋本（正）委員（社）より、負債整理をしないでの営農安定対策はうまくないのでこのような基本線を打出す必要がある旨それぞれ質疑及び意見の交換があり、企画本部長、農政課長より答弁があつた後、明日更に検討することとした。

○三月二十日 午前十一時二十分、第一委員室において寒地農業確立小

委員会を開議、午前十一時五十五分散会、小委員長 伊

藤作一（自民）

① 小委員長より、昨日の小委員会において道から提出された寒地農業振興特別措置制度要綱の一部訂正と計画の考え直しということで新たに資料が提出されたので説明を願いたい旨を述べ、農政課長より、北海道寒地農業振興特別措置制度要綱案について説明を聴取、小委員長より、現状況下においてはこの程度で了承し、折衝過程において訂正、改案の要が起きた場合は相談の上措置することについて諮り、異議なくそのことに決定。

② 小委員長より、本案は更に全体委員会にかけた上早急に中央折衝の必要があり、本委員会から一名、農務、農地開拓から各一名の上京委員をあげて折衝することになっている旨を述べ、本委員会より派遣の一名は小委員長一任とすることに決した。

○四月八日 午後一時三十五分、第一委員室において開議、午後一時五

十五分散会、委員長 岩本政一（自民）

伊藤（作）委員（自民）より、去る三月十九日及び二十日に開催された寒地農業確立対策合同小委員会の審議経過について報告、ついで企画本部長より、寒地農業確立対策小委員会で作案を得た北海道寒地農業振興特別措置制度の内容について説明を聴取、委員長より、同案について了承を求め、全員これを了承、伊藤（作）委員より、この案がよいということになれば正式の運動を展開することになる旨、岩田委員（自民）より、早急に手を打つ必要がある旨の意見があり、本問題に対する中央折衝について諮り、異議なくそのことに決定、派遣委員、派遣日程等については、正副委員長一任とすることに決定した。

○四月九日 午前十時四十三分、第三委員室において総合開発促進小委

員会を開議、小委員長 太田益夫（社）

① 企画本部長より、総合開発第二次五カ年計画達成のための諸方策について説明を聴取、新川委員（社）より、早急に中央に対して要請する問題点は何であるか、先に閣議決定された目標計画の趣旨による具体的実施計画を早急に提出するよう意見書を提出してはどうか、また問題点を開発審議会の問題にしてみようことも必要である旨、林委員（自民）より、今直ぐ意見書を提出することについては現在寒地農業確立に対する特別立法制定の要請を行っている関係からなお研究を要し更に実施計画はどの程度にやつたらいいか、実施計画を樹てるのかどうかの問題等についても考えてみる必要がある旨、井口委員（社）より、残された問題を引継事項として申し入れることが大切である旨それぞれ意見があり、企画本部長より答弁。

② 林委員（自民）より、実施計画における中味の作成を我々の手で作ってみてはどうか、また緊急に中央に対し折衝を要するもの等もあわせて研究してみてもどうか、新川委員（社）より、国土開発計画の中に地域計画を入れ特殊性を活用する仕組みになっており、この中に道の第二次五カ年計画を大中に織込んでもらうことが緊急なことでありこのことは開発審議会を開いてもいい検討させる必要がある旨それぞれ意見の交換があり、小委員長より、総合開発第二次五カ年計画達成のための諸方策についてはもう一度再編成をしてもらつて次回に提出願いたい旨を述べた。

○四月十五日 午後三時二十分、第三委員室において総合開発促進小委

員会を開議、小委員長 太田益夫（社）

① 企画本部長より、総合開発第二次五カ年計画達成のための諸方策のうち当面措置すべき事項について説明を聴取、井口委員（社）より、地方交付税、固定資産税の問題は北海道に対する臨時措置とし

てこの実現のため自民党の北海道開発特別委員会が動いているがこれとの関連について、宮津委員（自民）より、地方道路に対する財源確保の問題は全国道路利用者会議において特別委員会を設置、具体案を作成して折衝を始める段階になつてゐる旨の質疑及び報告があり、企画本部長より答弁。

② 小委員長より、寒地農業確立対策小委員会と本小委員会から各二名を本議会終了次第上京折衝することについて岩本委員長（自民）より連絡があつた旨を報告の後、中央折衝について諮り異議なくそのことに決定した。





地方行政疑義問答集

請願、陳情について

地方議会の請願能力 (法八九、一二四)

(昭和二八、二、一八 自行行発第三四号)
北海道総務部長宛 行政課長 回答

問 地方公共団体の議会は請願権を有するか。

答 議会には法律上の権限としては請願権がないものと解される。

(註釈) 従来行政実例は地方議会も請願ができないことはないとしていたのであるが、法第二百二十三条の「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者」を自然人及び法人と解釈するとともに、前例を変更して、地方議会には法律上の権限としては請願権がないとしたものである。従つて、この見解は、市町村の議会が都道府県の議会に請願することも認めない趣旨である。

都道府県議会に対する当該都道府県教育委員会等の請願権 (法三四)

(昭和二七、一二、一 自行行発第一四九号)
秋田県議会事務局長宛 行政課長 回答

問 都道府県教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会(農業委員会)、地方勞

働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公安委員会は、当該都道府県の議会に対してその委員会の事務及び予算措置に関し、請願権があるか。

答 教育委員会その他の地方公共団体の執行機関は、当該地方公共団体の議会に対し請願することはできない。

第三国人と請願権 (法一二四)

(昭和二三、六、一六 自発第三九八号)
宮城県総務部長宛 自治課長 回答

第三国人も、市議会に対して請願権を有する。

権利能力のない社団と請願 (法一二四)

(昭和二九、七、二六 自行行発第一二三号)
三重県議会事務局局長宛 行政課長 回答

問一 法第一二四条にいう「普通地方公共団体の議会に請願しようとする者」とは、自然人及び法人に限られ、権利能力のない社団からの請願は、受理し得ないと解するか。

二 当県会議規則に規定する請願者の住所、氏名、年令あるいは押印のない請願及び陳情は受理できないと思うがどうか。

答一 会議規則の定にもよるが、権利能力のない社団も請願することができる。
二 お見込のとおり。

請願の紹介方法 (法一二四)

(昭和二二、一一、二九 地発乙第八五号)
各都道府県知事宛 地方局長

問 法第一二四条には、議員の紹介によつて議会へ請願書を提出できるようになっているが、この紹介はどんな方法でしらいいか。

答 議会の会議規則中に、適宜に規定すればよい。なお、衆議院規則及び参議院規則を参照されたい。

請願の紹介議員 (法一二四)

(昭和二四、九、五 地自滋第四号)
滋賀県議会議事務局長宛 (行政課長回答)

問一 議会に対する請願書の紹介議員は、その請願内容に賛意を表する者でなければ、署名紹介できないか。

二 若しも、右の場合議員が反対であれば、その請願は、議会に提出することができないことになるかどうか。

答一 請願の内容に賛意を表するものでなければ、紹介すべきものでない。

二 お見込のとおり。但し、陳情書を提出する等の方法によることができる。

議長の請願紹介の可否 (法一二四)

(昭和二三、五、一四 自丁政発第六七号)
和歌山県総務部長宛 (行政課長回答)

問一 議長が議員として請願の紹介議員となることは、請願に対し賛意を表したものであつて議長の表決と見られ、議会運営上支障あるやに認められる。議会に諮つて紹介議員を取消することが妥当と思われるが、どうか。

二 この場合この請願を審議するに当り、紹介議員でない副議長と議長席を交替すれば何等支障ないものと思われるが、どうか。

答一 議長が請願の紹介をすることはさしつかえない。

二 一により承知されたい。

請願の紹介議員 (法一二四)

(昭和二七、三、一三 地自行政第八三〇号)
山梨県総務部長宛 (行政課長回答)

問 議会に提出する請願に対し会議規則において紹介議員二人以上を必要とする

旨規定することは法第一二四条の趣旨に反するか。

答 お見込のとおり。

(註釈) 法第二百二十四条の請願しようとする者とは自然人及び法人を指すものであつて、地方公共団体の機関が当該地方公共団体に請願するようなことは法の予想せざるところである。

請願の紹介の取消 (法一二四)

(昭和三〇、三、一八 自丁行発第四八号)
福島県議会議事務局長宛 (行政課長回答)

問 議会招集後要式を具備し提出された請願につき、該請願を紹介した議員は、その紹介の取消をし得ないものと思料されるが、また、議会の審議前ならばさしつかえないか。

答 議会において採択又は不採択の意思決定前で議会の同意が得られればさしつかえない。

(註釈)

一 議会に請願しようとする者は、議員の紹介により請願書を提出しなければならない(第一二四条)。この紹介の方法については、一般に会議規則に定めるべきであり、自治庁の作成した会議規則準則にも、第一〇四条と第一一三条に規定されている。

二 議員が請願を紹介するに当つては、請願の内容に賛意を表してこれをすべきであることはいふまでもないが、いったん紹介した以上はいかなる場合でも、紹介の取消あるいは請願の撤回ができないものと解すべきものでない。といつて、無制限にこれを許容することも認められない。原則としては、議会が採択不採択の意思を決定するまでの間であれば、議会の同意を得て、紹介を取り消しあるいは請願の撤回をすることができるものと解すべきである。会議規則に定めがあれば、それはそれに従うべきことはいふまでもない。

三 衆議院規則、参議院規則には、請願の撤回については何ら規定がないが(またあえて規定するまでもないが)「発議案又は動議案の撤回は発議者の

全部からこれを請求しなければならない。委員会の議題となつた後には委員会の許可を要し、会議の議題となつた後には議院の許可を要する」とする規定からいっても、同様の扱にすべきものであらう。

また、たとへば群馬県議会会議規則のように既に成立した発議、動議又は諸願は、会議の同意を得なければこれを撤回することができないと規定している例もある。

諸願について (法二二四)

(昭和二五、三、一六 自連行発第二八号)
北海道総務部長宛 行政課長回答)

問一 法第一二四条には「普通地方公共団体の議会に諸願しようとする者」とあり、たとえば甲の普通地方公共団体の議会の議決により、行政措置ができるものは、乙の普通地方公共団体の住民の諸願であつても議員の紹介があれば諸願としてよい。

二 諸願者としての資格には、年令その他制限の規定がないと思うがどうか。

答一 所問の「普通地方公共団体の議会に諸願しようとする者」には、当該住民のみならず他のすべての住民（自然人たると法人たるとを問わない。）をさすものであるから、適法な諸願であるかぎり受理すべきである。

二 見込のとおり。

陳情の受理 (法一〇九)

(昭和二五、三、一五 自連行発第二八号)
北海道総務部長宛 行政課長回答)

問 他の地方公共団体の住民の陳情を受理してよい。

答 お見込のとおり。

諸願の受理 (法二二四)

(昭和二六、一〇、八 地自自行発第三一一号)
名古屋市議会事務局局長宛 行政課長回答)

問 地方公共団体の事務に關係がなく当該地方公共団体において措置のできない事項（たとえば国家公務員の整理反対の件）について議会に対し諸願が提出された場合、議長はこの諸願を処理する方法なしとしてその受理を拒むことができる」とする説と、諸願は憲法、法律に規定された国民の権利であるからその諸願が法定の形式を具備しておれば議長において受理を拒む権限がないとする説があるが、貴庁の御解釈を承りたい。

答 後説お見込のとおり。

諸願の受理 (法二二四)

(昭和二五、一二、二七 自行発第三五八号)
横浜市議会事務局局長宛 行政課長回答)

問 地方公共団体として何ら権限のない事項又は越権と思われる事項（例、外交關係、警察吏員定員増加等）に關して諸願書が提出された場合、

一 法第一二四条においては諸願事項についてその範圍が明確に示されていないが、法第一二五条によれば採択したもので市關係の各機關に送付するを適當とするものはそのように措置すべく示されているので、市議会としては、かような諸願は受理すべきでないと思考されるがどうか。

二 諸願書としての形式が完備している以上、市議会としてはこれを受理しなければならぬ。

三 もし受理すべきものとしたら、この諸願の処理方法につき伺いたい。

答一 二、三、明らかに当該地方公共団体の事務に關する事項ではないと認められる場合においても、受理を拒むことはできないと解するが、採択不採択は議会において決定すべきものであるから、当該地方公共団体の権限外の事項については、不採択の外ないと解される。

「平穩に請願する」の解釈 (法二二四)

(昭和二八、九、三〇 自行行発第二八二号)
長野県総務部長宛 行政課長 回答)

(事実) 市警察吏員が職権を乱用して請願人の名誉及び信用をき損し人権をきゆるりんしたから憲法第一六条及び地方自治法第一二四条により該警察吏員を罷免願いたく請願するという請願が提出されたが、その内容において

- (1) われわれの生命財産を保護させるために雇つてある者が、故意に罪人をつくつてどういふ利益があるか、
- (2) 告訴された事件でも取り上げず故意に遂がしているものもあるではないか、
- (3) 自分(警察吏員)が検察庁へ告訴されたので仇を討つつもりで自己の地位を利用し、
- (4) 失業者を一人でもなくそうとしてできた社会を一々商法違反だといつて、営業妨害をするなら、公にかつて置いてまで営業妨害をさせる必要はない、

だから請願人の代表している〇〇会社は市民税は払えない。

- (5) 請願人の名誉や信用をき損させ請願人をいかにも大悪人のごとく造り上げようと故意にした不都合きわる人間、かかる迷惑千万な職権乱用者をおくのか、

等の字句が使用されている。憲法第一六条には「平穩に請願する権利を有する」と明文化されているが、

問一 本件に関連して、憲法第一六条の規定中の「平穩」の意味

- 二 この請願はそのまま受理すべきか。

- 三 そのまま受理せず字句を訂正して再提出させるべきか。その場合訂正すべき字句について具体的に明示し願いたい。

答一 示威運動や面会の強要等威迫的手段によることなくという意味であつて、

請願文中の文言いかんは問うところではないものと解する。

- 二 その形式、手続が整つてゐる限り、受理しなければならぬ。

- 三 二により承知されたい。

請願書の取扱 (法二二四)

(昭和三〇、一一、二五 自行行発第一七七号)
福岡県総務部長宛 行政課長 回答)

問一 法第一二四条の議会の請願書受理の時期については、議会は閉会中である

が請願書提出者から形式手続ともに適法な請願書が議長の手許に提出されたときは議長はこれを受理しなければならないと解されるが、一説には、請願書は議会の開会中に受理すべきであり、閉会中に提出されたものについてはこれを議会事務局又は書記において保管し次の会期の始めに受理する取扱とするのが適當であるとの見解もあるがどうか。

- 二 請願書は議会開会中に受理すべきであり、閉会中に提出されたものは議会

で保管し次の会期の始めに受理すべきとした場合の取扱について、

- 1 保管中の請願書は、議長の許可を要せず、請願書提出者の意思のみにより取り下げることができる。
- 2 保管中の請願書の紹介議員が紹介の取消をしようとする場合、議長の許可を要せず、紹介議員の意思のみにより取り消しうる。また、署名の取消により紹介議員がなくなつた場合その請願書は請願書の要件を欠くこととなるので却下すべきである。

答一 後段お見込のとおり。

- 二 1、2ともにお見込のとおり。

なお、署名の取消により紹介議員がなくなつた場合、一般の陳情書として取り扱うことはさしつかえない。

請願、陳情等について (法二〇九)

(昭和二六、一〇、一〇 地自行発第三一五号)
北信四県市議会事務局協議会会長宛 行政課長 回答)

問一

議会協議会で審議された請願、陳情等について、本会議へ上程採択することなく直ちに委員会付託の処理をすることは、会議規則に定めればさしつかえないか。

二 議長あての請願、陳情等が本会議において採択されたものがあるとき、執行機関への手続はどのように処理するのが適当であるか。執行機関に対し議決報告だけ示して善処方を要望するだけでよいか。

三 会議規則に規定があれば、請願書提出次第、議長は、議会閉会中であつても関係委員会に付託して審査させることができるか。

答一 お見込のとおり。

二 受理した請願の内容により処理の方法を異にすると考えられるが、その方法としての経過及び結果の報告の請求等の取扱については、会議規則中に規定することが適当である。

三 できない。

委員会に対する請願、陳情の付託 (法一〇九)

(昭和二九、六、九 自行行発第八九号)
船橋市議会事務局長宛 行政課長回答)

問 行政実例(昭和二六、一〇、一〇、地自行発第三一五号、北信四県市議会事務局協議会会長あて行政課長回答)中「議会協議会で審議された請願、陳情について、本会議へ上程採択することなく直ちに委員会付託の処理をすることは

会議規則に定めてあればさしつかえない」とあるが、この場合、一 議員協議会とは俗に全員協議会、議員総会とかいう事実上の議員の会合であると思うがどうか。また、その性格は何か。

二 前項前段どおりとすれば、地方自治法上何ら規定のない協議会を会議規則中に設けることによつて設置してさしつかえないか。法の許容範囲であるか。

三 あえてさしつかえないとすれば、地方公共団体の議会にかえることができ、法第九六条の事件議決も全部なすことができると解してよいように思われるがどうか。

答一 前段 お見込のとおり、後段 前段により承知されたい。

二 できない。

三 二により承知されたい。

なお、該行政実例は、議会に提案された請願、陳情については本会議に上程することなく、議長において直ちに委員会付託とすることができる旨の会議規則の

規定があれば、その規定により、設問のこと議員協議会で事実上審議された請願、陳情については議長が本会議に上程することなく直ちに委員会に付託して審査させる扱をする、こともできる旨を示しているものである。

請願、陳情等の取扱 (法一二四)

(昭和二八、四、六 自行行発第六六号)
秋田県議会事務局長宛 行政課長回答)

問一 提出者から請願又は陳情の取下願があつたときは、委員会又は本会議の許可を要せずただちに取下の効力が生ずるか。

二 普通地方公共団体の議会の議員が住民としての個人の資格で当該議会に請願し又は陳情しうるか。

三 提出者を異にする同一趣旨の陳情又は請願の一を採択又は不採択の議決をしたときは、他の陳情又は請願を審議することができるか。

2 意見書を議決されたいとの請願又は陳情があり、これと同一趣旨の意見が既に議員から発議されてこれを議決したときは、その請願又は陳情を審議することができるか。

答一 会議規則の定めるところによるべきであるが、原則としては、提案者の意思のみによつて撤回することはできず議会の同意を必要とするものと解する。

二 お見込のとおり。

三 1、2 いずれもお見込のとおりと解するが、1のごときは場合は、一括することが適当である。

臨時会における請願、陳情 (法一〇二、一二四)

(昭和二七、九、二
鹿児島県地方課長宛 行政課長電信回答)

問 臨時会においては、法第一〇二条第五項の場合を除き、陳情、請願についてもあらかじめ告示しなければ付議できないか。

答 お見込のとおり。

開会中の陳情の審査 (法一〇九)

(昭和二六、九、三 地自行発第二六〇号)
戸畑市議会事務局長宛 行政課長回答

問 常任委員会は陳情の審査をする旨法第一〇九条第四項(現行法では第三項)に規定されているが、議会における陳情の取扱には明文がないので、陳情の審査に限り常任委員会は閉会中も審査できるか。

答 議会の議決により特に付議されない限り、閉会中は審査できない。

請願と調査権の発動 (法一二四)

(昭和二九、八、一八 自丁行発第一四三号)
熊本県総務部長宛 行政課長回答

「北海道議会時報」第二〇巻第三号に掲載。

請願、議案の扱いと会議規則の規定 (法一二〇)

(昭和二四、九、六 自進行発第一六号)
呉市会事務局長宛 行政課長回答

問一 議会が受理した請願の審議に当つて委員会に付託した場合、委員会が不採択と決定した請願は、議会で一定数の議員が上程を請求しない以上、委員会の決定が確定する旨の条文を会議規則中に制定することは、国会の場合のよう法律で委員会に委任することになり違法であると思うがどうか。

二 請願についてかような取扱ができると思ふれば、一般の議案についても同様の規定が許されると思うがどうか。

答 いずれも会議規則に規定すればできるが、二は適当でない。

請願の紹介議員と除斥 (法一二七)

(昭和二六、三、一六 地自行発第六二二号)
札幌市議会事務局長宛 行政課長回答

問一 請願に関連する不正行為がたまたま審査委員会の事件としてとり上げられ

た場合、その事件には直接間接何ら関係しない紹介議員は審査委員を除斥されるべきか。

二 前述の理由で除斥されることは、たとえば該議員が紹介したときにその請願は審議不可能となるので、除斥の対象とはならないと思うがどうか。

答 単に請願の紹介をしたことのみをもつて、当該議員がその請願に関する事件に關して除斥されることはない。

陳情事項対象議員の除斥 (法一二七)

(昭和三一、一〇、三一 自丁行発第一二〇号)
兵庫県総務部長宛 行政課長回答

問一 議員が代表者になつてゐる株式会社の行為が陳情事項の対象となつてゐる場合、同陳情を議題とするにあたり当該議員の除斥を要するか。

二 一の場合、議員が代表者である株式会社を抽象的(例えば「一部業者」という。)に指摘してゐるときはどうか。

答一 お見込のとおり。

二 一般的、抽象的に指摘されている事項であつても、諸般の状況よりして当該事項の内容が客観的に明確に認定される場合においては、当該関係議員は除斥の対象になるものと解する。

圖書室だより

各官公庁・その他よりの受贈圖書

図 書 名	受 贈 先
読書春秋 十二、一号	国会図書館
国会図書館公報 十二号	同
ぶつくわこん 十五号	同
洋書速報 四十一号	同
納本週報 四八、四九号	同
図書月報 一号	会計検査院
三十一年度決算検査報告	同
レファレンス 八十四、八十五号	調査立法考査局
資料月報 十一、十二号	統計局
家畜衛生統計 一九五七年	農 林 省
農業情報 五十五号	同
農林図書資料月報 十二号	同
水産時報 十二、一号	同
森林防疫ニュース 十二、一号	同
海外通信だより 二十一号	郵 政 省
通信文化新聞 一二一〇、一二一九、一二二二、三三三	同
郵政統計月報 九六、九七号	同
飛 躍 七十九号	同
郵便政 一、二二二	同
簡保みちのく 一四八号	同
大阪郵政統計月報 十二号	同
税金のそのゆえ 三二二	国 税 庁
文部広報 一九九、二〇一	文 部 省
文部統計速報 七十四号	同
教育用楽器基準の解説	同

政策月報 十二、一号	自由民主党
地方自治通信 二十一、二十二号	同
厚生広報 一、二二二	厚生省
資料月報 二十一、二十二号	同
海上保安統計月報 九号	海上保安庁
図書室だより 十一号	同
法務図書月報 四号	法 務 省
法務年鑑 三十一年	同
週刊労働 六二九、六三二	労働省
給与月報 十二号	同
やさしい労働教室 三十三年	同
労災保険事業月報 五号	同
毎月労働災害統計調査 六十五号	同
百貨店販売統計月報 十一号	通 産 省
商業動態統計季報 七、九号	同
通商産業省年報 三十一年	同
出庫在庫統計速報 十一号	同
鉄鋼統計月報 十号	同
建材統計月報 九、十一号	同
生産統計速報 十一号	同
日用品統計月報 九、十号	同
ゴム統計月報 九、十号	同
皮革統計月報 九、十号	同
窯業統計月報 十、十一号	同
通産統計月報 十二号	同
コークス統計月報 十、十一号	同
石炭生産統計月報 十、十一号	同
石炭需給統計月報 十、十一号	同
紙パルプ統計月報 十、十一号	同
機械統計月報 十号	同
非鉄金属製品統計月報 十一号	同
欽山製錬統計月報 十一号	同
繊維統計月報 十号	同
施 設 十二、一号	電 気 公 社

調査時報 十九号	調査建設省
建設月報 十一、十二号	同
特許庁年報 九卷	特許庁
教職員勤務評定問題をめぐる愛媛県紛争経緯	全国議長会事務局
増加図書目録	北大附属図書館
本道労働経済の分析 三十二年	道 庁 職 員 組 合
第二回全道地方自治研究集会報告書	小樽市、札幌市、紋別市、占冠村、塩谷村、占冠村
市勢要覧	道立農業研究所
村勢要覧	道 教 育 庁
北海道農家経済調査報告書三十二年	道 庁 職 員 組 合
北海道学校一覽 三十二年	道 庁 職 員 組 合
自治春秋 三月号	道 庁 職 員 組 合
通産旬報 一三六、一三八号	道 庁 職 員 組 合
旬刊広報 二五五、二五七号	道 庁 職 員 組 合
北海警友 二、三月号	道 庁 職 員 組 合
調査月報 二、三月号	道 庁 職 員 組 合
出版ニュース 二月下旬号	道 庁 職 員 組 合
厚 生 三月号	道 庁 職 員 組 合
岩手県財政報告書 第二十回	道 庁 職 員 組 合
神奈川県議会議時報 四号	道 庁 職 員 組 合
群馬県議会議時報 三月号	道 庁 職 員 組 合
東京都議会議時報 十二、一月号	道 庁 職 員 組 合
福井県議会議時報 第三十三号	道 庁 職 員 組 合
大阪府会 一、二合併号	道 庁 職 員 組 合
長野県議会議時報 七、八、七九号	道 庁 職 員 組 合
静岡県議会議時報 二十四号	道 庁 職 員 組 合
琉球議会議時報 第十一号	道 庁 職 員 組 合
埼玉県議会議時報 第二十七号	道 庁 職 員 組 合
福島県議会議時報 八卷三三	道 庁 職 員 組 合
石川県議会議時報 二十三号	道 庁 職 員 組 合

三月のメモ

- 1 ○全国各地で原水爆阻止大会開く。
- 2 ○英国フックス隊、南極大陸横断に成功。
- 3 ○国体スキー競技大会終る。(一位北海道)
- 4 ○本多吉江議員死去。
- 5 ○総評の春斗第一波始まる。
- 6 ○三十三年度予算案、政府案どおり衆議院通過。
- 7 ○中国よりの帰国者引揚げについて、季中国赤十字会長から配給を要請。
- 8 ○岸首相、四月解散の根拠なしと閣議で言明。
- 9 ○熊本市で百九十戸焼く。
- 10 ○国連十六カ国、朝鮮撤兵を拒否することを決定。
- 11 ○第四次日中貿易協定調印。
- 12 ○道警札幌方面本部売春業者ら一斉手入れ、業者ら二五人を逮捕。
- 13 ○吹雪で道北地方の列車ダイヤ混乱。
- 14 ○米国、人工衛星第二号の打上に失敗を発表。
- 15 ○朝鮮、非武装地帯で米機北緯側に撃墜される。
- 16 ○外務省、ソ連に核実験中止を申入れ。
- 17 ○平塚日・ソ漁業代表帰国。
- 18 ○ソ連政府、六日米に送った新書簡の内容を発表。
- 19 ○自民党首脳会議で日・ソ漁業交渉政府代表に赤城農相を推すことに決定。
- 20 ○第二十九回宮様スキー競技大会開く。
- 21 ○ソ連政府、全アジアの核武装禁止を提案。
- 22 ○小樽海上保安部、密漁船十六隻を検挙。
- 23 ○自民党道連第三回定期大会開く。
- 24 ○関門トンネル開通。
- 25 ○訪中日本通商使節団帰る。
- 26 ○道立洞爺教員保養所一部焼失。
- 27 ○道庁収集船銀河丸帰る。
- 28 ○私鉄百二十二社第一波ストに入る。
- 29 ○最高裁、公務員の政治活動制限は合憲と新判例。
- 30 ○三十二年度第二次補正予算成立。
- 31 ○道高教組第十四回定期大会開く。(委員長 小笠原和夫、副委員長 正津富男、井沼新次郎、書記長 経塚 武)
- 32 ○恩賜賞、学士院賞受賞者決る。(恩賜賞 新関良三、学士院賞 桂寿一、宮崎市定、松村博司、菅原健、牧野佐二郎、福士貞吉、木原卓三)
- 33 ○藤山外相、金韓国外使に抑留漁夫の送還を要請。
- 34 ○米原子力委、ソ連はシベリヤと北極圏で二発の核爆発実験をしたと発表。
- 35 ○文相閣議で教員の勤務評定を九月から全面実施すると発言。
- 36 ○北大文学部藤井問題辞職勧告しないことで終止符。
- 37 ○米原子力委、ソ連は前日に引続き核爆発実験をしたと発表。
- 38 ○札幌気象台、今夏の天候は大体順調で冷害の心配なしと予報を発表。
- 39 ○米海軍、人工衛星バンガード一号打上げに成功。
- 40 ○米議会でアラスカ海域での日本漁船サケ乱獲に制限を加える決議を可決。
- 41 ○留萌市長に橋本作市氏当選。
- 42 ○琉球立法院選挙で親米派敗る。
- 43 ○大阪で中学校長会が全員組合脱退を声明。
- 44 ○赤城農相ら日・ソ漁業交渉代表団一行出発。
- 45 ○国府「日中貿易協定」に抗議して対日通商関係を断絶。
- 46 ○春斗第三波に突入。
- 47 ○道警札幌方面本部で街のダニ一斉手入れ。
- 48 ○日・印鉄鋼開発覚書に調印。
- 49 ○米政府、日本に対し紅サケ禁漁区拡大について、話を申入れ。
- 50 ○閣議で春斗対策を検討、違法行為は厳重処分することを確認。
- 51 ○米原子力委、ソ連は二十日二回核実験を行ったと発表。
- 52 ○炭労無期限重点スト突入。
- 53 ○赤城、イシコフ第一回会談開く。
- 54 ○外務省、外交青書を発表。
- 55 ○茶志内で二十九世帯焼く。
- 56 ○日展新発足。

- 23 ○私鉄総連全面ストに突入。
○大相撲春場所に朝潮優勝。
- 24 ○西堀南極越冬隊ケーブタンから空路帰国。(一年五カ月ぶり)
○各派農民組合統一して全日本農民組合連合会発足。
○土屋福岡県知事リコール不成立確定。
○米陸軍、人工衛星第三号打上げ。
- 26 ○文化財保護委、重要文化財に建物関係十七件を指定。
○ソ連最高会議開く。
- 27 ○ソ連ブルガーニン首相辞任、フルシチョフ第一書記が首相を兼任。
○春斗第四波に突入。
- 29 ○李韓国大統領日韓会談再開について岸提案を受諾。
○三十二年度第三次補正予算成立。
○文化財保護委、史跡、天然記念物第三十三件を新指定。
○ソ連、米の公海での核実験に抗議。
- 31 ○ソ連、核実験中止を宣言。
○三十三年度国の予算成立。
○道漁業関係団体、日・ソ平和条約促進を決議。

昭和三十三年五月二十日発行

北海道議会時報 (第十卷第四号)

編集 北海道議会事務局調査課
発行 北海道議会事務局